

史跡久米官衙遺跡群 調査報告書 5

久米高畠遺跡

42 次・48 次・49 次・52 次調査

2011

松山市教育委員会
財團法人松山市文化・スポーツ振興財團
埋蔵文化財センター



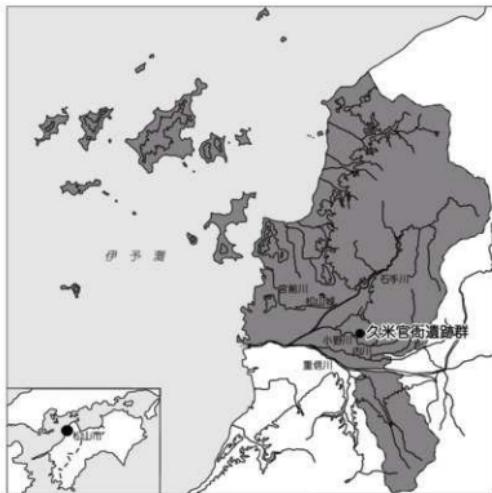
卷頭図版1 久米高焰遺跡 49次調査地全景（南西より）

史跡久米官衙遺跡群

調査報告書 5

久米高畠遺跡

42次・48次・49次・52次調査



2011

松山市教育委員会

財団法人松山市文化・スポーツ振興財團

埋蔵文化財センター

序　　言

本書は、国指定史跡「久米官衙遺跡群　久米官衙遺跡　来住廃寺跡」において、平成11年度から13年度にかけて国庫補助事業として実施しました、久米高畠遺跡42次調査、同48次調査、同49次調査、同52次調査の4件の発掘調査報告書です。

一連の調査の結果、回廊状遺構と呼ばれる官衙施設の北側に、方一町(約110m四方)規模の、来住廃寺とは別の官衙施設が存在することが明らかとなり、来住廃寺周辺の官衙遺跡群の内容をより一層詳しく考察することができるようになりました。

その後、これらの調査地を含めた周辺における遺構群は、回廊状遺構とともに政庁や正倉院と並ぶ主要な官衙遺跡群として総合的な評価を受け、平成15年8月にそれまでの史跡「来住廃寺跡」に追加され、名称が「久米官衙遺跡群　久米官衙遺跡　来住廃寺跡」に改められました。

このような成果が得られましたのも、発掘調査にご協力いただきました地権者及び近隣住民の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝し、厚くお礼申し上げる次第です。

最後になりましたが、本書が埋蔵文化財保護意識の向上と考古学研究の一助として、ご活用いただければ幸いに存じます。

平成23年3月25日

松山市教育長
山内 泰

例　　言

- 1 本書は、平成11年度～13年度に、松山市教育委員会(以下、市教委)が財團法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター(当時、以下財団)の協力を得て実施した、愛媛県松山市来住町における4件の発掘調査の成果をまとめたものである。
- 2 各調査は国庫補助を受けて実施した。調査の種別、年次等は以下のとおりである。

久米高畠遺跡42次調査(来住町861・862・893番の各一部)	約990m ²	平成11年度重要遺跡確認調査
久米高畠遺跡48次調査(来住町860番地)	約251m ²	平成12年度本発掘調査
久米高畠遺跡49次調査(来住町861・862・863番の各一部)	約999m ²	平成12年度重要遺跡確認調査
久米高畠遺跡52次調査(来住町893番の一部)	約999m ²	平成13年度重要遺跡確認調査
- 3 国庫補助事業による整理作業ならびに本書の作成作業は、財団が市教委より委託を受けて、平成21年4月1日から平成22年3月31までの間に実施した。
- 4 発掘調査は、市教委文化財課の楠寛輝、財団の橋本雄一、小玉亞紀子が担当した。調査ごとの主な担当は以下のとおりである。

久米高畠遺跡42次調査	橋本・小玉
久米高畠遺跡48次調査	小玉
久米高畠遺跡49次調査	小玉・楠
久米高畠遺跡52次調査	橋本
- 5 本書の執筆ならびに編集は橋本が行った。
- 6 大半の遺構写真と遺物の撮影ならびに写真図版の作成は、財団の大西朋子が担当した。
- 7 本書の執筆と編集はAdobe InDesign CS3にて行ったが、写真是大判のポジフィルムもしくは等倍の紙焼き原稿をスキャナー分解(線数175線)して用いている。なお、本書作成に際して使用した主要なアプリケーションは次の通りである。

Adobe InDesign CS3 / Adobe Illustrator CS3 / Adobe Photoshop CS3
- 8 金属製品の評価ならびに保存処理は、財団の山本健一が担当した。該当区域における出土量は僅かで、鉄滓が6点と鉄鏃の茎らしきもの1点のみであった。実測図の掲載は行わず、必要に応じて本文中にて言及した。
- 9 縄文時代草創期の有舌尖頭器と旧石器時代のナイフ形石器の実測に際しては、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターの多田 仁氏よりご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。
- 10 遺構図に座標値を提示している場合には、一部を除いて日本測地系(旧座標)に基づいている。基準点の配置方法ならびに委託先については、現場ごとに事情が異なる場合があることから、第Ⅱ章の各節にて調査ごとに記載した。
- 11 遺物と図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。
- 12 報告書抄録は巻末に掲載している。

目 次

第Ⅰ章 はじめに	1
第1節 報告書刊行に至る経緯	1
第2節 組織	2
第3節 立地と歴史的環境	4
第Ⅱ章 各調査の概要	13
第1節 久米高畠遺跡42次調査	13
第2節 久米高畠遺跡48次調査	21
第3節 久米高畠遺跡49次調査	25
第4節 久米高畠遺跡52次調査	30
第Ⅲ章 寺院官衙関連の成果	37
第1節 区画施設と瓦	37
第2節 寺院と官衙の建物	65
第3節 回廊北方官衙における建物配置	76
第Ⅳ章 古墳時代以前の成果	81
第1節 官衙出現の直前	81
第2節 弥生時代から古墳時代	95
第3節 官衙出現直前の建物群に対する評価	151
第Ⅴ章 まとめと今後の展望	157
第1節 寺院関連建物の識別	157
第2節 弥生時代から古墳時代前期の高床倉庫	161

挿図目次

第Ⅰ章 はじめに

第1図 遺跡群の位置	4	第4図 史跡指定範囲	8
第2図 官衙施設の配置	5	第5図 史跡指定区域と各調査区	9
第3図 回廊状遺構周辺の調査状況	7	第6図 遺跡群の変遷	11

第Ⅱ章 各調査の概要

第7図 42次調査地とその周辺	13	第15図 49次調査地とその周辺	25
第8図 42次調査区の区割り	15	第16図 49次調査区の区割り	27
第9図 42次調査地の遺構配置	17	第17図 49次調査地の遺構配置	29
第10図 42次調査地の土層(1)	18	第18図 52次調査地とその周辺	30
第11図 48次調査地の土層(2)	19	第19図 52次調査区の区割り	32
第12図 48次調査地とその周辺	21	第20図 52次調査地の遺構配置	34
第13図 48次調査区の区割り	23	第21図 52次調査地の土層(1)	35
第14図 48次調査地の遺構と土層	24	第22図 52次調査地の土層(2)	36

第Ⅲ章 寺院官衙関連の成果

第23図 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画施設	37	第41図 区画施設群出土のその他の遺物	58
第24図 来住廃寺の瓦	39	第42図 東部の溝	60
第25図 SD034・SK008とSD035・SK010	41	第43図 SD009・016出土遺物	61
第26図 SD034・SK008出土遺物	42	第44図 西部の区画溝	62
第27図 SK010出土遺物	43	第45図 西部の区画溝の断面	63
第28図 ベルト2出土遺物	43	第46図 SD038出土遺物	64
第29図 SD028	45	第47図 寺院と官衙の建物	65
第30図 SD028出土遺物(1)	46	第48図 掘立006	67
第31図 SD028出土遺物(2)	47	第49図 掘立001出土遺物	68
第32図 SD028出土遺物(3)	48	第50図 掘立001	69
第33図 SD028出土遺物(4)	49	第51図 掘立002	70
第34図 SD028出土遺物(5)	50	第52図 掘立003	72
第35図 SD028出土遺物(6)	51	第53図 掘立004	73
第36図 SD001・SA001出土遺物	53	第54図 掘立005	74
第37図 SD006出土遺物	53	第55図 掘立007	75
第38図 区画施設群の配置	54	第56図 官衙建物の配置	76
第39図 区画溝の断面	55	第57図 5棟の配置	77
第40図 SD002・003出土遺物	57	第58図 3棟の配置手順	78

第Ⅳ章 古墳時代以前の成果

第59図 官衙出現直前の建物	81	第62図 掘立012	87
第60図 掘立020	83	第63図 掘立008	88
第61図 掘立021	85	第64図 掘立013	89

第 65 図 挖立014	90	第 98 図 挖立028	117
第 66 図 挖立015	91	第 99 図 挖立026	118
第 67 図 挖立017	92	第100図 挖立025	119
第 68 図 挖立016	93	第101図 挖立032	120
第 69 図 挖立010	94	第102図 挖立009	121
第 70 図 竪穴建物等の分布	95	第103図 挖立024	122
第 71 図 SB013	96	第104図 そのほかの建物	123
第 72 図 Q 8 グリッド出土遺物	97	第105図 土坑の分布	125
第 73 図 R 8 ~ R 9 グリッド出土遺物	97	第106図 SK001	126
第 74 図 SB001出土遺物	98	第107図 SK002	127
第 75 図 SB001	99	第108図 SK007-009	127
第 76 図 SB002	101	第109図 SK020	129
第 77 図 SB005周辺出土遺物	102	第110図 SK021-SP002	130
第 78 図 SB005	103	第111図 SK019出土遺物	130
第 79 図 SB004	104	第112図 東部土坑群	132
第 80 図 SK003-SB014・SB015	105	第113図 SK004-016出土遺物	133
第 81 図 SB016	106	第114図 北部土坑群	134
第 82 図 SB017	106	第115図 SK005出土遺物	135
第 83 図 SB012	107	第116図 弥生～古墳時代の溝	136
第 84 図 SB018	107	第117図 SD021	137
第 85 図 SB010	108	第118図 土器溜まりの遺物	138
第 86 図 SB009	109	第119図 SD039-047出土遺物	138
第 87 図 SB019	109	第120図 西部の溝	139
第 88 図 SB020	110	第121図 SD055出土遺物	141
第 89 図 SB006	110	第122図 SD024出土遺物	142
第 90 図 弥生から古墳中期の掘立柱建物	111	第123図 南部の溝	143
第 91 図 挖立031	112	第124図 SD018-048出土遺物	144
第 92 図 挖立030	113	第125図 SD051-053出土遺物	145
第 93 図 挖立022	114	第126図 SD017出土遺物(1)	147
第 94 図 挖立023	115	第127図 SD017出土遺物(2)	148
第 95 図 挖立018	116	第128図 西部包含層遺物溜まり出土遺物	149
第 96 図 挖立011	116	第129図 包含層出土遺物	150
第 97 図 挖立029	117	第130図 官衙出現以前の建物	153

第V章 まとめと今後の展望

第131図 挖立006の位置	158	第134図 調査地周辺全測図	165-166
第132図 寺院関連の建物	159	第135図 久米官衙遺跡群	167-168
第133図 高床倉庫の分布	163		

表 目 次

第1表	寺院官衙建物の構造と造営尺	77	第5表	4主柱・6主柱構造の倉	161
第2表	古墳時代の掘立柱建物	151	第6表	桁行規模の違いによる倉の分類	162
第3表	掘立柱建物の分類	152	報告書抄録		卷末
第4表	竪穴住居と平地式住居	154			

写真図版目次

巻頭図版 1

1 久米高畠道路49次調査地全景

写真図版 1 各調査地全景

1 49次全景

2 49次西部の官衙施設

写真図版 2 各調査地全景

1 52次全景

2 42次全景

3 48次全景

写真図版 3 官衙の建物

1 回廊北方官衙の建物群

写真図版 4 官衙の建物

1 掘立001～003

2 掘立001の柱抜き取り状況

写真図版 5 官衙の建物

1 掘立002-003

2 掘立003

3 官衙の建物と区画施設

4 掘立004

5 掘立007

6 掘立006

写真図版 6 掘立柱建物の柱穴

1 掘立001-P 7柱抜き取り穴と瓦片

2 掘立001-P13の布掘り柱穴

3 掘立001-P 9柱抜き取り穴の断面

4 掘立002-P 8の掘り直し

5 掘立005-P 5柱痕跡

6 掘立020-P 7柱抜き取り穴と円窓

写真図版 7 遺跡群Ⅲ期の区画施設

1 SD028における遺物出土状況

写真図版 8 遺跡群Ⅲ期の区画施設

1 SD028と官衙の区画施設群

2 SD028瓦出土状況

写真図版 9 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画施設

1 区画施設群の工具痕跡

写真図版10 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画施設

1 2条平行の浅い溝

2 区画溝東端のSK008

3 遺跡群Ⅱ期の区画施設群

4 官衙の小溝群と掘立008

5 瓦の出土状況

6 SD001の小穴列

写真図版11 竪穴住居址群

1 竪穴住居址群の全景

2 西周壁溝の重複状況

3 贼床の切り合い関係

写真図版12 官衙出現直前の建物

1 掘立020とその周辺

2 低地部における掘立021

写真図版13 官衙出現直前の建物

1 掘立008検出状況

2 掘立017（左手前）とSB013（中央右上）

写真図版14 そのほかの遺構

1 掘立030と掘立014南東角

2 掘立025とSK003

3 南西部の溝と土坑

4 SK020

写真図版15 出土遺物

1 単脊十葉蓮華文軒丸瓦とその細部

写真図版16 出土遺物

1 三重弧文軒平瓦と丸平瓦の細部

5 SK004と遺物出土状況

6 SK002遺物出土状況

写真図版17 出土遺物

1 宮衛の遺物(上段)と古墳時代の遺物(下段)

写真図版18 出土遺物

1 石 器

第Ⅰ章 はじめに

第1節 報告書刊行に至る経緯

(1) 経緯

松山市では、昭和63年(1988年)より、国庫補助を受け、個人住宅の建設や中小零細開発に伴う発掘調査(以下、本発掘調査という)及び重要遺跡の保護のための遺跡の範囲と性格を確認する調査(以下、重要遺跡確認調査という)を実施している。平成17年度以降は、それまでの埋蔵文化財センター職員を招聘して調査にあたる形から、史跡指定地内を除く発掘調査業務を財團に委託する形に改め、平成18年度からは、出土物整理作業についても国庫補助を受け同様に実施することとした。以後、報告書の作成については、整理作業を実施した年度に埋蔵文化財センターの執筆・編集で行われることとなっている。また、同じく、国庫補助事業によって調査を実施したものの報告書の刊行が実現していないものについても、平成18年以降、順次、同センターに委託して作成することとなった。

本書にて報告する発掘調査は、平成11年度から13年度にかけて、市内来住町において実施した3件の重要遺跡確認調査(42次・49次・52次)と個人住宅の建設に伴う本発掘調査1件(48次)である。これら4件の発掘調査の基礎的な整理作業については、各調査年度から翌年度にかけて実施したが、本格的な出土物整理作業については、平成21年度に財團に委託した。

なお、本書の発行は松山市教育委員会である。

(2) 本書における方針

4か所の調査地は、久米官衙遺跡群¹の中核を成す回廊状遺構²の北側にまとまって隣接していることから、有力な官衙施設の存在が予想されてきた場所である。そこで、平成11年度の重要遺跡確認調査として、最も回廊状遺構に隣接する地点において久米高烟遺跡42次調査³を実施した。この調査の結果、官衙の区画施設と共に伴う建物群の一部が検出されたことを受けて、付近一帯における面的な調査の必要性を認識するに至り、以降、平成13年度までの3カ年にわたって、重要遺跡確認調査として発掘調査を継続したものである。

4地点は、回廊状遺構北側の3面の水田と造成済み宅地1件から構成されており、いずれも近接している。調査地間には、幅の狭い農道が位置する程度であることから、最終的に多数の遺構が複数現場にまたがって検出される事態となった。そこで本書では、これら分断された遺構を次数ごとに報告する形を採用せず、4調査地を一体のひとつの調査として報告することとした。したがって個別遺構の報告は第Ⅲ章と第Ⅳ章にて時期別に区分して行う一方、各調査の行政上の情報については、調査成果の概要とあわせて第Ⅱ章の各節にて予め列挙する形をとった。遺構名称については、4調査を総合した関係上、通し番号に振りかえているが、次数ごとの旧番号と対比できるよう配慮した。

第2節 組織

平成21年度に国庫補助を受けて行った本書の作成を目的とした出土物整理作業については、財団に委託して埋蔵文化財センターにて実施した。なお、財団組織については、松山市における外郭団体の組織改正に伴って、平成22年4月1日をもって、以下の通り新しい組織に移行している。

(1) 整理刊行組織

平成21年度国庫補助出土物整理作業(平成21年4月1日時点)

委託組織 松山市教育委員会

受託組織 財團法人松山市生涯学習振興財團

教育長	山内 泰	理事長	中村 時広
事務局長	藤田 仁	事務局長兼松山市考古館館長	松澤 史夫
企画官	青木 茂	埋蔵文化財センター所長兼総務課長	白石 修一
企画官	古鎌 靖	次長	折手 均
文化財課長	家久 則雄	次長	重松 佳久
主幹	森 正経	調査担当リーダー	栗田 茂敏
副主幹	三好 博文	(編集担当)主任	橋本 雄一
		(写真担当)調査員	大西 朋子

平成22年度報告書刊行事業(平成22年4月1日時点)

刊行主体 松山市教育委員会

支援組織 財團法人松山市文化・スポーツ振興財團

教育長	山内 泰	理事長	一色 哲昭
事務局長	藤田 仁	事務局長	松澤 史夫
企画官	勝谷 雄三	次長	砂野 元昭
企画官	青木 茂	施設利用推進部長	中越 敏彰
文化財課長	駒澤 正憲	埋蔵文化財センター所長	重松 佳久
主幹	森 正経	調査担当リーダー	栗田 茂敏
副主幹	三好 博文	(校正担当)主任	橋本 雄一
		(写真担当)調査員	大西 朋子

(2) 史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会を組織している。平成8年度の設置当初の名称は、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会であった。同16年8月の第11回委員会以降、史跡名称が変更されたことを受けた現在の名称に変更している。

久米高畠遺跡42次調査の成果については、平成11年9月に行われた第5回委員会の際に報告し、現地

にて指導を受けている。同49次⁴についても、平成13年2月に行われた第7回委員会の際に同様の対応がとられた。同52次⁵については、平成14年3月に行われた第8回委員会の際に報告を行っている。

なお、平成11年度、同12年度、同21年度における委員構成は次の通りである(順不同・敬称略、所属等は当時)。

平成11年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学法文学部 教授 考古学)
 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館考古研究部 教授 考古学)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)
 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所
 国際文化財保存修復協力センター保存計画研究指導室 室長 建築学)
 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所
 埋蔵文化財センター研究指導部集落遺跡研究室 室長 考古学)
 委員 景浦 勉 (松山市文化財専門委員 委員長)
 委員 笠崎 優 (愛媛県教育委員会文化財保護課 課長)
 委員 國上 和敬 (松山市教育委員会事務局 局長)

平成12年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学法文学部 教授 考古学)
 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館考古研究部 教授 考古学)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)
 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所
 国際文化財保存修復協力センター保存計画研究指導室 室長 建築学)
 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所
 埋蔵文化財センター研究指導部集落遺跡研究室 室長 考古学)
 委員 森 孝謙 (愛媛県教育委員会文化財保護課 課長)

平成21年度

- 委員長 下條 信行 (愛媛大学名誉教授 考古学)
 副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)
 委員 山中 敏史 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 考古学)
 委員 関村 道雄 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員 考古学)
 委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)
 委員 大林 潤 (独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
 都城発掘調査部遺構研究室 研究員 建築学)

第3節 立地と歴史的環境

(1) 遺跡群の立地

來住庵寺⁶を含む史跡久米官衙遺跡群⁷は、高綱山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する。

平野のはば中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高綱山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群⁸が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜⁹を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群¹⁰は、石手川の支流である小野川と、桑原地区との境を画する川附川に挟まれた区域に立地する。7世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに週った別の支流である堀越川の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。

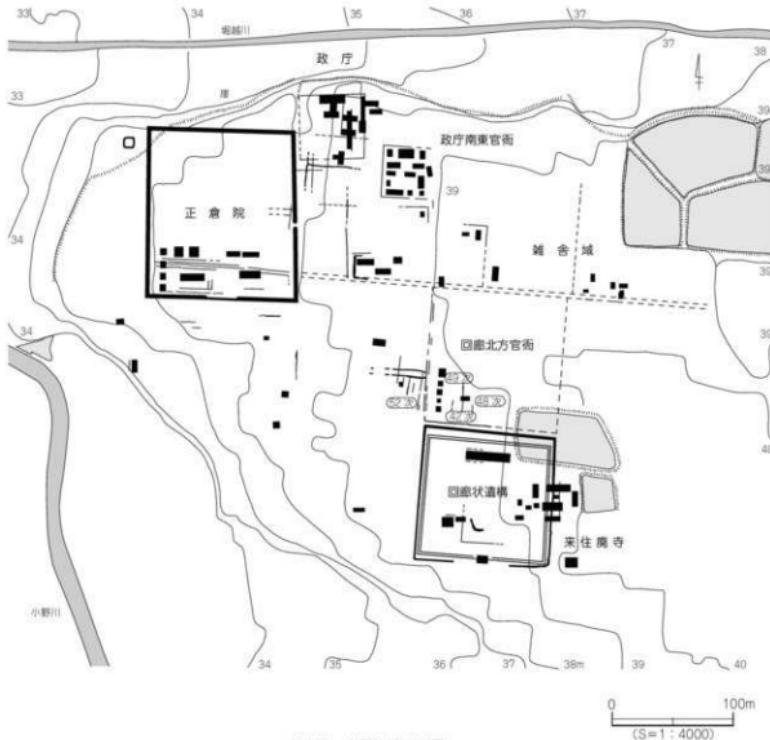


(2) 遺跡群における調査地の位置

久米官衙遺跡群は、小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している。北部には政庁¹¹や正倉院¹²、微高地南辺には、当遺跡群を代表する方1町規模の官衙施設である回廊状造構や白鳳期の寺院址である来住庵寺などが立地する。

本書にて報告する4つの調査地は、いずれも、遺跡群の南部にあたる回廊状造構の北に位置している。回廊状造構の外郭北辺区画溝(来住庵寺5次¹³のS D 3)の北側には、現在、東西に農道が通っており、官衙群が展開した当時の地割の名残と考えられている。久米高畠遺跡42次調査地の敷地の南辺は、この農道に接している。また、42次の北に位置する49次調査地とその西の52次との間の南北方向の農道についても、回廊状造構西辺の北延長線上に該当することから、調査以前から、これについても地割を反映していると想定してきた。

このように、4地点は地割に基づいて配置された回廊状造構の北および北西、別の方1町規模の区画地に位置することから、関連する有力な役所施設が配置されているのではないかと期待された。



第2図 官衙施設の配置

(3)回廊状遺構周辺における調査状況

本書にて報告する4調査地の周辺におけるこれまでの調査成果を簡単にまとめておく。報告内容と関連する調査成果のまとめを、次の通り大きく5項目に区分することができる。

まず、回廊状遺構そのものについては、門と内郭の一本柱列を確認した来住庵寺19次¹⁴があげられる。内郭内側の広場における同22次B地区¹⁵の成果とあわせて、回廊内側の空間利用を考える際に重要なだけなく、内郭と重複する土坑から出土した松山最古の瓦¹⁶の存在は、特に重要である。このほかに出土遺物の観点から重要視すべき地点は、同5次調査の北回廊の区画溝である。7世紀中葉から第3四半期ころの土器のほか、取瓶と金属滓が出土していることから、官衙の運営や寺院の造営に絡む金属工芸の実態を知ることができる¹⁷。施設の継続期間を考える上で重要な成果を挙げているのは、西回廊北部の同23次調査¹⁸である。回廊状遺構の外側柱列における建て替えが確認されたことから、この施設が部分的な補修を経てある程度の長期間に渡って存続したことが判明している。

次に、4調査地のすぐ北に隣接する久米高畠遺跡13次調査¹⁹における成果を確認しよう。回廊状遺構西辺の北への延長線上において検出された数条の直線的な区画溝の存在によって、回廊状遺構の北や北西側にも、別の区画地が設定されていると推定されるきっかけとなった調査である。このほか、当4調査地にかけて展開する弥生時代から古墳時代後期にかけての集落の変遷を考える上でも重要である。このうち、官衙と異なる方位で建てられた数棟の掘立柱建物については、官衙出現直前の6世紀末から7世紀初頭のものと考えられ、官衙遺跡群の成立直前の状況を想定する際に重要な施設である²⁰。

一般集落と官衙出現直前を考える上で、13次と同様の視点から重要視しているのが、微高地南西縁にかけて展開する久米高畠遺跡36次²¹、63次²²、67次・68次²³等に代表される区域である。この一帯で認定された官衙施設は極僅かであるが、本書にて報告する掘立柱建物の位置付けに際して、官衙出現に至る集落の変遷を見る上で重要である。

3点目として、距離的には若干離れるものの、西に位置する久米高畠60次²⁴・61次²⁵の成果を確認しよう。この地点において注目されたのは、本書にて報告する52次の2条平行の東西溝が検出されるか否かという点であった。調査の結果、これが確認されなかつことから、遺跡群III-B期と想定されるこの新しい地割に対する評価は一層困難なものとなつた。替わって、正倉院東濠の南延長線上において、遺跡群III-B期の別の溝を検出した。期待した成果とは異なる結果であったが、正倉院拡充後の新しい段階の地割のあり方を考える上で重要な区域であると認識している。

最後に、本書において一定の重要性を持つと認識している瓦について確認しておこう。

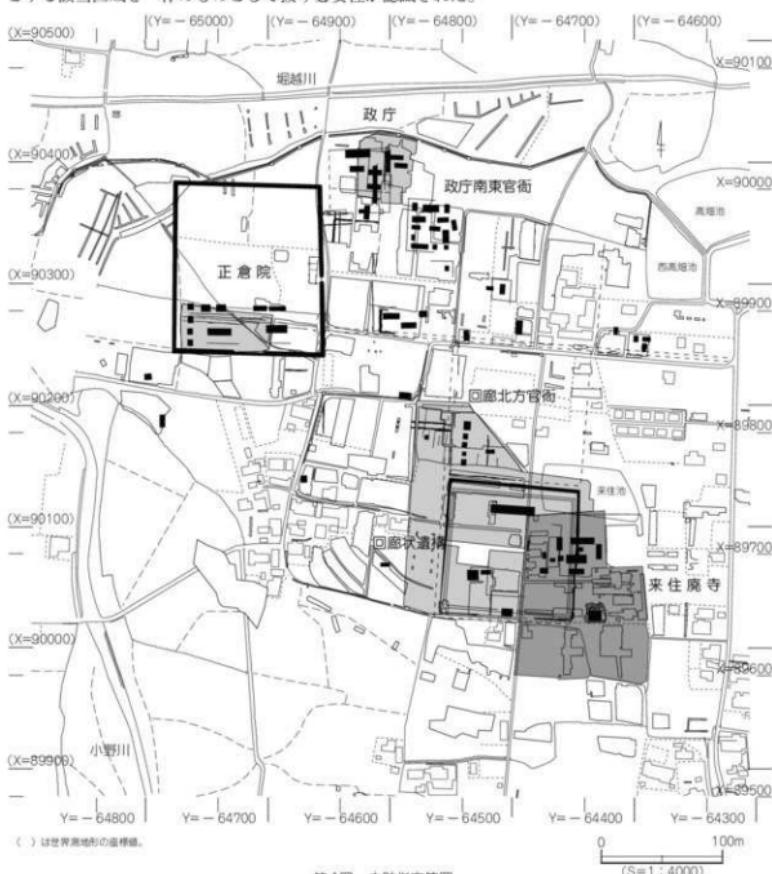
4調査地は来住庵寺に隣接していることから瓦が出土する。ただし、これらの瓦は、松山平野で最古の瓦と考えられている単弁十葉蓮華文軒丸瓦²⁶とこれに伴う三重弧文軒平瓦²⁷に関するものであつて、寺の創建瓦²⁸の一群は含まれていない。4調査地では、時期的に下る細繩叩きの平瓦²⁹等の小片が僅かに6点確認されたのみであった。本書で扱う瓦の大半は、寺院創建以前の7世紀後半でも第3四半期ころのもの³⁰で、先に回廊状遺構の説明の際に確認したように、その内部施設において使用された可能性が指摘されているものである。初期の仏堂³¹の様な施設の屋根を葺いたもので、寺には転用されなかつたものの、遺跡群北部の政庁周辺にて再利用された可能性³²も想定されている。4調査地が北回廊の区画溝のすぐ北に隣接することから、まとまった量の瓦が出土したものであつて、丸平瓦の小片であつても、使用されていた建物の屋根景観を考える上で重要な情報であると認識している。



第3図 囲廊状遺構周辺の調査状況

(4) 史跡指定区域と調査地の関係

4調査地は昭和54年に来住廃寺が国の史跡に指定された際には区域には含まれておらず、指定区域の北西角とは市道を挟んで北西側に位置している。北回廊を検出し、回廊状遺構の存在が知られるようになった昭和62～63年の来住廃寺5次調査と、平成4年の来住廃寺19次調査でこの門が確認されて以降、来住廃寺の指定区域から西に離れる回廊状遺構西半分についても指定の必要性が認識されるようになる。その後、本書にて報告する4調査地における一連の発掘調査の結果、回廊状遺構の北と北西に方1町の区画を伴う官衙施設が展開することが明らかとなったことから、回廊状遺構と49次を中心とする該当区域を一体のものとして扱う必要性が認識された。

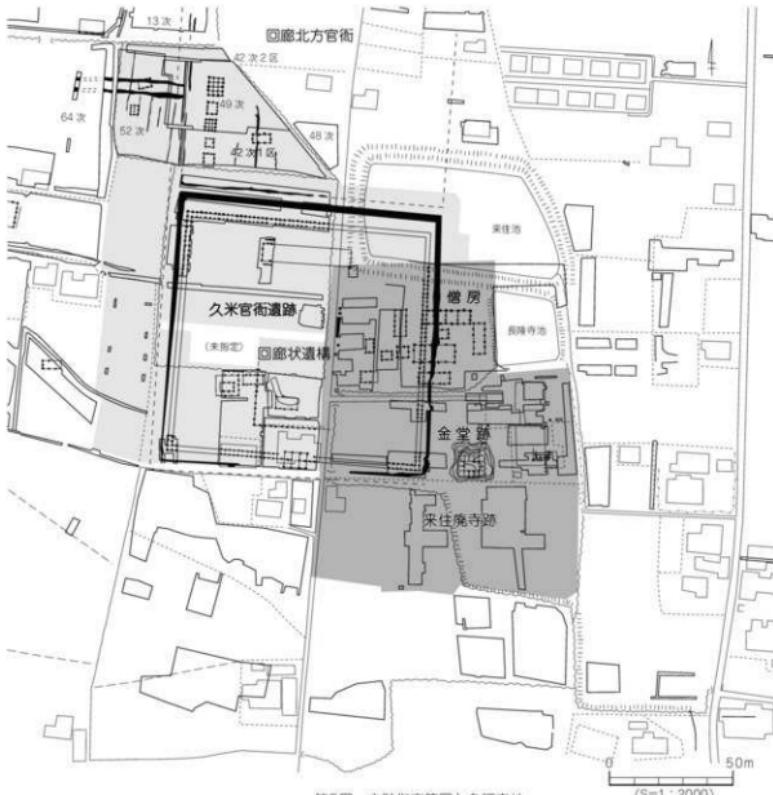


第4図 史跡指定範囲

久米高畠遺跡51次調査³³における政府の確定という大きな成果もあって、回廊状遺構西部に42次・49次・52次をあわせた区域については、平成15年(2003年)8月に、国の史跡として新たに指定された。これは、以前から指定されていた史跡来住廃寺跡に加える形で実現したものである。政府と正倉院、回廊状遺構という主要な官衙が立地する3地区の土地について、これらを久米官衙遺跡の名称で来住廃寺の領域に追加することによって、今日の「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」が成立している。

なお、42次・49次・52次の各調査区が立地する耕作地については、平成15年の史跡指定の後、早い段階で土地の買い上げを終えており、現在、市教委によって管理されている。

48次調査地については、個人住宅の建設に伴う本発掘調査の扱いであったため、終了後まもなく住宅が建設されている。顯著な遺構が確認されなかつたこともあって史跡への追加指定は行われていないが、1mほど造成されていることから、遺構は完全に保護されている。



第5図 史跡指定範囲と各調査地

(5) 遺跡群の変遷過程

久米官衙遺跡群の変遷過程については、以前から大きく3時期に区分して説明している。これを、以下、Ⅰ期～Ⅲ期と表記して概説する。なお、本書にて報告する4調査地においては、Ⅰ期に該当する遺構は確認されていない。

Ⅰ期：政府しか存在が確定していない段階である。時期は7世紀第2四半期ころを上限とし、同世紀中葉にかけて機能したものと想定している。堀越川の河岸段丘の崖が最も北へ張り出した場所に、ほぼ正方形を基準として設けられている。後のⅡ期に施行される方格地割には対応していない。

この時期の造営尺については、一般的な唐尺に比べて短いものが使用されていたと考えている。その尺長は、1小尺=0.2883m、1大尺=0.3460mである。

Ⅱ期：方1町(109.44m四方)の敷地と幅3～4mの道路による方格地割に基づいて各施設の配置が行なわれる段階である。時期は7世紀中葉から第3四半期ころと想定している。この時期の政府は発見されていない。後にその外周を濠で囲われることになる正倉院についても、すでにこの時期まではその原型が成立しているものと考えている。回廊状遺構とその北の回廊状北方官衙の敷地の設定については、この時期のものと見て間違いない。ただし、後者の内部施設に関しては、来住庵寺以前の官衙に使用された瓦が出土することから、この施設の建物の一部に関して、Ⅱ期に成立してⅢ期にかけて継続した可能性も検討されている。同様の現象は、遺跡群北部の政府に程近い政府南東官衙や、近年、区画E³⁴と呼んでいる別の施設においても生じている。遺跡群Ⅱ期の地割が改変されず、Ⅲ期にかけて踏襲される箇所においては、個々の建物の所属時期を峻別することが課題となっている。

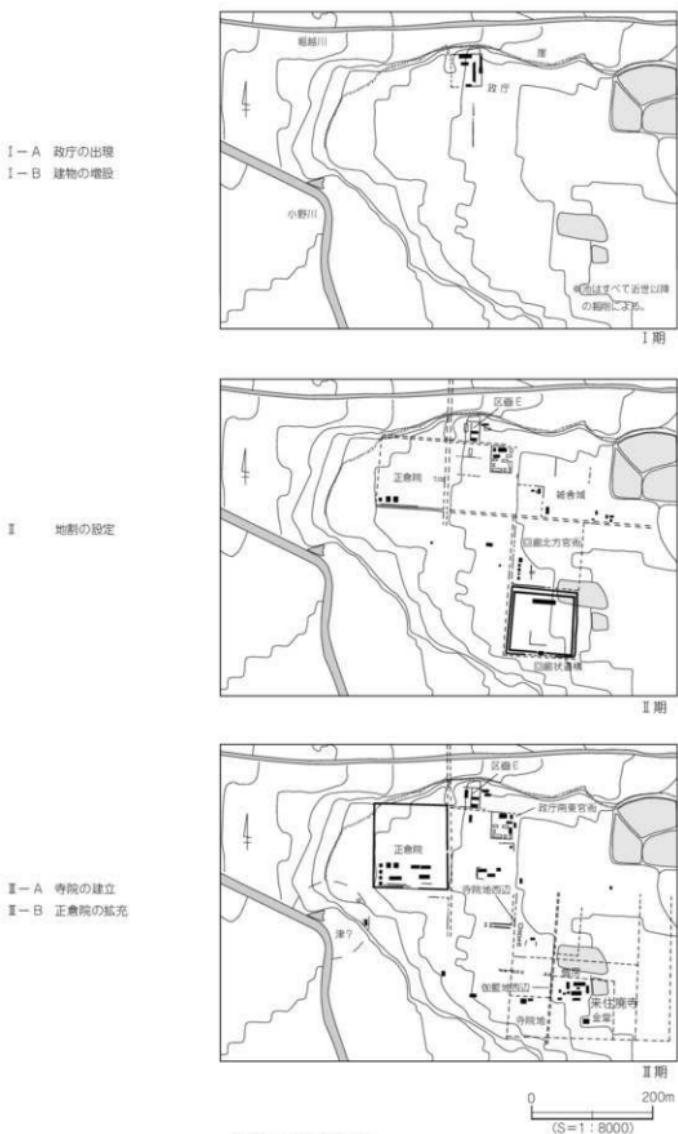
造営尺は、1小尺=0.304m、1大尺=0.365m程度に復元しているが、複数のバリエーションが存在する。

Ⅲ期：遺跡群の南東部に来住庵寺が建立される。寺院を併設する地方官衙としての形態を探ることが、この時期を説明するにおいて最も重要な要素である。時期は7世紀第3四半期の後半から8世紀にかけてのころと想定している。寺院は回廊状遺構の東半部に伽藍地の西部が重複する位置に設定される。回廊状遺構の西半部には寺院存続期の建物が立地することから、寺院地の西限はⅡ期の回廊状遺構の西限に概ね対応するものと考えている。なお、伽藍地と寺院地の四隅については、西限以外全くわかつておらず、複数の案を検討中である。

寺院の創建時に地割が改変されたのは回廊状遺構周辺の遺跡群南東部に限られたものと想定しているが(Ⅲ-A期)、その後、8世紀の中ごろに至ると、正倉院の拡充に伴って、遺跡群中央部から西部にかけての一帯でも街路の改変が行なわれる(Ⅲ-B期)。この段階の地割の改変は、正倉院の敷地の形状が、正方形から南北に長い長方形に変更されたことが主な理由であると考えている。正倉院の南部を南に約30m(100尺)拡張したため、東西方向の道路を南に付け替える必要が生じたことによる。

なお、正倉院は、濠出土遺物の様子から、9世紀末から10世紀前半までには完全に機能を停止することが判明しており、これをもって、当官衙遺跡群の終焉と理解している。その後、来住庵寺は11世紀ころまで盛んに活動していたと考えられているが、寺の実態も含めてまだよくわかっておらず、近年、重要遺跡確認調査の一環として調査が継続中である。

造営尺に関しては、来住庵寺の造営を契機として、1尺=0.297m前後の唐尺が導入される。これと異なる尺長のものも使用された可能性があると考えているが、現状では詳細を提示するには至らない。



第6図 遺跡群の変遷

注

- 1 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関等を一部省略）
- 2 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」松山市文化財調査報告書114 松山市教育委員会ほか
- 3 橋本 雄一 2001 「久米高畠遺跡42次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」12 松山市教育委員会ほか
- 4 小玉亞紀子 2001 「久米高畠遺跡49次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」13 松山市教育委員会ほか
- 5 橋本 雄一 2003 「久米高畠遺跡52次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」14 松山市教育委員会ほか
- 6 小笠原好夢 1979 「来住廃寺」松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 7 橋本 雄一 2009 「愛媛県久米官衙遺跡群」「日本古代の都町道路」条里制・古代都市研究会編 株式会社雄山閣
- 8 橋本 雄一 2010 「柳味四反道遺跡・17次・18次調査」松山市文化財調査報告書13 松山市教育委員会ほか
- 9 桑原地区的三島神社古墳・経石山古墳・久米地区西部のツツガ塚古墳・中同中央部のタンチ山古墳・南部の波賀郡神社古墳・東部の播磨坂天神山古墳があげられる。
- 10 福音小学校構内遺跡・筋道遺跡を中心とする弥生時代から古墳時代後期の大規模な集落遺跡である。
- 11 橋本 雄一 2009 「久米高畠遺跡-1次・7次調査」松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
- 12 橋本 雄一 2008 「来住・久米地区的遺跡」～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～久米高畠遺跡65次調査～久米高畠66次調査～来住町道路14次調査～松山市文化財調査報告書121 松山市教育委員会
- 13 西尾 幸則 1989 「来住廃寺跡寺域調査」「松山市埋蔵文化財調査年報」II 松山市教育委員会
- 14 宮内慎一編 1996 「来住廃寺－第19次調査－」松山市文化財調査報告書56 松山市教育委員会ほか
- 15 前掲注2文献参照。
- 16 前掲注14文献参照。
- 17 前掲注1文献参照。
- 18 前掲注2文献参照。
- 19 池田 学 1991 「久米高畠遺跡13次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」III 松山市教育委員会ほか
- 20 橋本 雄一 2009 「久米高畠遺跡-67次・68次調査」～平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書2 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター
- 21 小笠原善治 1998 「久米高畠遺跡36次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」X 松山市教育委員会ほか
- 22 橋本 雄一 2005 「久米高畠遺跡63次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」17 松山市教育委員会ほか
- 23 前掲注20文献参照。
- 24 田内真由美 2004 「久米高畠遺跡60次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」16 松山市教育委員会ほか
- 25 田内真由美 2004 「久米高畠遺跡61次調査地」「松山市埋蔵文化財調査年報」17 松山市教育委員会ほか
- 26 指津天王寺の7世紀中頃のものに起源を求めることができる瓦で、7世紀第3四半期を上限とする。
- 27 板状の粘土を張り付けて瓦当部を抵抗し、重弧文を配する瓦である。
- 28 法隆寺式複弁八葉蓮華丸瓦のほか、近年の調査で新たに知られるようになった別の2型式の軒丸瓦に、四重弧文平瓦が組み合わされて、創建時の瓦の主体を構成するのではないかと想定されている。
- 29 来住廃寺の平瓦の叩き目は、太綯叩きと細綯叩きの2種類がある。このうち、金堂の創建時に用いられたのは太綯叩きのものである可能性が高い。細綯叩きのものは相対的に後出す時期のものであると考えている。
- 30 前掲注26と注27の瓦・平瓦は、桶巻作による格子目ないし斜格子叩きによる大型品である。綯目叩きのものは伴わない。
- 31 上原真氏によって提唱された説で、回廊状造構を初期の仏教施設と考え、これらの瓦の用途を説明している。同じく、回廊状造構の内部に瓦を用いた建物の存在を想定するが、古代中国の思想制度における宗廟と社稷に着目して、国家的な祭礼が執り行われた施設ではないかと考える阿部義平氏の説も提示されている。両説とともに、西暦614年正月に光明天皇一行が伊予石湯宮に2月ほど滞在した史実を念頭に、宗教的あるいは軍事的側面からこの施設の成立と、これら特徴的な瓦の使用を理解しようと試みる考え方である。
- 32 平成21年5月に行われた政庁南側における久米高畠遺跡72次調査の結果、遺跡群Ⅱ期ないしⅢ-A期に属する区画溝から、单弁十葉と共に伴に焼成丸瓦が出土した。未焼成の白色粘土を用いた何らかの造形物の残骸を伴うことから、付近にこれらのものを用いた仏堂のような施設が存在するのではないかと想定した。回廊状造構の内部に置かれていた初期の瓦を使用したこの建物は、来住廃寺の造営に際して解体されるが、瓦は寺の瓦に転用されなかったことが分かっている。この、この建物が工事区域外の遺跡群北部に移転したと仮定すると、72次をはじめとする政庁周辺におけるⅡないしⅢ期の諸施設からこの瓦が集中的に出土する事実を説明可能ではないかと考えている。なお、72次の成果については、平成22年度刊行の「年報22」に概要を掲載の予定である。
- 33 橋本 雄一 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 久米高畠遺跡47次・51次調査 政府の発掘調査1 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会ほか
- 34 政府に重視して設けられる遺跡群Ⅱ期の施設。地割北限の政庁南東官衙の北西に、3mほどの道幅を隔てて立地する。一辺長108小尺(90大尺)四方の正方形の敷地に大型の掘立柱建物が3棟配置され、このうちの2棟の柱穴から古い丸平瓦の破片が出土している。政庁付近は、越前川に面して微高地が北へ張り出した地形になっていることから、地割の北であるが、一区画敷地を設定して施設を配置したのであると考えている。造営尺は遺跡群Ⅱ期のものないし、さらに若干長いものが使用されていることから、地割の設定時期よりも幾らか遅れて、来住廃寺の造営工に着手する直前までに増設されたのではないかとみているが、確証は得られていない。前掲注33文献参照。
- 35 繩目叩きによる平瓦を基礎として使用した建物がある。前掲注14文献参照。

第Ⅱ章 各調査の概要

第1節 久米高畠遺跡42次調査

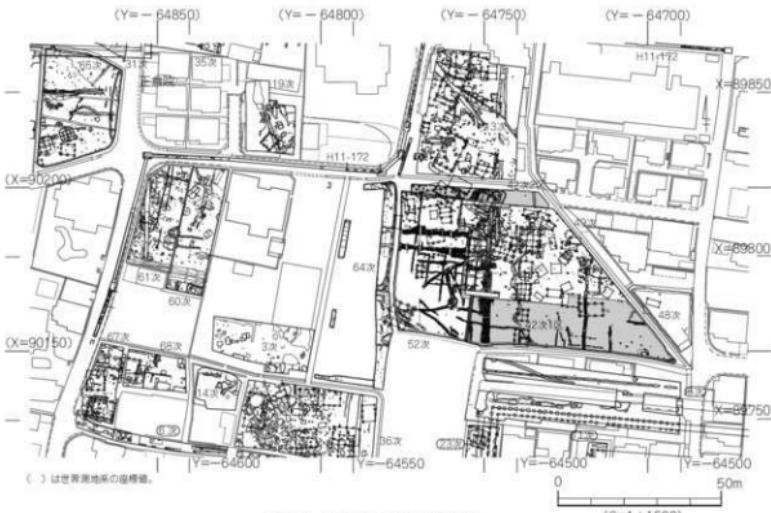
(1) 調査に至る経緯と調査の経過

1 経緯

平成11年度の重要遺跡確認調査は、回廊状遺構のすぐ北に隣接する農地で実施されることとなった。南に隣接する来住庵寺5次調査地にて検出された1条の区画溝が北へ折れ曲がる状況が確認されていたことから、この場所には回廊状遺構とは別の官衙を配置した方1町規模の敷地が存在するのではないかと想定されてきた。今次の調査は、この点の検証を行うことが最大の目的であった。

来住庵寺5次にて確認された地割溝の屈曲箇所の北延長上には、久米高畠13次(平成元年、『年報Ⅲ』)の際にも2条平行の素掘溝と共に挟まれた一本柱列が1条検出されていることから、両者を結ぶ地點においても同様の遺構が存在する可能性が高いと考えられていた。ただしこの場所は、農道が南北に位置していることから、通常の調査では目的とする区画施設の検出は困難と考えられたが、地権者の協力を得て、農道を掘削して調査区を西に伸ばす形で設定することが実現した。

調査は、平成11年4月12日から、重機による耕作土の掘削と移動をもって開始された。



第7図 42次調査地とその周辺

2 調査ならびに整理作業の経過

平成11年度の発掘調査と21年度に国庫補助を受けて実施された出土物整理作業の経過について、各日誌の抄録の形で提示する。

調査日誌抄録

平成11年4月12日(月) 重機による掘削作業に着手し、16日(金)に終了する。

- 5月7日(金) この日までに2区の遺構確定作業と、全域でのメッシュ杭の打設を終了。
- 10日(月) 2区の検出写真を撮影。全域で遺構平面図の作成を継続。
- 13日(木) 1区の検出写真を撮影。2区、土層観察を継続。
- 19日(水) 東部の土坑と溝について、掘削と土層断面図の作成を継続する。
- 6月1日(火) 南壁土層図完成。2区にて住居址の精査を継続。
- 22日(火) この日までに官衙の区画溝群の掘削を終え、平面図の作成に着手する。中央のS D002が最初の溝であることと、これらの溝が塀や生垣の根元を埋め込む目的で掘られたものであるとの認識を得る。
- 23日(水) この日以降、7月7日までの間、梅雨の大雨のためほとんど作業進まず。
- 7月21日(水) この前後、官衙の建物について柱穴の半裁を行い、順次、記録を探る。
- 8月4日(水) 正倉院内部にて久米高畠43次調査に着手する。月末の24日ころまで、平面図のレベル記入と各壁面の土層断面図作成を集中的に行う。
- 25日(水) 官衙の建物と区画施設の調査を再開する。
- 9月7日(火) 午後、第5回史跡・古墳跡調査検討委員会開催。
- 8日(水) 委員の松本修氏による現地指導。43次と並行して作業を継続。
- 10月23日(土) 10:00から市民向けの現地説明会を43次とあわせて開催。参加者約200名。
- 29日(金) 一部で完掘写真の撮影。午後から、愛媛大学の学生4名が見学。
- 11月5日(金) 調査区全域の完掘写真を撮影する。
- 10日(水) 遺構保護のため砂の投入を終了する。資材の撤収。
- 12日(金) 埋め戻しに着手するも、重機の故障から工期を延長することとなる。
- 17日(水) 現場最終日。整地作業は23日(火)までに終了。

整理日誌抄録

- 平成12年4月ころ 『年報12』掲載原稿の準備のための基礎的な整理作業をセンターにて実施。
- 12年10月ころ 遺跡群全域を対象に、官衙関連施設出土遺物の確認作業を行う。
- 17年11月ころ 49次、52次とあわせて、『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』掲載図面等の準備。
- 18年3月31日(金) 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』刊行。
- 21年4月1日(水) 平成21年度国庫補助出土物整理作業の一環として本書刊行に向けた整理業務全般を旧財团センターに委託する。
- 22年3月31日(水) 概要報告書を提出し、前述の業務を終了する。
- 8月12日(木) 遺物写真の撮影等を依頼する。本文の執筆を継続。
- 11月9日(火) 仕様を確定し、業者の選定を依頼。
- 11月25日(木) 入稿。
- 23年2月28日(月) 本書の納品。以降、掲載遺物の最終的な収納作業等を行う予定。

(2) 調査組織と調査の方法

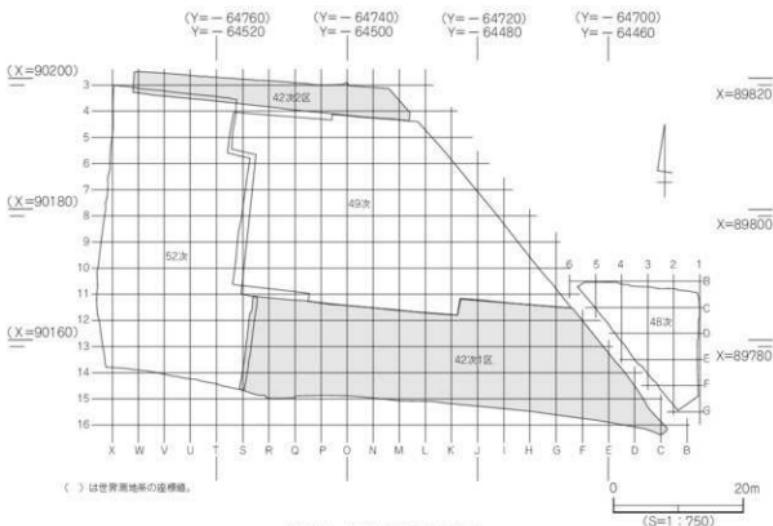
1 調査組織(平成11年9月30日時点)

調査主体	松山市教育委員会		調査支援	財團法人松山市生涯学習振興財團	
教育長	池田 尚郷	理事長	中村 時広		
事務局局長	園上 和敬	事務局局長	二宮 正昌		
次長	森脇 将	次長	河口 雄三		
文化財課課長	赤星 忠男	埋文センター所長	河口 雄三		
課長補佐	松平 泰定	次長	田所 延行		
係長	馬場 洋	調査係長	田城 武志		
	三好 清二	調査担当	橋本 雄一		
		調査担当	小玉亜紀子		
		写真担当	大西 朋子		

2 調査の方法

調査に際しては、下図に示す区割りを設定した。旧国土地標第IV座標系に基づく基準点測量を行い、4m四方のグリッドを設定した。遺構に所属しない出土遺物については、可能な限りこのグリッド単位で取り上げを行っている。

なお、42次で決定したグリッドの配置方法については、その後、49次ならびに52次の各調査の際にも踏襲している。



第8図 42次調査地の区割り

3 凡 例

- 1 本章における報告内容の一部は、『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(第111集・平成18年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。堅穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、掘立等ならびの判る柱穴：Pなどである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一したが、瓦には1/4と1/6のものがある。遺構図は、1/50のはかに、1/100と1/200のものが含まれている。
- 4 座標は、株式会社バスコ松山支店に委託して設置した旧国土座標第IV座標系による。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1989年版と2003年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物は報告書掲載番号を黄色で注記し、未掲載分は白色の番号が実測図番号に対応している。

(3) 調査成果の概要と層位

1 成果の概要

本節の冒頭にて説明した現代の農道の直下において、予想通り、官衙の区画溝を検出したほか、これの西約4mの地点で当時の街路幅を示すと考えられる別の区画溝1条を検出した。農道直下の区画溝は1条ではなく、計4条を超える本数のものが部分的に重なった状態で平行に掘り込まれていた。これらの溝の断面観察の結果、水を流す目的で掘られたものではなく、生垣等の閉塞施設の根元を固定するための掘り込みであることが明らかになったことから、道路沿いの生垣を度々造り替えた結果、複数の溝が前後する場所に重なって掘り込まれる結果になったものと考えられる。

区画施設群から東へ約9m離れた位置に、官衙の掘立柱建物3棟が南北に連なって建てられていることが判明した。翌年度の49次の結果、最終的に計5棟から成る建物群であることが判明するが、このうちの南寄りの3棟を確認したものである。これとは別に、調査区東部で検出した掘立006については、立地場所と方向性が5棟とは異なることに加えて、建設の際に基準とされた造営尺も異なることから、5棟とは時期差が存在するとみられる。来住庵寺の中心域に隣接するため、寺院関連施設ではないかとも想定されたこの建物の確認によって、外郭施設だけではなく内部施設についても複数の段階設定が可能であることが判明したのである。

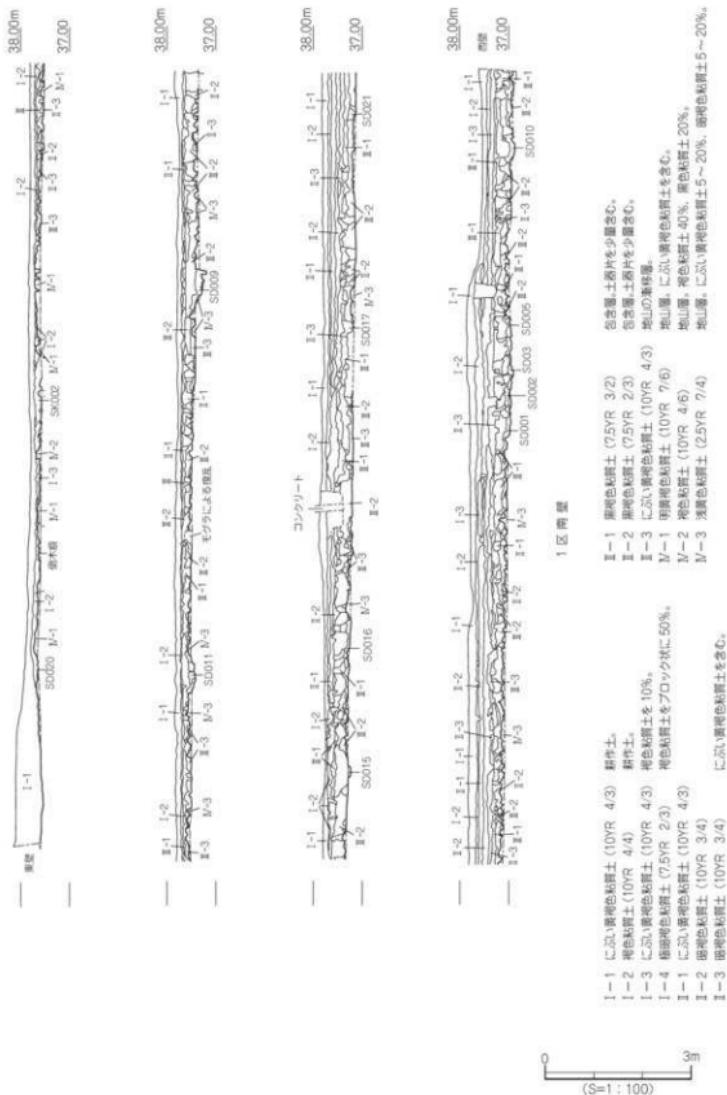
以上のように、区画溝ならびに官衙の建物群を検出したことから、かねてより想定されていた回廊状遺構の北側にも方1町規模の官衙施設が存在する事実を証明することができた。これは、本調査の成果の中でも特筆すべき重要なものであった。

2 地形と層位

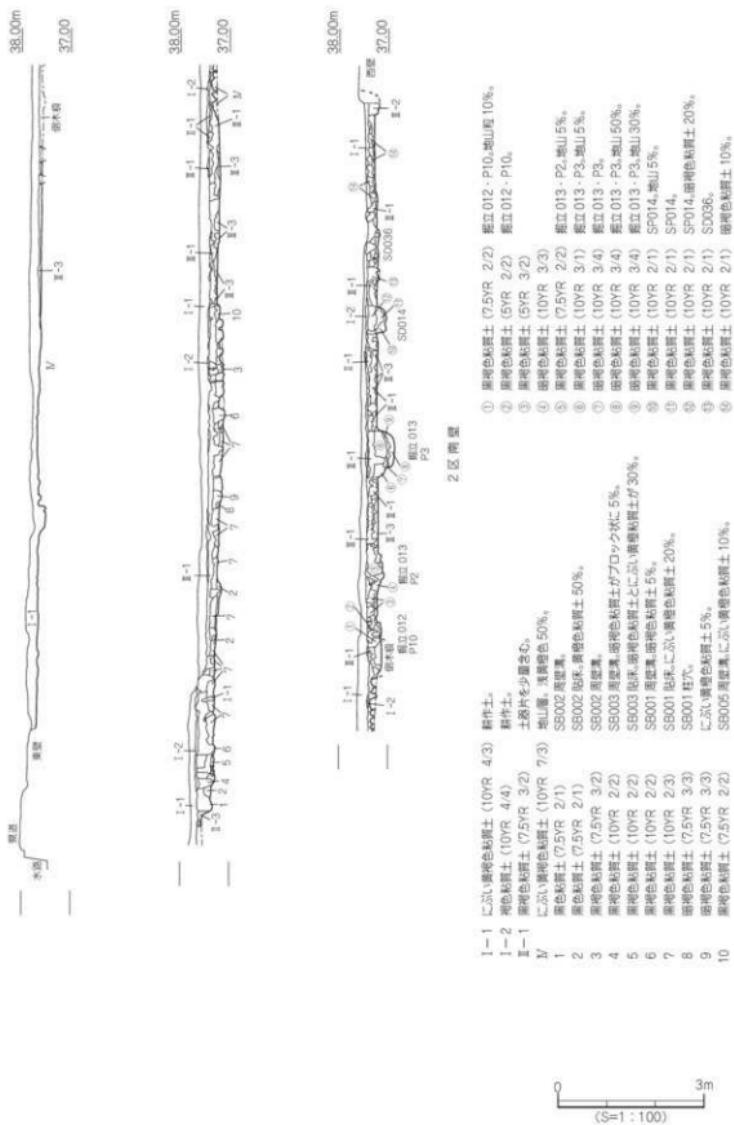
調査地のうち、南部の1区は3枚の水田にまたがって立地する。東部、西部の2面に加えて、現況の農道の西側の1面である。旧地形の標高は北東寄りが高く南西側が低いが、水田造成時の削平によって水平に削られており、東端部においては地山層が失われ、耕作土直下で下位の礫層が露出する部分もある。



第9図 42次調査地の遺構配置



第10図 42次調査地の土層 (1)



第11図 42次調査地の土層(2)

る。1区東部の耕作土上面の水準は37.8m、地山上面は37.6mであるのに対して、南西端では、それぞれ37.5mと37.0mを測る。

最上部の水田耕作土層は、現況の耕作土であるI-1層と、近現代を含む過去の耕作土であるI-2・I-3層に区分される。2層と3層は、とりたてて床土と呼ぶほどの土層ではない。

遺物包含層は東部には遺存しないが、中央部以西では厚みを増す。上部のII層と下部のIII層に大別される。このうちII層については、3種類に細分されており、土層が厚みを増す中央部以西の東から2枚目と3枚目の水田部分に安定して存在している。土色等から判断して、中近世以降に形成された旧耕作土層と考えられる。下部のIII層についても3種類に細分している。これらの直下が地山層にあるが、地山上面にこれらの包含層が水平に堆積している箇所は多くない。無数の掘り込みによって搅乱を受けているため、本来の包含層としての堆積状況を保っているのは一部にすぎない。第10図では、上層からの掘り込みと考えられる部分については、S PあるいはSDと表記しているが、実際には遺構としての実態も明らかでないだけでなく、包含層との区別もつきにくい状況にある。長年に渡る活発な人間活動を背景として、このような土層が形成されるに至ったのであろうと考えている。

最後に、本書の課題でもある官衙関連施設と包含層との関係について、若干確認しておこう。

1区南壁で確認される官衙施設は区画溝であるが、基本的にこれらの土層は、地山面に対して掘り込まれた厚さ5~20cm内外の極薄い土層として認識されている。ところが多くの溝において、その掘り方の線が部分的に包含層に対して立ち上がる状況が認められるのである。この部分の土は、周囲の包含層(III層)との区別がつかないことから、基本土層としてのIII層に準じた扱いをしているが、場合によると溝上部の埋土に該当する可能性も考えられる。南壁の東部から順に、SD011、SD009、SD015、SD016の断面を確認すると、溝の最下部とした土層以外に、それぞれの上位に掘り込みによる土層を認めることができる。SD011とSD009の場合、上方への立ち上がりの分層線は東側でしか認識されていないが、SD015とSD016では掘り込みに伴う線を認定可能である。特にSD016では、溝が何度も掘り直されたように見える土層が認められる。この溝の場合、西側の掘り方の線が、搅乱を受けていない包含層III-1~3層を確実に掘り込んでいることから、III層の形成以降の掘り込みによるものであることが分かる。一方、調査区西部の区画溝群の場合、III層との関係は明確ではないが、これらの溝の場合も、本来的にはIII層よりも上位から掘り込まれていた可能性を想定しておく必要があろうと考える。

なお、北部の2区の土層については、その南壁の状況を第11図にまとめた。官衙出現直前の掘立柱建物の柱穴は、包含層上面からの掘り込みであることを確認することができる。

(4)遺構の保護

調査を終えるにあたっては、遺構を保護するとともに将来的に再調査の必要が生じる場合に備えて山砂を投入している。これは、碎石屑から粉塵を取り除いたもので、水と圧力を受けても固まらない性質の砂砾である。官衙の柱穴や区画溝については、遺構の縁を保護するために盛り上がるようしつかりと投入したが、顕著な遺構が検出されなかった場所については、地山面に薄く撒く程度に止めた。

調査地はその後、隣接する49次、52次の領域とあわせて国の史跡に指定されたことから、遺構は全面的に保護されている。なお、建物の柱穴は原則的には半裁状態で止めている。溝の多くについては、ほぼ完掘しているが、土層観察用に設定したベルトの多くは除去することなく、山砂で保護している。

第2節 久米高畠遺跡48次調査

(1) 調査に至る経緯とその後の経過

1 経緯

平成11年11月29日、松山市来住町在住の相原基文氏より、来住町860番地における埋蔵文化財の確認願が提出された。既存の作業場兼住宅を取り壊し、個人住宅を新築する計画であった。これを受け市教委文化財課と相原氏との間で協議が行われ、当該箇所の重要性に配慮して、開発計画の内容に関わらない全面的な発掘調査の実施が決定された。したがって、事前の試掘確認調査は行われていない。

当該箇所は、平成11年度に調査が行われた久米高畠遺跡42次調査地の北東に隣接することから、回廊状遺構の北に存在が確実視されるに至った回廊北方官衙の南北正中線上における官衙施設の有無を確認することが調査の最大の目的となった。調査は平成12年9月12日から開始した。

2 調査ならびに整理作業の経過

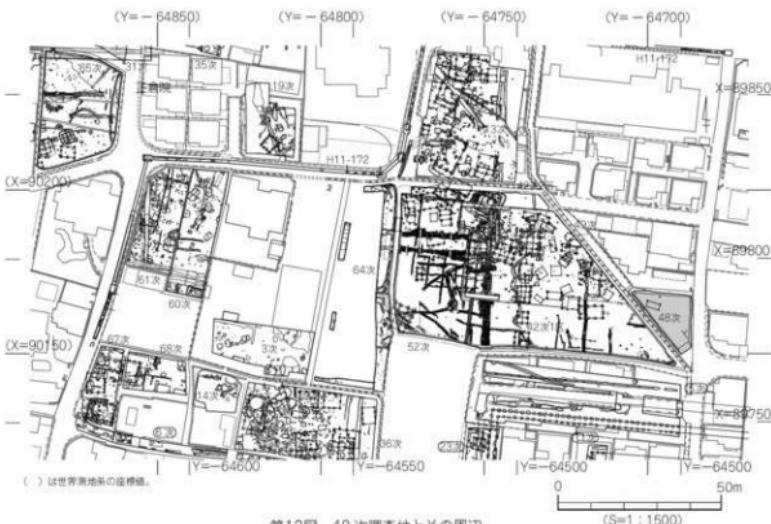
調査日誌抄録

平成12年9月12日(火) 重機による造成土の掘削と場外への搬出に着手する。器材等の準備。

15日(金) 雨の中、排土の整地を終える。

21日(木) 業者に委託して基準点の配置を行う。

26日(火) この日までに壁面の精査と壁沿いのトレンチ掘削を終了する。



- 10月5日(木) 遺構の検出作業を終え、写真撮影を行う。
- 6日(金) 平面図と土層図の作成に着手し、16日までに終える。
- 19日(木) 柱穴断面図完成。現場作業終了へ向けて土養等のかたづけに着手する。
- 27日(金) 重機による埋め戻しを終了し、49次の作業に合流。

整理日誌抄録

- 平成13年3月末 概要報告書の作成。
- 5月ころ 『年報13』の原稿を作成する。
- 平成21年4月1日(水) 平成21年度国庫補助出土物整理作業の一環として本書刊行に向けた整理業務全般を旧財團センターに委託する。
- 22年3月31日(水) 概要報告書を提出し、前述の業務を終了する(これ以降、42次の抄録と共に)。

(2) 調査組織と調査の方法

1 調査組織(平成12年9月1日時点)

調査主体	松山市教育委員会		調査支援	財團法人松山市生涯学習振興財團	
	教 育 長	中矢 陽三		理 事 長	中村 時広
事 務 局	局 長	園上 和敬	事 務 局	局 長	二宮 正昌
	参 事	森脇 将		次 長	江戸 孝
	次 長	赤星 忠男		次 長	森 和朋
文化財課	課 長	馬場 洋	埋文センター	所 長	中川 隆
	課長補佐	八木 方人		専 門 監	野本 力
	係 長	三好 清二		調査係長	田城 武志
				調査担当	小玉亞紀子
				写真担当	大西 朋子

2 調査の方法

グリッドの配置ならびにその呼称方法は、隣接する42次、49次、52次で採用された共通の考え方には立脚していない。担当者間における連携が足りなかったことが原因である。ただし、旧国土座標第IV座標系を基にしていることから、調査区の相対的位置にすれば生じていない(第13図)。

3 凡 例

本章第3節の久米高畠遺跡49次調査における記載事項と概ね共通であることから省略する。

(3) 調査成果の概要と層位

1 成果の概要

官衙関連施設は全く検出されなかった。弥生時代から古墳時代ころと考えられる4本柱の高床構造の倉の柱穴3基のほかには、数基の柱穴が検出されたのみであった。

官衙関連施設が検出されなかったのは、この場所が方1町の区画地の南北正中線付近に位置するため、元々施設が存在しない広場のような空間であったためと想定している。

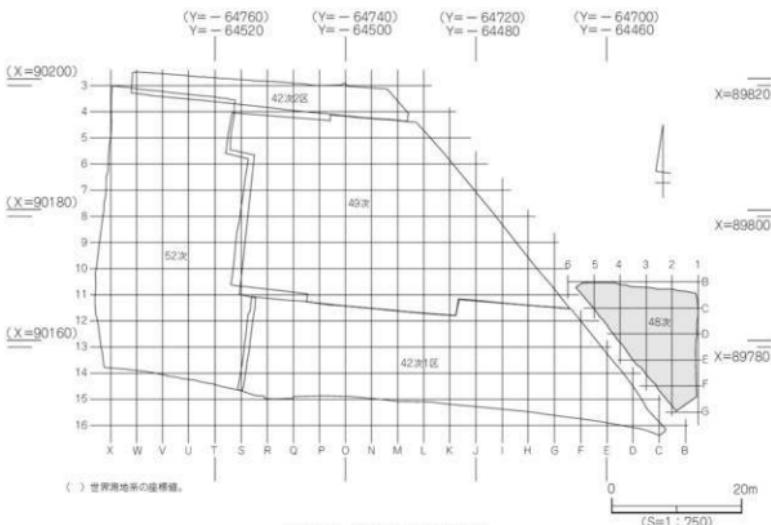
2 地形と層位

42次東端部と同様、水田造成時の削平は地山に達している。地山面の標高は37.6m程度である。これの直上に現代の耕作土層（Ⅱ層）が0.3～0.4m存在する。耕作土の上位は東に隣接する市道の路面の高さまで真砂を中心とする造成土が入れられており、その厚さは東部で1.3m、西部で1mに達している。

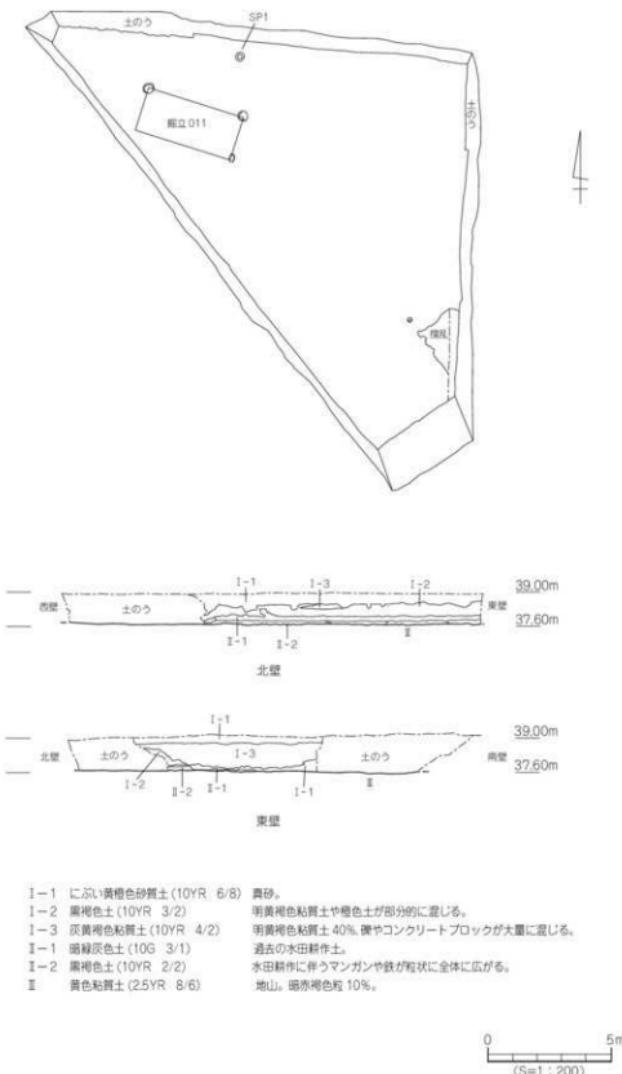
当調査地の立地を検討する際に、隣接する市道より東側の住宅地にかけて、かつて小規模な溜池が存在したことは重要である。付近には、来住池（第5図）と呼ばれたこの池から水を引くための木樋が埋められており、当敷地の南端付近に達していたらしい。調査でその痕跡を確認することはできなかったが、東壁沿いの地山面の一部に青灰色に変色した部分が認められたことは、木樋からの漏水に伴って土壤のグラウジングが進んだためと思われる。なお、この木樋は、本調査区と42次との間の農道に沿う水路につながっていたとのことである。来住池から北西方向に延びるこの水路が完成したことによって、高畠池（第135図）の水がかからない当該地付近の水田化が可能になったものと考えられる。

（4）遺構の保護

本書掲載のはかの調査地と同様に、山砂を用いて遺構の保護を行っている。調査終了後、個人住宅が建設されているが、1mを超える土盛がされていることから、遺構は完全に保護されている。



第13図 48次調査地の区割り



第14図 48次調査地の遺構と土層

第3節 久米高畠遺跡49次調査

(1) 調査に至る経緯とその後の経過

1 経緯

平成11年度に実施した久米高畠遺跡42次調査の結果、回廊状遺構の北に別の方1町規模の官衙施設の存在が確認されたことを受けて、平成12年度の重要遺跡確認調査も引き続き関連箇所において実施されることとなった。対象となる複数枚の水田は、いずれも来住町在住の三好嘉征氏の所有地であることから、前年度の42次調査と同様、調査区の設定に際してもご理解を頂き、水田と水田の間の農道についても掘削して調査の対象に加えることが実現した。これは、官衙の区画施設が、現在の農道と重複していることが予想されたため、42次の実施にあたってとられた措置を踏襲したものである。なお、調査は国庫補助を受けて実施した。

調査は、平成12年10月10日より、重機によって耕作土をすき取る作業から着手した。

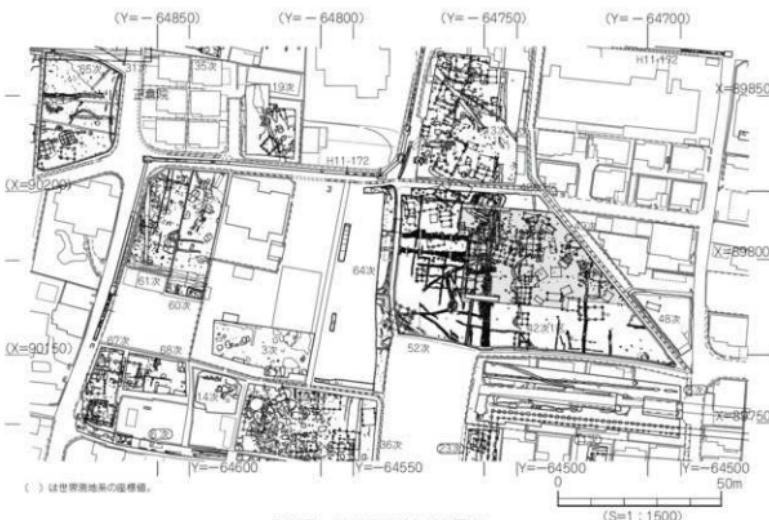
2 調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

平成12年10月10日(火) 重機による耕作土の掘削作業に着手する。

18日(水) 重機による掘削作業を終了する。壁面の精査を継続。

26日(木) 業者に委託して基準点測量を実施する。外周のトレンチ掘削を終了する。



第15図 49次調査地とその周辺

- 平成12年11月10日(金) このころまでに官衙の建物群の検出を終え、検出段階の平面図の作成に着手する。また、この日、メッシュ杭の打設を終了する。
- 11月28日(火) 官衙の区画施設を中心に、遺物出土状況の写真を撮影する。
- 12月8日(金) 東部の遺構検出写真を撮影する。
- 15日(金) 官衙の区画溝群の検出面から単弁十葉蓮華文軒丸瓦が出土する。
- 22日(金) 西部の遺構検出写真を撮影する。
- 平成13年1月11日(木) 官衙の溝S D028の断面と遺物の出土状況について写真を撮る。
- 16日(火) 官衙の建物について柱穴の半裁作業を継続。愛媛大学下條教授、現地指導。
- 24日(水) 官衙の中心建物である掘立001の柱穴について写真を撮影する。
- 2月2日(金) 来住廃寺跡調査検討委員会による現地確認。翌日、市役所にて委員会審議。
- 3月10日(土) 雨の中、来住町11次、久米高畠50次と合同の現況を開催。参加者約100名。
- 11日(日) このころ、休日返上で各遺構図の注記作業を続ける。
- 14日(水) 文化庁調査官視察。
- 16日(金) 全域で完掘写真の撮影。記録作業を継続。
- 23日(金) 東部から保護砂を投入する。27日に終了。圓面の仕上げ作業を継続。
- 27日(火) 重機による埋め戻し作業に着手する。部分的に圓面の仕上げ作業を継続。
- 30日(金) 埋め戻し終了。概要報告書の作成を継続。

整理日誌抄録

- 平成13年5月ころ 『年報13』掲載原稿の準備を行う。
- 18年3月31日(金) 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』刊行。
- 21年4月1日(水) 平成21年度国庫補助出土物整理作業の一環として本書刊行に向けた整理業務全般を旧財团センターに委託する。
- 22年3月31日(水) 概要報告書を提出し、前述の業務を終了する。
- 23年2月28日(月) 本書の納品。以降、掲載遺物の最終的な収納作業等を行う予定。

(2)調査組織と調査の方法

1 調査組織(平成12年10月1日時点)

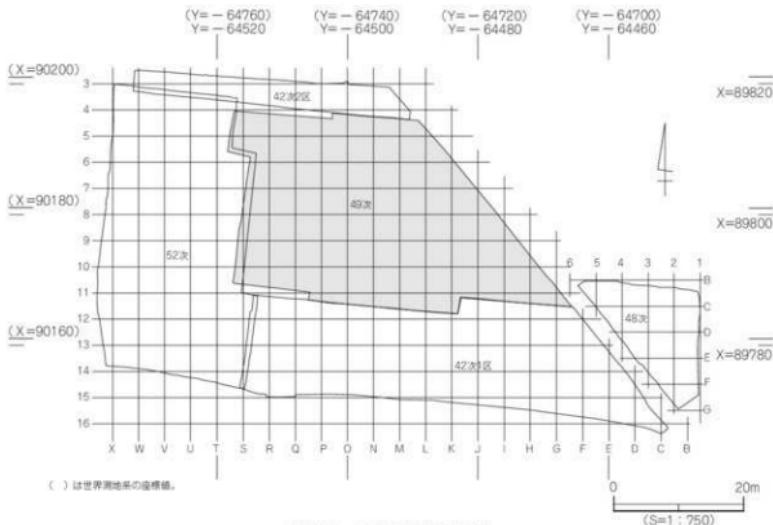
調査主体	松山市教育委員会		調査支援	財団法人松山市生涯学習振興財團	
事務局	教育長	中矢 陽三	理事長	中村 時広	
	局長	園上 和敬	事務局	局長	二宮 正昌
	参事	森脇 将		次長	江戸 孝
	次長	赤星 忠男		次長	森 和朋
文化財課	課長	馬場 洋	埋文センター	所長	中川 隆
	課長補佐	八木 方人		専門監	野本 力
	係長	三好 清二		調査係長	田城 武志
	調査担当	楠 寛輝		調査担当	小玉亞紀子
				写真担当	大西 朋子

2 調査の方法

調査に際しては、42次と同様のグリッドの配置を行った。旧国土座標第IV座標系に基づく基準点測量を行い、4m四方のグリッドを設定している(第16図)。

3 凡例

- 1 本章における報告内容の一部は、「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」(平成18年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 遺構の種別は略号で示した。堅穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、掘立等ならびに判る柱穴：Pなどである。
- 3 遺物の実測図は基本的に1/4で統一したが、瓦には1/4と1/6、石器には1/4、1/3、1/2のものがある。遺構図は、1/50のほかに、1/100のものが含まれている。
- 4 座標は、株式会社バスコ松山支店に委託して設置した旧国土座標第IV座標系による。
- 5 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 6 土色や遺物の色調の表記に際しては、「新版標準土色帖」1989年版と同2003年版を参考にした。
- 7 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 8 出土遺物は報告書掲載番号を黄色で注記し、未掲載分は白色の番号が実測図番号に対応している。



第16図 49次調査地の区割り

(3) 調査成果の概要と層位

1 成果の概要

前年度の42次調査で確認された3棟並びの官衙の掘立柱建物群について、さらに2棟を加え、合計5棟から構成されることが明らかにされた。最も北に位置する掘立001が中心的な建物で規模も最大である。掘立001を含めて総床東柱構造の建物が含まれることから、屋のほかに若干床を上げた構造の建物を含む収納のための施設であろうと想定されている。

地割に対応する区画施設に関しては、42次で検出された区画溝群が北へ延びる状況を確認したほか、これの東に隣接して1条の一本柱列と濠状の大規模な溝S D028を新たに確認した。これらの溝の一部から、松山最古の瓦である単弁十葉蓮華文軒丸瓦とこれに伴う三重弧文軒平瓦が関連の丸平瓦とともに出土したことから、7世紀後半から8世紀にかけて同じような場所で区画施設の造り替えが繰り返し行われ、官衙ならびに寺院の敷地が維持されていた様子を窺い知ることができた。

さらに、官衙以外でも大きな成果を上げている。官衙施設建設直前の掘立柱建物の変遷過程を明らかにすることができた。とりわけ、方形柱穴で構成される長大な東西棟である掘立012や、総床東柱構造の2棟の建物などは、官衙群出現直前の様相を解明する上で極めて重要な成果であると評価している。

また、弥生時代前期から古墳時代後期にかけて、住居と4本柱構造の倉から成る集落が継続する様相を明らかにすることができた。竪穴住居の多くは削平されて竪穴部を失っており、主柱穴のみが遺存する状態のものが多くたが、調査段階の努力に加えて、整理作業時にこれらの情報の活用の方法について精査したことによって、集落景観の復元をより具体的に進めることができたと評価している。時間経過に伴う建物構造の変化の方向性に関する見通しを得ることができ、有意義であった(第IV章第2節)。

2 地形と層位

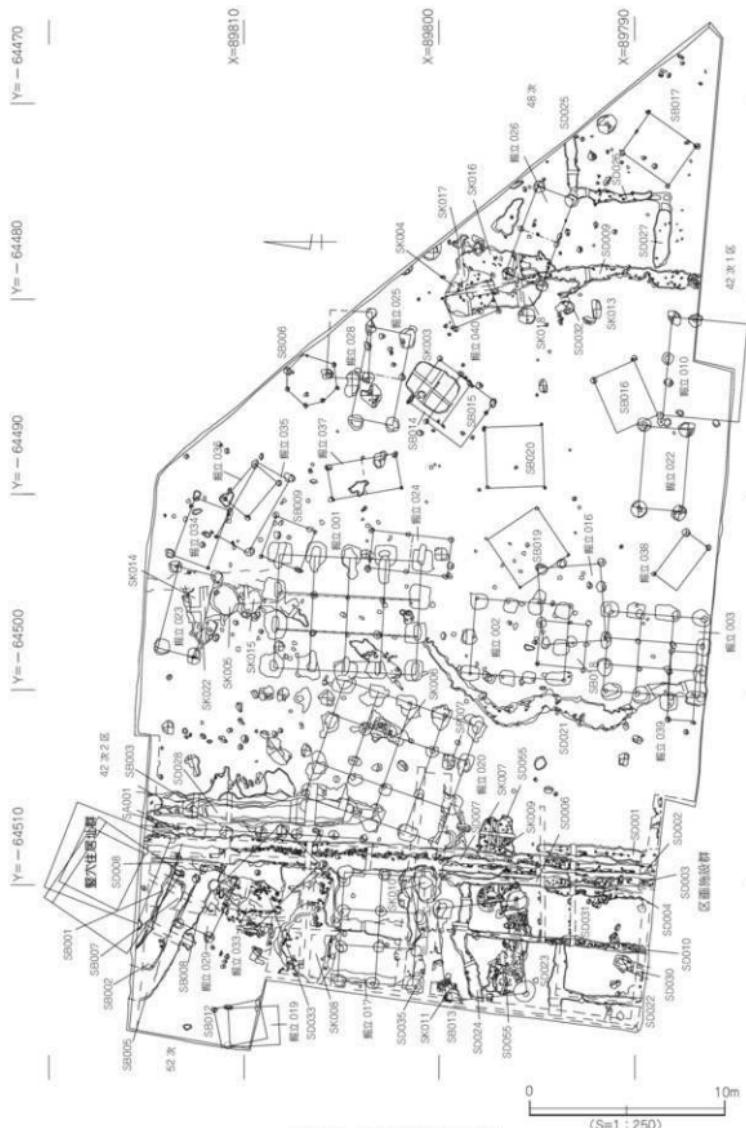
当調査区を設定する際に、前年度の42次1区と同2区の間を全面的に調査区としたため、南壁と北壁に関する記録は存在しない。前年度の調査区の壁沿いのトレチチを今次の調査区の排水溝として再利用することによって、遺構の破壊を最小限に止めたものである。したがって、当調査区の土層堆積状況については、42次1区南壁と2区の土層図(第11図)を参照されたい。

なお、調査区の東部は、南側の42次東部と同様、耕作土の直下が地山面であったが、中央部の官衙建物群や区画施設群付近から南西寄りの一帯は、広く遺物包含層が広がる相対的に低い地形であった。遺構の多くがこの包含層の分布域に立地していることから、遺構の範囲確認に手間取り調査は困難を極めた。ここで述べた遺構と包含層の関係については、第1節にて42次1区の南壁土層について報告した状況と似ており、無数に展開する様々な遺構の遺物と包含層遺物との駆別は事实上困難な状況であった。

(4) 遺構の保護

調査を終えるにあたっては、遺構を保護するとともに将来的に再調査の必要が生じる場合に備えて山砂を投入している。その状況は、本章第1節にて報告した久米高畠42次の場合と同様である。

調査終了後、しばらくの間耕作地として利用されていたが、平成15年(2003年)8月に史跡指定を受けて以降、市教委が管理している。現在、遺構は完全に保護されている。



第17図 49次調査地の遺構配置

第4節 久米高畠遺跡52次調査

(1) 調査に至る経緯とその後の経過

1 経緯

平成13年度の重要遺跡確認調査は、年度前半に遺跡群北部の政府において久米高畠遺跡51次調査(第135集)を実施した後、年度の後半は11年度の42次と12年度の49次のすぐ西側で行うこととなった。

当該箇所は、42次と49次も含めて市内来住町在住の三好嘉征氏の所有地であることから、3カ年継続しての調査が実現したものである。ただし、今回の調査箇所は、先の42次と49次調査で対象となった回廊北方官衙の敷地とその西に想定される古代の道路空間にはかかっていない。したがって、回廊北方官衙の西に位置するこの場所に、地割に伴う別の官衙が展開するか否かを確認することが調査の主要な目的となった。

調査は、平成13年10月22日より、重機にて耕作土の掘削と移動から着手した。

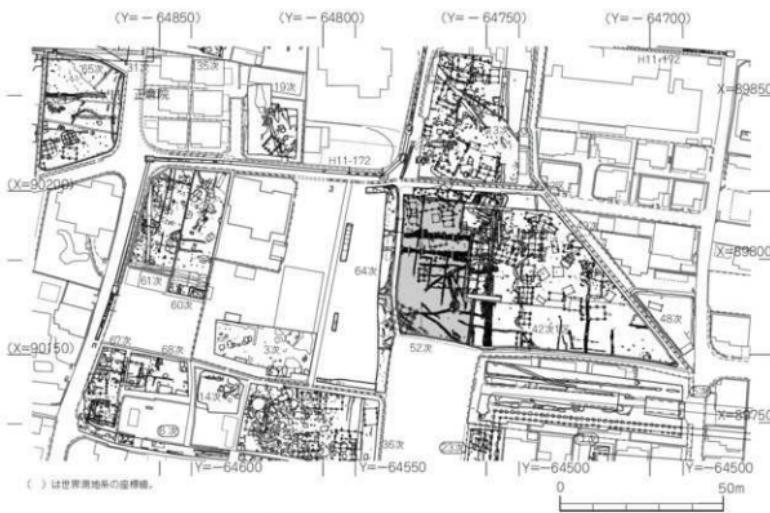
2 調査ならびに整理作業の経過

調査日誌抄録

平成13年10月22日(月) 重機にて耕作土の掘削と移動に着手。31日(水)に終了。排水トレンチの掘削。

11月2日(金) 業者に委託して基準杭の打設を行う。

13日(火) メッシュ杭の打設を終了する。遺構確定作業と並行して平面図の作成を開始。



第18図 52次調査地とその周辺

- 21日(水) 遺構検出写真の撮影。
- 平成13年12月14日(金) この日までに北部の溝の掘り下げを終了。南西部包含層地帯での作業に移行。
- 27日(木) 南西角で大型の掘立柱建物1棟を検出。柱穴の精査を進める。
- 平成14年1月11日(金) 大型の土坑SK001の遺物取り上げ作業を終了する。南西部の溝の掘り下げ。
- 22日(火) 各掘立柱建物において柱穴の断面図を作成する。
- 25日(金) 包含層の掘り下げに伴ってグリッド杭の打ち直しを行う。
- 30日(水) 掘立021の写真撮影を行う。
- 2月15日(金) 鳴門教育大学8名見学。建物の図面作成を終了する。
- 21日(木) 完掘写真を撮影する。
- 3月4日(月) 南部包含層地帯で新たに溝を検出する。
- 5日(火) 視界不良のため空港閉鎖。史跡来住廐寺跡調査検討委員会中止。下條委員長と松原副委員長に状況を報告。
- 16日(土) 10:30から来住町遺跡13次と合同の現地説明会を開催。午後、保護砂を投入。
- 25日(月) 保護砂の投入を完了。明日からの埋め戻しに備えて重機で排土を移動する。
- 28日(木) 埋め戻し作業終了。
- 29日(金) 器材を撤収し、現場作業を終える。概要報告の作成を継続。

整理日誌抄録

- 平成14年5月ころ 『年報14』掲載原稿の作成。
- 18年3月31日(金) 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』刊行。
- 21年4月1日(水) 平成21年度国庫補助出土物整理作業の一環として本書刊行に向けた整理業務全般を旧財团センターに委託する。
- 22年3月31日(水) 概要報告書を提出し、前述の業務を終了する。
- 11月25日(木) 入稿。
- 23年2月28日(月) 本書の納品。以降、掲載遺物の最終的な収納作業等を行う予定。

(2)調査組織と調査の方法

1 調査組織(平成13年10月31時点)

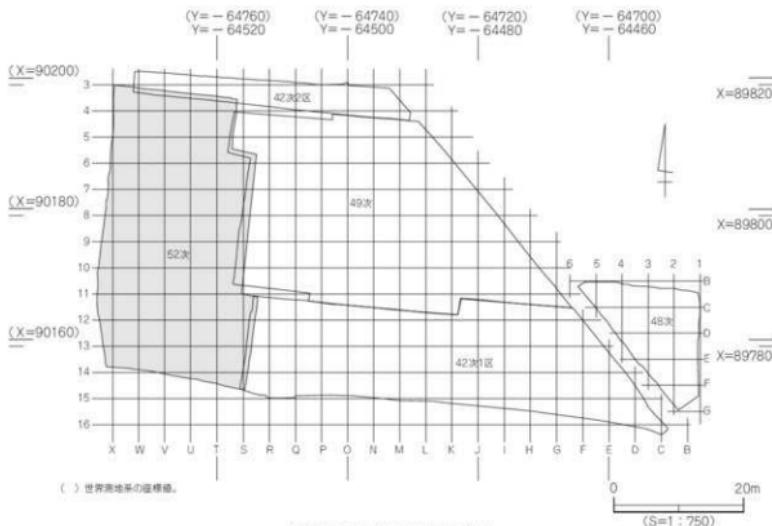
調査主体	松山市教育委員会	調査支援	財團法人松山市生涯学習振興財團
教育長	中矢 陽三	理事長	中村 時広
事務局局長	大西 正氣	事務局局長	二宮 正昌
次長	川口 岸雄	次長	江戸 孝
企画官	一色 巧	次長	森 和朋
文化財課課長	馬場 洋	埋文センター所長	中川 隆
課長補佐	八木 方人	専門監	野本 力
係長	田城 武志	調査係長	西尾 幸則
		調査担当	橋本 雄一
		写真担当	大西 朋子

2 調査の方法

42次・49次と同様、旧国土座標第IV座標系に基づく基準点測量を行い、4 m四方のグリッドを設定している(第19図)。遺構に所属しない出土遺物は可能な限りこのグリッド単位で取り上げた。

3 凡例

- 本章における報告内容の一部は、『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(第111集・平成18年刊行)に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 遺構の種別は略号で示した。堅穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、掘立等ならびに判る柱穴：P、などである。
- 遺物の実測図は基本的に1/4、瓦は1/6、石器には1/3と1/2のものがある。遺構図は、1/50のほかに、1/100と1/200のものが含まれている。
- 座標は株式会社バスコ松山支店に委託して設置した旧国土座標第IV座標系による。
- 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字等で表記した。
- 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1989年版と同2003年版を参考にした。
- 本章にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
- 松山市都市計画図1/500・同1/2500
- 出土遺物は報告書掲載番号を黄色で注記し、未掲載分は白色の番号が実測図番号に対応している。



第19図 52次調査地の区割り

(3) 調査成果の概要と層位

1 成果の概要

遺跡群Ⅱ期に属する官衙の建物であると断定可能な掘立柱建物を1棟検出した。北西に隣接する下水道敷設の際の調査区(H11-172・第135図)で部分的に確認している大型の掘立柱建物とあわせて評価すると、回廊北方官衙の西に位置するこの区域にも、確実に官衙施設が展開している事実を掴むことができた。ただし、この掘立007は非常に小規模な建物で、周辺の施設との関係も不明であることから、どのような役割を担った部署の建物なのか明らかにはできなかった。床束を伴うことから、床を多少上げた構造の収納のための建物であると考えている。

官衙関連最大の成果は、遺跡群Ⅲ期に属する2条平行の溝を検出したことがある。前年度に調査された東隣の49次調査の際に、その北西部において、8世紀代の遺物を出土する大型の土坑が2基検出されていた。そのSK008とSK010の西への続きが、今回検出された2条平行の溝SD034とSD035であることが判明したのである。49次の2基の土坑は、2条平行の溝の東端にあたる遺構であることが明らかになったのであるが、区画溝と呼ぶには浅く幅広で不揃いなこれらの区画施設をいかに評価すべきか、新たな疑問を生むことにもなった。また、官衙関連の成果として、等距離に掘られた素掘溝群の存在を挙げることができる。南北5条、東西3~4条検出されたこれらの溝は、遺跡群Ⅱ期の地割に伴うものとみられるものの性格は不明である。目印のために掘られた可能性を想定しているが確証は無い。

官衙以前の成果としては、2年前の42次調査の際に、2区西部で検出されていた柱穴について、掘立012に代表される複数の掘立柱建物として評価することが可能になったことと、南西角で検出された掘立021が、49次の掘立020と同一段階の収納施設であることが明らかにされた点が重要である。これらの建物は、地割に伴う官衙施設出現以前の古墳時代後期後半の集落を構成するもので、久米官衙の出現の問題を考える際に重要な視点となるものである。

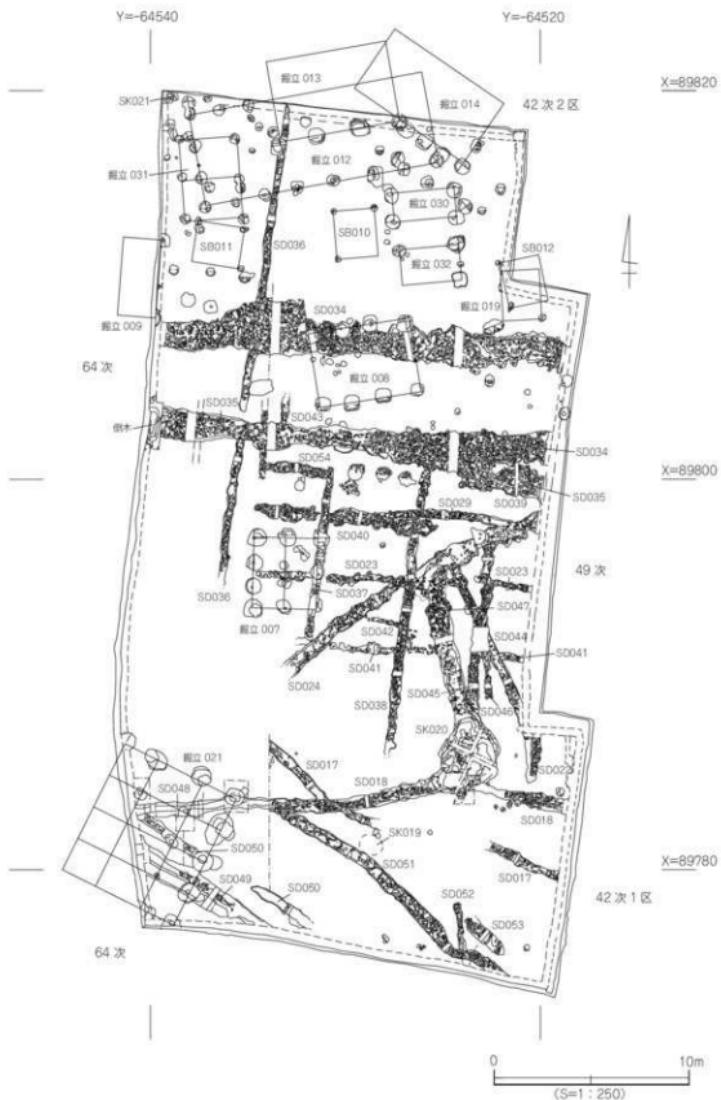
さらに、49次の傾向と同様に本調査区北部においても、弥生時代から古墳時代後期ころの4本柱構造の倉と堅穴住居の主柱穴の分布を確認することができた。相対的に地形が高い北部に、一時期の棟数は多くないものの長期間に渡って建物が継続して建てられた景観を復元することが可能となった。

2 地形と層位

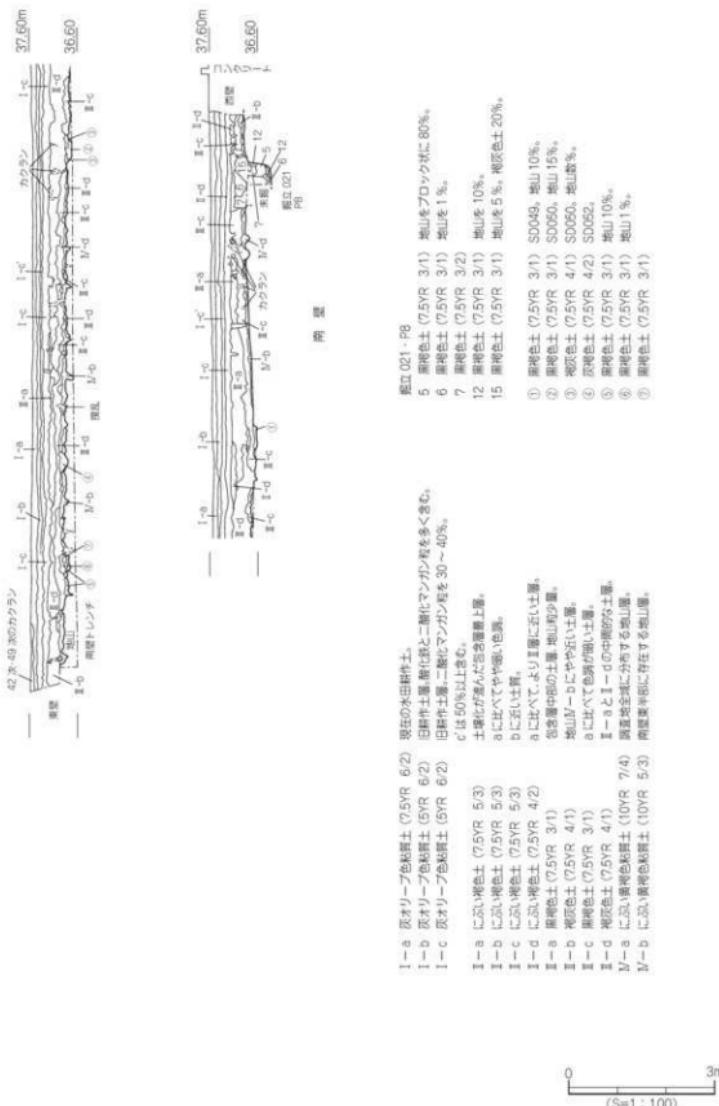
調査区北部は標高が高く耕作土直下で地山が検出されるが、南西部は広く地形が下がり、旧耕作土層と遺物包含層が分布している。包含層地帯に分布する掘立柱建物は検出可能であったが、弥生から古墳時代の溝については、行方を追うことが困難であった。官衙出現以前の掘立021の柱穴は、古代以前の包含層であるⅢ層に対して掘り込んでいる。地山上面のレベルが最も低いのは西壁南部と南壁中央西寄りの部分で、このことから、北西から南東方向に自然の谷地形が存在することが分かる(第21図・22図)。

(4) 遺構の保護

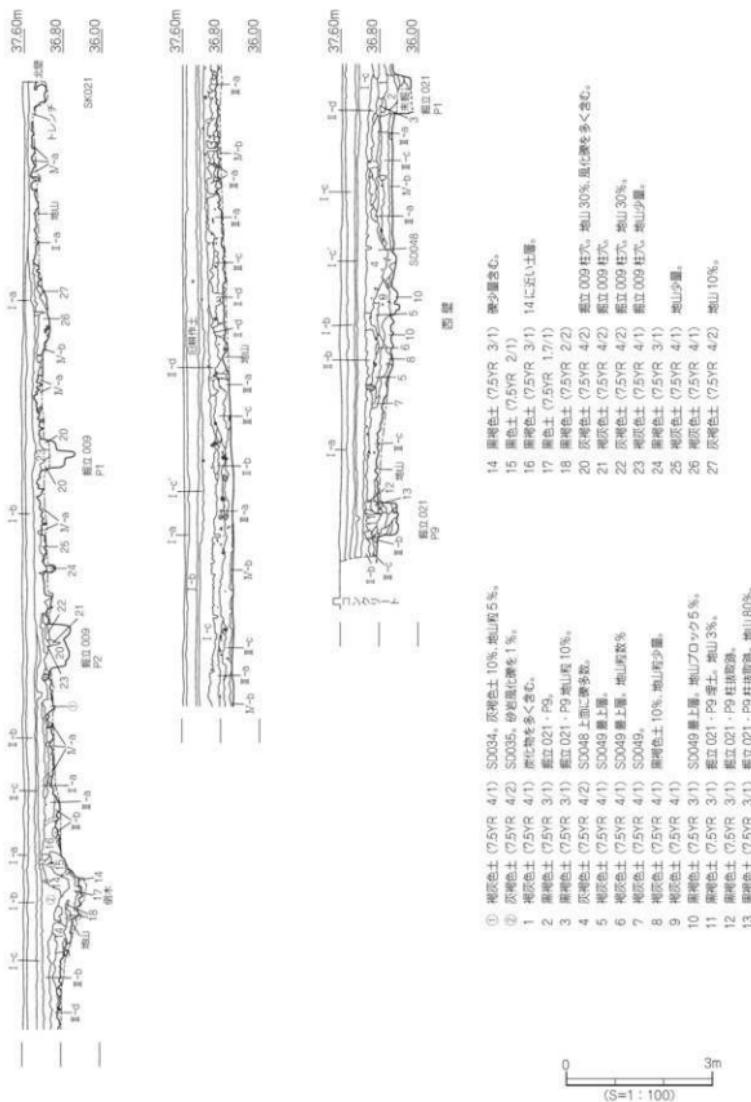
調査を終えるにあたっては、遺構を保護するとともに将来的に再調査の必要が生じる場合に備えて山砂を投入している。その状況は、久米高畠42次・49次の場合と同様である。対象地は、平成15年(2003年)8月に史跡指定を受けて以降、市教委が管理していることから、遺構は完全に保護されている。



第20図 52次調査地の遺構配置



第21図 52次調査地の土層（1）



第22図 52 次調査地の土層 (2)

第Ⅲ章 寺院官衙関連の成果

第1節 区画施設と瓦

(1)概要

寺院官衙関連の区画施設は、遺跡群Ⅱ期とⅢ期のものに大別される。出土遺物の年代観や遺構の位置関係などの特徴から、明らかにⅢ期あるいはⅡ期に区分可能な区画施設も存在するが、峻別が困難なものも多数含まれるため、厳密な時期別の配列をとることは困難である。

まず初めに、Ⅲ期に下ることが確実な52次の2条平行の溝と、多くの瓦が出土した49次のS D028について報告する。続いて、Ⅱ期からⅢ-A期ころの区画施設の集まりである中央部の区画施設群について記述し、以下、東部と西部の区画溝の順に説明する。各組を構成する複数の施設の中に、より新しい段階のものが認定される場合には、それらから順に古い段階のものへと巡る形で報告する。なお、区画溝の中には、官衙の瓦を含むものがあることから、瓦の有無とその形態について特に留意した。



第23図 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画施設

(S=1:500)

冒頭で報告する区画施設は、52次から49次西部にかけて平行に位置する S D034と035である。それぞれ溝の東端が土坑状に変化する。49次の際にこの部分を土坑と見なしてそれぞれ S K008と S K010とした経緯を引き継いで、本書においても、この遺構の略号を併用する。本来的にこれらの中には、S D 034と035の各一部であって区別する必要は無いが、深さや平面形状が溝部分と異なることから瓦を中心とする遺物の出土状況に違いが認められた。よって、この違いを明確に認識するために、溝としての遺構番号に加えて、特にこれらの土坑状の部分を指す時に土坑としての番号を併用する。

統いて報告するのは南北の濠状の区画溝 S D028である。溝の南部では深さがあるが、49次北壁近くで急激に浅くなり、42次2区では堅穴住居址群に対する掘り込みの確認が取れない状態であった。さらに北の13次調査区では浅く幅広に変化したこの溝の北延長部分が検出されている。なお、S D034・035との関係については明確でないが、II期の地割が変更されて以降のIII期のもので、時期的には近い段階の施設であると考えられる。

S D028のすぐ西に位置する一本柱列 S A001と、その南延長の S D001は、一本柱列南端の位置がS D028の南端に対応することから一連の遺構であると考えている。また、S D001は、その北部において小穴が1列に並ぶ状況が確認されていることから、生垣等の閉塞施設を固定する目的で掘られた溝状の遺構であって、S A001と関連があると認識している。なお、これら中央部の区画施設群における最初の遺構は、S D002であると予想しているが、この前後に遺跡群II期からIII期の区画施設が繰り返し造り直された結果、このような区画施設の群が形成されたものと考えられる。

遺跡群II期の冒頭に、地割の施工にあわせて掘削された溝状遺構は、このS D002と010の2条で、街路の道幅に対応するものと考えてきた。ただし最近では、両溝の間隔が42次南西部では4mあるにも関わらず、北へ向かうほど狭くなることから、両者は同時に存在したものではないと理解するに至っている。S D010については、S D002よりも東へ振るその方向性から、西の52次で検出されている西部の溝群との関連を想定する方がより合理的かもしれない。

東部に掘り込まれた直線的な溝の多くについても官衙の区画施設と考えているが、このうち、出土遺物から時期が明確なのは、この区域で最も西に位置する S D016である。7世紀末を上限とする赤色塗彩土師器と丸瓦片が出土している。

最後に報告する西部の区画溝の大半は、52次調査区で検出されたもので、東への延長部が部分的に49次の西端にかかっている。東西南北に均等に配置されたように見えるこれらの溝については、浅すぎて生垣等を抜き取った痕跡は確認されておらず、どのような目的で掘られたものであるのか不明である。遺跡群全体で見ても、このような溝のあり方は知られていないことから、回廊北方官衙の西の方1町の敷地に特有の現象として注目している。なお、先程も説明したように、49次西端に位置する S D 010の北部についても、これらの溝と一連のものと考えるのが妥当かもしれない。

以上が、本節で報告する官衙関連の区画施設の概要である。

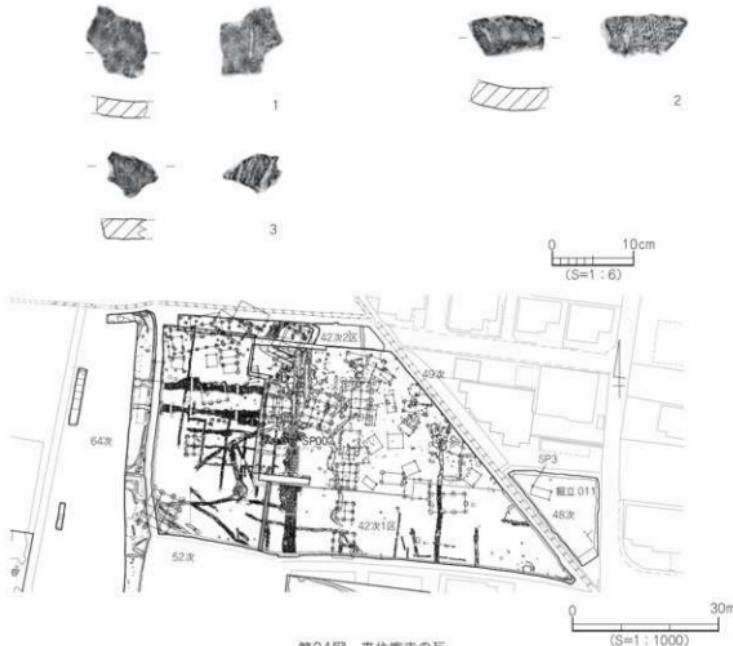
(2) 来住廃寺の瓦

官衙の区画施設の概要で説明した瓦とは別に、来住廃寺所用と思われる瓦片が6点出土しているので、確認しておく。瓦片は5点が細縄叩きの平瓦の小片である。1と2は、来住廃寺の中心域に近い48次調査地から出土した。3は49次からの出土である。1は48次の地山直上から、2は弥生時代から古墳時

代前期ころの倉と考えている掘立011北西角柱穴の検出面からの出土である。3は49次北西部に位置する官衙出現直前の掘立020南部に重複する柱穴から出土した。この柱穴については、掘立020の北部にかけて分布する別の柱穴とともに、建物として成立するのではないかと考えて検討を重ねたものの、柱の配置を特定するには至っていない。掘立020から官衙の区画施設群にかけて、来住廃寺存続期を上限とする時期の掘立柱建物あるいは柱列等の構造物が存在する可能性が考えられる。なお、2は表面が磨滅しているため布目の様子はわからない。1と3の布目は、1cmあたり縦横6本前後の荒いものである。

このほか、図示していないが、Ⅲ期の区画溝東端のS K008（第25図）の検出面から同様のものが1点出土しているほか、この遺構の最上層から、来住廃寺創建以降の、瓦当部が剥がれた丸瓦の破片が1点出土している（16）。また、S D028からも平瓦片が1点出土している（53）。

なお、これらの平瓦は、来住廃寺金堂の創建瓦に含まれる荒縄叩きによるものとは異なっており、いずれも細縄叩きである。近年の来住廃寺における調査の結果、細縄叩きの瓦は平安時代に登場した可能性が想定されている。これは、48次から市道を挟んで南東の伽藍地付近では普遍的に認められる瓦であるが、距離的に離れた調査地一帯には元々多くは存在しなかった瓦と考えられる。このような状況から、僅か破片6点の出土ではあったが、本書で「官衙の瓦」と呼ぶ一群とは明確に区分されることから、官衙の区画施設群周辺から集中して出土する「官衙の瓦」の本来のあり方を考える上で、対称的な意味で重要な出土遺物であると評価している。



第24図 来住廃寺の瓦

(3) 区画施設

1 Ⅲ期の大型の溝

来住廃寺の造営に伴って付近一帯の地割が廃止されて以降の官衙の区画施設のうち、規模が大きく開口した溝であったことが明らかな遺構について以下の通り報告する。2条平行に配置されたS D034とS D035、これらに付随するSK 008と010に加えて、濠状の南北溝S D028が対象である。

S D034 [第25図] 52次北部で検出された2条平行の幅広の溝のうち、北側のもので、東端は49次のSK 008が該当する。SK 008東端からの検出長は約27m、西隣64次調査地のT 2西壁までの検出長は約44.5mを測る。幅は1.2~2.1m、深さは5~10cm程度。方向角は真北から東へ約93.5°を測る。幅広の溝の底が僅かに遺存したものであって、本来の溝幅はもっと広かったものと考えられる。約5m南に離れて平行に位置するS D035とともに、遺跡群Ⅲ期の道路幅を示す遺構ではないかと考えたが、道路側溝と考えるには広すぎる溝幅の説明がつかないことから、現在は評価を保留している。

出土遺物 第26図に示した遺物のうち、4の須恵器壺蓋と13の平瓦片がこの溝から出土した遺物である。4の口径は約10cm、かえりの部分は口縁の内側に隠れる。13の凸面は5mm四方ほどの正方形に近い形状の細かな格子叩きで仕上げられている。凹面は磨滅が激しく布目は失われている。

時期 出土遺物が示す年代は、7世紀第3四半期を上限とする時期であるが、一連の遺構であるSK 008出土遺物を参考にして、8世紀後半ころと評価する。

SK 008 [第25図] 52次北部で検出された2条平行の幅広の溝のうち、北側のS D034の東端に大きく掘り込まれた土坑状の部分。S D034との重複関係にはなく、共通の土で埋まっている。溝の起点あるいは終点を強調した結果、このような形状になったものと考えている。東西長径約5.5m、南北短径約3.2m、深さは約0.45m。南辺に小穴が4~5基列を成して並ぶのではないかとする見方もあったが、明確に説明するには至らなかった。

出土遺物 第26図のうち、S D034出土の4と13を除く遺物がこの溝から出土したものである。5~10は須恵器、11と12は土師器、14~16は瓦。このほかに鉄滓が2点出土している。

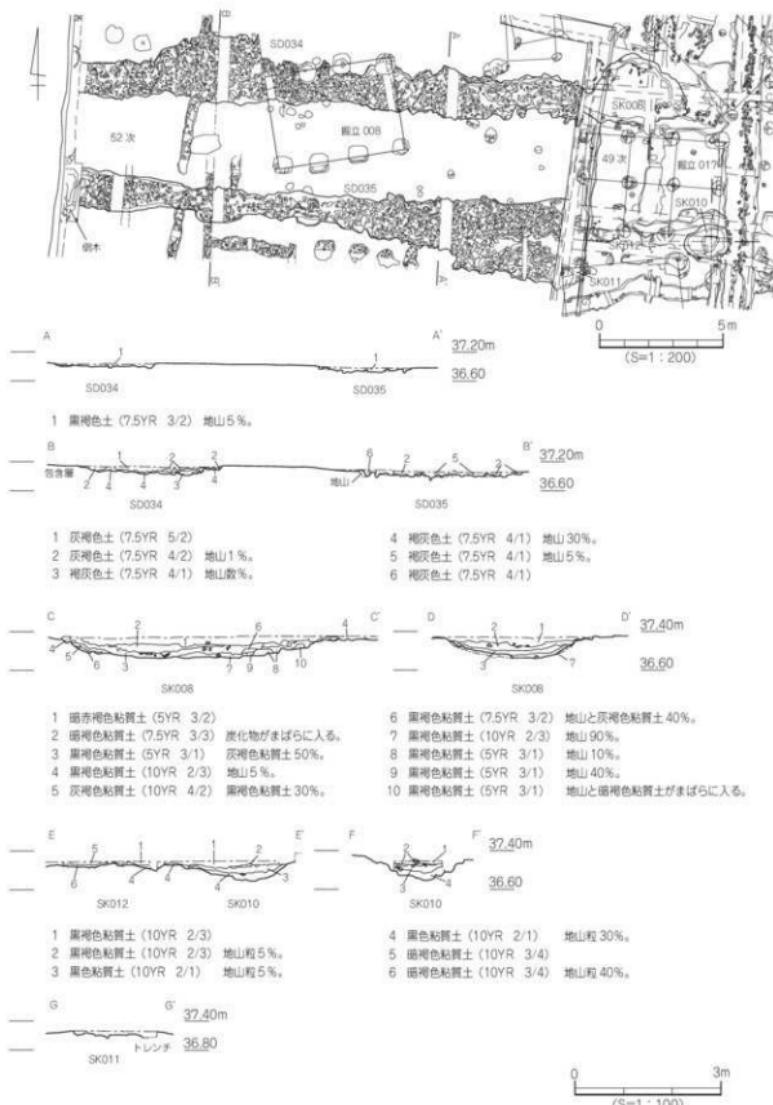
16は最上層の1層から出土した瓦当面が剥がれた丸瓦広端部の破片。凹面には斜格子状に刻み目を付けた上で瓦当を接合するための粘土を充填している。凸面にも粘土が盛りつけられており、47に代表される単弁十葉蓮華文軒丸瓦の技法とは異なっている。図示していないが、検出面から細網叩きの平瓦の小片が1点出土していることも考え合わせると、この遺構の最終的な埋没は、来住廃寺の瓦がゴミとなって周辺に散乱するようになって以降と理解でき、S D028のあり方とよく似ている(p.51)。

時期 須恵器の壺身4個体の形態から、8世紀後半ころと考える。

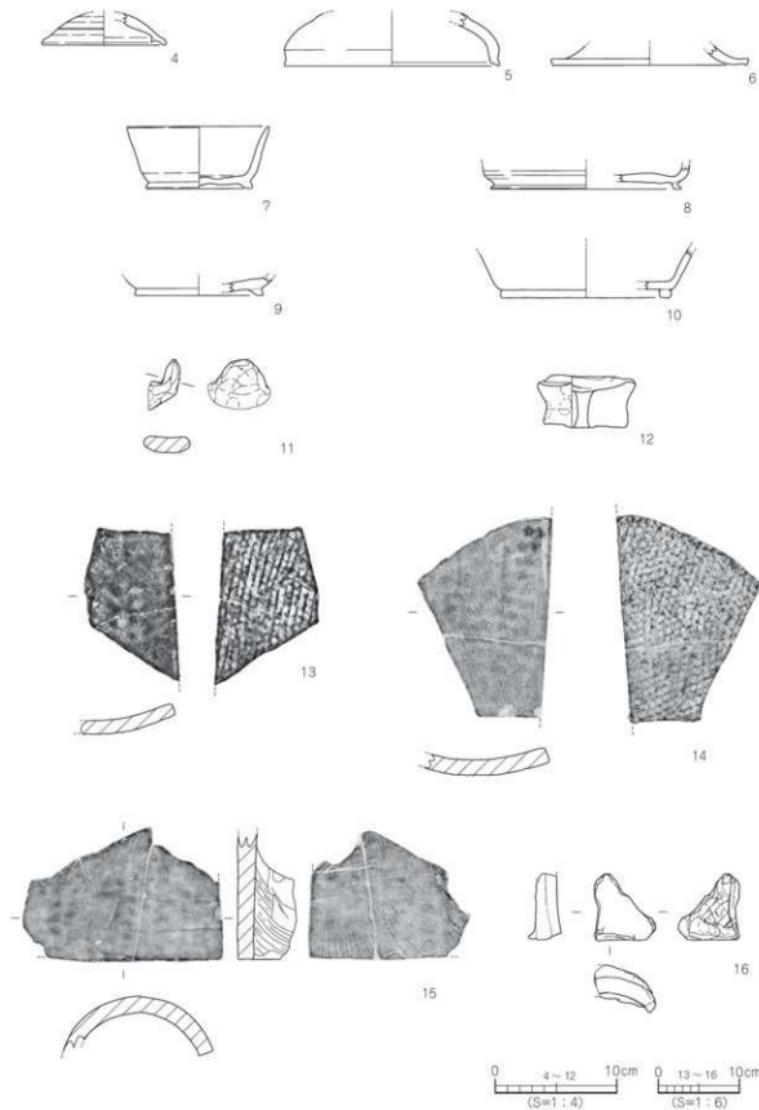
S D035 [第25図] 52次北部の2条平行の幅広の溝のうち、南側のもので、東端は49次のSK 010。SK 010東端からの検出長は約27.6m、西隣64次調査地のT 2西壁までの検出長は約45.6mを測る。幅は0.7~1.5m、深さは3~15cm程度。方向角は真北から東へ約93.5°を測る。S D034と一連の溝である。

出土遺物 見るべきものが無い。一連の遺構であるSK 010出土遺物が参考になる。

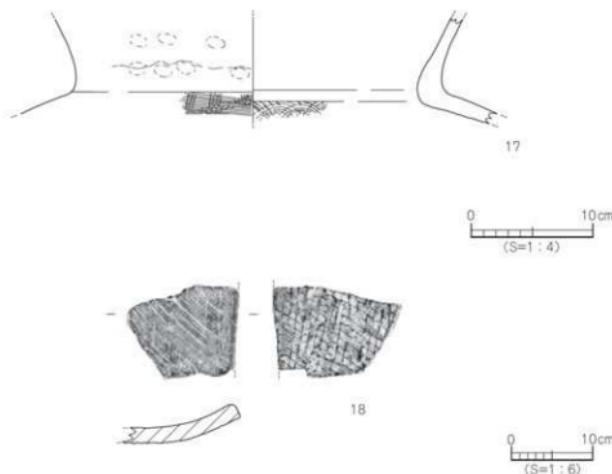
時期 SD 034、SK 008、SK 010の評価に同じ。



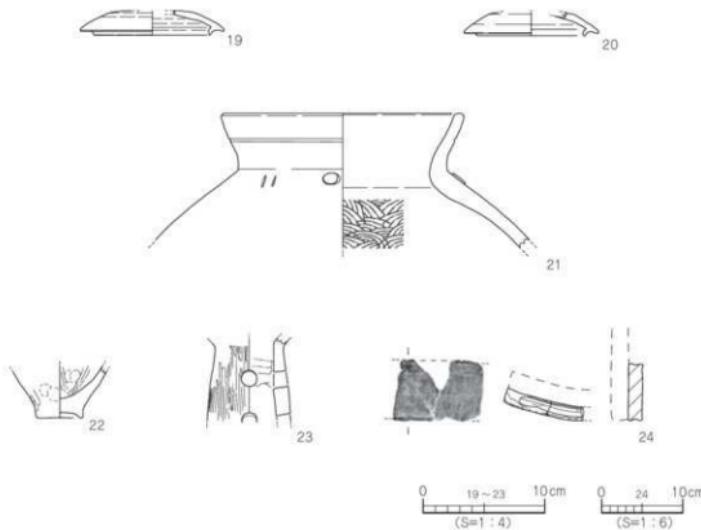
第25図 SD034・SK008とSD035・SK010



第26図 SD034-SK008出土遺物



第27図 SK010 出土遺物



第28図 ベルト2出土遺物

SK010 [第25図] S D035東端に掘り込まれた土坑状の部分で、溝の一部と理解される。東西長径約1.7m、南北短径約1.2m、深さは約0.4m。S D035と共通の土で埋まっている。

出土遺物 第27図の17は須恵器大甕の肩部。18は平瓦片。一辺6~7mm四方の斜格子叩きで仕上げられ、凹面の布目は1cmあたり8~9本の糸で構成されている。

第28図には、この土坑からS D035にかけて設定されていた官衙の区画施設群を観察するためのベルト2から出土した遺物をまとめた。多くがS D035あるいはSK010に属するものと考えられる。19~21は須恵器。22と23は弥生土器。24は三重弧文軒平瓦の破片で、貼り付けて瓦当部を拡張した頭の部分の破片である。三重弧文軒平瓦は単弁十葉蓮華文軒丸瓦と組み合うものである。なお、22と23は弥生後期の土器であるが、これらはベルト2付近で検出されたSK012などに伴うものかもしれない。

時期 S D034の評価に準じる。

SD028 [第29図] 49次調査地の北西部、遺跡群Ⅲ期からⅣ期にかけての官衙の区画施設が重複している箇所の北東部に立地する。南部では濠状の大きな溝であるが、49次北壁近くで浅くなり、42次2区では検出されていない。さらに北の13次調査地では、浅いものの一部が遺存していた(第134図)。

49次における検出長は約11.8m、13次を含む全体の検出長は約54.6m(半町)を測る。幅については、浅くなる49次北端で1.1m、深さのある南部では東側の段状の部分も含めて1.6mを測る。深さは、最も深い中央南寄りで0.65m、北端で0.2mほどである。南端から約8mの範囲が特別に深く掘られている。掘り方の範囲は、西壁では直線的に設定されているのに対して、東壁の側には段状の部分や浅く不整形な突出部が3箇所伴っており、形状は安定していない。掘り込みの傾斜について見ると、西壁の方が東壁に比べて急で、正倉院の南濠本体の断面構造とよく似ている(D-D')。突出部の断面(E-E')を見る限り、別遺構と重複関係にあるわけではなく、一連の掘り込みのようである。

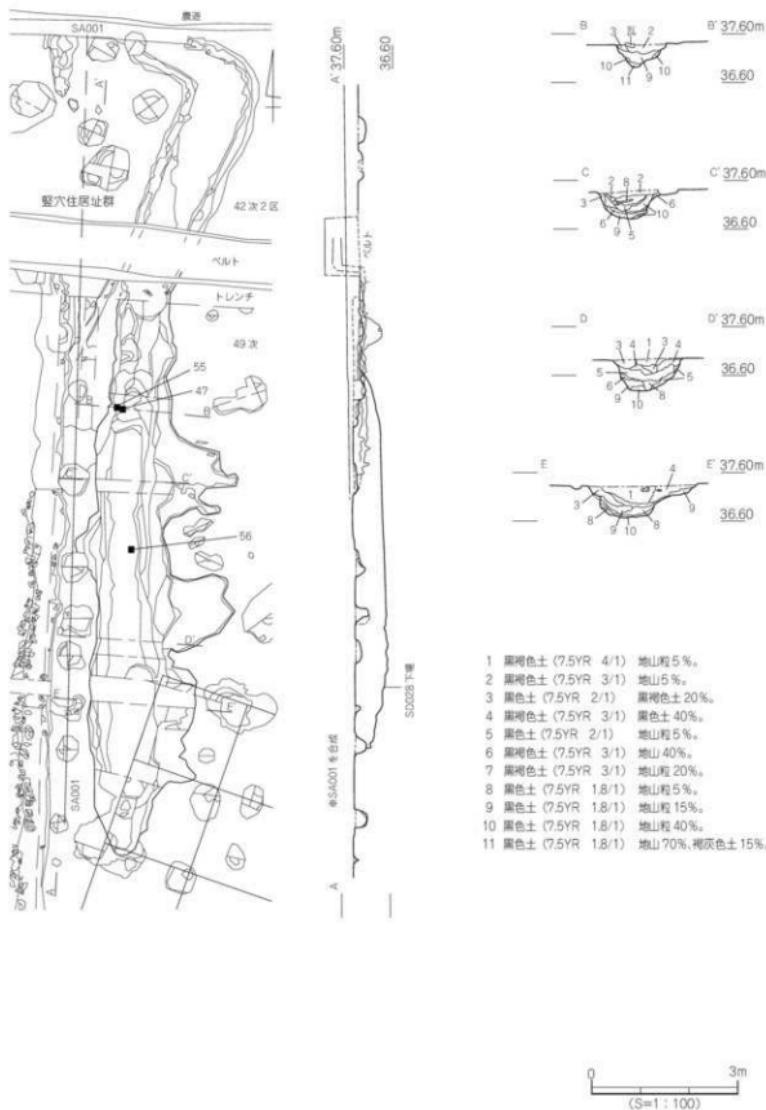
土層の堆積状況は、東西いずれからの流れ込みが強いわけではなく、比較的均等に堆積しているように見える。土色は黒色ないし黒褐色で、官衙関連遺構の埋土としては、かなり黒味が強い。

この溝の性格としては、すぐ西の一本柱列SA001と対応関係にある施設と考え、遺跡群Ⅲ期の道路沿いの板塀(SA001)のすぐ東に掘られた役所のゴミ捨て穴ではないかと想定している。土塀の傍で粘土を採掘した土坑や溝が見つかる場合があるが、SA001に関して、このような事例と見なし得る特徴は全く得られていない。旧地表面は後世の削平によって完全に失われている遺跡であるから、土塀の痕跡がSA001の柱穴を除いて完全に失われていても不思議ではないが、しかし現状では、この溝を積極的に土採溝と見なすことも無理があると考える。

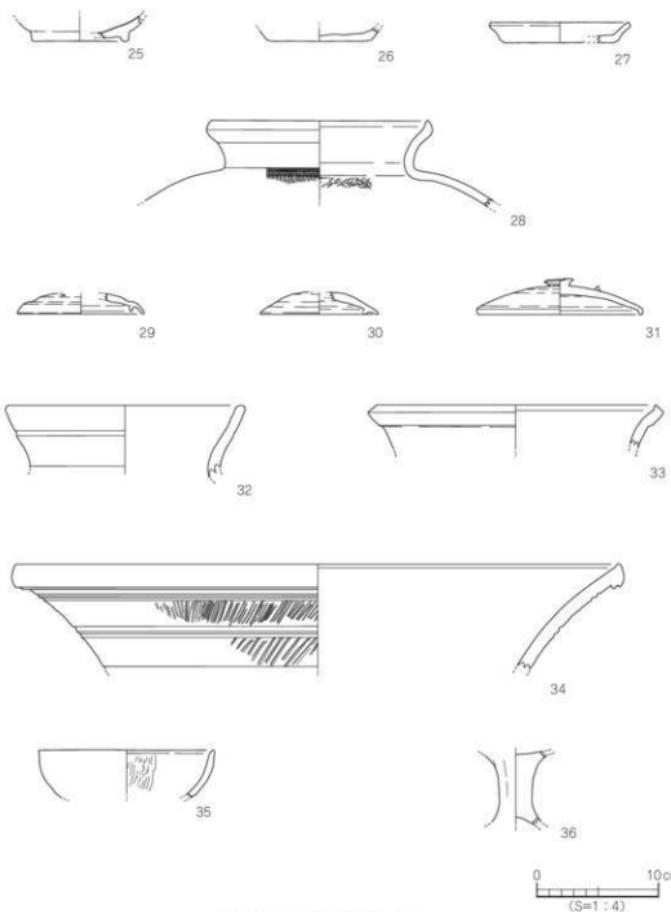
なお、この溝が一定期間開口していたならば、南部の深い部分に水が溜まったはずである。排水に関する配慮がされていない以上、水を流すための溝でないことは確かである。

出土遺物 第30図から第35図までがこの溝から出土した遺物である。ただし、包含層からの出土扱いで取り上げられた遺物の中で、グリッド番号を照合した結果、この溝からの出土と考えて差し支えないと判断できたものについては、第31図にまとめた。25~27は土師器、28~34は須恵器、35~36は土師器。37~39は須恵器、40~45は土師器。46~51は丸瓦、52~59は平瓦。このほか、鉄滓1点と鉄釘らしきものの破片1点が出土している。

25~27は最上部の1層から出土した土師器、28は同じく須恵器である。25は橙色に焼きあげられている。27は赤色塗彩されている可能性が高い。26は坏の底部で、灰褐色に焼きあげられている。

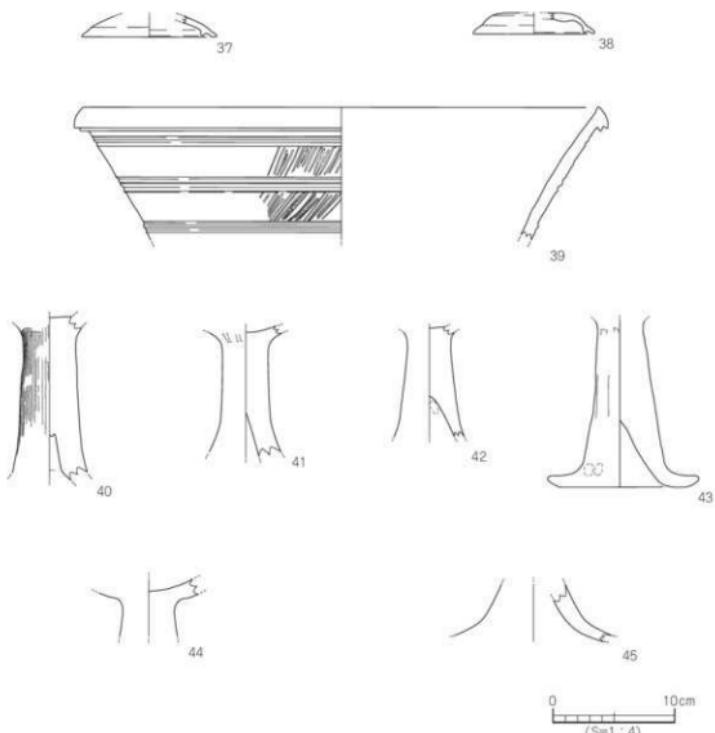


第29図 SD028



第30図 SD028出土遺物(1)

29から34は2層もしくは4層出土の須恵器、35と36は4～2層出土の土師器。29・30の形状は、区画施設群出土の同種のものと共通である。31はこの溝から出土した蓋の中で最も新しい段階のものである。32～34は須恵器の壺や壺の口頭部である。33のように口縁端部外側が四角く肥厚するものは、回廊状構造をはじめとする官衙において散見される。35は土師器の碗である。内面はミガキ調整されているが略文ではない。36は土師器の高坏の軸で、小型のものである。第31図の40～43については、42次の2区で竪穴住居址群付近の掘削中に平瓦片とともに出土したもので、おそらくこの溝の浅い部分の下部にあったものと考えているが、これに対し36は小型で、出土位置も異なっている。



第31図 SD028出土遺物(2)

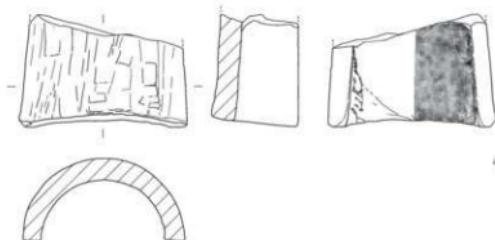
この溝と重複関係にある竪穴住居址群に伴うものかもしれないが、40～43と同様の軸形態であることから、一連のものであるかもしれない。

37～45は、包含層扱いで取り上げられているが、その後の整理検討の結果、SD028に伴う遺物と考えて問題ないと判断しているものである。37～39は須恵器、40～45は土師器である。

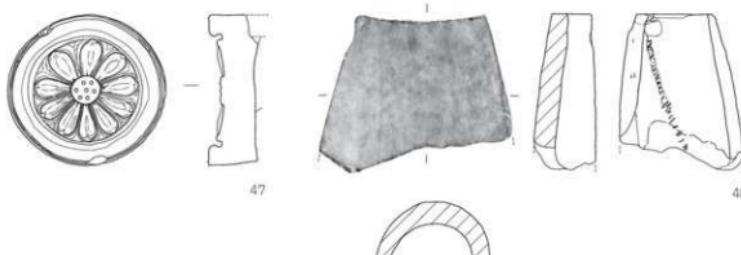
37と38の形態は、第32図掲載個体とよく似ている。なお、38については、71と同一個体である可能性がある。39は34とよく似ているが別個体と判断している。40～43は中実に近い土師器高窓の軸部から脚部の破片である。42次2区で竪穴住居址群付近を掘削中に官衛の瓦片とともに出土したものである。溝の延長線上において、まとまった形で出土したことと、出土レベルが住居の床面より幾らか高い位置であったことから、溝に属す遺物と考えている。44と45についても、同様に考えている。

第32図～第35図は、53を除いてすべて本書で言うところの「官衛の瓦」である。

46は2分割で作られた丸瓦の広端側の破片。四面の側縁近くに布綴じ痕跡が認められる。外面は丁寧に撫でて仕上げられている。47は単弁十葉蓮華文丸瓦の瓦当部。造構上部の2層から出土した。

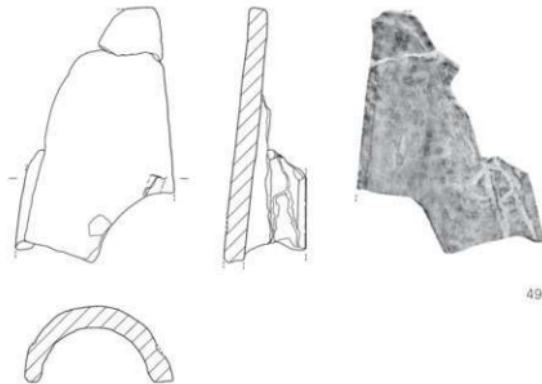


46

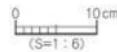


47

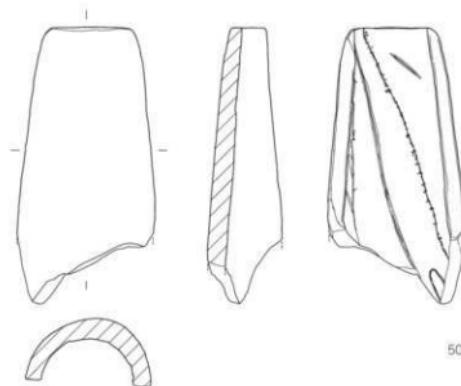
48



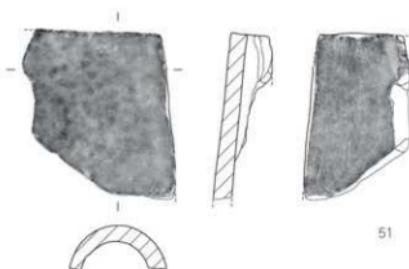
49



第32図 SD028 出土遺物 (3)



50



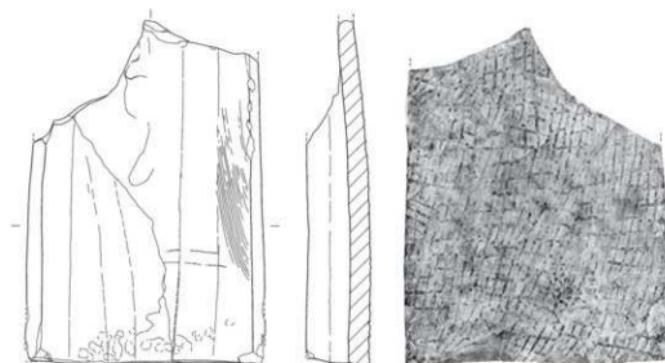
51



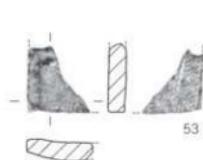
第33図 SD028出土遺物(4)

これまでに知られている中では、最も遺存状態の良い個体で、近年、松山市考古館にて常設展示されているものである。百濟大寺(吉備池廃寺)の單弁八葉蓮華文軒丸瓦に起源を持ち、その後、摂津四天王寺で派生した十葉のものが直接の祖形となったもので、7世紀第3四半期の冒頭を上限とする瓦である。周縁部に廻る1条の圓線が、この瓦の系譜を物語る。子葉は省略され、僅かに1つだけ付されるのみである(写真図版15)。非常に肉厚な作りで、外区は蓮弁や中房に比べて大きく突出し、瓦当部の重量は約1.8kgにも達している。瓦当部と丸瓦の接合は、荒いカキ目を施したところへ丸瓦の端部を貼り付けて、接合部内側に薄く粘土を足す程度であって(写真図版15)、瓦当部裏面に丸瓦を埋め込んだり上部に厚く粘土を巻くようなことは行われていない。したがって、この瓦は例外なく瓦当部と丸瓦部が外れた状態で出土する。なお、この瓦は、三重弧文軒平瓦と組み合わさることが知られており、SD028からも瓦当部の破片(55・56)が出土している。

48～51は2分割で作られた丸瓦の狭端寄りの破片である。48と50の凹面には、布を糸で縫じた痕跡が認められる。なお、46～48は1層、49と50は2層、51は4層からの出土である。



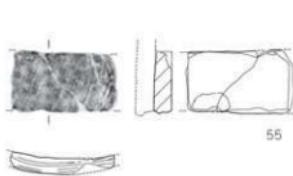
52



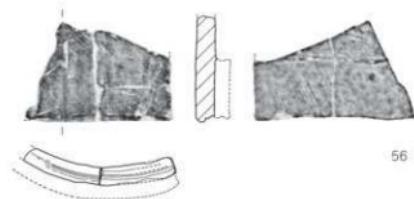
53



54



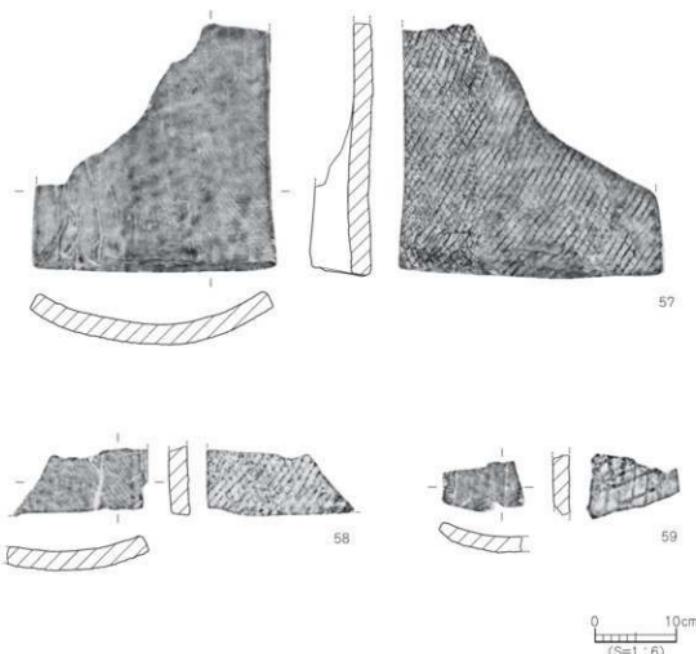
55



56

0
10cm
(S=1:6)

第34図 SD028出土遺物(5)



第35図 SD028出土遺物(6)

第34図と第35図に平瓦をまとめた。このうち55と56の2点が瓦当部の破片である。

52は桶巻4分割で作られた平瓦で、凹面には木骨痕とカキ目調整の痕跡が認められる。凸面の斜格子叩き目は比較的大型である。灰白色のあまい焼き具合は、軒丸瓦においても一定量以上認められる特徴である。布目1cmあたりの糸の本数は、縦9~10本、横13~15本で、緻密に織られている。53は細繩叩きの平瓦の破片。造構最上部の1層から出土した。55は三重弧文軒平瓦の瓦当部を形成するために、帯状の粘土を貼り付けて拡張した頸の部分の破片である。56は55と逆で、拡張した頸の部分が剥がれて失われた軒平瓦本体の瓦当部の破片である。両破片の接合面には、ともに斜め方向のカキ目調整の痕跡が遺されている。帯状の粘土の端部は軽く撫で付けた程度で、粘土を充填した形跡は認められない。この状況は、単弁十葉蓮華文軒丸瓦における接合方法と共通で、簡易な接合方法であるため、簡単に剥離するわけである。瓦当文の凹線は荒く不正確な彫り込みによって作り出されている。

なお、52~57は1層ないし2層から、58は4層、59は5層から出土したものである。このように、SD028出土瓦の造構埋土の上下による瓦の様相に違いは無く単純な出土状況である。唯一の違いは、最上層の1層から細繩叩きによる来住庵寺の平瓦片53が出土していることだけである。

時 期 1層出土の27や25、2層の31ならびに瓦の様相から、7世紀第3四半期を上限とし、完全な埋没時期は7世紀末以降に下る可能性を想定する。

2 区画施設群

42次と49次の西部を南北に貫く官衙の区画施設群のうち、濠状の溝である S D028については既に報告した通りである。統いて、この遺構の群を構成する複数の溝(生垣)と一本柱列(板塀)について、年代が新しいと考えられるものから順に説明する。

S D001 [第38図] 区画施設群の中で S D028を除いて最も東に位置する溝状遺構。約 9m弱(30小尺)の空間をあけて真北に連続する S A001と関連のある遺構であると考えている。具体的には、溝の北部で確認された小穴列や物を抜き取ったような土層断面(第39図 G - G')の状況から、生垣程度の閉塞施設の根元を固定するための溝であると考えている。

42次と49次にまたがる検出長は約22.3m、幅は0.4 ~ 0.6m、深さ15 ~ 30cm。49次調査の際に、10基を超える数の小穴が、溝のはば中央に直線的に並ぶ状況を確認した(写真図版10-6)。これらは打ち込まれた杭の跡であると考えている。42次の範囲では、溝底に遺された工具痕跡との区別がつかないものの、北部において溝の中央に候補となる窪みを見出すことが可能である(第39図)。

出土遺物 60は須恵器、61は土師器である。61と同様のものが複数、S D028から出土している。

時期 遺物から特定することはできないが、一連の構造物を形成すると考える S A001が、隣接の S D028に対応する施設であると解釈する立場から、S D028と同時期あるいは相前後する時期の区画施設であろうと推測している。

S A001 [第38図] 区画施設群の中で S D028を除いて最も東に位置する一本柱列。約 9m弱(30小尺)の空間をあけて真南に連続する S D001と関連のある遺構であると考えている。具体的には、S D001に埋め込まれた生垣程度の閉塞施設に比べてしっかりした規模と構造の板塀を想定する。

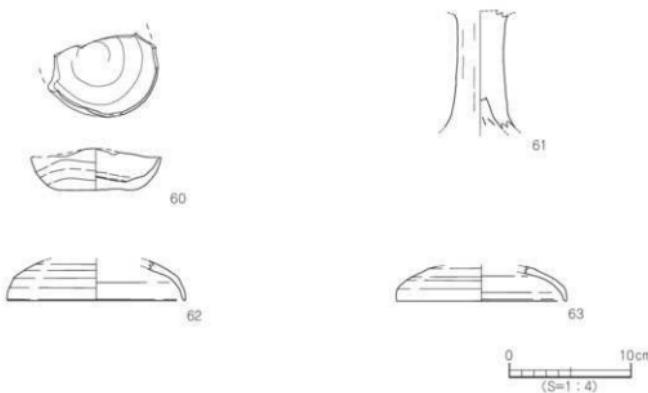
柱列南端の柱穴は、すぐ東に隣接する S D028の南端に対応する場所に位置する。柱列はここから北へ延び、13次調査地の南部に至る。13次調査の成果を報告した『年報13』において、2条平行の溝の間に横列が存在すると認識している部分がこの遺構と S D028の北延長部に該当する。ただし、13次における北端の位置については再考の余地があると考えるので、南北総長については確定できない。

柱穴は49次内で7基、北の13次南部で5基程度確認されるが、間に位置する42次2区では、竪穴住居との重複のため特定できない。49次内の6間分でおよそ10.7mを測ることから、1間あたり平均で1.78m(6尺)間隔に設定されていることになる。なお、49次北端の7基目の柱穴は、竪穴住居址群の周壁溝等と重複しているため定かではないが、3基の柱穴において柱の抜き取り穴を確認している。

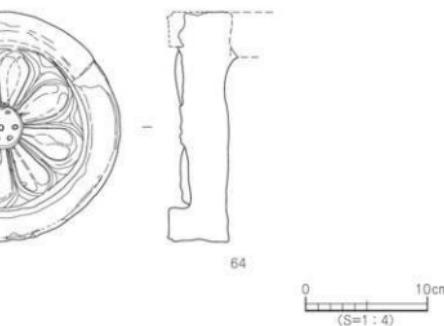
出土遺物 62と63は須恵器の坏蓋である。

時期 S D001に対する評価に準じる。

S D006 [第38図] 区画施設群の中で S D004に次いで西に位置する溝状の遺構。S D003や004と重複している。S D004の北端に一部重なる位置からはじまり、S K010の南辺に至る約6.8mを検出している。位置的には S D003と004の間に位置することになるが、49次南壁近くでは003と004の間は地山面であって溝は検出されていない。多少深く掘られた部分のみが遺存したものかと思われる。ベルト4における土層観察の結果、S D003の西端を切る状況が認められているほか、S D001で認められたものと同様の小穴が1基確認されている。周辺の溝と同様、生垣の根元を埋め込んだ溝と考えられる。



第36図 SD001・SA001出土遺物



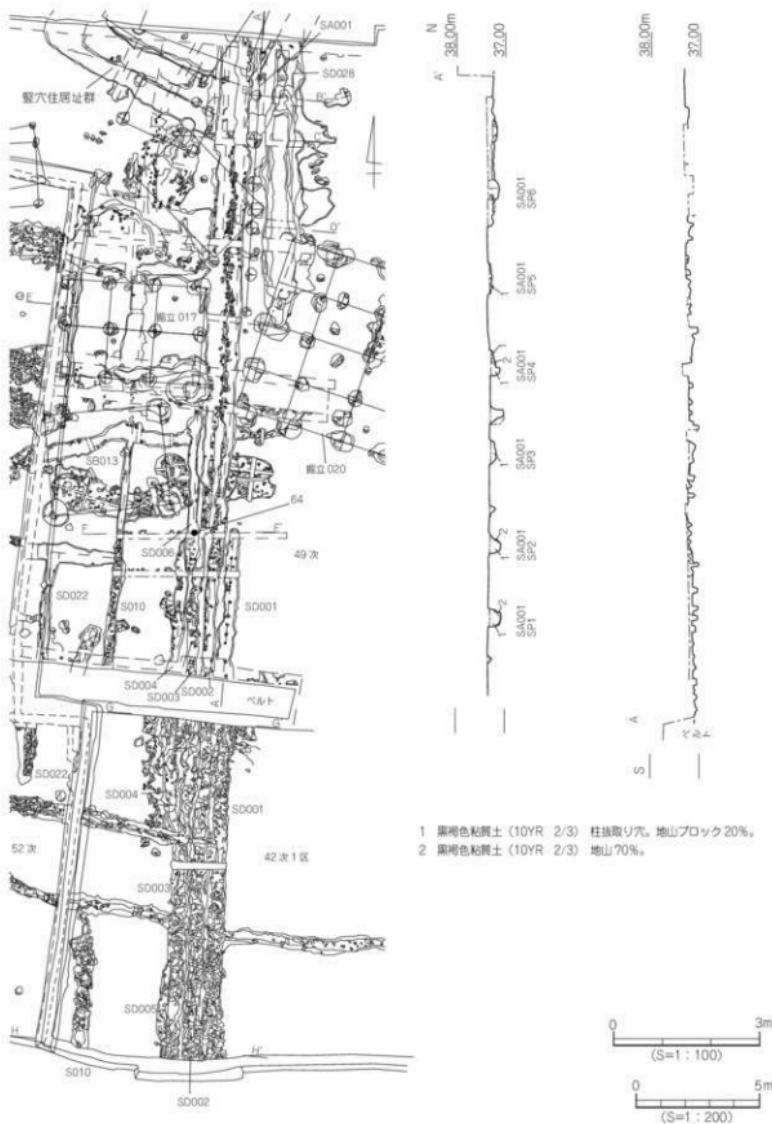
第37図 SD006出土遺物

出土遺物 64は単弁十葉蓮華文軒丸瓦である(写真図版15)。49次南西部のベルト4における断面図(第39図)の作成は、この瓦の出土位置で行った。この断面図を見る限り、平面的にはこの溝の範囲からの出土と考えて問題ないが、土層的にはSD006の埋土中と断定できる状態はない。各遺構の検出面付近の土は後世の土壤化の影響のため、遺構埋土とは異なった性質の土に変化しているためである。したがって、溝から生垣を抜き取った跡に捨てられた瓦であることを、出土状況から説明できる状況はない(写真図版10-5)。

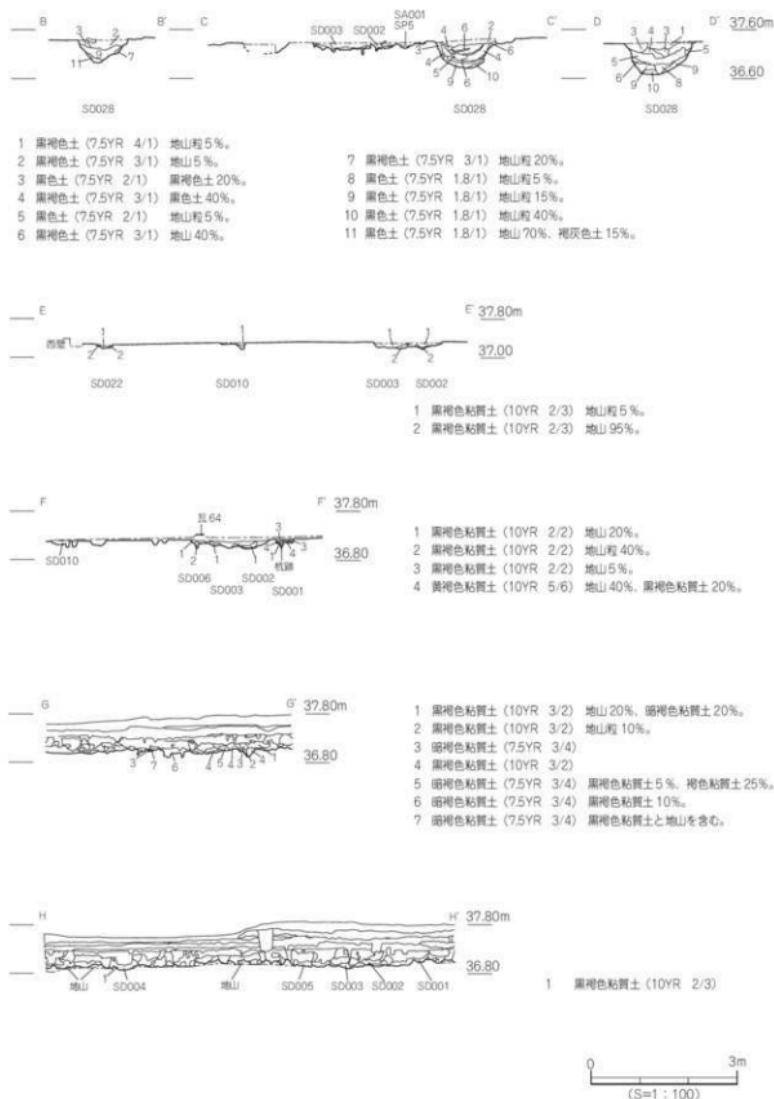
外区の部分が3分の1ほど剥がれる形で失われているが、これは、この瓦の製作工程と関わりがある現象である。木型に深く彫り込まれた外区の部分に紐状の粘土を押し当て、その後、瓦当本体の粘土を充填する方法で作ったため、この部分で剥がれ易くなっているのである。

当遺跡から出土するこの瓦の范はひとつしか知られていないため、47ほかと同范である。

なお、この個体の子葉ならびに瓦当部の接合の様子を、巻末の写真図版15に掲載している。



第38図 区画施設群の配置



第39図 区画溝の断面

S D004 [第38図] 区画施設群の中で最も西に位置する溝状遺構。S D003から湾曲して枝分かれした溝のように見える。検出長は南北12mほど。第41図の丸瓦片83が出土している。

S D003 [第38図] S D004とS D005の東に接する溝状遺構。溝の東辺はS D002と重複しているが、いずれの土層断面においても先後関係は明らかではない。42次南壁から49次北壁に至るおよそ42.9mを検出している。地山面上における溝幅は、南部で約0.8m、北部で0.5mを測る。深さは総じて浅く、周辺の同様の溝と同じく溝底には掘削した際の工具痕跡が残されているため、深さにはばらつきがある。

出土遺物 第40図の71～77が、この溝から出土した遺物である。65～70はS D002の遺物である。71と73は須恵器、72、74、75は土師器、76と77は瓦である。

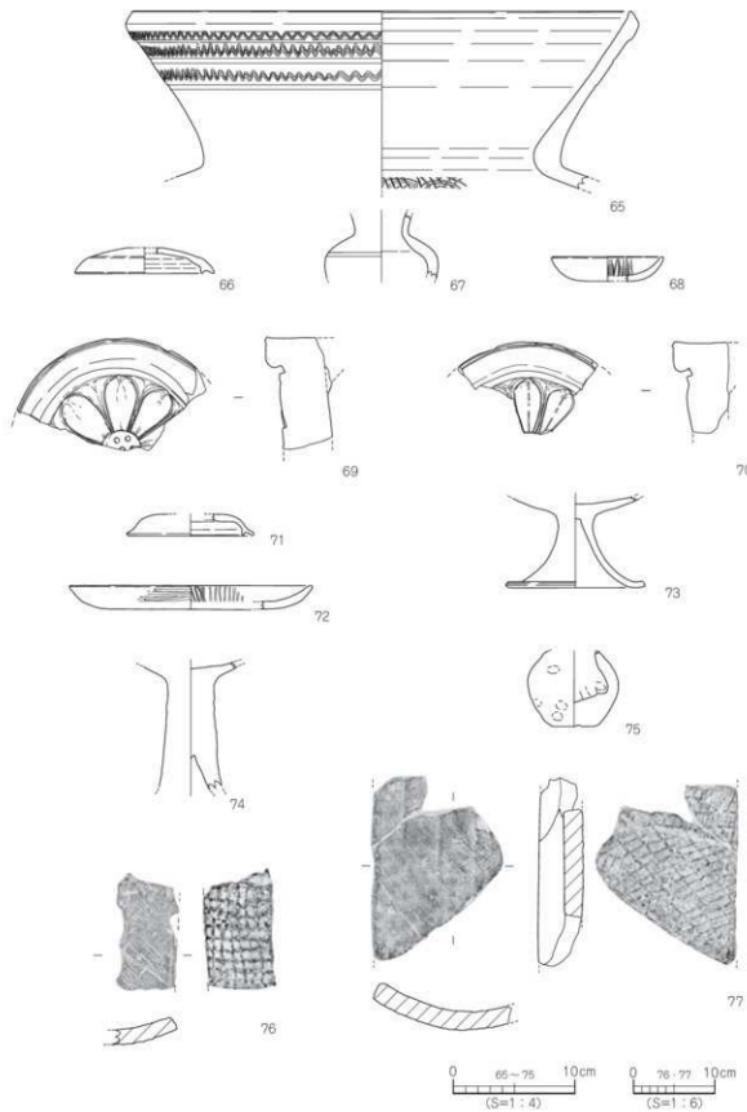
71は接合しないものの38と同一個体である可能性が高い蓋である。73は焼きのあまい灰白色の須恵器高杯。72は赤色塗彩され、暗文が施された土師器の皿である。形態的には、古墳時代後期の在地の土師器の系譜を引くものである。74は土師器高杯の軸部。40～43に類似することから関連が注目される。76は平瓦である。格子叩きの目が、他の格子叩き目に比べて小さい特徴をもつ。77は斜格子叩きの平瓦である。幅45mm程度の木骨痕が認められる。

時期 72に対する評価によって影響される。これ以外の遺物の年代は7世紀第3四半期を上限とするが、72については7世紀末まで下ることを想定しておく必要がある。ただし、畿内産土師器の導入を受けてこのような土器が地元で生産されるようになる契機がいつなのか明らかでない現状では、明確な評価は保留する。生垣の根元を固定するために掘られ、最終的に抜き取った段階の遺物も入る可能性があることを考えると、8世紀初頭に近い廃絶時期を想定することも可能かと思われる。

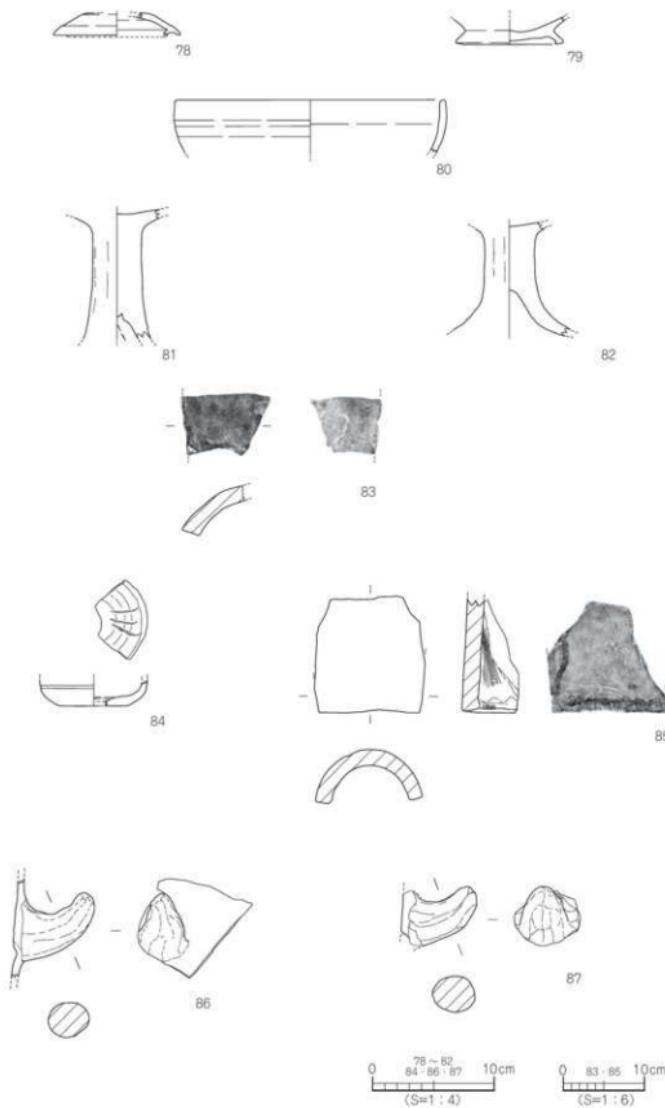
S D002 [第38図] S D001とS D003に挟まれた位置にある溝状遺構で、回廊北方官衙の西辺にあたる。一連の区画施設群の中で、最初に設けられたものではないかと考えている。42次南壁から49次北壁に至るおよそ43.0mに加えて、北の13次調査地でも延長部分を検出している。42次南壁から13次北壁までの検出長は85.6mに達する。また、この溝は南へも続く。42次の南に隣接する来住廃寺5次調査地の北西角で東へ90°屈曲するS D 3がそれである。この溝は、回廊状遺構の北を区画する濠の北辺から北に約3m離れて平行に設けられており、溝の底では、ところどころ柱穴が検出されている。このことから、回廊状遺構に面した南面(S D 3)については、柱が配置された規模の大きな板塀であったと推測されている。一方、この溝の北への延長部分、すなわちS D002では柱穴は検出されていないことから、付近の他の溝と同様、生垣程度の遮蔽構造物であったと考えている。区画施設群に対して設定したほとんどのベルト断面で、これら3条の溝の重複関係を示す情報は得られていないが、唯一42次北壁において、この溝の東辺がS D001の西辺に切られる様子が確認されている(第39図G-G')。

出土遺物 第40図の65～70が、この溝から出土した遺物である。このほか、重複関係にあるS D 003出土遺物との区別がつかなかったものを第41図上部に掲載した(78～82)。65～67は須恵器、68は土師器、69と70は单弁十葉蓮華文軒丸瓦の破片である。瓦2点は42次南部から出土した。そのほかの遺物はすべて49次からの出土である。68は在地の小型の碗もしくは壺に暗文が施されたものである。78～80は須恵器、81と82は土師器である。

時期 68に対する評価によるが、7世紀第3四半期を上限とすると考えておきたい。遺物の様相がS D003とよく似ていることから、同様の評価をするのが妥当かもしれない。



第40図 SD002-003 出土遺物



第41図 区画溝群出土のそのほかの建物

S D007 [第38図] S D002とS D003の間に位置する溝状遺構。旧番号は49次S D024。S D003の北端から南に4.7mを検出している浅い溝である。本来は南北に続くものの、浅すぎて一部しか遺存しなかつたものとみられる。北端の位置がS D003と揃うことから、関連が想定される。

出土遺物 84は須恵器の底部の破片で、窓記号が施されている。85は丸瓦の破片。

時期 S D002に後続する他の区画溝と相前後する時期のものである。

S D010 [第38図] 旧番号は42次S D004と49次S D011。これまで、S D002と組み合わさって、官衙群の街路西辺を構成すると考えてきた遺構であるが、近年は52次で検出された区画溝群の東端とする案を検討している。ただしこの溝は、検出された4箇所でそれぞれ形状が異なっていることから、複数の溝が重複した結果である可能性も考えられる。42次西部で検出された部分(旧S D004)については、S D002の形状と似ていることから、これと組み合わさって街路幅を示すものと考えたい。

出土遺物 86と87は土師器の瓶の把手である。古墳時代後期の集落に属するものである。

時期 遺跡群Ⅱ期を上限とする。

3 東部の溝

42次東部から49次の東端にかけて、南北方向の溝が多く検出された。このうち、出土遺物から官衙遺跡群における時期を特定できたのはS D016のみであったが、このほかの溝の多くについても、官衙の区画施設であろうと想定している。ただし、直線的なS D009の北端が49次調査地内において西に湾曲する部分については、別の溝と重複している可能性を想定している。

S D009 [第43図] 旧番号は42次S D007と49次S D004。遺跡群Ⅲ期の掘立006の柱穴に切られていることから、遺跡群Ⅱ期の区画施設であろうと想定している。南の42次側では均等な幅の直線的な溝であるが、北部の49次側では幅が不安定になり、徐々に西に湾曲して消えてゆく。したがって、官衙の区画施設としての溝の部分は、49次南壁付近までの直線的な部分であって、これより北については、別の溝ではないかと考えている。区画施設としてのS D009は49次南辺で東へ屈曲し、S D027→S D026→S D025へと統していく可能性を想定している。これらの溝が具体的にどのような目的でこのような形状に掘られたのかわからないが、回廊北方官衙の敷地内を区画する目的であったこと想定する。

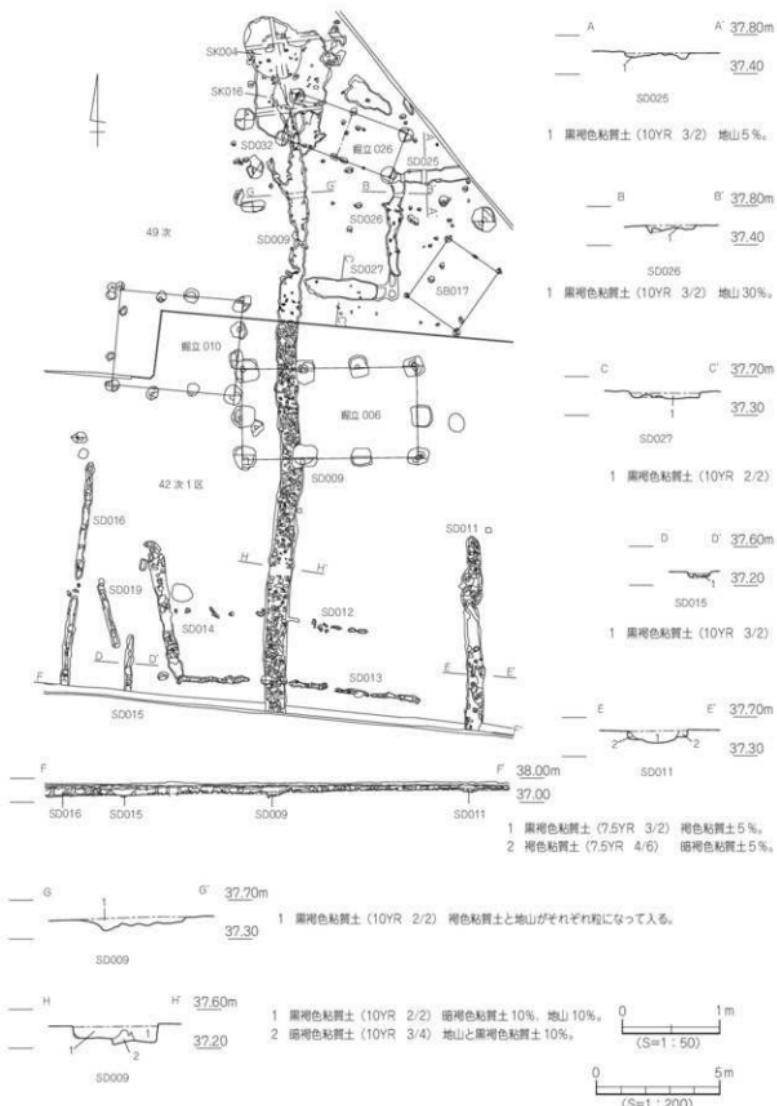
溝の検出長は26m、このうちS D027との接点までの直線的な部分は17.7mを測る。幅は0.8~0.9m程度で安定している。深さは12~20cm程度。土掘り工具の幅で4単位以上の掘削が行われていることから、工具痕跡による凸凹は比較的小さい。

出土遺物 目立つ遺物は無い。第42図の88は弥生土器の底部で、49次側から出土している。北端の西に湾曲する部分は、弥生時代ころの溝なのかもしれない。

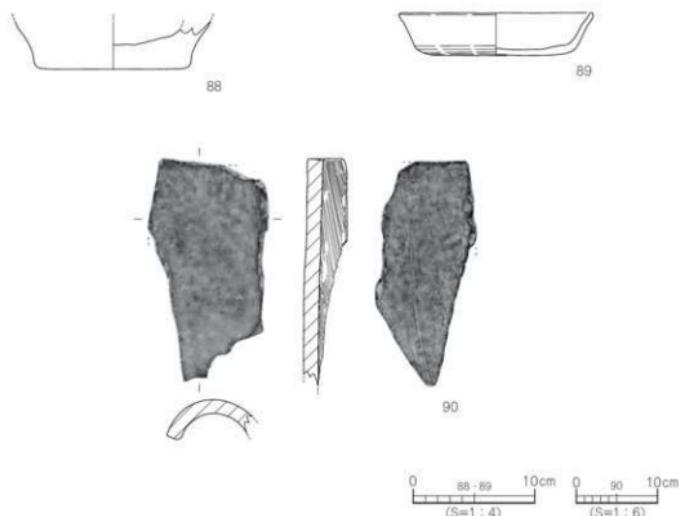
時期 出土遺物から官衙の段階とは断定できないが、遺跡群Ⅱ期に属するものと考えている。

S D027・S D026・S D025 [第43図] 旧番号は西から順に、49次S D003、S D002、S D001。浅く痕跡的な溝状遺構で、出土遺物も無い。前述のS D009との関連を想定している。

S D011 [第43図] 42次の東部に位置する検出長約8mの溝状遺構。旧番号は42次のS D005。幅は0.6



第42図 東部の溝



第43図 SD009-016 出土遺物

~0.7m、深さ12cm前後、掘り直しもしくは生垣等の抜き取り跡と考えられる土層が確認されている。

出土遺物 図化できるものは出土していないが、遺跡群Ⅱ期に属するものと考えている。

SD016 [第43図] 東部の溝の中では最も西に位置する溝状遺構。旧番号42次SD011。検出長約9m、幅0.2~0.4m、地山面における深さはおよそ10cmであるが、南壁の土層断面によると付近の包含層を掘り込む形で0.3m程度の深さに見える箇所がある。物の抜き取り跡は確認されていないが、工具痕跡が遺存することなどから、周辺の溝と同様、生垣等の施設を固定するために掘られた溝と考える。

出土遺物 89は土師器の壺、90は丸瓦である。89の外表面は底部も含めて箇状の工具によって磨かれており、赤色塗彩されている。畿内からの搬入品ではなく地元産の器である。90は橙色に焼きあげられた丸瓦狭端部の破片。凹面にカキ目調整が施されている。

時期 89の存在から、7世紀第3四半期から7世紀末までを上限とすると考えている。

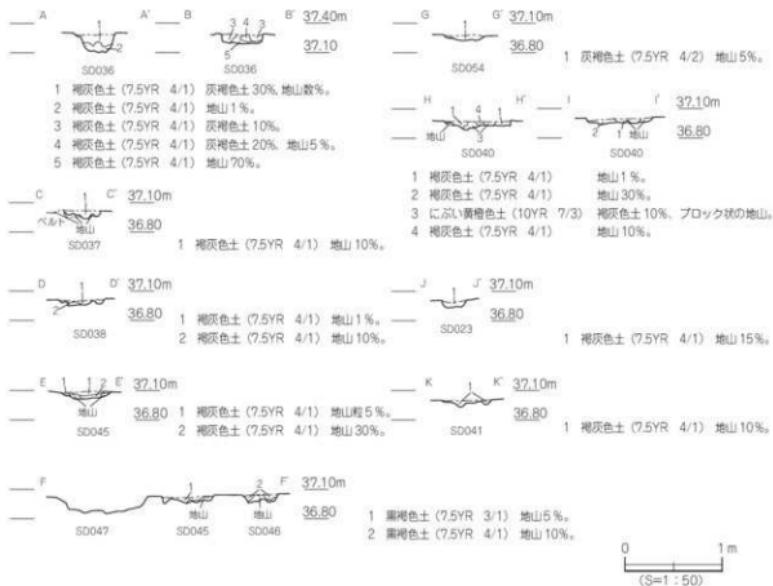
そのほかの東部の溝 [第43図] SD015（旧42次SD010）は官衛の溝と考えているが、SD014とSD019の所属時期は不明である。SD012と013は、すぐ南に隣接する現代の農道と平行する緩やかに湾曲した形状であることから、現代の地割に先行する中世頃の溝と考えている。

4 西部の区画溝

49次西端から52次北部を中心として、遺跡群Ⅱ期のものと推定される溝状遺構が多数存在する。調査当初、SD002と対になってⅡ期の街路幅を示すものである可能性を想定したSD010をはじめとして、南北溝を6~7条、東西溝を4条確認している。浅く痕跡的なものばかりであるが、一部で生垣等を抜



第44図 西部の区画溝



第45図 西部の区画溝の断面

き取った跡が検出されていることから(第45図)、官衙の区画施設の一様と考へている。方1町の敷地を細分するために目印として掘られた溝ではないかと想定した時期もあったが、実際のところは不明である。各溝が等間隔に配置された箇所が認められることから、互いの関連が窺われる。

S D010 [第44図] 現在では、SD002と対になって街路幅を示す構造とは認識していない。旧番号49次SD011。42次北西角を起点とする南北検出長は約24.5mに達する。42次南西部で検出されている南端部分(旧番号42次SD004)は形状が異なることから、SD002と対になって街路幅を示す別の溝かもしれない。幅は0.3m前後を測る。

出土遺物 年代の参考になる遺物は出土していない(以下、同様の評価の場合には記載を省略する)。
時 期 遺跡群Ⅱ期(7世紀第3四半期)を上限とする(時期についても同上)。

S D036 [第44図] 一連の遺構の中で最も西に位置する溝。旧番号49次SD003。42次2区の南辺から52次南西部の包含層地帯に至る検出長はおよそ25.7mに達する。幅は0.4m前後。深さは0.2~0.3mほどで、一部、生垣等の物を抜き取ったような痕跡を認めることがある。

出土遺物 鉄滓が1点出土している。年代の参考になる遺物は出土していない。

S D037 [第44図] 西から2条目の溝状遺構。旧番号49次SD004。検出長約9m、幅約0.4m、深さ8cm前後



第46図 SD038出土遺物

を測る。遺跡群Ⅱ期の建物である掘立007の東側柱列に重複している。

SD038 [第44図] SD036とSD010のほぼ中間に位置する溝状遺構。旧番号52次SD005。検出長約15m、幅0.4～0.5m、深さ約10cm。南端の位置は、包含層地帯にかかるため特定できていない。

出土遺物 91は土師器の碗である。

SD045・046 [第44図] SD038とSD022の中間に位置する溝状遺構。旧番号52次SD015。南北に離れているが、本来的に1条の溝であった可能性があると考えている。2条を合わせた南北検出長は約8m。幅は広い部分で約0.4m、深さは10～15cmを測る。

SD022 [第44図] SD045・046とSD010の中間に位置する溝状遺構。旧番号49次SD012、52次SD019。49次南西部で別の東西溝と直交して止まるようにも見えるが、実際には北へ続くものと思われる。52次南東端に至る検出長は約20.7m、幅0.2～0.5m。

SD054 [第44図] SD035の南に平行に位置する溝状遺構。旧番号52次SD027。検出長は約3.5m、幅0.4～0.5m、深さ約12cm。ほかの東西溝に比べて若干角度が異なることと、SD040との間隔が狭いことから、一連の区画施設とは無関係の溝である可能性もある。

SD040 [第44図] SD054の南に平行に位置する溝状遺構。旧番号52次SD007。検出長は約9.5m、幅0.4～0.8m、深さ約5～10cm。SD038の西寄りから東に続く緩やかに湾曲した東西溝SD039については、別の溝ではないかと考えている。92はSD039出土の須恵器壺蓋である。

SD023 [第44図] SD040の南約3.2m、SD041の北約3.8mに位置する溝状遺構。旧番号52次SD009。検出長約14.1m、幅約0.3m、深さ5～6cm程度。当初、49次南西角の東西溝(旧番号SD013)に続くものと考えたが、別の遺構である可能性もある。

SD041 [第44図] 一連の東西溝の中では最も南に位置する溝状遺構。旧番号52次SD010。49次南西角へ至る検出長約11.1m、幅0.3m前後、深さ数cmないし7～8cm程度。西へ続く可能性があるが、東は南北溝のSD022が起点になるようである。

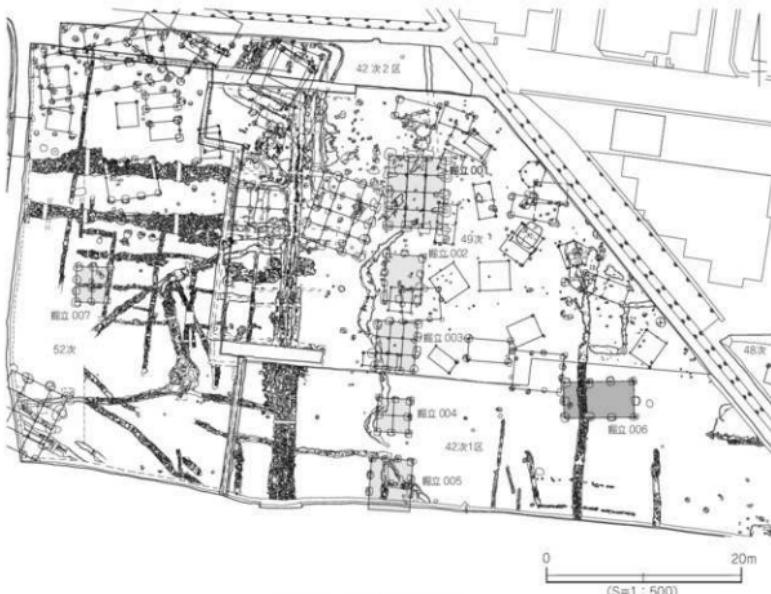
第2節 寺院と官衙の建物

(1)概要

一連の発掘調査によって検出された寺院官衙関連の掘立柱建物は計7棟であった。

このうち、掘立001から掘立005までの5棟は、回廊状遺構の北に位置する方1町の区画地である回廊北方官衙の南西角に南北1列に配置されている。最も規模が大きい北端の掘立001を中心として、一部、総床東柱構造の建物を含む建物が、西辺柱筋を揃える形で列を成す。これらの建物の配置と造営尺の検討から、掘立001と003、005の3棟が初めて設けられ、掘立002と004の2棟は後に建てられたものであることが明らかになった。両建物群は7世紀第Ⅲ四半期を上限とする遺跡群Ⅱ期に属することが明らかであるが、後に追加されて置き換えられた2棟については、来住廃寺創建以降の遺跡群Ⅲ-A期まで継続するか否かが問題となる(第3節まとめ)。

一方、東に離れて建つ掘立006は、5棟と比較して方位が異なることと、遺跡群Ⅱ期の区画溝より後出すること、造営尺が唐尺であることなどの理由から、来住廃寺の創建以降に建てられたのではないかと想定している。さらに、52次で検出された掘立007は、回廊北方官衙の西の区域において建物の全体形が明らかにされた初めての官衙施設となった。



第47図 寺院と官衙の建物

(2) 寺院と官衙の建物

一連の調査で検出された関連の掘立柱建物は計7棟である。このうち、存続期間が来住庵寺の創建時期以降に重なる可能性があるのは、寺の領域に近い東寄りに建てられた掘立006である。これについては、寺の関連施設である可能性も想定される。このほかの6棟は、時期的に寺の創建期まで継続した可能性があるものが含まれているものの、概ね遺跡群II期の官衙建物とみなしている。

掘立006 [第48図] 42次東部に位置する掘立柱建物で、旧番号は42次掘立004。桁行3間(7.05m)、梁行2間(3.87m)。方位は真北で西に92°振っており、回廊北方官衙南西部に並び建つ5棟の建物群とは異なっている。柱穴は不整長方形ないし方形に近い形状のもので構成されており、大きなものでは一辺1m前後に達する。多くの柱穴で柱の抜き取り穴が確認された。遺跡群II期の区画溝と考えているSD009に対して後出することもある、III期を上限とする建物と理解されている。

建物の設計基準については、桁行寸法を8尺等間の24尺、梁行寸法はこれの20分の11(0.55倍)にある13.2尺に復元している。造営尺は1尺=0.2935m程度で、当遺跡群における唐尺の中でも短めのものが用いられた可能性がある。この点も、回廊北方官衙南西部の掘立001~005とは異なっている。

出土遺物 柱抜き取り穴から丸平瓦の破片が出土している。93と94は丸瓦、95は平瓦である。93と95はP3の柱抜き取り穴、94はP2の柱抜き取り穴から出土したものである。いずれも褐色の焼きのあまい瓦で、单弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う官衙の瓦である。95の調整は斜格子叩きであって、来住庵寺創建以降の荒縄叩きや細縄叩きではない。

時 期 造営尺が来住庵寺の造営時に導入されたと考えている唐尺であることに加えて、方位が遺跡群II期の建物と異なること等を根拠として、遺跡群III-A期冒頭(7世紀後葉)を上限とするものと考える。

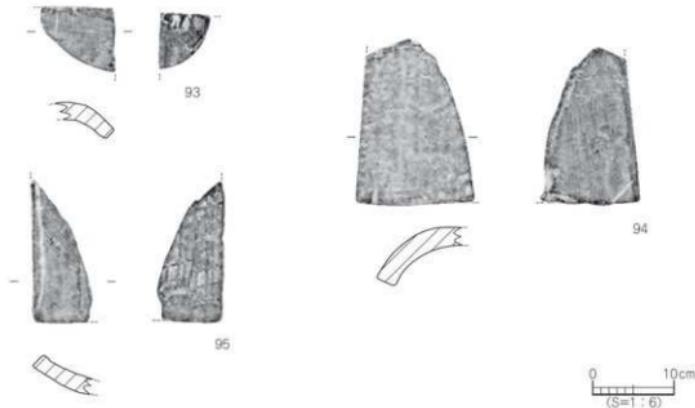
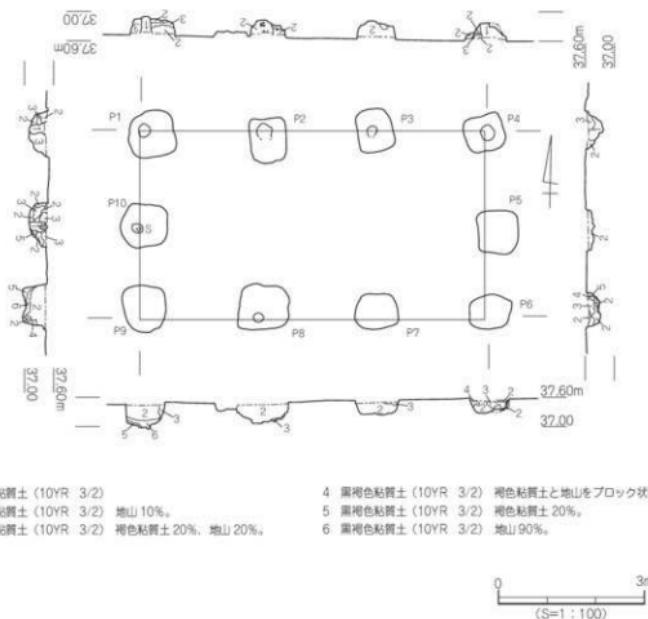
掘立001 [第50図] 49次北部に位置する掘立柱建物で、旧番号は49次掘立001。回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ5棟の掘立柱建物の中で最も北に配置された最大規模の建物である。桁行4間(7.27m)、梁行3間(5.82m)、方位は真北から東に3°振る。総床束柱構造の南北棟で、多少床を上げた収納のための施設であろうと考えられている。5棟の建物すべてがこれと同じ構造であるわけではないが、北端に位置する最大規模のこの建物が収納施設とみられることから、建物群全体に対して同様の評価を与えてよいと判断している。

側柱柱穴は、一辺1×1.2m、深さ0.4~0.75m前後の不整形な隅丸長方形のもので構成され、この内、西辺の2基は布堀りに掘られている。深さは0.35~0.7m程度を測る。

すべての側柱柱穴で柱の抜き取り穴が確認された。抜き取り穴の平面形状は、東西方向の長円形ないし溝状の細長いものが多い。梁行側と西側柱列では、抜き取りの掘り込みは柱材の東から行われているが、東側の3基のみ西から掘り込んで抜かれている。本来的に柱の抜き取り穴は、柱穴掘り方の外から掘り込まれていたものと推測される。

床束柱の柱穴は、小規模で浅く痕跡的なものばかりである。6基のうち2基において材の抜き取り穴を確認している。

建物の設計基準については、桁行寸法を8尺等間の24尺、梁行は3間で19.2尺と想定している。桁行



第48図 据立 006

と梁行の一辺長の比率を5:4と考えた。造営尺は1尺=0.303mほどで、遺跡群Ⅱ期の尺長に対応する。梁行に関しては6.4尺の3間等間(実線)とみるか、あるいは、中央間1間を若干狭くみて(一点鎖線)、6.6+6.0+6.6とみるべきか結論は出でないが、おそらく後者ではないかと考えている。梁行3間の柱間寸法は、11:10:11の比率に設定されている可能性が高い。

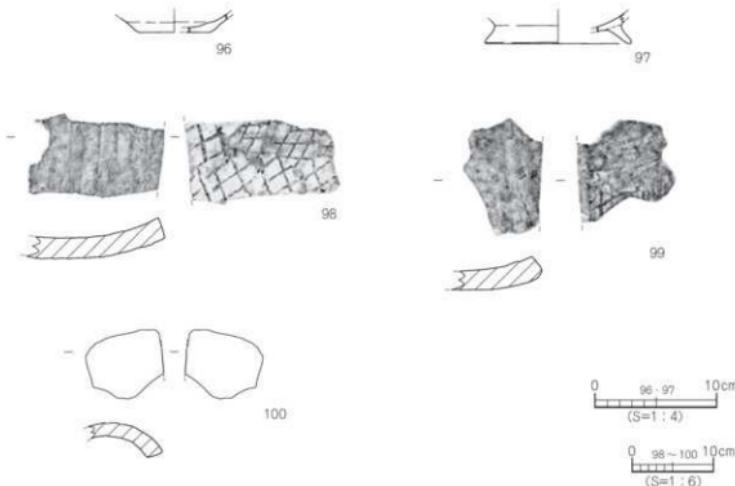
5棟並びの建物群におけるこの建物の位置付けについては、本章第3節にて改めて行うが、ここでは、掘立001と掘立002、掘立005の3棟の一辺長の比率がいずれも5:4であることを確認しておきたい(第1表)。この形状が、当時の収納施設の典型であったのであろうか。

出土遺物 第49図の96は須恵器、97は土師器、98と99は平瓦、100は丸瓦である。

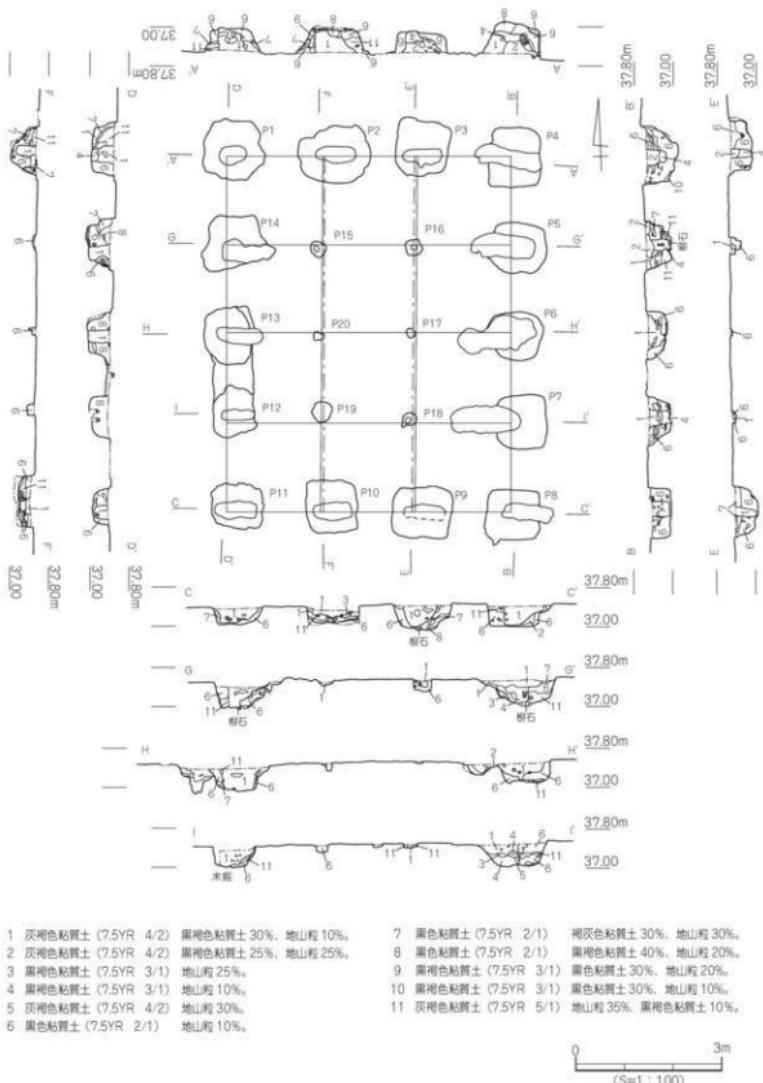
96は蓋坏の蓋の天井部分で、外面は回転窓削りによる段が明瞭である。97は赤く焼きあげられた土師器の坏底部で、しっかりした輪高台が貼り付けられている。胎土のきめは粗く砂粒が目立つ。赤色塗彩はされていない。在地産と思われるが詳細は不明である。P5の柱抜き取り穴上層から出土した。

98は99と同様、P5の柱抜き取り穴上層から出土した平瓦片で、斜格子叩きが施された布目の細かな硬質灰色の個体である。叩きの原体は斜格子目が大きなものと小さなものの2種類が用いられている(写真図版16~98)。99と100は磨滅が激しく布目が失われている。とともに軟質の橙色に焼きあげられている。99は北西角のP1から、100は98と同様、P5の柱抜き取り穴から出土した。

時一期 柱抜き取り穴上層から出土した97の形態から、廃絶時期を7世紀第4四半期以降に求めることが可能と考える。建設時期の上限は、遺跡群Ⅱ期の地割に対応して建てられていることなどから、7世紀中葉と想定している。出土瓦の中で出土位置を特定できるものの全てが、柱の抜き取り穴からの出土であって、柱穴本体の埋土中には含まれていないことも、この建物の存続時期をそのように考える上で支障とはならない。



第49図 掘立001 出土遺物



第50図 提立 001

掘立002 [第51図] 49次北部に位置する掘立柱建物で、旧番号は49次掘立002。回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ5棟の掘立柱建物の中で北から2棟目の建物である。桁行3間(4.82m)、梁行2間(3.83m)、方位は真北で東へ4°振る。掘立001や掘立003とは異なり総床束柱構造ではない。

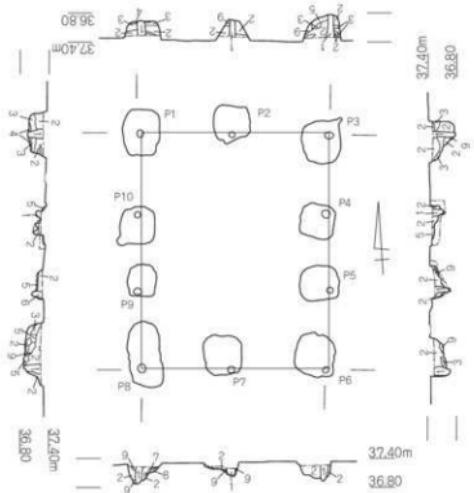
柱穴は $0.65 \times 0.6m \sim 0.65 \times 1.4m$ 程度の不整長方形ないし隅丸方形で、深さは $0.2 \sim 0.6m$ を測る。四隅の柱穴は他の柱穴よりもひとまわり大きく掘られている。床束柱の柱穴は検出されなかった。

すべての柱穴において柱の抜き取り穴を検出した。一部には、柱痕跡と考えてよいものも認められるが、多くが抜き取りであると考えている。柱材の形状を反映していると思われる柱の抜き取り箇所における柱の直径は、 $10 \sim 12cm$ ほどである。

建物の設計基準については、桁行寸法を3間通しで16尺、梁行は2間で12.8尺、一辺長の比率を5:4と想定している。造営尺は掘立004とほぼ共通の1尺=0.300m程度で、ほかの3棟とは若干異なる。

出土遺物 図化可能なものは出土していない。

時 期 遺跡群Ⅱ期に属するものの、掘立001を中心とする3棟に対して若干遅れて建てられたのではないかと想定している(第3節まとめ)。



- 1 黒褐色粘質土 (7.5YR 3/1) 地山粒 10%。
- 2 黒色粘質土 (7.5YR 2/1) 地山粒 10%。
- 3 褐灰色粘質土 (7.5YR 4/1) 地山 50%、黒色粘質土 20%。
- 4 黑色粘質土 (7.5YR 1.8/1) 地山粒 10%。
- 5 褐灰色粘質土 (7.5YR 6/1) 地山 70%、黒褐色粘質土 10%。

- 6 黒色粘質土 (7.5YR 2/1) 褐灰色土 5%。
- 7 黑褐色粘質土 (7.5YR 3/1) 地山粒 30%。
- 8 黑褐色粘質土 (7.5YR 2/1) 地山粒 15%。
- 9 褐灰色粘質土 (7.5YR 4/1) 地山 60%、黒色粘質土 10%。



第51図 掘立 002

掘立003 [第52図] 回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ5棟の掘立柱建物の中で北から3棟目の建物である。旧番号は49次掘立002もしくは42次掘立003。桁行3間(4.92m)、梁行3間(4.07m)、方位は真北で東へ5°振っている。掘立001と同様、総床東柱構造の建物である。

柱穴の大きさは場所によって差がある。 $0.85 \times 0.5\text{m}$ 程度の不整形なものから、 $1.2 \times 0.7\text{m}$ ほどの隅丸長方形のものまで様々であるが、その理由は、柱穴の掘り直しが行われていることがある。P1やP6では、一度掘った柱穴を埋め戻して、再度掘削し直したうえで柱を設置した状況が確認されている。この現象は、当初、建物の建て替えによるものと考えたが、現在は建物建設時に柱穴の位置の修正が行われたものと理解している。例えば、当初北寄りの位置に掘られたP6は、柱位置が南寄りに決定されたことを受けて改めて掘り直されたと考えられるのである。誤って掘った穴を丁寧に埋め戻したうえで掘り直しが行われた結果、このような状態になったものと思われる(写真図版6-4)。

東柱柱穴2基を除くすべての柱穴で柱の抜き取り穴を検出した。柱直径を反映していると思われる箇所における直径は、掘立002と同様、10~12cm程度である。

なお、一部の柱の抜き取り穴において、壙土に由来する可能性がある特徴的な土がブロック状に含まれる状況が確認された。P6とP8の灰黄褐色土である。現状では、この土の塊の存在をもって掘立003を土壁の建物と積極的に認めるには至らない。多くの柱穴では灰黄褐色土は検出されていないからである。この建物の廃絶時点では、周囲の地面にこのような土が散乱する状況にあったとしか言えない。土壁と想定されている回廊状遺構の中心建物に程近い場所にあることを考えると、官衙の瓦の出土状況と同様に、これら5棟の建物群周辺における関連施設の新設あるいは改廃を示す特徴と捉えておきたい。

建物の設計基準については、桁行寸法を5.4尺等間の16.2尺、梁行は4.5尺等間の13.5尺と想定している。桁行と梁行の比率は6:5。造営尺は1尺=0.303m。桁行と梁行は、ともに3間等間であるから、桁間の5.4尺という寸法は、梁間の4.5尺を5分の6倍した長さということになる。一見すると中途半端に見える寸法であっても、ここで示すように単純な比率や簡単な分数の考え方によって説明される場合、復元に至った考え方や手法が正しいことを裏付けるものであると評価している。

出土遺物 図化できるものは出土していない。

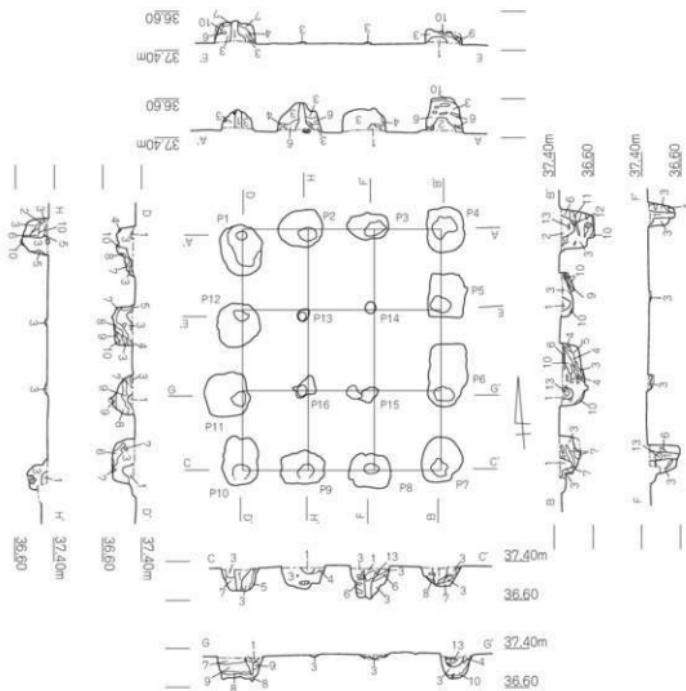
時 期 同一建物群の中心的施設である掘立001の評価に準じる。

掘立004 [第52図] 旧番号は42次掘立002。回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ5棟の掘立柱建物の中で南から2棟目の建物である。桁行2間(3.46m)、梁行(3.32m)、方位は真北から東に4°振る。建物中央において、遺構の検出時に小穴の痕跡を確認していることから、掘立001と003同様、総床東柱構造の建物とみられる。

柱穴は一辺0.6m~0.9m程度の正方形に近い隅丸長方形のもので構成され、深さは0.25~0.5m程度を測る。妻柱柱穴2基の深さが、他の6基に比べて浅い。東柱柱穴については浅すぎたため、調査を進める過程で消滅した。

この建物の設計基準について、かつて、桁行3.54m、梁行3.25mで、一辺長の寸法差が1尺であると提示したことがあるが(第111集)、今回、一辺長の寸法を含めて大幅に見直しを行った。

桁行と梁行の寸法差を0.5尺とみなして、桁行11.5尺、梁行11尺に復元した。それぞれの柱間は等間である。造営尺は1尺=0.301m程度で、掘立002に近似している。



- 1 黒褐色粘質土 (7.5YR 3/1) 地山 10%。
 2 黒褐色粘質土 (7.5YR 3/1) 褐灰色土 30%、地山粒 20%。
 3 黑色粘質土 (7.5YR 2/1) 地山 10%。
 4 黑色粘質土 (7.5YR 2/1) 地山 30%。
 5 黑褐色粘質土 (7.5YR 3/1) 地山 20%。
 6 黑色粘質土 (7.5YR 2/1) 地山 30%。
 7 暗灰黃色粘質土 (2.5YR 4/2) 地山 50%、黑色粘質土 15%。
 8 黑褐色粘質土 (2.5YR 3/2) 地山 50%、黑色粘質土 15%。
 9 黑色粘質土 (7.5YR 1/1) 地山 30%。
 10 暗黃色粘質土 (7.5YR 4/1) 地山 60%、黑色粘質土 10%。
 11 灰黃褐色粘質土 (7.5YR 6/2) 地山 40%、黑色土 30%。
 12 暗赤褐色粘質土 (5YR 3/2)
 13 灰黃褐色粘質土 (7.5YR 4/3) 黑褐色粘質土 10%。

0 3m
(S=1:100)

第52図 掘立 003

出土遺物 図化可能なものは出土していない。

時期 同一建物群の中心的施設である掘立001の評価に準じる。

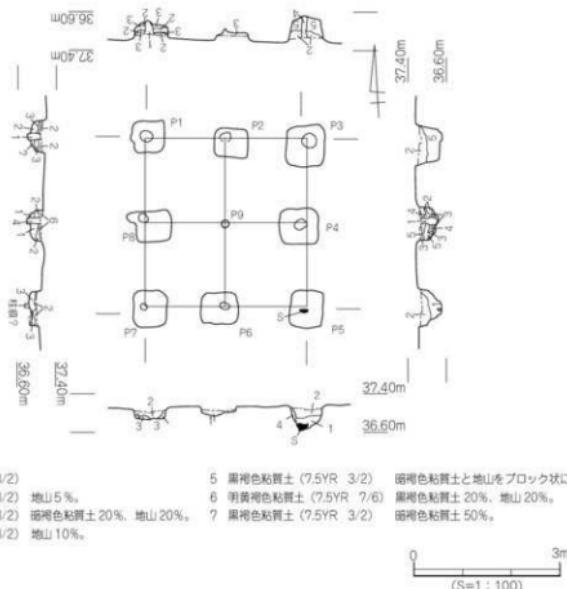
掘立005【第54図】 旧番号は42次掘立001。回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ5棟の掘立柱建物の中で最も南に位置すると想定している建物である。推定される桁行は3間（約5.3m）、梁行3間（4.24m）、方位は真北で東に45°振る。

柱穴は一辺0.7m四方ほどの隅丸方形ないし一辺0.9×0.7m程度の隅丸長方形、不整円形のもので構成され、深さは0.3～0.7mを測る。ほとんどの柱穴において柱の抜き取り穴ないし柱跡を確認している。大きさを反映しているとみられる箇所の柱材の太さは12～13cm程度である。P5の底には径20cm弱の根石がひとつ置かれていた。

建物の設計基準は次のように想定した。

桁行寸法を3間で17.5尺に復元し、梁行については、3間で14尺と考える。一辺長の比率は5：4になる。3間通し寸法を決定した梁行長の4分の5倍の長さを桁行寸法としている。あるいは3.5尺を単位としたのかもしれない。造営尺は1尺=0.303mとなり、この尺長は掘立001、003とはほぼ共通である。

出土遺物 101と102は、遺構の検出面付近から出土した須恵器である。この建物の柱穴から出土したものではないが、掘立005を含む5棟並びの建物群の継続期間に最もよく対応する遺物であると判断



第53図 掘立004

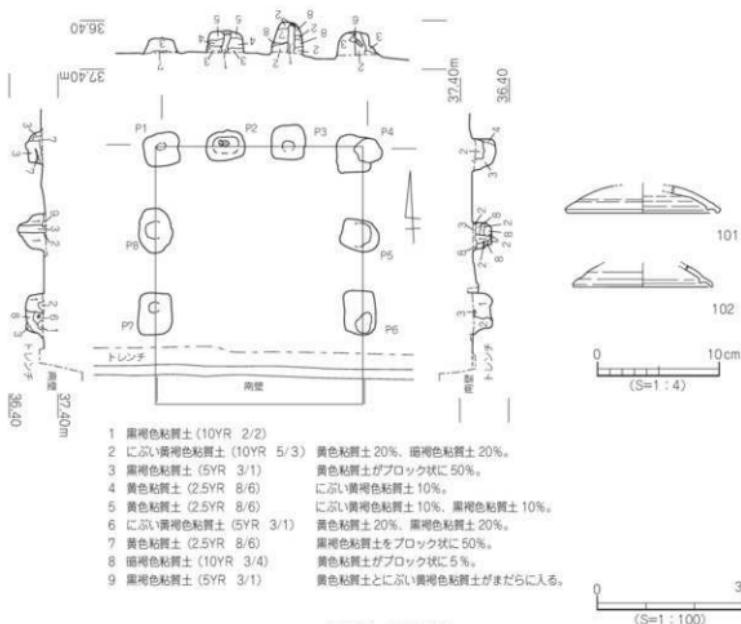
し、参考資料として掲載することとした。

ともに、掘立005と重複する弥生時代の溝S D017の遺物溜まり付近から出土している。当遺跡は、後世の削平を受けているため、弥生時代の遺構も古墳時代終末段階の遺構も検出面はほぼ共通で、上位からの新しい掘り込みに伴う中世の遺物も混ざる場合もある。したがって、これらの遺物を掘立005と直接関連付ける証拠は無いが、すぐ南に接する回廊状遺構北面区画溝から類似するものがまとめて出土していることから(第111集はか)、当時の官衙施設に特有の遺物であることは間違いない。

101と102は壺Gの蓋である。ともに摘みが付く天井部は失われている。101の口径は124mm、102は114mmを測る。いずれも受け部内面の返りの先端が、口縁端部の内側に位置する形態である。南に隣接する回廊状遺構北面区画溝から出土している類似品4点の場合、径は100mmのものが2点、110mmと120mmのものが各1点で、返りは口縁端部の位置に比べて若干外へ出る(第111集)。このように、101と102は、回廊状遺構出土のものと比較すると若干新しい段階の特徴をもつ遺物であることが判明した。

時 期 101と102の年代は、7世紀の第3四半期でも、冒頭の時期を除く若干後寄りである可能性が高いと考える。来往庵寺の建設が始まる前後、すなわち、回廊状遺構の存続期間中から廃絶時期、寺の創建時期にかけての遺物であると判断している。

ただし、掘立005から直接出土した遺物ではないため参考程度にとどめ、同一建物群の中心的施設である掘立001の評価に準じることとした。

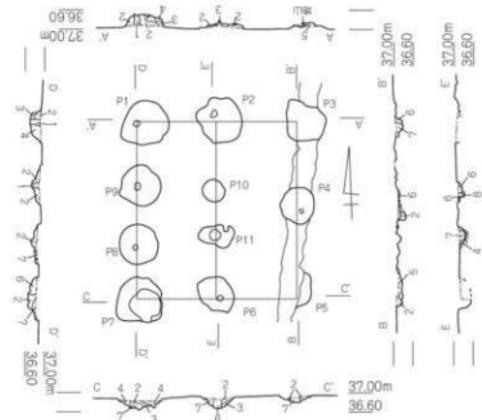


第54図 掘立 005

掘立007 [第55図] 52次調査地の中央部に位置する遺跡群II期の掘立柱建物。旧番号は52次掘立001。掘立001から006とは異なり、回廊北方官衙西方の別の敷地に建てられた建物である。桁行は西辺と東辺で柱間数が異なり、西辺は3間、東辺は2間である。桁行寸法は3.62m。梁行は2間で3.27mを測る。床東柱の柱穴が2基見つかっていることから、多少床を上げた総床東柱構造の建物であると判断している。東柱はともに抜き取られていたが、その痕跡の位置は、建物の南北中軸線を3等分する場所よりも建物中央寄りで確認された。東辺中央の柱から2本の西辺側柱に向かって放射状に床を支える材が置かれていたのではないかと想定している。桁行西辺は中央間を出入り口とするため3間設けられたが、建物規模が小さいため、東辺の柱本数を減らすことが可能であったと考える。柱穴は径0.7m~1m程度の不整形ないし不整円形で、深いものでも0.25mほどしか遺存していない。建物東辺柱列は遺跡群II期の区画溝群のひとつであるSD037と重複している。極めて微妙な切り合い関係であったが、掘立が溝に切られていると判断している。柱は全て抜き取られている。柱痕跡に近い形状の抜き取り穴の様子から、柱材の直径は10~11cm程度であったとみられる。柱抜き取り穴埋土には少量の灰白色土が含まれており、建物解体時に付近の地面に壁土が散乱していた可能性が考えられる。設計基準は、桁行を12尺とみて、梁行寸法はその10分の9に相当する10.8尺(5.4尺等間)、造営尺は0.302m程度に復元した。

出土遺物 図化可能な遺物は出土していない。

時 期 遺跡群II期に属することは確実であるが、細かな時期は不明である。



- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 暗灰色土 (7.5YR 4/1) 灰白色土少量。 | 5 暗灰色土 (7.5YR 5/1) 地山10%。 |
| 2 暗灰色土 (7.5YR 4/1) 地山少量。 | 6 暗灰色土 (7.5YR 4/1) 地山5%。 |
| 3 暗灰色土 (7.5YR 5/1) 地山程30%。 | 7 暗灰色土 (7.5YR 4/1) 地山30%。 |
| 4 暗灰色土 (7.5YR 5/1) 地山程1%。 | 8 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山1%。 |

第55図 掘立007



第3節 回廊北方官衙における建物配置

(1) 寺院官衙関連建物の分類と造営尺

計7棟検出された寺院官衙関連建物は大きく3群、細かく分けると4組に分類することができる。

まず、5棟並びの建物はひとつの群(1群)であるが、西辺柱筋が南北に通る掘立001、003、005のA組と、僅かに柱通りが異なる掘立002と004のB組に細分される。この細分は、各組の西辺柱筋の通り具合の違いによって示されるだけでなく、極めて微細であるが、造営尺の違いによっても説明可能である(第1表・第57図)。

2群は、回廊北方官衙の西隣の区画地に立地する掘立007が該当する。これについては、建物方位や造営尺の尺長といった特徴は5棟並びの一群と共通するが、立地が異なることから別の群として扱う。

3群は東に位置する掘立006である。この建物は、ほかの6棟と比べて方位が異なるだけでなく、造営尺も明確に違うものが使用されていることから、独立した段階設定が可能である(第1表)。

以上、3群4組に区分される7棟の官衙関連建物を整理するにあたっては、それぞれの建設基準とされた造営尺に視点を置く。造営尺は建築の際に用いられるだけではなく、各建物の敷地内における位置決定にも使用されることから、施設全体の構成を考える際に有効な手段となるからである。特に1群とした5棟を細分するにあたって、造営尺を用いた分析が効果を発揮すると期待した。

7棟から抽出された造営尺は次のとおりである。各建物の寸法ならびに一辺長の比率を合わせて提示する(第1表)。



第56図 官衙建物の配置

建物	造営尺(m)	行数(築行(尺))	一辺長の整数比	辨図番号
掘001	0.303	24.0/92	5/4	99
掘003	0.303	16.2/35	6/5	52
掘005	0.303	17.5/40	5/4	54
掘007	0.302	12.0/38	10/9	55
掘004	0.301	11.5/31	23/22	53
掘002	0.300	16.0/32	5/4	55
掘006	0.294	24.0/32	20/11	48

第1表 寺院官衙建物の構造と造営尺

(2) 1群の棟間距離

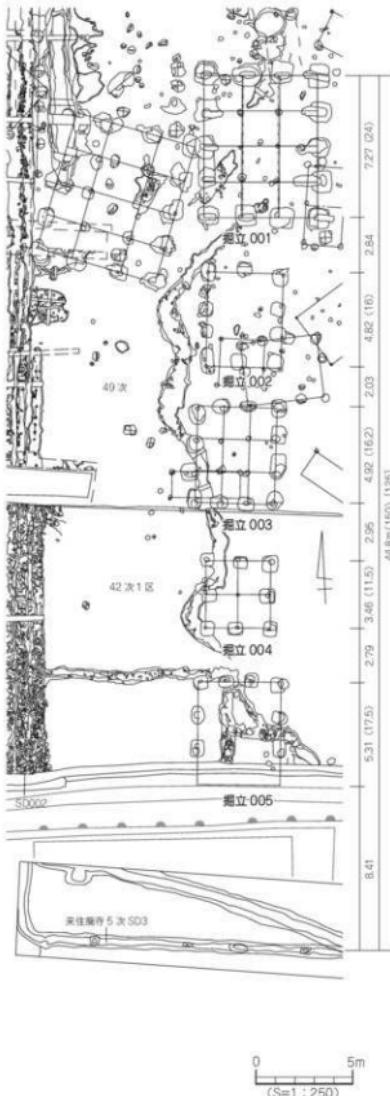
1群を分析する際に有効な手段として、調査当初に着目したのが、建物の棟間距離であったが、第57図に示すように各建物間の距離は一定ではなく、造営尺を用いての説明も困難なことは明らかであった。そこで、単純な棟間距離ではなく、各建物相互の北辺間であるとか、北の建物の北辺と南の建物の南辺との距離、といった別の視点から検討する必要があると考えた。

棟間距離を検討する際には、A組の3棟とB組の2棟を分けて考えることとした。両者の西辺柱通りにずれがあることと、5棟の棟間距離が一定しない事実から、両組の間に建設時期の差が存在する可能性が指摘されるからである。

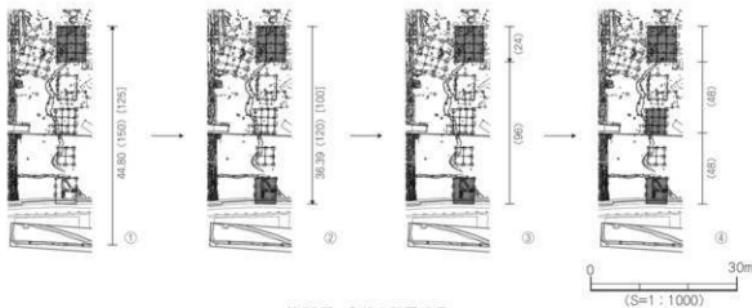
A組とB組を比較すると、北端に建てられた最大規模の掘立001を含むA組の存在の方が優位であることは明らかである。そこで最初にA組の3棟が建てられ後にB組の2棟がこれに替わったか追加されたものと仮定した上で検討を行う。まず、A組3棟の建設位置の説明を的確に行うことが重要であると判断した。

(3) A組3棟の配置

かつて、A組を代表する掘立001の位置について、建物北辺が敷地南辺の一本柱塀(来住庵寺5次のSD3)から150尺の距離にあたることを指摘した経緯がある(『年報13』2001 p.74)。使用された造営尺は遺跡群Ⅱ期の1尺=0.304mと想定し、建物配置を尺度を用いて説明することが可能ではないかと考えた。ところが、その後、来住庵寺5次調査地の図面上の貼り込み位置に



第57図 5棟の配置



第58図 3棟の配置手順

誤りがあることが判明し、基準となる敷地南限のSD3の位置についても修正を行っている。回廊北方官衙南限のSD3について、東に振り過ぎていた方向角を若干西に戻す措置をとった。結果として、先ほど説明した掘立001北辺とSD3の距離は、当初考えた45.6mよりも短くなり44.8m¹となる。

掘立001北辺と敷地南限との距離を150尺と考えることに加えて、もうひとつ前提となる事項がある。全体規模形状が明らかでない掘立005について桁行3間（約5.3m）に復元したい。これによって、掘立005南辺から掘立001北辺までの距離がちょうど100大尺（120小尺）となることから、3棟の関係をより明確に示すことが可能となる。

第58図に3棟の位置を決定するためにとられた手順の復元案を示した。

まず、掘立001の北辺位置をSD3から北150尺に決める。この場合、土地を計測するわけであるから、小尺ではなく大尺で125尺と考える方が妥当かもしれない（①）。続いて南の掘立005の位置を、掘立001北辺から南へ100大尺（120小尺）に設定する（②）。掘立001の南北桁行き寸法は24小尺に設計されたので、掘立005南辺と掘立001南辺の距離は80大尺（96小尺）となる（③）。最終的に中央の掘立003南辺の位置は、③で示した掘立001と005の各南辺間の中点に決められる（④）。したがって、3棟の南辺間の距離は、それぞれ40大尺（48小尺）となる。

掘立005の桁行寸法は3間で17.5尺（推定）、掘立003は16.2尺に設定されているので、当然、3棟の棟間距離aとbは異なったものとなるわけである。計算上、掘立001と003の間(a)は318小尺、掘立003と掘立005の間(b)は305小尺となり、遺構の実態にも適合する（第57図）。

(4) B組2棟の位置

A組3棟の位置関係の説明は以上の通りで良いと考えるが、問題はB組2棟の位置である。

B組の2棟は、A組3棟の間に建てられているものの、それぞれの中間には位置していない（第57図）。掘立002と004の棟間距離はおよそ9.9m、小尺で33尺程度という中途半端な距離で計画性は認められないし、敷地南辺との関係でもうまく説明することができないのである。

これまでのところ、B組の2棟の建設位置を合理的に説明できる状態には至っていない。現状では、A組3棟の棟間に、それぞれを設けたとしか考えようがない。それぞれ距離の異なるA組の建物の棟間に、規模の異なる建物2棟を配置した結果、1群の建物配置が成立したものと理解したい。

(5) 1群西辺の柱通りについて

これまで、1群の建物配置に関して、敷地南辺との距離および各建物同士の南北間の距離に視点を置いて説明を試みた。統いて、この建物群と敷地西辺との関係を見てみよう。

A組3棟の西辺柱筋と敷地西辺のS D002（生垣）との間の距離は8.93m前後を測る。從来はこの距離を約9mとみなし、30小尺と考えていたが、実際には溝のどの位置に生垣の中軸線が通っていたと考えるかによって、10cm程度の誤差が生じる。したがって、現状では確定的な細かな数値を提示することに意味は無いと考えるので、從来通りの25大尺（30小尺）としておこう。問題は、A組の柱筋から30cmほど東へずれるB組の西辺柱位置が何を基準として設定されたものか、という点にある。

当初、B組2棟の西辺柱筋を東へずらしたのは理由があると考えた。敷地南辺のS D 3は、回廊状遺構の廃絶に連動して廃されるため掘り直されない一方、敷地西辺は度々造り替えられていることから、B組2棟を追加して配置する際に、当初のA組3棟の基準となったS D002とは別の区画施設を基準として距離の計測が行われた可能性を想定した。そこで、S D002の東のS D001や西のS D003を基準とした可能性を検討したが、いずれの場合もうまく説明するには至らなかった。結論として、B組2棟の西辺柱通りが当初に比べてずれたのは、この2棟の建設位置を隣接する掘立003と005の南北中軸線付近にあわせただけであって、特段の意味は無いのではないかと考えるに至っている。

(6) 造営尺の違い

前述の様々な検討を経て、A組の3棟がB組の2棟に先行して設けられた可能性を想定した。B組の2棟については、その建設位置を的確に説明することが困難で、最終的に、A組の掘立003と005の南北中軸線付近にあわせたのではないか、と想定するに至っている。この想定に基づく限り、A組の3棟とB組の2棟は、若干なりとも同時併存した期間があったということになる。

ところで、A組とB組の各建物は、床束によって床を多少上げた構造のものと、側柱建物から構成されている。これは、両組の建物に収納された物品の性質に変化が無かったことの現われと理解されることから、A組の建物を廃絶するにあたっては、あらかじめB組の建物を棟間に準備した上で、収納物の移動が行われたのではないかと想定する。A組を廃絶してからB組を建設したのではなく、B組2棟の準備が整ってからA組3棟が廃絶したものと考える。

B組2棟の配置がA組3棟に比べて遅れたことを裏付ける証拠のひとつに、両組の造営尺の違いを挙げることができる。B組2棟の造営尺は、A組に比べて1尺あたり3mm程度短いものが使用されていると想定されている（第1表）。ただし、一辺長が10尺ほどの非常に小規模な建物から抽出した尺長が含まれることから、建物規模を復元する際の僅かな誤差が1尺あたりの寸法に大きく影響することを考えると、ここで問題にしている差は誤差の範囲内のもので、あまり意味のないことかもしれない。しかしながら、今回報告するにあたって、從来からの復元案を大幅に変更した掘立004から、依然としてA組よりも短い尺長が導出される事実は、B組2棟で使用された造営尺が本来のA組とは異なる短いものであったことを示すものと考える。仮にこの造営尺の差が誤差の範囲内のものであるとしても、同一の方法で復元した建物から組ごとに2種類の造営尺が検出される以上、両組の間の建設時期や工事の施行担当者が違うことを反映しての結果と考えられる。

(7) 1群の継続期間

1群を構成する5棟の建物は、建設時期の異なる2組に区分されることが明らかになった。いずれの組の建物についても、継続期間の中心となるのは遺跡群Ⅱ期と考えられるが、最初に建てられたA組の年代とB組に置き換わる時期について、より具体的に検討してみたい。

5棟からの出土遺物のうち、時期を考える際に有効なものは、掘立001のP5柱抜き取り穴上層から出土した瓦片と土師器の壺底部97である。これらの遺物から掘立001の廃絶年代について、その上限を7世紀第4四半期ころと想定している。瓦片はすべて官衙の瓦である。柱の抜き取り穴から出土したもので、柱穴本体の埋土中から出土した事例は無い。久米官衙の瓦については、7世紀後半の冒頭を上限とするものの、7世紀後葉のうちに創建される来住庵寺には引き継がれなかつたことが知られている。したがって、回廊状遺構付近で用いられた官衙の瓦が、来住庵寺の創建に伴って回廊状遺構が廃絶して以降に付近にゴミとなって散乱した状況を想定している。掘立001の建設時期は、瓦がゴミとなって散乱する以前と考えられることから、瓦が登場する7世紀第3四半期冒頭以前である可能性も想定される。あるいは、回廊状遺構の廃絶まではゴミとなった瓦が地表面に散乱する状況にはなかつたと考えると、第3四半期を通じて掘立001建設時期の上限と見なすことも可能と考える。以上の検討から、掘立001の建設年代は7世紀第3四半期ころ、廃絶年代の上限については同第4四半期ころと想定する。

当初、B組2棟への建て替わりの時期についても、7世紀第4四半期ころと想定したが、出土遺物からこれを裏付けすることはできない。2棟からは瓦片は出土していないのである。したがって、B組の2棟は規模が似通っている掘立003と005の代替えとして建てられたものと考えると、掘立001と併存した可能性も否定できなくなる。1群の廃絶時期は掘立001の出土遺物から推測する以外に方法が無い現状を踏まえると、B組の2棟を含む1群全体の廃絶時期の上限を、7世紀第4四半期ころと考えるのが現状では適切な判断と言えよう。B組の2棟が、7世紀第4四半期以降8世紀代にかけて継続し、寺院施設と併存したと積極的に断言できる状況には無いのである。

(8) おわりに

以上、1群の建物は、来住庵寺の本格的な伽藍整備にあわせて廃絶したものと考え、当初想定したような寺院との併存を考える必要はないものと理解しておきたい。なお、東に離れて建つ掘立006については、来住庵寺の存続期間に重なる建物である可能性が十分に考えられることから、周辺に展開する寺院関連施設との関係を検討する必要があると考えている。これについては、第V章の第1節にて詳述する(p.157)。

注

- 従来、45.6mを150小尺と考えていたが、この距離が約0.8m短くなったことに伴って、建物の配置に用いられた「ものさし」の1尺あたりの寸法も僅かに短くなる。結果的に、当初想定した遺跡群Ⅱ期の造営尺（1尺=0.304m）に比べて短い1尺≈0.299mでの150小尺ということになる。1群と敷地西側の区画との間の距離8.93m(25大尺・30小尺)から導き出される1尺≈0.298mとの誤差は以前に比べて縮小しており、この点からもより妥当な復元であることが分かる。ただし、最初に設計された3種の造営尺（1小尺=0.303m）に比べて1小尺あたり4mmほど短い基準で位置決定されたとなると、建物の基本設計と配置の決定時期に差があった可能性も想定しておかねばならなくなる。例えば、他所から建物を移築して再度利用する場合などである。このようなケースでは、建設位置決定時の基準が過去に建設済みの建物で用いられたものと異なることは十分にあり得ると考えられる。具合が悪い柱等は新材料に差し替えるが、桁や梁についてはそのまま継続使用するといった状況を想定すると、十分に説明可能である。

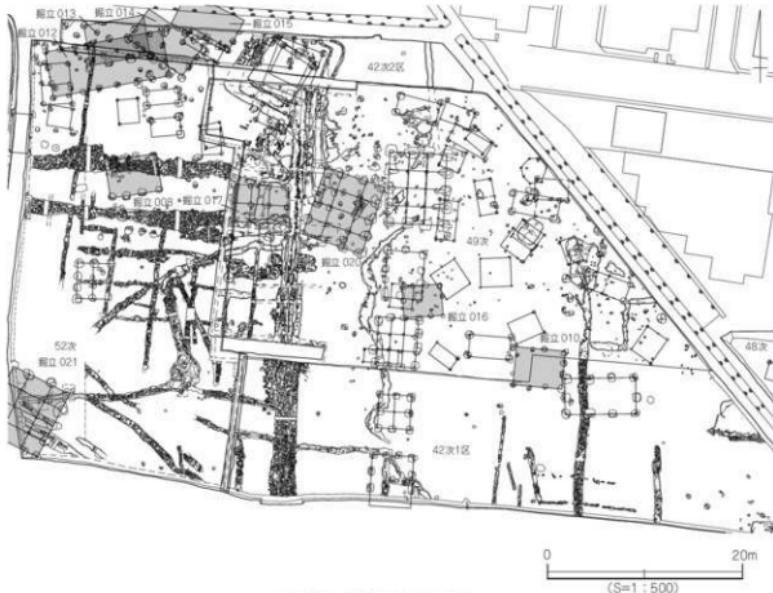
第Ⅳ章 古墳時代以前の成果

第1節 官衙出現の直前

(1)概 要

一連の調査によって、6世紀代から7世紀第1四半期ころの掘立柱建物を計10棟検出している。久米官衙政府の出現直前に位置付けられるこれらの建物は、方位が安定せず、数棟ないし5、6棟で群を構成する特徴がある。区画施設は伴わない。後の官衙施設に繋がる特徴である方形柱穴が初めて採用されるのもこれらの建物である。7世紀前半という極めて早い段階における当遺跡群の成立を考えるうえで、これらの建物の動向を知ることが特に重要である。

第132集にて提示した造営尺の視点を用いた分類を基にして、相対的に新しい段階の可能性がある建物から順に説明する。第132集で提示して以降、新たに認定した建物や、当時未検討であった数棟の建物を付け加えた。



(2)掘立柱建物

掘立020 [第60図] 49次西部に位置する總床東柱構造の建物。旧番号は49次の掘立006。桁行4間(7.23m)、梁行3間(6.28m)、方位は真北で東に185°振っている。規模と構造に加えて方位も似ている掘立021と同一段階の建物と考えている。柱穴は1×0.8mないし1.5×1m程度の不整形なもので構成され、一部に不整長方形のものが含まれている。深さは0.65～1.0m程度を測る。東柱柱穴は径0.4～0.7m程度の不整方形で、深さは0.1～0.3m。柱はすべて抜き取られている。柱の抜き取り穴の掘り込み範囲が元の柱穴の掘り方を超えているものがある。

7基の側柱柱穴において、その検出面付近に礫が置かれていた(写真図版6)。これらの礫は、柱の抜き取り穴の埋土中に偶然混ざったものではなく、人為的に配置されたものと考えている。礫の大きさは径12～18cm程度で、多くの場合、建物の柱筋の復元ライン付近に位置している。礫上面の水準は低いもので標高37.10～37.15m、高いもので37.35～37.40m前後を測る。最寄りの地山面から5cmほど顔を出すか、深く埋められている場合でも地山から10cm程度下がる場所に置かれている。P10、P11、P13の場合、柱の抜き取り穴埋土を再度掘り込んでこれらの礫を置いたように見える土層断面が得られている。柱穴ごとの礫の数は1個が基本であるが、P10では平面的に2個の礫が並べて置かれているほか、P6では円礫の下に薄い板状の石が認められる。

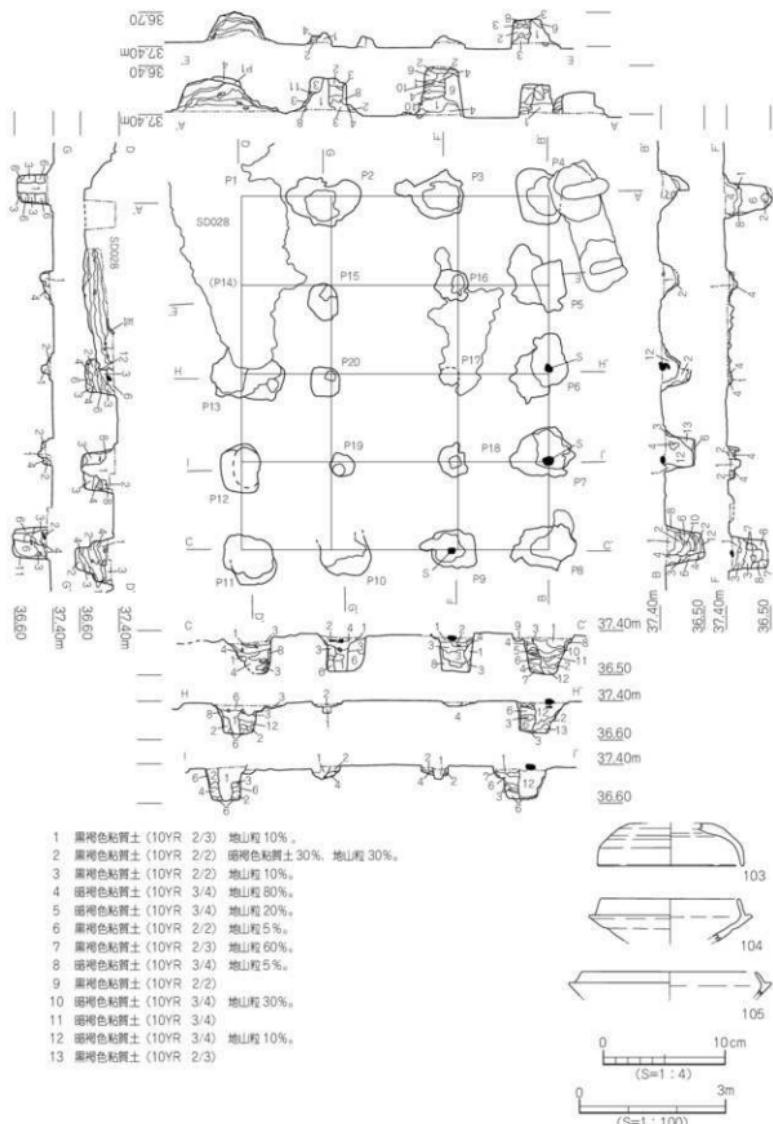
柱穴の検出面付近に置かれたこれらの礫については、建物の建て替えの証拠ではないかと考えている。想定する工程は次の通りである。まず、掘立柱建物を解体して柱を抜く。各柱の腐って弱くなった部分を切断する。各柱を元の柱穴に立て、柱上端の仕口部分における高さ調節を行う。切断後の柱材の長さはまちまちがあるので、一度埋め戻した柱の抜き取り穴を再度掘削する際に深さを加減し、礫を置いて微調整する。最後に桁と梁を上げて建物の軸部を復旧する。

以上のような工程で建て替えられた建物は、柱の下部を切断していることから、軸部の高さが低くなってしまうが、元の柱穴の底から礫の上面までおよそ0.5～0.7m嵩上げされていることから、これによって、切断で失われた寸法の一部を補ったと考えられる。屋根の高さは幾分低い建物として再建されたと思われる。場合によると、低基壇によって柱穴の深さを補ったのかもしれない。

建物の設計基準については次のように復元している。桁行は4間を通して25尺、梁行3間は桁行の87%に相当する21.75尺と考える。桁間は6.25尺、梁行は建物両端の狭い部分を桁間寸法と同じ6.25尺、中央間を9.25尺とみる。桁行と梁行の比率は25:21.75=100:87である。当初、梁行を22尺とみて掘立021と同様の復元を試みたが、021の梁行寸法(6.35m)に比べて幾分短い実態を踏まえて、このような復元案を提示するに至った。一時、100:87という比率から、百分率の考え方を駆使したのではないかとも考えたが、本来的には梁行寸法を1間6.25尺の等間(6.25尺×3間=18.75尺)とするところを、中央間に3尺を足した結果であって、桁行長100に対して4分の3にあたる75(18.75尺)に12(3尺)を足して、結果として梁行長87になったものと理解できる。この建物の場合も、從来から注目している分数や比率の考え方を基本とする設計が行われていることが明らかとなった。なお、造営尺は1尺=0.289mである。

出土遺物 103～105は須恵器の蓋坏である。103はP6、104と105はP7から出土している。出土場所の詳細は不明で、柱穴の埋土か柱の抜き取り穴の埋土かの区別は付いていない。103と104の口径は、それぞれ118mmと113mmである。

時　期 須恵器の形態から、6世紀末ないし7世紀初頭ころを上限とすると考えている。



第60図 据立 020

掘立021 [第61図] 52次南西角から西隣の64次にかけて展開する総床東柱構造の建物である。旧番号は52次掘立003。桁行4間(7.22m)、梁行3間(6.35m)、方位は真北で東に27°振っている。規模と構造に加えて方位も似ている掘立020と同一段階の建物と考えている。

柱穴は0.85～0.9mないし1m四方程度の不整方形のものが主体を成すが、P5のように1.45×1.8mに達するものもある。深さは0.5～0.75m。東柱柱穴は径0.6～0.8mほどのものに加えて、小さな痕跡的なものも含まれている。柱はすべて抜き取られている。掘立020のように礫が置かれた形跡はない。

建物の設計基準については、次のように復元している。

桁行は4間通して25尺、梁行は3間で22尺と考える。一見すると掘立020の設計基準と同じ建物に見えるが、梁行全体の寸法が020より7cmほど長いことに加えて、幅広に設定されている中央間と建物両端の各1間幅との比率が微妙に異なることから、掘立020とは別の復元案を検討した。

まず、桁行規模について、1間6.25尺の4間等間で25尺とする点は掘立020と全く共通である。

梁行に関しては、復元された柱筋の実態にあわせて、左右両端の1間を6.6尺、中央間を8.8尺と理解して、3間通して22尺と考えた。一辺長の比率は25:22で、梁行寸法は桁行長の88%に相当する。掘立020の梁行寸法が桁行の87%であるから、021の方が25尺の1%に相当する0.25尺だけ長い設定であることがわかる。

$6.6+8.8+6.6=22$ 尺とした梁行における柱間寸法の割り付けについては、22尺の10分の1である2.2尺(22寸)を単位として、3:4:3に設定されていると考えた。2.2という数がそうであるように、十の位と一の位の数が共通である場合、その2桁の数は必ず10等分することができる。尺を単位とするこの場合、10分の1の数は小数点を用いて示す必要があるが、単位を寸に置き換えることによって、簡単な整数比で考えることができる。梁行の割り付けを、 $6.6+8.8+6.6=220$ (寸)と考えたのである。

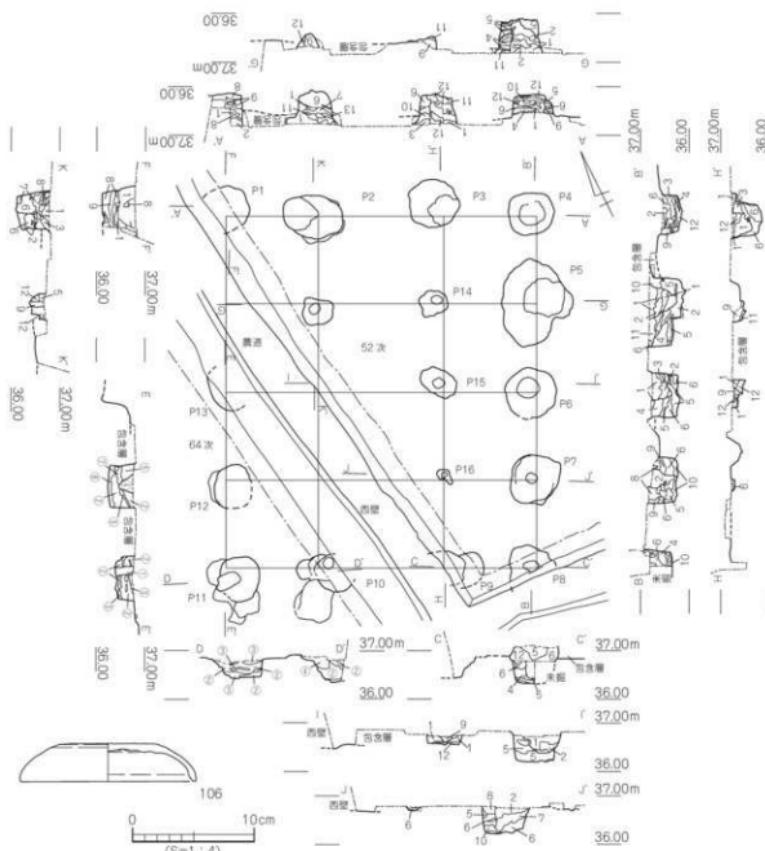
なお、小数を用いた考え方方が古代の我が国に存在したか否か分らないが、小数を知らなくとも分数や比率の考え方を理解していれば、この建物の設計を行うことは可能であったと考える。前述の掘立020における設計基準とあわせて評価すると、古代の人々は簡単な数学(算数)の知識を身に付けており、建物を建てるにあたっては、その知識をうまく活用して目的を実現していたことを窺い知ることができる。ある。

最後になったが、この建物の造営尺の尺長を確認しておく。桁行と梁行から導出される尺長の平均値は1尺≈0.2887mである。ほかの建物の造営尺と桁を揃えて0.289mとしておこう。なお、この長さは、先に説明した掘立020のものと全く共通で、両建物の類似性を裏付ける事項のひとつであると評価している。

出土遺物 106はP2の柱抜き取り穴上部から出土した須恵器の壺蓋である。口径143mm、器高315mmを測る。天井部に回転窓割りに伴う段が残るが、端部近くは横方向の撫で調整によって段が消されている。掘立020から出土している103に比べて径は大きいが段の撫で消しは広範囲に行われている。

なお、この106については、柱を抜き取った際に人為的に抜き取り穴へ入れられた可能性を検討している。破片をあわせて半分ほどにしか復元できない状態であるが、抜き取り穴の最上部からまとまって出土している状況から、建物解体時の祭祀に伴う可能性を想定する。建物が存在した時期との同時性が高い遺物であると判断している。

時期 掘立020出土遺物と近接する時期のものか、あるいは、若干後出する段階の建物である可能性を想定している。ひとまず、6世紀末から7世紀初めころを上限としておく。



- | | | | | | |
|----|------------------|------------------|-----|-------------------|------------------|
| 1 | 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 地山少々。 | 11 | 黒褐色土 (7.5YR 3/1) | 灰褐色土 20%、地山 20%。 |
| 2 | 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 褐灰色土 30%、地山 10%。 | 12 | 黒褐色土 (7.5YR 3/1) | 褐灰色土 20%、地山 5%。 |
| 3 | 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 地山ブロック 80%。 | (1) | 黒色土 (10YR 2/1) | 地山 1%、柱痕もしくは抜取跡。 |
| 4 | 黒褐色土 (7.5YR 3/1) | 地山 80%。 | (2) | 黒色土 (10YR 2/1) | 地山少々。 |
| 5 | 黒褐色土 (7.5YR 3/1) | 地山 1%。 | (3) | 黒色土 (10YR 2/1) | 地山 20%。 |
| 6 | 黒褐色土 (7.5YR 3/2) | | (4) | 黒褐色土 (10YR 3/1) | 地山 5%。 |
| 7 | 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 褐灰色土 20%、地山 30%。 | (5) | 黒褐色土 (10YR 3/1) | 地山 20%。 |
| 8 | 褐灰色土 (7.5YR 4/1) | 灰褐色土 30%、地山 20%。 | (6) | 黒褐色土 (10YR 3/2) | |
| 9 | 褐灰色土 (7.5YR 4/1) | 灰褐色土 30%、地山 5%。 | (7) | 黄褐色粘質土 (10YR 8/6) | ほぼ 100% 地山の塊。 |
| 10 | 黒褐色土 (7.5YR 3/1) | 地山 10%~30%。 | (8) | 黒色土 (10YR 2/1) | 地山 60%。 |

第61図 据立 021



掘立012 [第62図] 52次北端から42次の2区西部にかけて立地する掘立柱建物。旧番号は52次掘立005。42次2区では建物として認識されていない。桁行7間(12.10m)、梁行3間(4.76m)、方位は真北で西に101.5°振っている。中央東寄りのP 6とP 13が、ほかの建物の柱穴と完全に重複しているため、これより東の部分が認識されず、桁行規模を4間と認識してきた経緯がある(第111集)。その後の整理検討の結果、42次2区にかけての柱穴の展開状況が解明されたことから、第132集にて言及した際には今回の規模に近似する数値を提示している。

柱穴は径0.5～0.7m前後の不整形な円形のものが主体を成すが、一部に不整方形と呼べる形状のものが含まれている。深さは0.25～0.4m。柱痕跡のように見える箇所もあるが、多くの柱は抜き取られているとみている。南東角付近の柱穴埋土に焼土粒が含まれているが、これはすぐ南に位置する掘立008との関係から理解可能ではないかと考えている。この建物自体が火災にあったのではなく、焼失後の008の近くに後から建てられたことから混入したものと思われる。埋土に由来する可能性も考えられる9層の灰白色土についても同様で、この建物自体を土壁と断定するにはあまりに微細な現象である。

方位を異にする掘立014(旧52次掘立007)の柱穴2基と重複しており、このうち、南東角のP 11は掘立014の柱穴より新しいことが確定している。しかし、掘立014南西角と重複するP 6については、全面的に重なっていることに加えて掘立014の角の柱穴であるとの思い込みから、切り合いの認定は行われていない。また、この建物と方向性が一致する掘立013(旧52次掘立008)の西妻柱をP 4が切ることも明らかになっている。以上の重複状況と、掘立013と掘立014との切り合い関係を踏まえると、3棟の順序は古いものから掘立014→掘立013→掘立012となる。

このほかの近隣の建物との関係では、南正面に立地する掘立008(旧52次掘立002)との同時併存もしくは極めて時期的に近接した状況を想定している。掘立008の方位が掘立012と共に、012の南正面に位置するからである。

建物の設計基準については次のように復元している。

桁行は1間6尺の等間で42尺、梁行は5.5尺の等間で16.5尺と考えた。一辺長の比率は42:16.5=28:11となる。桁行長が梁行長の2.5倍を超える細長い外観の建物となる。造営尺は1尺=0.288mで、掘立020や021とほぼ等しいものが用いられている。

この建物を位置付ける上で最も重要な事項は、長大な桁行規模である。当遺跡群全体で12mを超える桁行長の建物は、寺院官衙関連のものに限定して計17棟知られており、寺の建物4棟以外の13棟すべてが官衙の建物であることが確定している。したがって掘立012は、これまでに分かっている範囲では、官衙出現以前の掘立柱建物の中で唯一の桁行12m超え(40尺超)の建物ということになる。

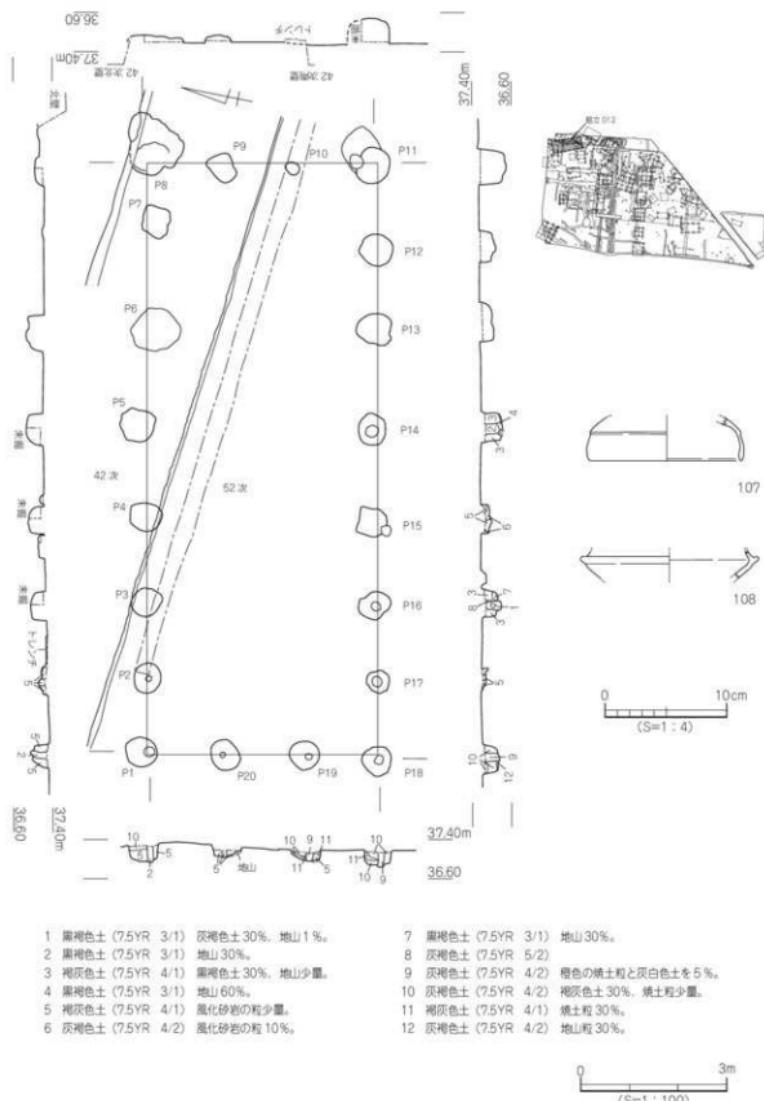
なお、この建物の重要性については、本章第3節にて改めて言及している(p.156)。

出土遺物 107は東部のP 10から出土した須恵器の壺蓋。108はP 2出土の須恵器の壺身である。

107は天井部との境に段が残存していることから、本来的にこの建物と直接の関係がない古い時期の遺物とみられる。東に隣接して、古墳時代後期の竪穴住居址群等が位置することから、これらとの関係で柱穴に混入したものであろう。

108は、10分の1程度の小片からの復元であるが、口径は約125mmと推定している。受け部の立ち上がりは長くないようだ。

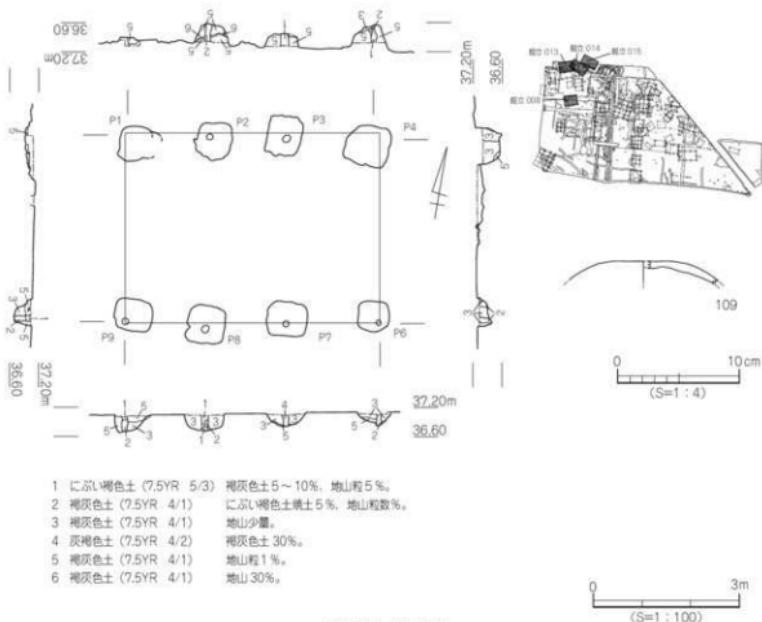
時期 108の年代は、6世紀末から7世紀初頭ころと考えられることから、この時期を上限とするものと考えておきたい。



掘立008 [第63図] 52次調査地の北部に位置する掘立柱建物。旧番号は52次掘立002。掘立012から南へ約7.5m離れて平行に位置することから、相互に関連する建物ではないかと想定している。桁行3間(5.19m)、梁行1間(3.89m)、方位は真北で西に99°振っている。東西の妻柱が検出されないことについては、浅くて遺存しなかつただけで、梁行は2間の設定であると理解してきたが、部分的な土台建式の建物である可能性も検討している。柱穴は0.6m四方ほどの隅丸方形ないし0.8×0.65m程度の隅丸長方形のもので構成されている。柱痕跡から推定される柱材の直径は10~13cmほどで、この土の中に、褐色の焼土粒が多く混じっている。同様の現象は、隣接する遺跡群II期の掘立007でも認められるが、遺跡群全体で評価すると極めて稀な事例であることから、火災による焼失を積極的に認めてよいのではないかと考えている。建物の設計基準は、桁行4間通して18尺、梁行13.5尺、造営尺は1尺=0.288m。一辺長の比率は18:13.5=4:3。平側の東1間が広い設定になっていることから、西2間分から3寸ずつ減じて、東1間に0.6尺を加えたのには理由があると考える。平側に入口を設けず妻入としたのではなかろうか。こう考えると、妻側に柱穴が無い状況ともうまく符合する。妻側に扉を設定する際に、その部分を土台建としたものであろう。

出土遺物 109は須恵器の坏蓋の天井部と思われる破片である。回転窓前の段は4単位が残存。

時 期 造営尺の尺長や建物方位などの特徴から、掘立012の評価に準じる。

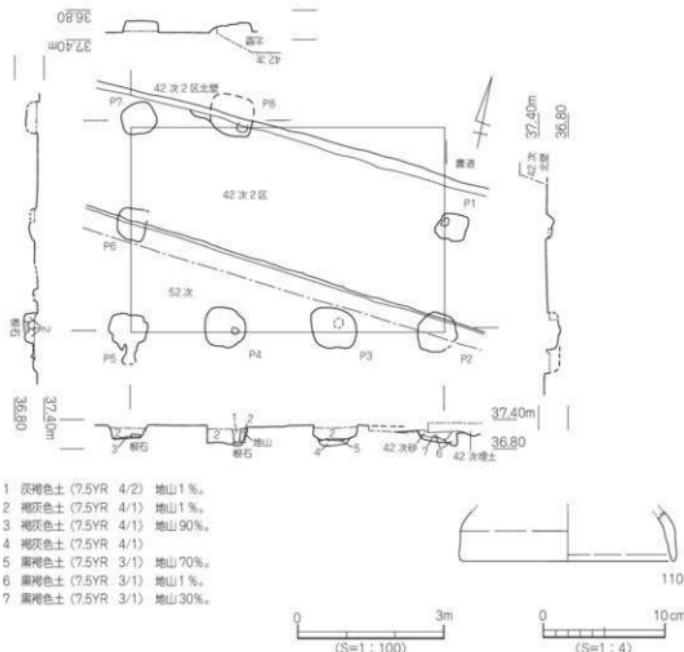


掘立013 [第63図] 52次北辺から42次2区西部にかけて立地する掘立柱建物。旧番号は52次掘立008。以前は南北棟の一部と理解していたが、整理作業の結果、P 8を積極的に認定可能であると判断して梁行2間の東西棟に復元した。桁行3間(6.39m)、梁行2間(4.21m)、方位は真北で西に100°振る。西妻柱が掘立012のP 4に切られていることと、南東角のP 2が別の掘立014の柱穴を切ることから、時間的に掘立014と012の間に建てられたことが分かっている。柱穴は一辺0.8~0.9m前後の不整形な隅丸方形のもので構成され、妻柱柱穴がひとまわり小さくて浅い。2基の柱穴で柱の下に礎板石各1個が置かれていた。柱の多くは抜き取られているものとみられる。

建物の設計基準は、桁行3間通して22尺、梁行2間通して14.5尺、造営尺は1尺=0.290mに復元した。梁行寸法をあと少し短く復元して、桁行寸法の20分の13(0.65倍)に相当する14.3尺(4.15m程度)とすべきかもしれないが、柱の正確な位置が出揃わない現状では、設計基準についての評価を確定することは困難と思われ、参考程度にとどめたい。

出土遺物 110は須恵器の坏蓋と思われる。P 4から出土した。天井部との境に僅かな段が残存するほか、口縁部内側に回転横撫でによる浅い凹線が認められることから蓋と判断した。107と同様、この建物に直接絡るものではないと考える。

時 期 付近の建物との関係から、6世紀末から7世紀初頭を上限とすると考える。



第64図 掘立013

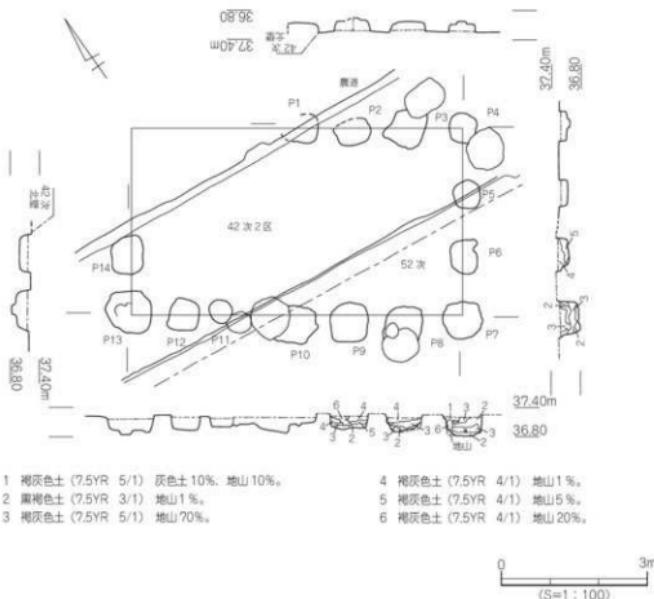
掘立014 [第65図] 52次北東角から42次2区の西部にかけて立地する掘立柱建物。旧番号は52次掘立007。42次調査の際には建物として認識されていない。桁行6間(6.79m)、梁行3間(3.84m)、方位は真北で東に125°振っている。南西角のP13に掘立012のP6が重複しているほか、P8にも掘立012の柱穴が切り込んでいる。また、掘立013の南東角の柱穴がP10に対して掘り込んでいる。重複する建物の関係は、古いものから順に、掘立014→掘立013→掘立012であることが判明している。

柱穴は径0.6mほどの不整円形のものや0.8m四方程度の隅丸方形のもので構成されている。深さは残りの良いもので0.5m、妻側の柱穴の場合0.2m程度である。規模の割に柱の配置が密である点が特徴的な建物である。

建物の設計基準については、桁行は1間4尺の等間で24尺、梁行は1間4.5尺の等間で13.5尺、造営尺は1尺=0.284m程度に復元している。一辺長の比率は、24:13.5=16:9となる。梁行を桁行の2分の1よりも若干大きくとる目的で、桁行寸法の16分の1に相当する1.5尺を加えて梁行寸法としたものと考える。

出土遺物 出土していない。

時 期 重複関係から、掘立012、013、008の一群より先行する段階のものであることは確実である。方位と造営尺が共通で、同一の群を形成すると考えている久米高畠13次のS B 7やS B 8とともに、6世紀末ころまで遡る可能性を想定するが、詳細は不明である。



第65図 掘立 014

掘立015 [第66図] 42次2区西部に位置する掘立柱建物。調査時には建物と認識されておらず、整理作業中に確認されたため旧番号は無い。隣接する掘立014と様々な点において似ているため、関連する建物であると考えている。

掘立014の北東角に接しており、南辺の柱2基が014北辺の柱穴2基に対して切り込んでいることから、これより後出する段階の建物であることが判明している。柱穴は、径0.5～0.8m程度の不整形な円形もしくは隅丸方形のもので構成されている。柱穴の深さはいずれも浅く、深いものでも0.3mほどしか遺存していない。

建物の南東角の一部を検出しただけであるため全体形状は不明であるが、柱の配置状況がよく似ている掘立014と同様、桁行6間、梁行3間であろうと想定している。方位は真北で東へ115°振っている。予想される規模は桁行6間(約6.80m)、梁行3間(約3.85m)で、掘立014とはほぼ共通である。

建物の設計基準は掘立014と共通で、造営尺も同一のものが用いられたと考える。掘立014を北東にずらして建て直したものかもしれない。

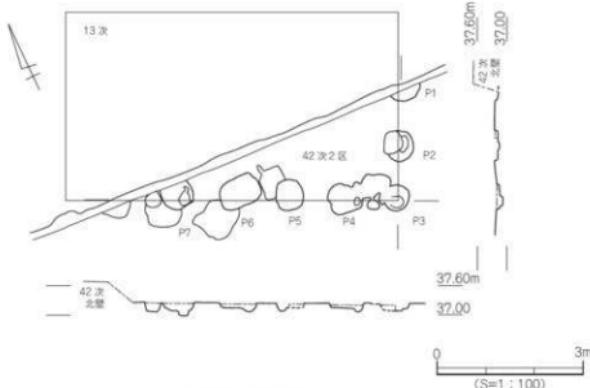
出土遺物 出土していない。

時期 掘立014より後出するが、方向性の全く異なる掘立013や012の群に移行する以前の建物と考えられる。掘立014と同様、具体的な時期を決める決め手を欠いている。

掘立017 [第67図] 49次西部に位置する総床東柱構造の掘立柱建物。遺跡群Ⅲ期の溝であるSD034・035に切られている。旧番号は49次掘立008。桁行3間(5.50m)、梁行2間(3.85m)、方位は真北から東に92°振っている。

柱穴は径0.5～0.8m程度の不整形圓形のもので構成され、深いもので0.6mを測る。東柱柱穴の規模が側柱のものと比べてやや小振りで浅いことから、総柱構造の倉ではなく、幾らか床を上げた程度の構造であったと想定している。柱材はすべて抜き取られている。一部の柱穴が重複しているほか、柱の抜き取り穴が2重に見える箇所が複数認められることから、同じ場所で建て替えが行われた可能性が高い。

建物の設計基準については次のように考えている。



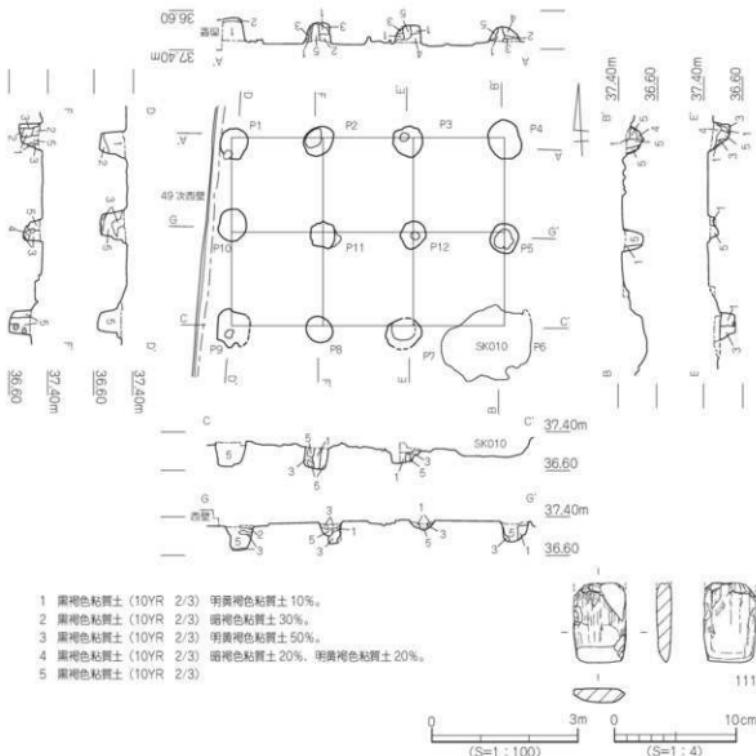
第66図 掘立015

桁行は3間通して20尺、梁行は1間7尺の等間で14尺と考えた。一辺長の比率は10:7になる。桁行については等間に復元したが、中央間を7尺、左右各1間を6.5尺に復元することも遺構の実態からすると可能である。なお、造営尺の尺長は1尺=0.275mで、前述の掘立012や掘立014などとは全く異なっている。

方位が正方位に近い点も掘立012ほかと異なる特徴である。したがって、これらとは別の群の建物と考えられる。方位や平面形状という視点からみると、後述する掘立016や010のあり方によく似ており、相互の関連が窺われる(p.152)。

出土遺物 111はP2から出土した弥生時代の扁平片刃石斧である。石材は結晶片岩。このほか、この建物の年代決定に役立つ遺物は出土していない。

時 期 造営尺の尺長が短いことから、7世紀代ではなく確実に6世紀代に遡るものと考えているが、時期の分かる遺物が出土していないことから詳細は不明である。



第67図 掘立 012

掘立016 [第68図] 49次の南部、官衙の5棟並びの掘立柱建物群のうち、掘立002と003に重複して立地する掘立柱建物。旧番号は49次掘立004。重複関係から官衙の2棟よりも古い建物であることが分かっている。桁行3間(4.00m)、梁行2間(3.19m)、方位は真北から西に91.5°振っている。

柱穴は径0.4~0.6m程度の不整円形で、深さは0.15~0.5mを測る。東西の妻柱柱穴は浅く掘られている。妻柱の位置が正対せず、妻側中央から大きく北へずれて設定されている理由については不明である。平側に関しては、中央間が広く設定されたことは確実であるが、南辺と北辺の柱位置は正対しない。

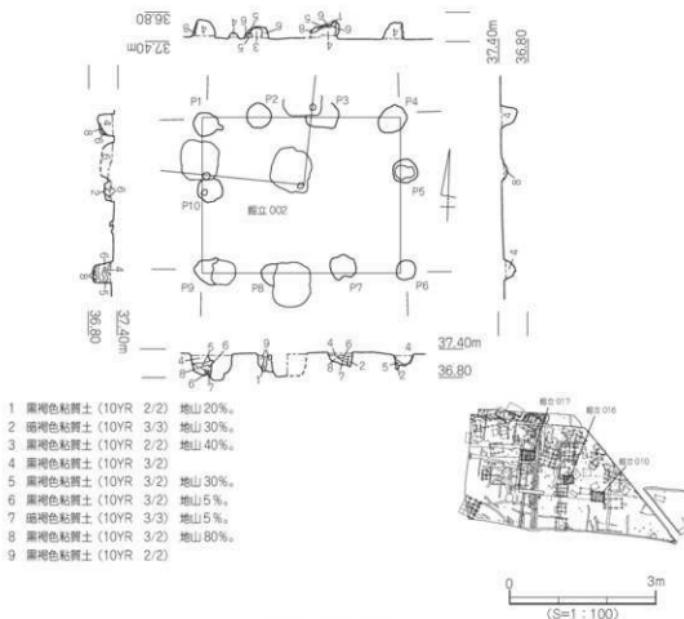
建物の設計基準については次のように復元している。

桁行を3間通しで15尺、梁行は2間通しで12尺、造営尺の尺長は1尺=0.266m前後と考えた。柱間はいざれも等間ではない。建物全体の一辺長の比率は5:4となる。

なお、各辺の柱間寸法がまちまちで、対面する柱位置が揃わないことに関しては、理由は不明である。一辺長が4mほどの小規模な建物であるから、重量を支える柱は四隅にあれば十分と考えられるので、扉の位置などの建物の使われ方に起因するのではないかと考える。

出土遺物 出土していない。

時 期 造営尺の尺長や規模形状、方位などの特徴が近似する掘立017や010と前後する時期のものと考えられる。造営尺の尺長が掘立012などに比べて短いことから、7世紀代ではなく確実に6世紀代に遡るものと考えているが、時期の分かれる遺物が出土していないことから詳細は不明である。



第68図 掘立016

掘立010 [第68図] 42次1区北辺中央から49次南辺にかけて展開する掘立柱建物。旧番号は42次掘立005・49次掘立005。官衙の掘立柱建物である掘立006の柱穴に切られている。

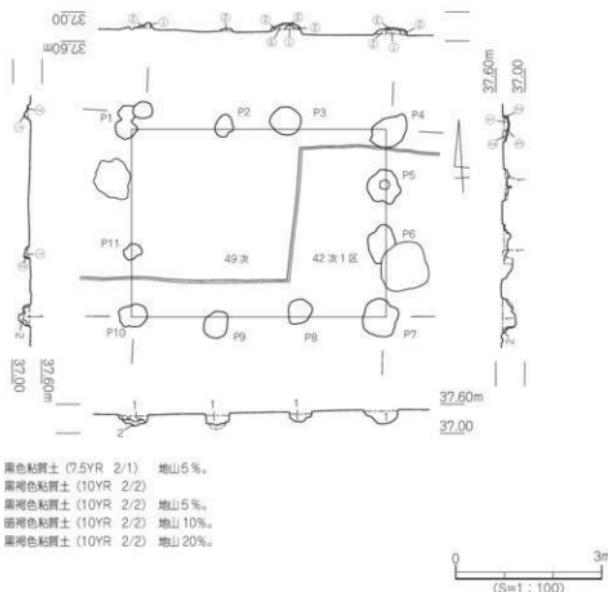
桁行3間(5.20m)、梁行3間(3.86m)、方位は真北で93.5°東に振っている。全体に柱穴の残りが悪く、特に北西部の柱穴については失われているものもある。南東部の大きなもので径0.7m、深さ0.3mほどを測る。分かる範囲の柱はすべて抜き取られている。妻側と平側南面は等間の設定のようであるが、北面は明らかに中央間が狭い設定になっている。

建物の設計基準については、桁行20尺と梁行15尺の設定ではないかと考えている。ただし、四隅の柱位置が定まらないため、精度的に多少劣る復元である。そのため造営尺の尺長も定まらず、1尺=0.257~0.260m程度になる。

等間にならない平側北辺の柱間については、狭い中央間を5尺、左右両端を各7.5尺と理解したが、このような配置に設定された理由はわからない。

出土遺物 出土していない。

時期 造営尺の尺長が掘立012や掘立016などに比べてさらに短いことから、7世紀代ではなく確実に6世紀代に遡るものと考えているが、時期の分かる遺物が出土していないことから詳細は不明である。



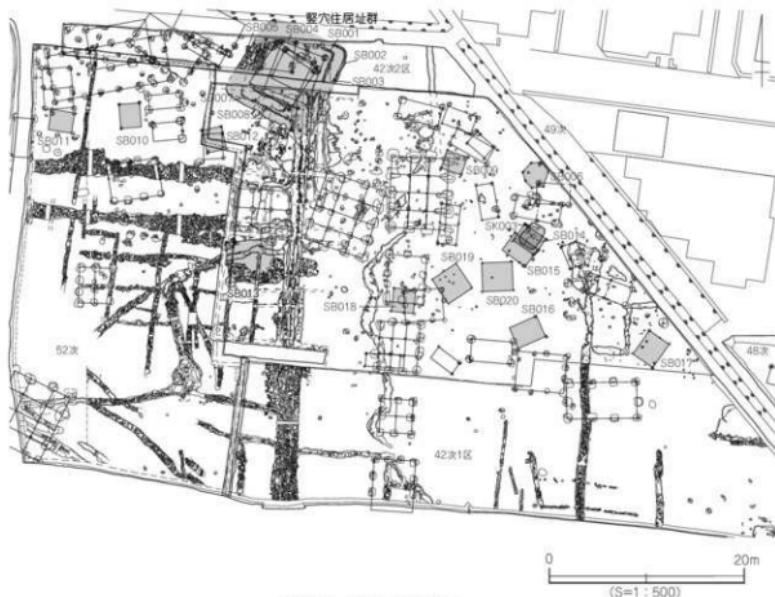
第69図 掘立010

第2節 弥生時代から古墳時代

本節では、官衙出現直前の掘立柱建物を除く古墳時代と弥生時代の遺構について報告する。まず、平地式住居を含む竪穴建物について説明し、続いて4主柱構造の高床の倉である掘立柱建物、主な土坑と溝について順次報告する。竪穴建物については、削平によって竪穴部が失われ、主柱穴しか遺存していないものが多数含まれている。遺物も無いため時期決定に不安は残るが、柱の配置状況の分析を基にした造営尺を用いた考え方を積極的に利用して、これらの遺構の存在の可否を含めて検討する。

(1) 竪穴建物の概要

竪穴部が遺存している竪穴建物は、多数の住居が重複して竪穴住居址群を形成している1箇所に限られている。42次2区から49次北西部にかけて展開するこの住居址群は、5棟ないし6棟の方形竪穴住居で構成されている。官衙出現以前の集落のあり方を考える上で重要な地点である。このほか、平地式住居ではないかと想定している建物が1棟ある(SB013)。これら以外の竪穴建物は、4主柱穴だけが遺されたもので、確実なもの以外に存在の可否を検討すべき状態のものが複数含まれる。竪穴建物の分布域は、標高が相対的に高い52次北端から49次東部にかけての区域に限定されている。



第70図 竪穴建物等の分布

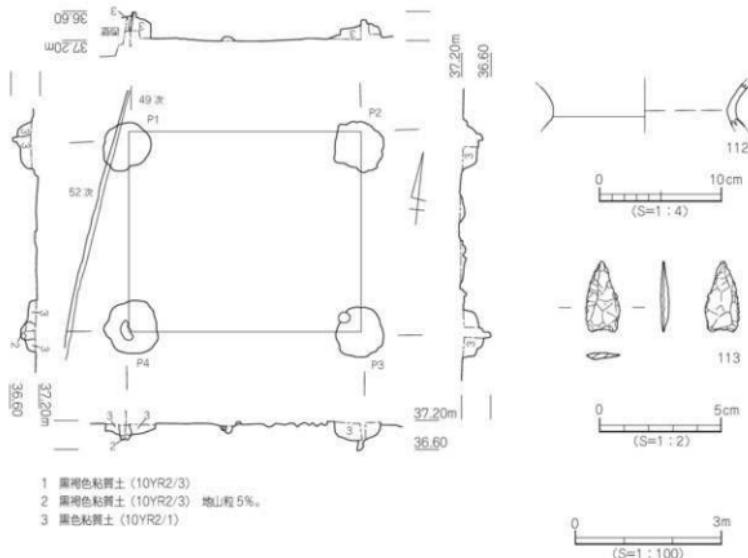
(2) 平地式住居

SB013 [第71図] 49次西部に位置する4主柱穴だけが遺存した遺構で、調査当初は掘立柱建物としての番号が付されていたものである。旧番号は49次掘立010。竪穴建物の軸部構造と共通であるが、竪穴部の掘り込みを伴わない形態の住居ではないかと考えている。ただし、松山周辺では認定された事例が無いため、評価に苦慮している遺構である。本書では平地式住居と考えることにした。

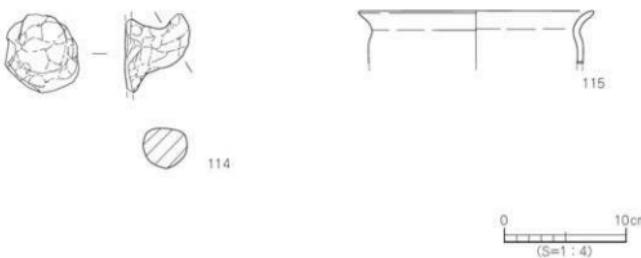
桁行1間(4.77m)、梁行1間(4.11m)、方位は真北で西に96°振っている。柱穴は径1.0~1.1m程度の不整円形で、深さは0.3~0.5mを測る。柱の抜き取り穴が2箇所で確認されているほか、柱材先端に伴う齧みが認められる。

埋土の土色はかなり黒味の強いもので、当遺跡群においては、官衙施設が出現する以前の古墳時代中期から後期ころのものと判断している土である。

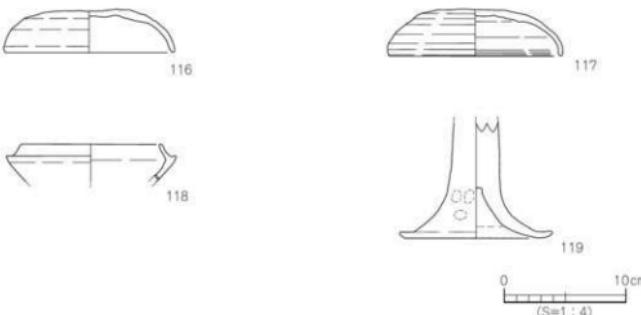
建物の設計基準は、桁行を22尺、梁行を19尺ではないかと考えた。長辺と短辺の寸法差(0.66m)を、およそ3尺と考える。なお、この場合の尺は、官衙やその出現直前の掘立柱建物で用いた大尺ではなく、小尺で1尺=0.217mである。これを5分の6倍(1.2倍)した大尺の尺長は0.260mになる。大尺としての尺長は、前述の掘立010とはほぼ共通する。当該区域における最も古い掘立柱建物の造営尺と同時期のものさしを使用した可能性も想定されるが、どのような理由でいつ頃、小尺から大尺への切り替えが行われたのかという問題については、現在も解明には至っていない(第135集・136集ほか)。



第71図 SB013



第72図 Q8 グリッド出土遺物



第73図 R8 ~ R9 グリッド出土遺物

出土遺物 様々な時代の遺構が多数重複して立地する場所である関係から、ほかの時代の遺物も出土している。112は須恵器の壺の頸部、113は弥生時代のものと思われる安山岩製の石鎚である。

このほか、S B013東部にあたるQ 8 グリッドから出土した遺物を第72図に、また、S B013付近から南にかけてのR 8 と R 9 グリッド出土遺物を第73図にまとめた。様々な遺構が重複する箇所であるから、これらをそのままこの住居の遺物として扱うことはできないが、ある程度の傾向を知ることができると考えた。

114と115は土師器。114は壺の把手である。115は壺の口頸部の破片かもしれないが詳細は不明である。

116から118は須恵器の蓋坏、119は土師器の高坏の脚部である。116～118の口径は順に、137mm、140mm、114mmを測る。

時 期 遺物 遺物が示す時期は古墳時代の後期ころであるが、特に蓋坏については、6世紀代をさほど遡らない同世紀末から7世紀初頭ころのものと考えられる。この傾向は、官衙出現直前とした掘立柱建物の中で古い時期のものと考えた掘立010や掘立016の状況によく似ている。互いの造営尺についても近似することから、6世紀末からさほど遡らない時期の建物と考えたい。

(3) 窓穴建物

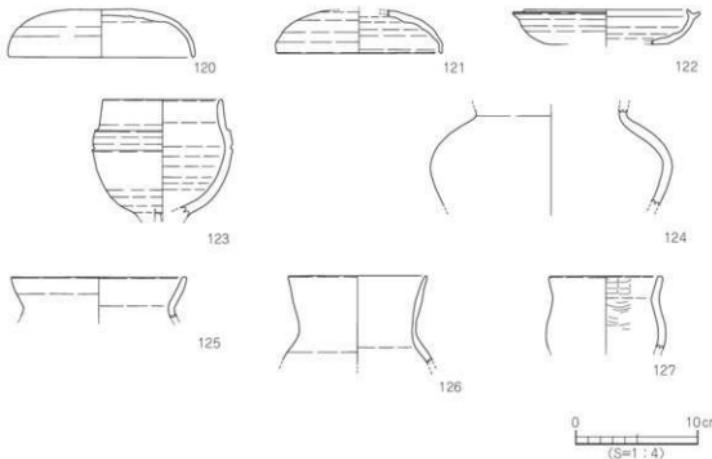
SB001[第75図] 42次2区中央から49次北西角に展開する窓穴住居址群を構成する窓穴住居。42次、49次ともに旧番号はSB001。この場所には少なくとも5棟を超える窓穴住居が重複しているが、これらの中でも最も新しい段階の建物と考えられている。

ほかの住居に対して後から切り込んでいる様子は、42次2区の南壁を見るとよくわかる。東からSB002→SB003→SB001の順に掘り込まれている。厚さ15~20cmほどの貼床の土層が東西に通る状況が確認されている。このため、この住居については、重複のため一部しかわからなくなってしまっている他の多くの住居とは違って、比較的確実に範囲を特定することができた。

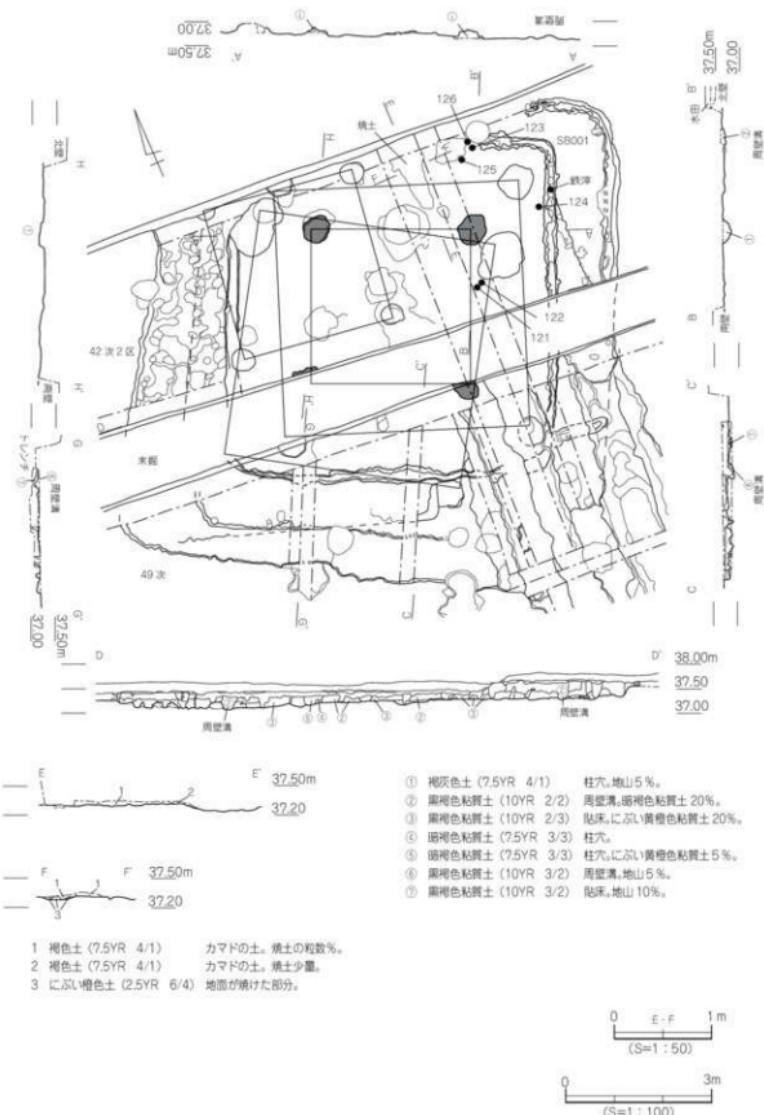
窓穴部の規模は、周壁溝の中心間で南北6.87m、東西6.52m、最も残存状況が良い東部における深さは耕作土層下面から0.33mを測る。4基の主柱穴のうち、南の2基はその一部しか検出されていないため正確な規模は分からぬが、東西約3.26m、南北は3.15mないし3.26m程度とみられる。若干、東西方向の寸法が長い長方形か、あるいは正方形に設定されている可能性もある。数値を確定しやすい窓穴部の規模を合わせて検討した結果、窓穴部東西幅6.52mが4本柱東西幅3.26mのちょうど2倍であることを重要視して、この部分が2:1となる整数の尺数に設定されたものと考えた。

検討の結果、造営尺を1尺=0.217~0.218m程度の小尺と考え、それぞれ30尺と15尺に設定されているとみなした。窓穴部南北寸法は31.5尺、4主柱南北寸法は14.5尺ないし15尺になる。窓穴部東西幅30小尺を25大尺と読み替えることもできるが、ほかの寸法が中途半端になってしまうことと、2:1の箇所は整数で表されるべきとの考えから、小尺が妥当と判断した。

なお、42次2区北壁から南へ延びる焼土の集まりは、この住居の北壁に造り付けられたカマドに由来する可能性が高い。



第74図 SB001 出土遺物



第75図 SB001

出土遺物 第74図にS B001出土の遺物をまとめた。120～124は須恵器、125～127は土師器である。120～122の口径は、順に150mm、135mm、134mmを測る。122の受け部の立ち上がりは、口径の大きさの割に短い。123は脚部に透かしが施された台付き壺である。125は土師器の壺の口頭部、126は土師器の直口壺、127は同じく壺である。このほか、東周壁溝から鉄滓が1点出土している。

時　期 須恵器蓋坏の形態から、6世紀後葉から7世紀初めころを上限とする。近隣に展開する官衙出現直前の掘立柱建物のうち、最も古い時期の建物ではないかと考えられている掘立010と造営尺が近似するほか、すぐ西に隣接する掘立014、015の方向性と共通であることなどから、一部の掘立柱建物との併存も考えておく必要もあると思われる(第IV章第3節参照)。

S B002 [第76図] 42次2区中央の堅穴住居址群の中で最も東寄りに位置する堅穴住居。旧番号は42次、49次ともにS B002。堅穴住居址群の中で北東寄りに位置する3棟の中では、最初に建てられた建物であることが、42次2区南壁の観察結果から明らかになっている。

厚さ14cm程度の貼床の土層が確認されているが、周壁溝の土層と堅穴部の埋土の区別は付いていない。おそらく、壁材は抜き取られたものと考えられる。S B002東周壁溝の掘り方東辺沿いに、当初、遺物包含層の土とを考えた土層が認められるが、これは、壁材の押さえの土ではないかと想定している。堅穴部の掘り方と垂直に立ち上がる壁との間に生じた隙間を埋めた土と考えられる(4層)。

堅穴部の規模は、周壁溝の中心間で南北8.85m、東西8.43m、深さは18～22cmを測る。4基の主柱穴のうち、3基はその一部しか検出されていないため正確な規模は分からぬが、一辺およそ5m強程度の正方形もしくはこれに近い形状に配置されているとみられる。堅穴部の規模と主柱穴の配置状況はS B001に比べてかなり大きい。

42次2区北壁沿いで検出されている焼土の集まりについては、この住居に伴うものではなく、重複関係にあるS B001の造り付けカマドの残骸であろうと考えている。

建物の設計基準については、4本の主柱穴による検討が困難であることから事実上無効であるが、次のように考えた。1尺=0.211mの小尺を基準として、堅穴部の南北長は42尺、東西長は40尺に設定された。4本の主柱穴は、堅穴部東西幅40尺の5分の3に相当する24尺四方程度に設定されたと考える。堅穴部の一辺長の比は105:100で、短辺40尺の20分の1にあたる2尺分だけ南北を長くとったものと考えられる。

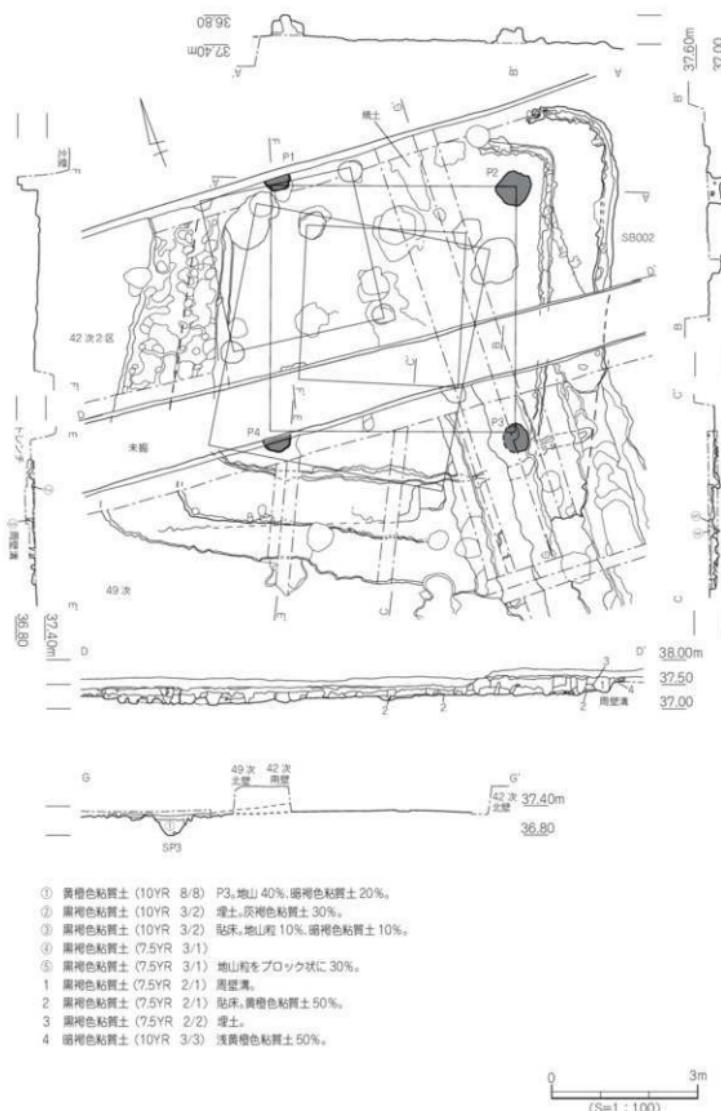
出土遺物 この住居に属すると判断できる遺物は出土していない。

時　期 S B001に対して先行することが確実であるから、6世紀後半ころの可能性が高いと考える。

S B003 [第78図] 42次2区中央部に位置する堅穴住居址群を構成する堅穴住居。旧番号は42次S B003。東壁の掘り方だけを部分的に検出したもので、全体規模や対応する主柱穴については不明である。49次側で旧番号をS B006とした幅の狭い溝状遺構をこの住居の南周壁溝の一部と見なす考え方があるが、詳細は不明である。42次2区南壁土層によると、S B002より後出するが、S B001よりは先行する段階の建物であることが分かっている。

出土遺物 須恵器片が出土しているが、この住居に伴うものと断定するには至っていない。

時　期 6世紀後半ころに属すると考える。



第76図 SB002

S B005 [第78図] 42次2区中央から49次北西角にかけて立地する堅穴住居址群を構成する堅穴住居。群の中で最も西に位置する建物である。旧番号は42次S B005。

4基の主柱穴のうち3基と、堅穴部南辺の大半と西辺の一部を検出している。堅穴部の東西幅は9mに達する大型の住居であるが、全体に掘り込みが浅く北辺から東辺の位置が不明なため、正確な規模は明らかでない。42次2区南壁で西部に重複するいくつかの住居に対して掘り込む状況が確認されるが、浅いため床面は遺存していないようだ。2区南壁でこの住居の掘り方西辺に切れ込む土層が認められるが、これは上層からの擾乱であって、壁材の抜き取り跡ではない。

3基検出された主柱穴は、複数の柱穴が重複しているため柱位置を特定することができない。南北を507m、東西を4.73mとみる案と、南北4.56m、東西4.73mに復元する2案を検討したが、いずれも比率が中途半端で、造営尺を用いた設計基準を明らかにすることはできなかった。

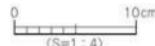
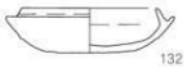
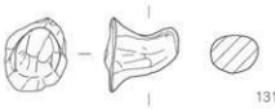
出土遺物 第77図に掲載した遺物のうち、この住居と直接関連するのは128の土師器の碗と129須恵器高杯の軸のみである。130と131は土師器の瓶の把手で、ともにこの住居址群内の出土であるが、所属を厳密に確定し得ないものである。132は42次2区包含層出土扱いの須恵器の坏身である。

時 期 これらの遺物からこの住居の年代を明らかにすることは困難であるが、長脚で長方形透かしが施された129の存在は、付近における出土遺物の年代観と比較して古い時期のものであることが注目される。6世紀後半ころの住居と考えておく。

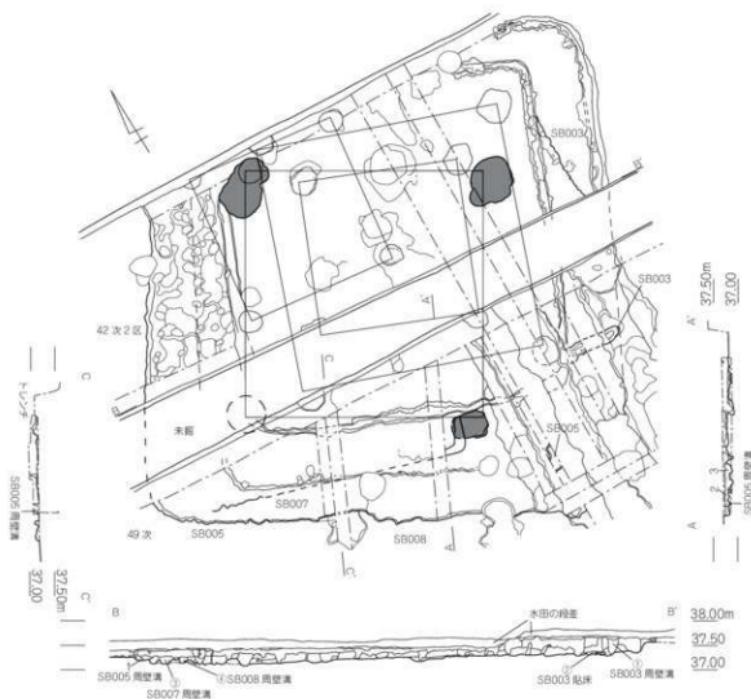
そのほかの住居址 [第78図] 49次側で検出されたS B007については、存在は確実と考えているが断片的すぎて実態は不明である。S B008については、S B005の南辺が僅かに南に張り出した部分を別の住居と考えたものである。これも真偽の程は明らかでないが、出入り口に伴う特徴とは異なるとみる。



129



第77図 SB005周辺出土遺物



- 1 黒褐色粘質土 (7.5YR 2/2) SB005 周壁溝にぶい黄橙粘質土がブロック状に10%。
- 2 黒褐色粘質土 (10YR 3/2) SB005、地山粒 10%。
- 3 黒褐色粘質土 (10YR 3/2) SB005 周床、黒褐色粘質土 20%、地山粒 20%。
- ① 黒褐色粘質土 (10YR 2/2) SB003 周壁溝、黒褐色粘質土がブロック状に5%。
- ② 黒褐色粘質土 (10YR 2/2) SB003 周床、黒褐色粘質土とにぶい黄橙粘質土がブロック状に30%。
- ③ 黒褐色粘質土 (7.5YR 2/2) SB007 周壁溝にぶい黄橙粘質土と黒褐色粘質土がブロック状に入る。
- ④ 黒褐色粘質土 (10YR 2/2) SB008 周壁溝にぶい黄橙粘質土がブロック状に5%。

0 3m
(S=1:100)

第78図 SB005

S B004 [第79図] 42次2区中央部に立地する堅穴住居址群の北西角に位置する堅穴住居。4本の主柱穴のみが遺存したものである。堅穴部の掘り方は、ほかの住居と完全に重複するため見極めがつかなかったが、唯一、西辺の一部を42次2区北壁沿いのトレンチで確認している(第79図)。

4基の主柱穴は、一辺3.17mの正方形に配置されており、南東角の柱穴では根石が1個検出された。

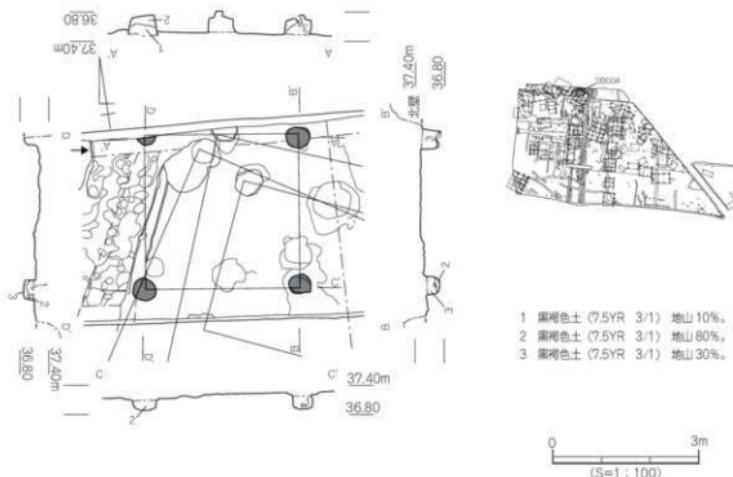
柱はS B002などと共に1尺=0.211m程度の小尺で15尺四方に設定された可能性を想定する。これの大尺の場合、12.5尺四方となる。一方、近隣のいくつかの住居で使用されている1尺=0.217mほどの尺長を適用すると14.6小尺(12大尺)になる。正方形に配置されているため、造営尺と尺数の組み合わせは無数に存在する。したがって、ひとつの案に絞るのは困難ではあるが、付近の堅穴住居の事例を参考にして、小尺による整数表記が可能な前者を採用したい。

出土遺物 出土していない。

時 期 S B001より後出する段階のものと考えるが、柱穴と床面との切り合い関係を確認しているわけではない。重複関係にある多くの住居と同様、6世紀後半ころではないかと想定する。

S K003・S B014・S B015 [第80図] 49次東部に位置する擬形の浅い土坑と、これに空間的に重なる2棟の建物が住居を形成するのではないかと考えている。各遺構の旧番号は順にS K001、掘立041、掘立042である。

S K003の規模は概数で、北辺1.5m、南辺2.0m、東辺と西辺は約2.5mを測る。深さは3~5cmほどで、底は平坦である。S B014は長辺2.77m、短辺2.28m。S B015は長辺2.93m、短辺2.17mを測る。S B014の北西角柱穴は、溝状の掘り込みによってS K003と繋がっている。なお、S B015の南西角の柱穴は削平されてしまったよう検出されていない。いずれの柱穴についても、現況の地山面に対する掘り込みが



第79図 SB004

浅い点も特徴のひとつである。

S B014とS B015は、ともに調査終了後に図面上で認定したものであるため、断面の記録が無い。したがって、正確な柱位置を特定できないことから数値が定まらないが、それぞれの設計基準を次のように想定している。

S B015の短辺長2.17mを10小尺と考えて、長辺を13.5尺に復元した。また、S B014の長辺を12.75尺、短辺を10.5尺と考えた。S B014の長短比は6:5、S B015の長短比は17:14。ともに造営尺は1尺=0.217mとなり、この尺長は北の竪穴住居址群におけるS B001と共通である。

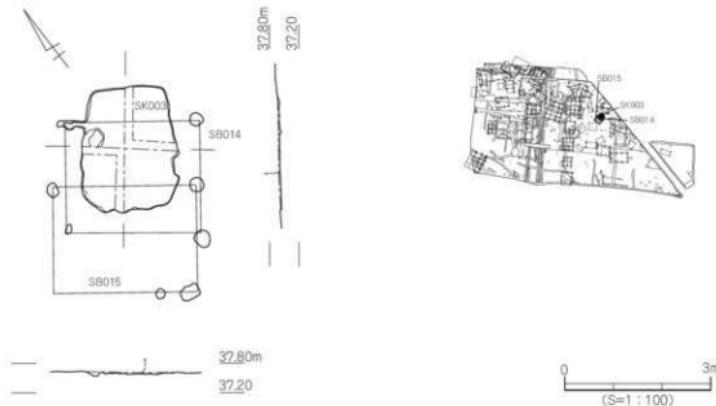
4主柱の配置は、竪穴住居址群における柱配置に比べてより長方形に組まれている。本書でも報告する弥生時代から古墳時代前期頃の4本柱構造の高床の倉に比べると、平面形状は竪穴建物の柱配置に似ているほか、平面規模に対する柱穴の大きさという視点で見ても、高床の倉よりも竪穴建物のあり方に近い。

2棟の建物とSK003との関係に着目すると、3者の中軸線がほぼ揃っているだけでなく、S B014の北西角柱穴が、構状の掘り込みによってSK003と繋がっていることも、3者が密接な関係のもとに成り立っていることを示す特徴と考える。

このような状況から、2棟の竪穴建物の4主柱穴がたまたま部分的に重なって検出されただけではなく、これらと重複関係にあるSK003についても、竪穴建物の竪穴部として積極的に評価することができないかと考えた。各柱穴が浅いことも、竪穴外部の地表面からの掘り込みのためと考えると理解できる。

出土遺物 出土していない。

時期 造営尺から判断する限り、6世紀後葉頃ではないかと想定する。S B005や017と南西面の位置を互いに揃え、同一の方向で建てられているようにも見える(第17図)。



第80図 SK003・SB014・015

SB016 [第81図] 49次南部、掘立010ならびに掘立022と重なる場所に立地する堅穴建物の残骸。旧番号は49次掘立028。後日、図面上で認定されたものである。付近には顯著な柱穴が分布しないことから、その存在は確実であると考えている。桁行3.13m、梁行2.43mに復元した。柱位置が定まらないことから参考程度に止めておくが、長短比4:3程度の外観が意識された可能性がある。

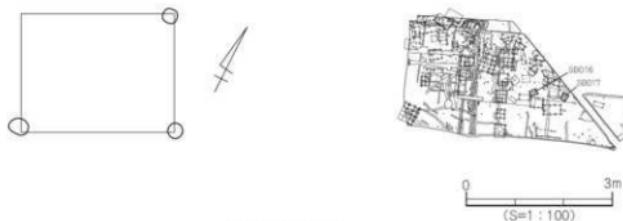
出土遺物 出土していない。

時 期 具体的な時期は不明。

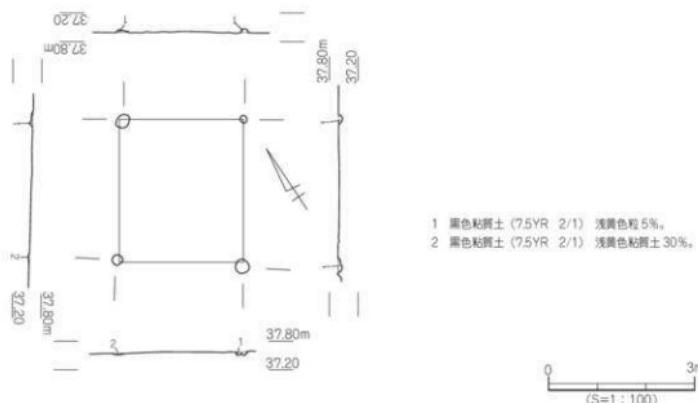
SB017 [第82図] 49次南東端に位置する堅穴建物の残骸。旧番号は49次掘立014。調査段階で認識されていた建物である。南西柱筋が、北西約17mに位置するS B015に対応している。柱穴は浅く小さい。南東角の柱穴で柱の抜き取り穴を確認している。

桁行2.95m、梁行2.54mに復元した。設計基準としては、桁行14尺、梁行12尺、1尺=0.211m程度の小尺によるものと考えた。一辺長の比は14:12=7:6。

出土遺物 出土していない(これ以降、出土していない場合は記載を省略する)。



第81図 SB016



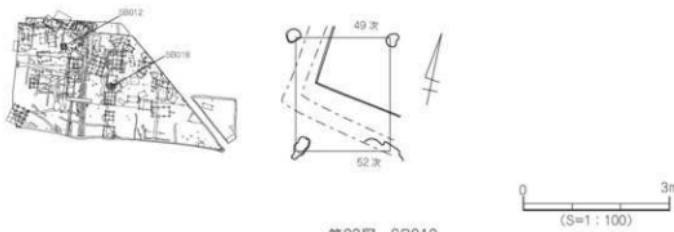
第82図 SB017

時 期 1 尺 = 0.211m、大尺では 0.253m 程度となる時期は、5 世紀中頃から 6 世紀中頃にかけてと考えている(第139集第Ⅲ章まとめ)。中国における宋の制度を反映しているものと予想している。

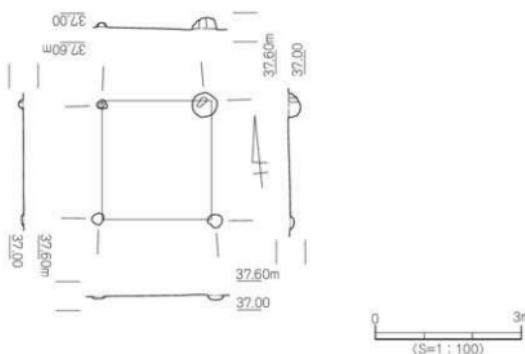
S B012 [第83図] 49次北西角から52次にかけて展開する堅穴建物の残骸。旧番号は49次 S B009、52次 S B003。後日、図面上で認定されたものである。桁行2.34m、梁行1.93mに復元したが、柱位置が特定されないため誤差を含んでいる。1 尺 = 0.214m 程度の小尺による桁行11尺 × 梁行9尺の構造ではないかと考えた。一辺長の長短差0.41m(2 小尺)は、前述の S B017 と共通である。柱穴の向きと形状が安定しないことから、他の遺構との重複を想定している。

時 期 S B017 に代表される東部の建物と比較すると、規模形状に方向性も異なることから別のグループと見なしている。しかし、時間的にどのくらい隔たりがあるのか不明である。

S B018 [第84図] 49次南部、官衙の5棟並びの建物群と重複する堅穴建物の残骸。旧番号は49次掘立027。後日、図面上で認定されたものである。桁行2.45m、梁行2.27mに復元した。1 尺25cm前後の大尺



第83図 SB012



第84図 SB018

による復元も検討したが、決め手に欠く。北東角の柱穴が掘立010の柱穴と重複するため、正確な規模を復元できていないためと思われる。一辺長の寸法差0.21mを1小尺と考えて、0.213m前後の尺長による桁行11.5尺×梁行10.5尺程度の復元が妥当と考えるが確証は無い。

時 期 S B017に代表される東部の同種の建物と比較すると、やや小振りで方向性も異なっている。しかし、時間的にどのくらい隔たりがあるのか不明である。古墳時代後期に属することは、ある程度確實であろうと考える。

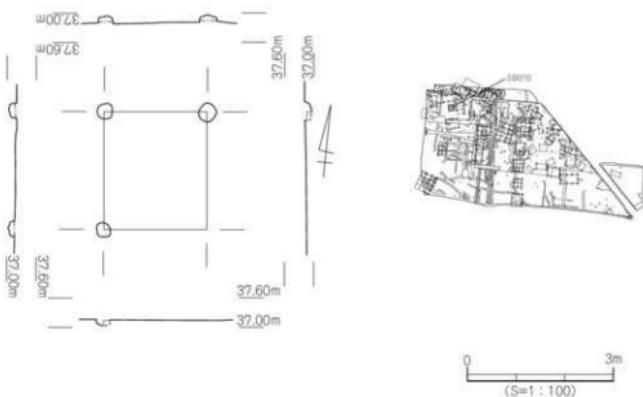
S B010 [第85図] 52次北部に位置する堅穴建物の残骸。4基の主柱穴のうち、南東角を除く3基を検出した。旧番号は52次S B001。調査当初から存在を認識していた建物である。桁行2.41m、梁行2.10mに復元したが、柱位置が特定されていないため誤差を含んでいる。1尺=0.210m程度の小尺で、桁行11.5尺、梁行10尺に復元した。一辺長の寸法差は1.5小尺。前述のS B018と比較的似た規模の建物である。

時 期 前述のS B018と同様に評価する。造営尺の尺長が若干短い点については、時間差を反映したことか、あるいは誤差が生じているのかわからない。ただし、この尺長自体、秦漢から魏晋にまで遡る古いものではなく、南北朝時代宋代以降と考えている。

S B009 [第86図] 49次北部、官衙の掘立001の北東角に重複する堅穴建物の残骸。旧番号は49次S B008。図面上で存在を検討しているものである。桁行2.22m、梁行2.13mを、1尺=0.211~0.213mの小尺で10.5尺と10尺に復元したが、柱位置が特定されないため誤差を含んでいる。

時 期 前述のS B018と同様に評価する。古墳時代後期に属することは、ある程度確實と考える。

S B019 [第87図] 49次中央部南東寄りに立地する堅穴建物の残骸。旧番号は49次掘立025。後日、図面上で認定されたものである。柱穴の掘り下げを行っていないため断面の記録は無い。



第85図 SB010

すぐ東に隣接するSB020の規模形状と非常によく似ているが、方位は全く異なっている。

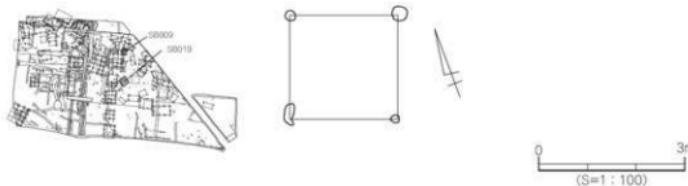
桁行3.04m、梁行3.02mに復元したが、2cm差を誤差とみて、一辺3.03mの正方形と考える。柱穴は極めて小さい。おそらくかなり浅いものとみられる。

建物の設計基準については、近辺の建物における事例から2通りの案を考えた。1尺=0.216mの14尺四方と、1尺=0.202mで15尺の2案である。正方形である以上どちらとも決しがたいが、特に49次東部における同種の建物との共通性を指摘可能な前者を採用したい。ただし、この寸法差に対する考え方次第では、次に述べるSB020同様、解釈を変更する必要が生じる。

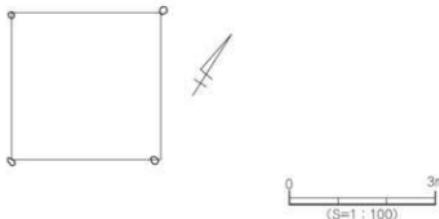
時期 1尺を0.216mの14尺とする場合、SB001やSB015と同様の評価が可能である。一方、0.202mの15尺とする場合、魏晉の時代まで遡ることとなるが、49次東部付近の同種の堅穴建物の中に類例は無い。

SB020 [第88図] 49次中央部南東寄りに立地する堅穴建物の残骸。旧番号は49次掘立044。調査時に存在が把握されていた建物で、断面の記録がある。すぐ西に隣接するSB019の規模形状と非常によく似ている。桁行3.09m、梁行3.04m、1尺=0.206mで15尺と14.75尺、60:59に復元した。長短差5cmをSB019同様に誤差とみて正方形に復元することも十分に可能であるが、小規模な柱穴によって、柱位置をある程度正確に知ることができる事例であると評価して、設計基準を反映した寸法差と理解した。寸法差に対する考え方次第では、前述のSB019も同様であるが、解釈を変更する必要が生じる。

時期 一辺3.07m前後の15尺四方と解釈した場合でも、その造営尺は三国魏の時代のものほど短くはならず、西晋を上限とする古墳時代前期前半以降となる。1小尺=0.206mという尺長についても、西晋もしくは東晋の制度に由来するものではないかと以前から想定している(第135集ほか)。



第86図 SB009



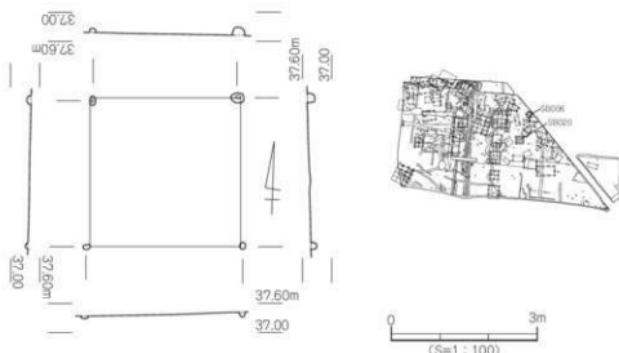
第87図 SB019

S B006 [第89図] 49次北東部に位置する円形の竪穴建物。旧番号は49次S B004。7本の主柱で構成されるようである。中型の柱穴と重複している北の1基が確認されていないが、ほかの6基については、付近の小穴に比べてどれも深いことから、識別は容易であった。柱穴が小さいながら相対的に深い特徴は、竪穴内部に柱が配置される通常の竪穴建物の特徴と一致する。本来的には竪穴部を伴うものと考えられるが、削平によって失われたとみられる。7本の柱は円周上に均等に配置されているわけではない。東に1箇所、ほかと比べて柱間が広い場所がある。出入り口と思われるこの柱間の中央から見て奥に3本目の柱が位置し、残りの4本はその左右に2本ずつ配置されている(第89図)。

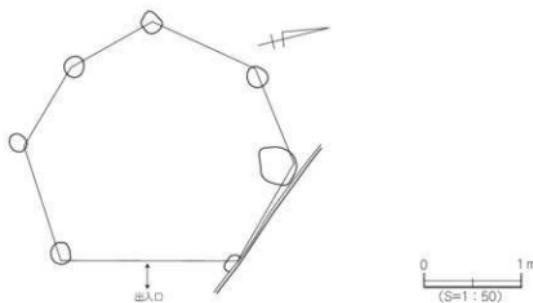
松山における円形竪穴住居の主柱本数は、弥生時代前期末から中期初頭を中心とする時期で6本、中期中葉以降の大型のもので8あるいは10本、後期後半に至って4本のものが加わる。5本の5角形住居も、久米官衙遺跡群内で2例知られており、後期のものと考えられている。

7本のものは、本例が初めての事例ではないかとみてあるが、復元の妥当性に加え、今後、その出自についても検討していく必要があると感じている。

時期 5角形の変異形と考えるなら弥生時代の後期ころということになるが確証は無い。



第88図 SB020



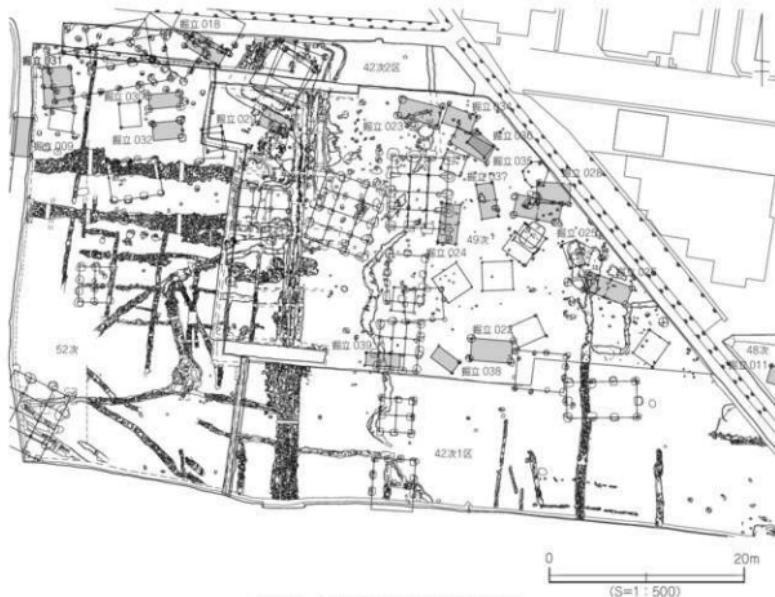
第89図 SB006

(4) 挖立柱建物の概要

官衙出現直前の時期の掘立柱建物については前節にて報告した。ここでは、これよりも遅る時期の掘立柱建物について報告する。古墳時代中期に区分可能な掘立がほとんど抽出されないことから、主として弥生時代から古墳時代前期のもので構成される。

関連する掘立柱建物は、6主柱構造の1棟(掘立031)を除いてすべて4主柱構造の高床の倉と考えている建物である。唯一の6主柱構造の建物が、古墳中期の可能性があると考えている建物で、これ以外はすべて弥生時代前期から古墳時代前期前半を中心とする時期のものとみられる。ただし、いずれの建物からも年代のわかる土器等の遺物は出土していないことから、所属時期の推定は造営尺の尺長を参考にする以外に方法が無い。ここでは仮に、導出された尺長が長い建物から順に、より短いものへと配列している。1mm単位の造営尺の寸法差を、そのまま新旧の序列に反映させるわけにはいかないが、造営尺の長短差には、ある程度の傾向が反映されているものと考え、時期推定のための判断材料として活用することとした。

分析の結果、形態の異なる6主柱構造の建物について、ほかよりも長い造営尺で設計されていることが明らかになったほか、4主柱構造の建物の中で、方位が真北に近い南北棟のものについて、東西棟の建物よりも尺長が短い傾向が認められた。弥生時代前期から古墳時代前期前半を中心とするこれらの建物を識別する際に有効な指標となるものと期待している。



第90図 弥生から古墳中期の掘立柱建物

(5)掘立柱建物

掘立031 [第91図] 52次北西角に立地する6主柱構造の掘立柱建物である。旧番号は52次掘立006。桁行2間(4.19m)、梁行1間(2.93m)、方位は真北から5°西へ振っている。柱穴は直径0.4~0.6m程度の円形のもので構成され、深さは0.15~0.25mを測る。柱の抜き取り穴が確認されたものもある。

建物の設計基準については、次のように復元した。

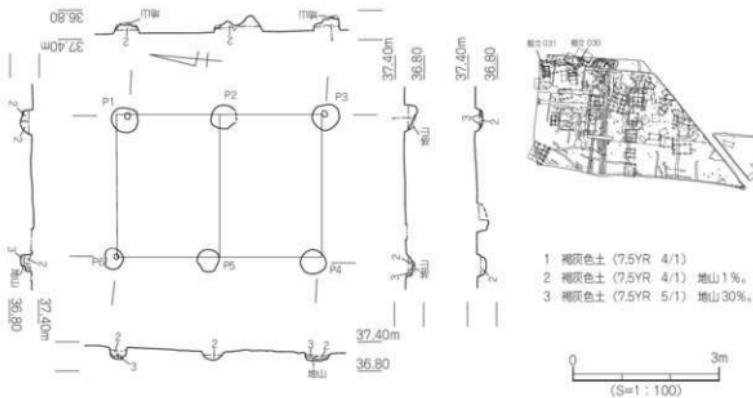
桁行20尺、梁行14尺、一辺長の比率は10:7の設定を考える。造営尺は1尺=0.209mの小尺である。桁行2間の柱間寸法については、東辺は等間である可能性が高いが、西辺は等間にはならない。南の1間分が北に比べて広く設定されている。造営尺の尺長としては、大尺に置き換えた寸法が0.251mとなることから、官衙出現以前の段階の建物の中で最も古い時期に位置付けた掘立010とほぼ同等になる点が注目される。

この建物のような幅広の6主柱構造の建物の事例はほとんど知られていないが、すぐ北に隣接する久米高畠遺跡13次に2棟存在する(第133図)。掘立031から北東に約50m離れて立地するS B 5と、北25mに位置するS B 9の2棟で、いずれも南北棟である(『年報Ⅲ』p.113)。このうちS B 5は、略測で桁行4m×梁行2.6mの20:13に設定されており、規模は掘立031に比べて若干小さい程度の建物である。これら3棟は、近接して建てられていることと、いずれも似た方位の南北棟であることから、近接した時期の建物と推測される。

このほか、愛媛県埋文センターの調査による今治市矢田大坪遺跡のS B 1の事例が挙げられる(『媛埋19-3』)。この建物は掘立031に比べてひとまわり大きいが、一辺長の比率は10:7で近似している。古墳時代後期に比定されているこの建物は、数少ない類例として重要な存在であると認識している。

出土遺物 出土していない。

時期 大尺の尺長が25cm台に達するのは、4世紀後半から5世紀の中頃のことと、6世紀前半にかけて25cm台で推移するものと考えている。古墳時代中期の可能性も想定しておきたい。



第91図 掘立031

掘立030 [第92図] 52次北部に立地する4主柱構造の倉。旧番号は52次掘立004。桁行1間(3.31m)、梁行1間(1.49m)、方位は真北で西に95°振っている。平側に掘立025や026のような添柱柱穴は見当たらない。

柱穴は直径0.7~0.9m程度の円形で、深さは0.25~0.3mを測る。いずれの柱穴においても、直径12~14cm前後の柱痕跡もしくは抜き取り穴を検出している。

建物の設計基準については、次のように復元した。

桁行を16尺、梁行を7.2尺、造営尺は1尺=0.207mの小尺と考えた。梁行寸法は、桁行16尺の半分よりも小さい値が必要とされたため、この場合、20分の9(45%、0.45倍)に設定されたと考えた。柱位置を正確に特定することができることから、確度の高い復元案であると評価している。

出土遺物 133は弥生時代のものと考えられる安山岩製の石錐である。復元長は39mm程度に達している。なお、土器片は確認されていない。

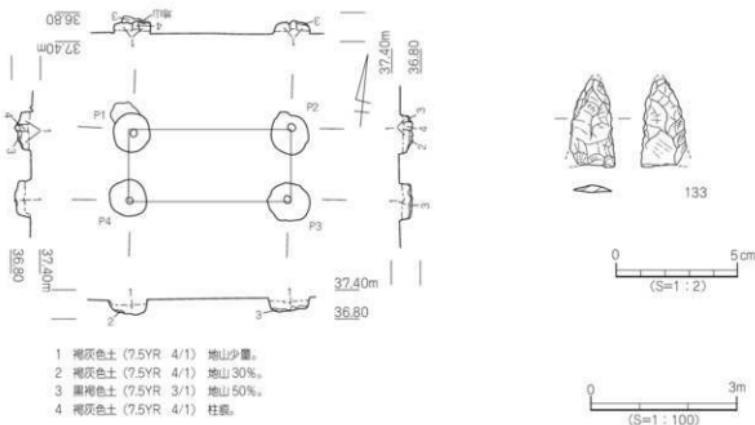
時 期 この造営尺は、中国において三国以前に遡る時期のものではなく、おそらく西晋から東晋頃のものと考えている。大尺に換算すると25cmの大台にはのっていないことから、南北朝時代中期(宋代)まで下る可能性は少ないとと思われる。古墳時代前期前半を中心とする時期に比定しておく。

掘立022 [第93図] 49次南部、掘立010と重複する場所に立地する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立007。桁行1間(4.14m)、梁行1間(2.07m)、方位は真北で東に94°振っている。平側に掘立025や026のような添柱柱穴は見当たらない。

柱穴は直径0.7~0.85m程度の円形で、深さは0.3~0.4mを測る。いずれの柱穴においても、柱の抜き取り穴を確認している。

建物の設計基準については、次のように復元した。

桁行を20尺、梁行を10尺、造営尺は掘立030と共通の1尺=0.207mの小尺と考えた。一辺長の長短比



第92図 掘立030

は2:1に設定されている。南西角の柱の正確な位置が分からぬため、ここで提示した数値の多少の変動は予想されるが、柱の抜き取りによると思われる窪みがこの柱穴の東端に存在することから、桁行寸法がこれより伸びることは無いものと判断している。

出土遺物 南東角のP3から縄文時代草創期の有舌尖頭器134が出土している。斜状平行剥離によって刃部が形成されている。安山岩製である。

時期 前述の掘立030に対する評価に準じる。古墳時代前期前半を中心とする時期に比定しておきたい。

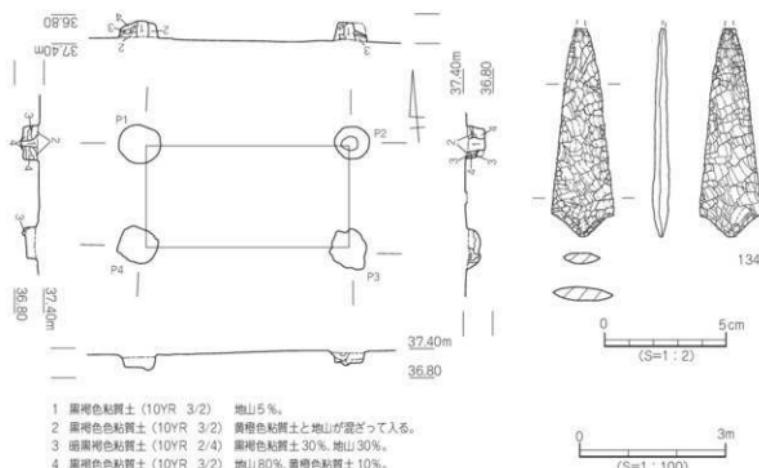
掘立023 [第94図] 49次の北部に立地する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立009。桁行1間(4.28m)、梁行1間(1.94m)、方位は真北で東に105°振っている。平側に掘立025や026のような添柱柱穴は見当たらない。

柱穴は直径0.6m程度の円形もしくは長辺0.8m×短辺0.65m程度の隅丸長方形のもので構成されている。深さは0.25~0.4mを測る。いずれの柱穴においても、柱の抜き取り穴あるいは柱痕跡を確認している。

建物の設計基準については、次のように復元した。

桁行を21尺、梁行を9.45尺または9.5尺、造営尺は1尺=0.204mに復元した。前述の掘立031や022に比べて桁行寸法を1尺余分にとっている。梁行については、21尺の20分の9(0.45倍)に相当する9.45尺となるか、9.5尺とみるべきか迷うが、掘立030の事例を参考にして、前者の可能性を想定しておきたい。

南東に離れて立地する掘立025や掘立026と規模形状や方向性が似ているが、これら2棟は添柱柱穴を伴うこと、造営尺が掘立023のものと比べて明らかに短いなど相違点も目立つことから、別の段階



第93図 掘立022

の建物と考えている。

出土遺物 135は弥生土器の鉢の底部である。底部は僅かに上げ底で器壁が薄いことから壺ではなく、くの字状の口縁部の鉢であると考えられる。底部の内面には全面的に粗い刷毛目調整の痕跡が遺されている。外面は丁寧な撫で調整によって仕上げられており、叩き目は認められない。

時 期 この遺跡群の4主柱構造の倉の柱穴を調査しても、年代を特定するのに役立つ遺物が出土することはほとんどない。したがって、135の存在は重要である。形態や調整技法の特徴から、弥生時代後期前葉頃には特定できる遺物である。

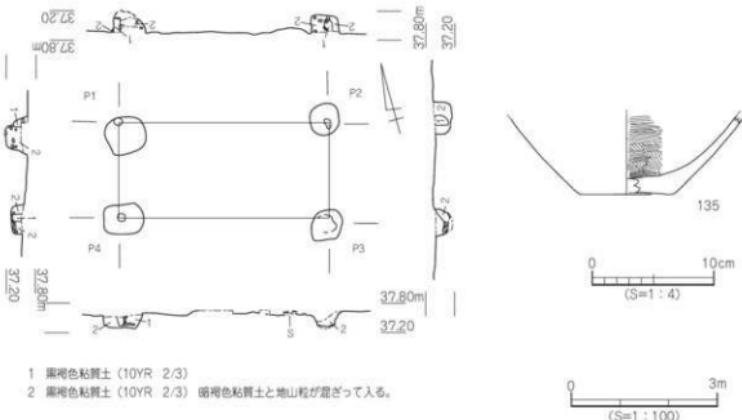
一方、造営尺は魏晉の頃の特徴を示している。おそらく西晋の制度に対応するもので、古墳時代前期前半頃に属すと考える。出土遺物が示す時期は後漢の中頃であるが、20cm以下の短い小尺で説明することは困難と判断した。したがって、135は厳密にはこの建物の建設時期を直接反映したものではなく、多少古い時期の遺物と考える。

掘立018 [第95図] 42次2区の中央部で、官衙出現直前の掘立014・015と重複している4主柱構造の倉。旧番号は42次掘立007。整理作業の過程で存在を認定した建物である。北西角の柱穴は調査区北の農道の下に位置するため検出されていない。桁行1間(4.07m)、梁行1間(1.90m)、方位は真北で東に115°振っている。平側に掘立025や026のような添柱柱穴は見当たらない。柱穴は、直径0.4~0.5mないし0.5~0.6m程度の不整円形とみられる。柱材のあたりと考えられる小さな窪みを3基の柱穴で確認している。なお、北西角の柱穴は42次2区の調査区外に位置するため確認されていない。

建物の設計基準については、次のように復元した。

桁行を20尺、梁行を9.5尺、造営尺は1小尺=0.200~0.204m程度と考える。建物北辺の柱位置が正確に判明していないことによる誤差が含まれるが、魏晉の頃の尺長に対応するものと想定している。

出土遺物 出土していない(これ以後、同様の場合には記載を省略する)。



第94図 掘立023

時一期 造営尺の様子から漠然と、後漢末期ないし魏晋の頃、すなわち弥生時代後期終末から古墳時代前期前半頃のものと考えている。

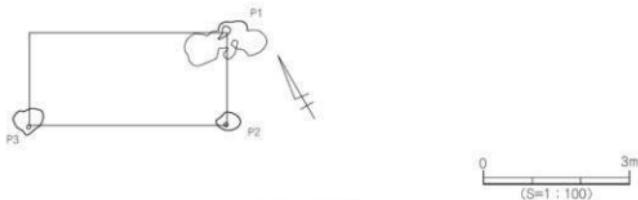
掘立011 [第96図] 48次で唯一建物として認定している遺構である。削平されたため柱穴が1基失われているが、4主柱構造の倉であると考えている。調査当初から建物として成立する可能性が検討されていたため柱穴の断面記録がある。各柱穴の旧番号は、北西角がS P 1、北東角はS P 2、南東角はS P 3である。桁行1間(4.06m)、梁行1間(1.83m)、方位は真北で東に106°振っている。

柱穴は径0.3~0.45m程度の不整円形のもので構成され、2か所で柱の抜き取り穴を確認している。

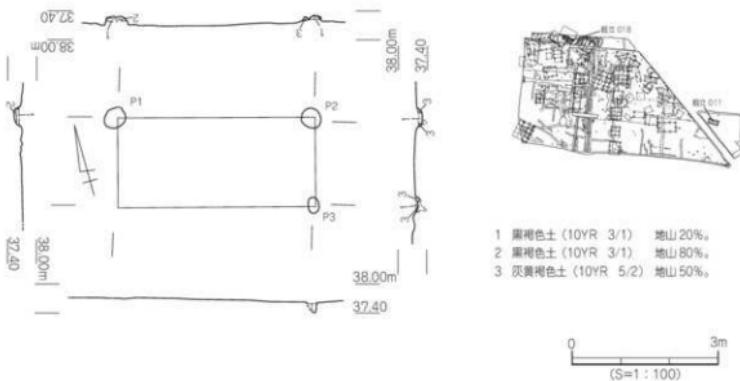
建物の設計基準については次のように考えた。

桁行を20尺、梁行を9尺、1小尺=0.203mに復元した。桁行寸法の2分の1から1尺を減じて梁行としたもので、この種の建物の中では細長い外観のものである。造営尺は魏晋の頃のものとみられる。

時一期 造営尺の特徴から、三国魏ないし西晋頃、すなわち弥生時代後期終末から古墳時代前期前半ころのものと想定する。



第95図 掘立018



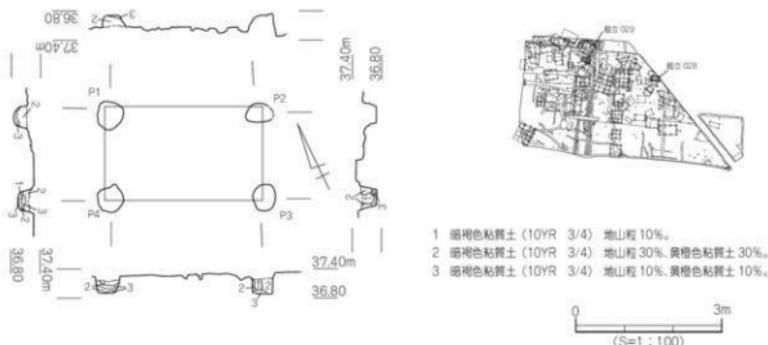
第96図 掘立011

掘立029 [第97図] 49次北西角で竪穴住居址群の南西辺と重複して立地する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立016。柱穴を半裁する際に柱位置を外してしまったため、柱の抜き取り穴を1基しか特定できていない。桁行1間(3.22m)、梁行1間(1.93m)、方位は真北から東に115°振っている。柱穴は直径0.5m程度の不整円形のもので構成され、深さは0.2~0.45mを測る。

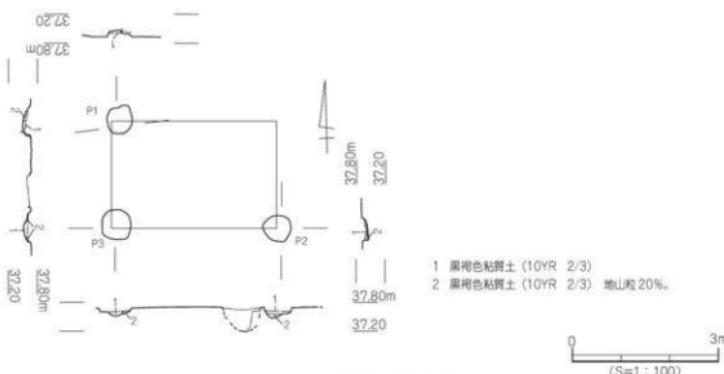
建物の設計基準については、次のように復元した。桁行を16尺、梁行を9.6尺、造営尺は1小尺=0.201m。梁行寸法は桁行の10分の6に相当する。この小尺は後漢末期から三国時代のものと考える。

時 期 弘生時代後期終末から古墳時代前期初頭頃と推測する。

掘立028 [第97図] 49次北東部に立地する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立015。桁行1間(3.38m)、梁行1間(2.19m)、方位は真北で93°東へ振っている。北東角の柱穴が調査区外の農道の下にあるため、正確な柱配置は不明である。柱穴は直径0.55~0.65m程度の不整円形ないし不整長方形のもので構成



第97図 掘立029



第98図 掘立028

され、深さは0.15～0.25mを測る。柱は3本とも抜き取られている。

建物の設計基準については、正確な柱位置が不明なため復元することが難しい。桁行を17尺、梁行を11尺、造営尺は1小尺=0.199m、あるいは、桁行を16尺、梁行を10.4尺、造営尺は1小尺=0.211mに復元した。前者の場合、17:11という中途半端な比率の説明がつかない一方、後者の場合、比率上はあり得るが、同種の建物に比べて造営尺がかなり長くなってしまう。よって、まとめの分析対象から除外した。

時　　期　　弥生時代後期終末以降、6世紀代に至る幅広い時期を想定しておく。

掘立026 [第99図] 49次南東部に立地する4主柱構造の倉で、添柱柱穴を2基伴う。旧番号は49次掘立013。桁行1間(4.76m)、梁行1間(1.97m)、方位は真北で東に109°振っている。2基の添柱柱穴の規模が4主柱穴に比べてかなり小さいことから、本来的に建物の軸部を構成する柱ではなく、床束程度の材が立てられていたものと考えた。

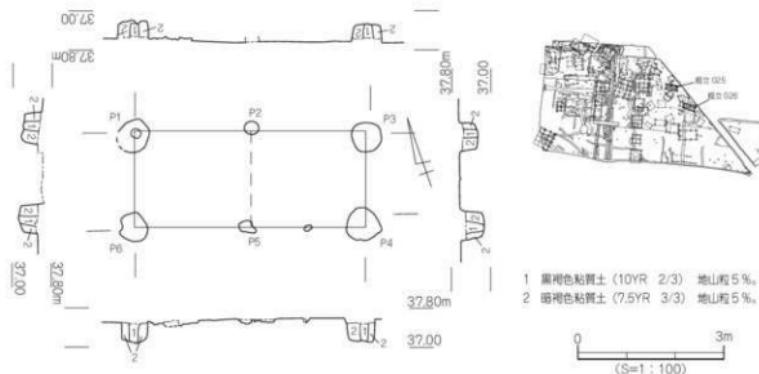
主柱穴は直径0.5～0.7m程度の不整円形もしくは不整方形のもので構成され、深さは0.35～0.5mに達している。添柱柱穴は、径0.25～0.4m、深さ10cmを測る。同種の建物の中では、共通点が多い掘立025と並んで規模が大きく、また、柱穴が深く掘られている。4基の主柱穴で柱痕跡ないし抜き取り穴を確認している。

建物の設計基準については、次のように考えた。

桁行を24尺、梁行を10尺、造営尺は1小尺=0.198mに復元した。梁行寸法が掘立025に比べて1尺短い。導出された小尺の尺長は、1尺=0.235m程度とされる後漢の大尺の6分の5(0.196m)より長く、三国魏の大尺(0.240m～)の6分の5(0.200m～)より短い。この場合も、大尺で表わすと桁行は20大尺であるが、梁行が中途半端な尺数になってしまうため、小尺が使用されたと考えた。

出土遺物　出土していない。

時　　期　　後漢中期に近い段階の制度を反映した建物と考える。弥生時代後期中葉前後に属する可能性を想定している。この評価は掘立025と同様である。



第99図　掘立026

掘立025 [第100図] 49次北東部、掘立028と重複する場所に立地する4主柱構造の倉。掘立026と同様、添柱柱穴2基を伴う。旧番号は49次掘立012。桁行1間(4.73m)、梁行1間(2.17m)、方位は真北で東へ100°振っている。2基の添柱柱穴の規模が4主柱穴に比べてかなり小さいことから、本来的に建物の軸部を構成する柱ではなく、床束程度の材が立てられていたものと考え、桁行規模を1間と判断した。

4基の主柱穴は径0.7~0.8m程度の不整円形ないし1.0×0.7m程度の隅丸長方形のもので構成されている。深さは0.4~0.7mを測る。添柱柱穴は、径0.2~0.3m前後の不整円形で、深さは10cmほどである。半裁時に柱の抜き取り穴を外してしまったため、土層断面で抜き取りの様子を知ることができるのは一部に止まるが、柱は抜き取られているようである。

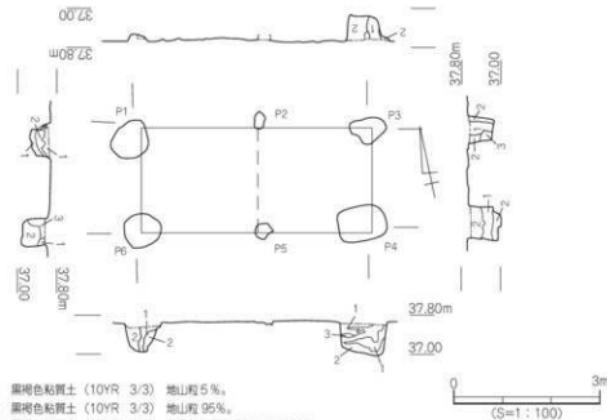
建物の設計基準については、次のように考えた。

桁行を24尺、梁行を11尺、造営尺は1尺=0.197mに復元した。梁行寸法は前述の掘立026に比べて1小尺長く設定されている。導出された尺長は、掘立026と同様ないし若干短めのもので、これを5分の6倍した大尺は0.236mとなる。したがって、この建物の造営尺は、後漢の小尺に相当するものが使用されていると考える。この場合も、大尺で表わすと桁行は20大尺であるが、梁行が中途半端な尺数になってしまったため、小尺が使用されたと考えた。なお、11尺とした梁行寸法については、桁行の2分の1(12尺)から1尺を引くことによって、一辺長の比率が2:1よりも細長い形状の長方形の外観となることが意図されたものと考える。

この建物と掘立026を比較すると、梁行寸法で1小尺の差があるものの桁行寸法が共通であることに加えて、造営尺がほぼ同じであるほか、ともに添柱を伴う点、建物の方向性がほぼ共通である点など、多くの共通性を認めることができる。

出土遺物 出土していない。

時一期 掘立026に対する評価と同様、造営尺に関する成果を参考にして、後漢併行段階の建物である可能性が高いと考える。弥生時代後期中葉前後に属する可能性を想定している。



第100図 掘立025

掘立032 [第101図] 52次北部に立地する4主柱構造の倉。すぐ北の掘立030に隣接する。旧番号は掘立010。桁行1間(3.15m)、梁行1間(2.07m)、方位は真北から西に95°振っている。

柱穴は浅く痕跡的なものばかりであるが、大きなものは一辺0.7m四方ないし1m近い規模の不整方形のものがある。柱穴が浅すぎて直上の水田耕作の影響が大きく、柱位置の特定には至っていない。よって、規模の復元と造営基準の想定は仮のものである。北に隣接して平行に位置する掘立030との関係を重要視すると、これと同一基準で考える方がよいと思われる。

桁行16尺、梁行10.5尺(1小尺=0.197m)と、桁行15.2尺、梁行10尺(1小尺=0.207m、掘立030と共に)の2案を検討したが、いずれとも決めかねる。よって、第V章第2節では分析対象には含めていない。

時 期 後漢併行段階か東晋併行段階のいずれかである可能性があると考えているが、決め手に欠く。掘立030と平行に配置されていることから、これと同様の評価をすべきかもしれない。

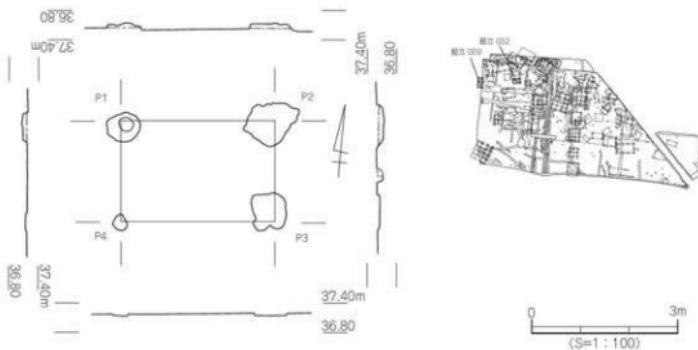
掘立009 [第102図] 52次北西部、西隣の64次調査地東壁にまたがって立地する4主柱構造の倉。旧番号は52次掘立009・64次掘立001。桁行1間(3.87m)、梁行1間(1.74m)、方位は真北で東に7.5°振っている。大半の4主柱構造の建物が東西棟であるのに対し、数少ない南北棟のひとつとして注目される。

柱穴は深くしっかりと掘り込まれている。平面形状は一辺0.9~0.65m程度の隅丸方形ないし不整長方形で、深さは0.6~0.8mに達している。柱穴の中心部を捉えきれていないものもあるが、部分的な兆候も含めて4基とも柱の抜き取り穴ないし柱痕跡を確認したものと判断している。柱材の太さは直径13~15cm程度であったとみられる。

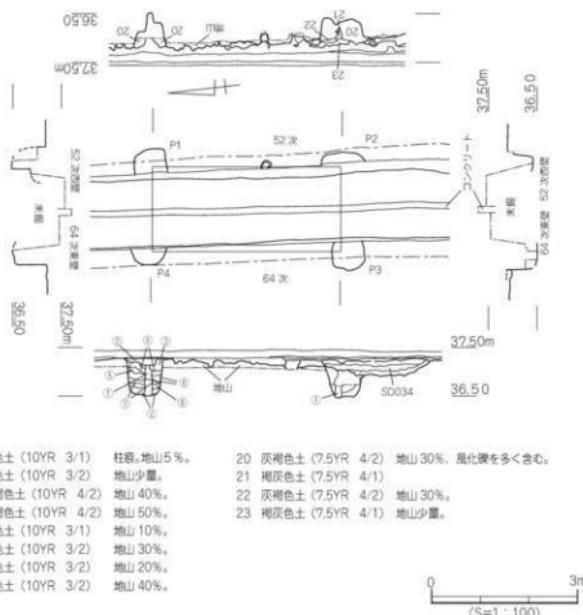
なお、掘立025・026や024と同様、この建物についても添柱を伴う可能性がある。平側の東辺に1基、同じく西辺に2か所、小柱穴が記録されている(第102図)。これらがこの建物に伴う添柱の柱穴であると断定できる状況はないものの、この建物と同様に南北棟である掘立024や、平面形状がよく似ている掘立025、026などとの共通性に着目すると、小柱穴を添柱穴とみなすことも十分に可能と考える。

建物の設計基準については、次のように考えた。

桁行を20尺、梁行を9尺、造営尺は1尺=0.193mに復元した。梁行寸法は桁行長の半分の10尺から、



第101図 掘立032



第102図 掘立009

桁行長の20分の1(5%)にあたる1尺を引いた9尺に設定されていると考える。なお、この小尺を5分の6倍した大尺の尺長は0.232mとなり、1大尺=0.233mとされる前漢の大尺にはほぼ一致する。

時 期 造営尺から得られた所見を採用する限り、前漢併行段階の建物ということになる。弥生時代前期後半を上限とする可能性を想定しておく。次に述べる掘立024との様々な類似点を踏まえると、この時期比定の妥当性を説明可能であると考える。

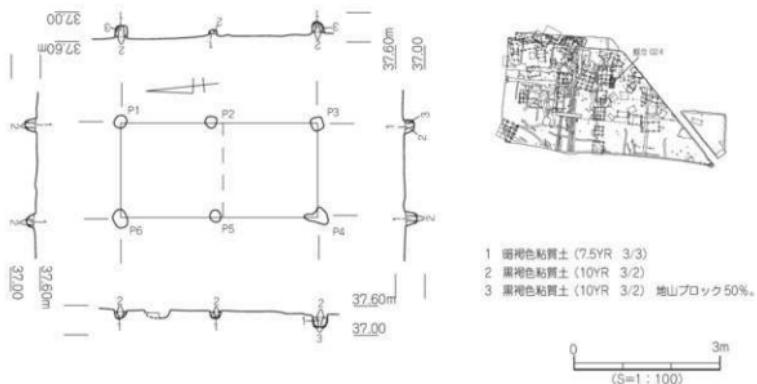
掘立024 [第103図] 49次中央部に立地する6主柱構造の倉。旧番号は49次掘立011。平側の2基の柱穴を、掘立009はかと同様に添柱穴とみなして4主柱構造とすることも考えられるが、角の4基の規模に近いことから6主柱構造と見なすこととした。

桁行2間(4.03m)、梁行1間(1.92m)、方位は真北で東へ6°振る南北棟である。

4基の角の柱穴と平側中央の2基の柱穴は、平面の規模形状にはほとんど差はない。直径0.2~0.4m程度の不整円形のもので構成される。角4基の深さは0.25~0.28m前後、平側2基は若干浅く0.13~0.16mを測る。全ての柱穴で柱の抜き取り穴を確認した。一部は柱痕跡かもしれない。使われた柱材の直径は8~9cm程度であったと想定される。

建物の設計基準については、次のように考えた。

桁行を21尺、梁行を10尺、1尺=0.192mに復元した。桁行4.03mを20尺と見なし、梁行を9.5尺とす



第103図 掘立 024

る案も検討したが、桁行寸法から梁行の2倍を引いた0.19mを1尺と見なせることに加えて、前者の方が実際の寸法と尺数との比率が近似し、納まりが良いことから桁行を21尺に復元することとした。抽出された1尺=0.192mの尺長は、前漢の大尺(0.233m)に対する小尺(0.194m)に比べて同等ないし若干短いものである。なお、これと似た尺長による建物が久米高烟1次で確認されており(SB31)、同様の解釈を行った経緯がある(『第136集』 p.54)。ちなみに、この1次のSB31の場合、弥生時代前期後半頃の土器がまとまって出土している(第V章第2節)。

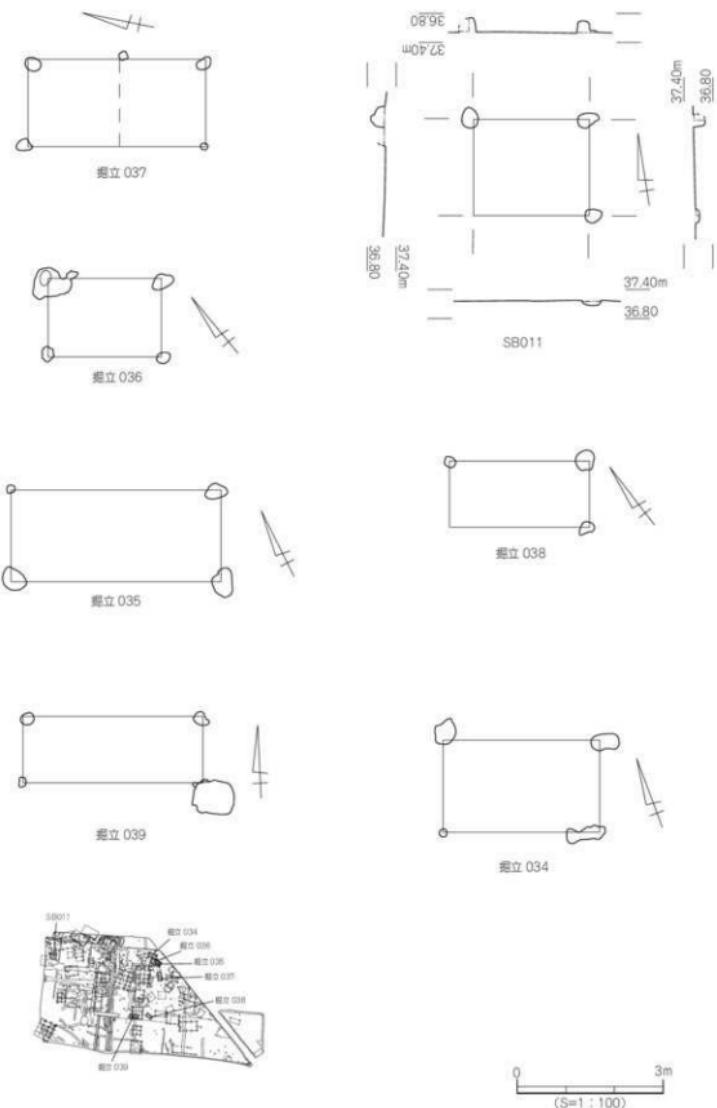
出土遺物 出土していない。

時 期 造営尺の尺長から、戦国時代末期、秦代ないし前漢併行段階に位置付け可能かもしれないと思定する。前述の久米高烟1次SB31の事例を参考にして、弥生時代前期後半頃に該当する可能性を強調しておく。

(6) そのほかの建物

第104図にそのほかの建物をまとめた。堅穴建物1棟と4主柱構造の倉6棟である。調査段階で存在に気付いていなかったため断面図の記録が無いものばかりである。存在は確実なものが多いが、設計基準を割り出せないものや、建物としての認定が可能かどうか最終的に疑問が残るものも含まれる。

掘立037 [第104図] 49次北東部、掘立024の北東に隣接する6主柱または4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立022。存在は確実と考えている。掘立024とよく似た規模構造の南北棟である。桁行2間(3.53m)、梁行1間(1.79m)、方位は真北で西に10°振っている。梁行を若干小さな値で考えると、長短比2:1に設定されていることがわかる。かなり短い尺長で19:9.5とする復元案も検討したが、これらの数字



第104図 そのほかの建物

が選択される合理的理由が見当たらないことから、18:9と考えることにした。1尺=0.196mの後漢の小尺が基準とされた可能性を想定する。

時　期　この建物が南北棟で、6主柱または4主柱で添柱を伴う細長い平面形状であることは、前述の掘立009や掘立024～026の評価とあわせて検討すると、秦漢代に併行する弥生時代前期頃の特徴により近似していると言えるのではないかと考える。

S B011 [第104図] 52次北東角に位置する4主柱構造の堅穴建物。当初、掘立として扱っていたものである。旧番号はS B002。柱穴3基の掘り込みはしっかりしているのに南西角の柱穴が検出されていない。桁行1間(2.38m)を12尺、梁行1間(1.97m)を10尺に復元した。1尺=0.198m程度で後漢の小尺であるが、比率と造営尺の関係が納まりが良くない。建物構造に矛盾はないが、柱穴が揃わないこともあって参考程度に止めることとした。よって、本章末尾のまとめにおいても分析対象から除外した。

掘立036 [第104図] 49次北東部に立地する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立021。重複する掘立035とともに存在はほぼ確実である。当初、桁行2.32mを12尺、梁行1.61mを8.4尺(桁行の10分の7)と考えた。造営尺は1尺=0.193mで秦漢代の小尺である。ただし、同様の短い尺長の建物の場合、桁と梁の寸法はともに整数となる事例で占められていることから、梁行を8.4尺とすることには躊躇される。梁行を8尺と考えて桁行を11.5尺とみなす方が一辺長の実際の比率にもより適合することから、妥当と判断し、1尺=0.201～0.202mの三国魏以降の小尺が造営尺と考えた。隣接する掘立023の事例ともよく一致することから、この復元案が妥当と考え、第V章第2節ではNo.8として、この復元案で分析に加えた。方位は真北から東に129°振っており、周囲の同種の建物と比較して若干振りが大きい。

掘立035 [第104図] 49次北東部に立地する4主柱構造の倉。重複する掘立036とともに存在はほぼ確実である。旧番号は49次掘立020。桁行4.30m、梁行1.89mに復元した。方位は真北から東へ117°振っている。掘立025と026に次いで大きな建物になるが、一辺長の長さに問題があるのか、設計基準や造営尺に行き当たらない。1尺=0.195m程度で、桁行22尺、梁行10尺ほどの設定ではないかと推測するが、実際のところは不明である。したがって、第V章第2節では分析対象から除外した。

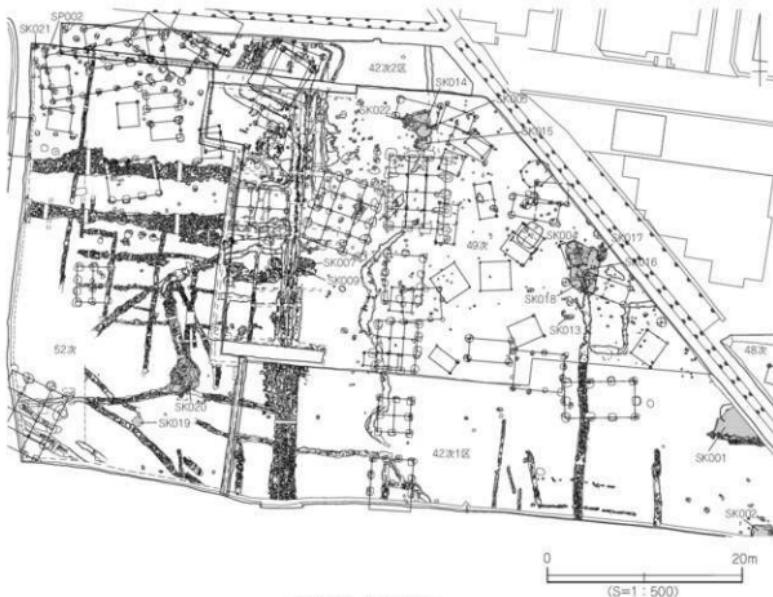
掘立038 [第104図] 49次南部に位置する4主柱構造の倉。付近にこれら以外の余分な柱穴は見当たらないことから存在は確実と思われるが、設計基準や造営尺には行き当たらない。方位は真北から東へ127°振っている。桁行2.87m、梁行1.36mに復元した。桁行については0.205m程度の尺で14尺、梁行はこれよりももう少し広く復元して7尺程度に考えるのが妥当であると思うが、柱位置が不明なためこれ以上の検討は無理である。したがって、第V章第2節では分析対象から除外した。

掘立039 [第104図] 49次南部に位置する4主柱構造の倉。官衙の掘立003の南西部に重複する。旧番号は49次掘立030。方位は真北から東へ92°振っている。桁行3.70m、梁行1.37mに復元したが、梁行寸法をもう少し狭くみて、一辺長の比率を20:7と考えたい。かつてなく細長い平面形状の建物となる。桁行18尺、梁行6.3尺、造営尺は1尺=0.206m程度と想定するが、現状では実際の設計基準に追ることは困難なようである。したがって、第V章第2節では分析対象から除外した。

掘立034 [第104図] 49次北東角に位置する4主柱構造の倉。旧番号は49次掘立019。桁行3.21mを16尺、梁行1.77mを8.8尺と考えた。造営尺は1尺=0.201m程度。一辺長の比率は20:11。桁行160寸(16尺)の20分の1である8寸を11倍した長さに梁行を設定したと考えるのではなく、桁行長の2分の1よりも、桁行寸法の20分の1(5%・8寸)だけ長く設定したものと考えるほうが、設計基準としては妥当であろう。方位は真北から東に110°振っており、付近の同種の建物とよく一致していることもある、最終的に存在は確実な建物と判断し、第V章第2節の分析にも加えた。

(7) 土坑の概要

本書で報告する各調査地は、遺構密度の高さの割に土坑の数が少ない傾向にある。これは、各時代の集落構成のあり方と、官衙における敷地の使われ方に関係することと考えられる。近隣の調査地で頻繁に検出される弥生前期末中期初頭ころの空蔵である長方形土坑(小型の堅穴建物)が少数しか立地しないことは、この場所が主として中期以降の居住のための建物と高床の倉が立地していることに起因すると考えられる。主な土坑としては、古墳時代後期を上限とする42次東部のSK001と002、49次西部のSK007と009。同じく古墳時代後期を上限とする土坑で、溝と一体化している52次南西部のSK020。弥生時代のものとしては、49次東部で溝と重複している土坑群のほか、49次北部のSK005などがある。ここからは、弥生時代前期末から中期初頭ころの土器がまとまって出土している。



第105図 土坑の分布

(8) 土 坑

SK001 [第106図] 42次1区北東壁沿いに位置する浅い掘り込み。調査地区外に続くことから全体形状や規模はわからないが、検出規模で東西約6m、南北約4m、最も深い場所で深さ12cmを測る。土色の特徴から官衙の廃棄土坑である可能性も想定される。この土坑が掘り込まれている場所は、回廊北方官衙の南北中軸線上に近い。同様の事例として、遺跡群Ⅲ-B期の正倉院南部では正倉院南濠内側の広場に大型の土坑が重複して掘り込まれており、内部施設の改変や廃絶時に掘られた廃棄土坑と評価しているものがある(第111集)。

出土遺物 出土していない。中近世の土師器や陶磁器も含まれていない。

時 期 不明。

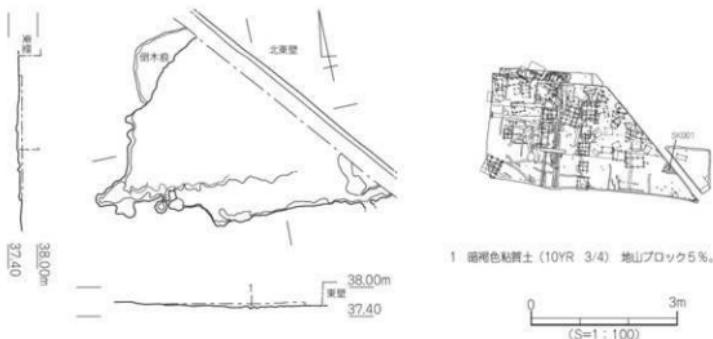
SK002 [第107図] 42次1区南東角に位置する土坑。検出規模で東西約4.2m、南北約3.8m、深い部分で0.25m。隅丸方形ないし隅丸長方形になるものとみられる。官衙の廃棄土坑である可能性が高い。

出土遺物 136と137は須恵器、138は土師器である。

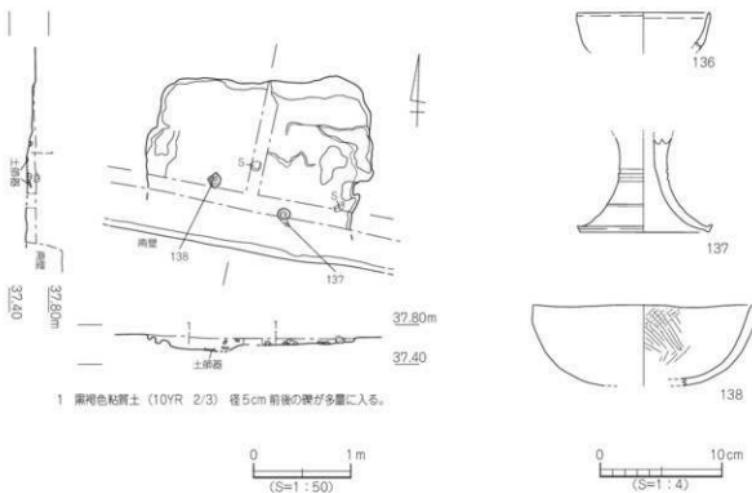
136は須恵器の碗もしくは壺の口縁部。137は高杯の脚部。沈線で上下に区分されているが、長脚ではなく透かしも施されていない。138は在地産土師器の鉢。内面の一部に格子目状に暗文が施されている。外面は磨滅しているため調整技法は不明。畿内産暗文土師器の影響を受けた個体と考えられ、同種のものは回廊状遺構周辺においても出土している(第111集)。形態上は古墳時代後期の碗や鉢と変わることろがない。その典型が138のような鉢や碗、浅い形状の壺で、暗文は放射一段もしくは格子目状のもので占められ、螺旋状のものや放射二段のものは含まれていない。

時 期 松山への畿内産暗文土師器の伝来は、7世紀第4四半期ころと想定されている。

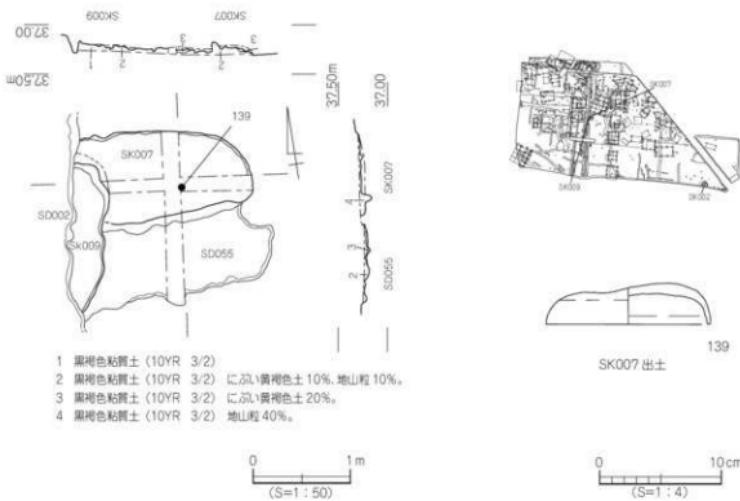
SK007・SK009 [第108図] 49次南西部で官衙の区画施設群と重複する土坑。重複関係の順序は、古い順にSK007→SK009→SD002である。旧番号は49次SK005とSK007である。



第106図 SK001



第107図 SK002



第108図 SK007-009

S K007の検出された範囲での大きさは、東西約2.0m、南北約1.7～1.8m、深さは10～15cmを測る。埋土は色調が暗い黒褐色土で、古墳時代中期以降のものに対応する。

S K009は、S D002に切られていることから、その東端部しか遺存していない。南北は1.6mを超えるものとみられる。S K007よりも後出することは、土層断面の観察から明らかになっている。

出土遺物 139は須恵器の壺蓋である。S K007から出土した。天井部の上半に回転窓割りに伴う段が残存するが、下半は回転撫で調整によって消されている。口縁端部内面には、受け部の段が付けられている。焼き歪みの激しい個体であるが、口径は133mmを測る。

S K009からは國化可能なものは出土していない。

時 期 139の形態から、6世紀中頃を上限とする。

S K020 [第109図] 52次南西部に立地する古墳時代の土坑。旧番号は52次 S K002。三角形に似た形状の土坑で、その北西端にS D047と045が、また、南西端と南東端にS D018が接する。これら4条の溝と土坑の関係については明確でないが、重複関係にあるものではなく、溝と土坑が一体の関係にあったのではないかと考えている。土坑と溝の切り合い関係は全く認められなかった。

南北長径約4.2m、東西短径約3.2m、深いところでおよそ0.5mを測る。南端に径1.3mほどの円形の別の土坑が重複して掘り込まれている可能性があって、土層断面でもこの部分の底がS K020本体の底に比べて若干深くなっている。土層堆積状況では、この部分の切り合いを示す線が曖昧なのだが、土坑の中央から北部にかけての土層と性質が異なっていることから、別の土坑が後から掘り込まれていると考えるのが妥当なようである。問題は、これの南東端で検出された礫と焼土の存在である。

S K020に重複する別の土坑の南東端に近接して、径0.45mほどの大きな礫があって、この付近に焼土が分布する状況が認められた。礫は土坑の埋土中にあって、焼土の粒はこの付近の埋土中に含まれている。礫が位置する場所は土坑の下面が1段浅くなっている、この部分の最下部には炭化物が高密度で含まれる①層が堆積している。その上位に、南から流れ込んだような状況で堆積しているのが、焼土粒を多く含む②層である。これらの土層は、先に述べたS K020に重複する別の土坑に流れ込まず、少量の焼土を含む⑥層や地山の粒を含む⑦層とともに、別の土坑の土層(8～10層)に対して上位に被さるように堆積している。8～10層が堆積した後に流れ込んだか、あるいはこれらの土坑が完全に埋没した後で、改めて掘り込んで炭化物、焼土と礫とが投棄された可能性考えられる。

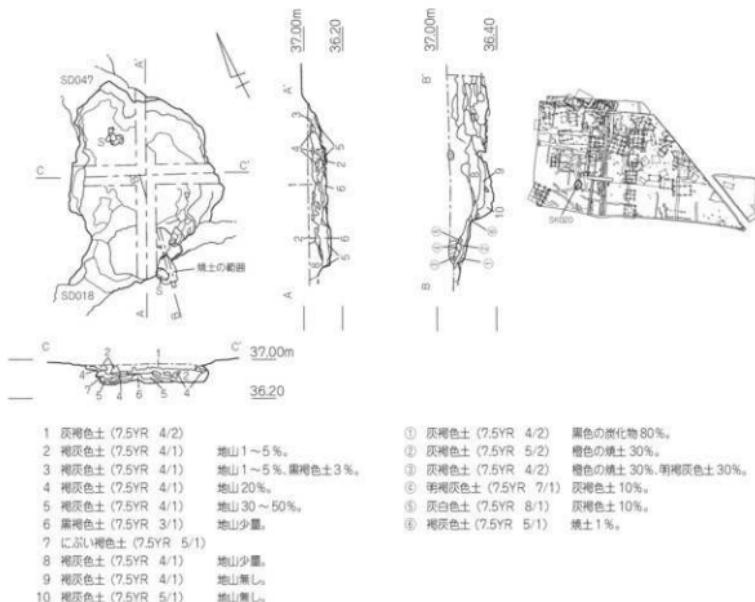
溝とこの土坑が、このような位置関係で重なる理由については、偶然ではなく何らかの理由があるのではないかと考える。具体的には、水を浄化するために、この土坑でゴミを沈殿させたのではないかと想定する。集落の近くで雨水を集め、利用するための施設ではないかと考えたが、これを説明する手立てではない。

なお、当遺跡群においては、弥生時代から古墳時代を経て官衙の段階に至るまで、井戸は全く見つかっていない。唯一知られているのが、中世末期の1基のみである(第142集)。

出土遺物 140、141はともに土師器である。このほか、鉄滓が1点出土しているが、焼土の分布や大型の礫との関係については不明である。

140は土師器の甕の口頭部である。口縁部内面と肩部外面には、刷毛目調整が施されている。141は土師器の甕の把手である。

時 期 出土遺物から古墳時代後期と考えられる。

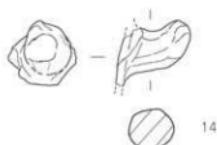


0 3m
(S=1:100)

0 1m
(S=1:50)



140



141

0 10cm
(S=1:4)

第109図 SK020

SK021 [第110図] 52次北西角に位置する土坑もしくは柱穴の一部。旧番号は52次 S K003。調査区外に続くことから、全体形状と規模は不明である。最も深い場所で約0.5mを測る。土層断面の様子から北には続くものの、西は西壁付近が掘り方の西辺に当たるようである。

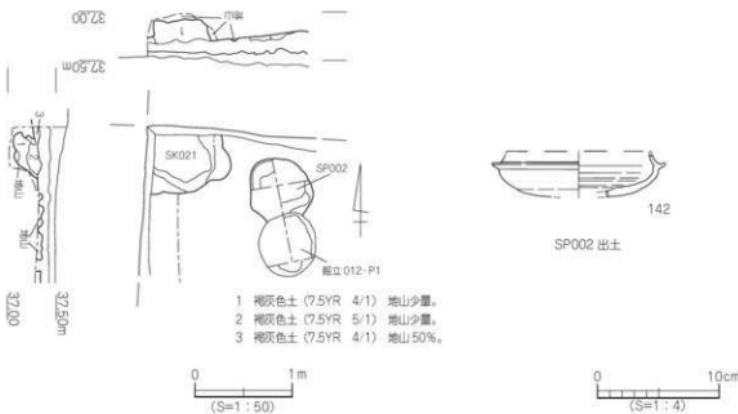
出土遺物 出土していない。

時 期 土色から判断する限り、古墳時代後期のものと考えられる。

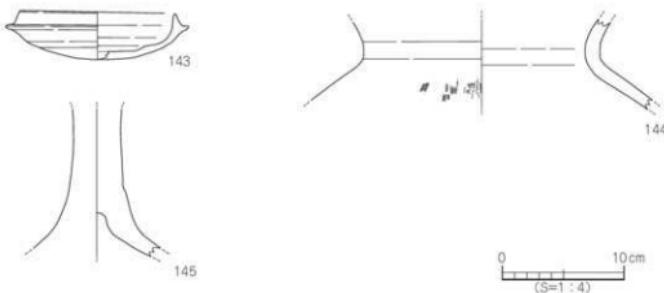
SP002 [第110図] 52次北西角に位置する柱穴。旧番号は52次 S P002。これとともに建物を形成する柱穴は識別できなかったが、官衙出現直前の大型の東西棟である掘立012北西角の柱穴P1に切られている。須恵器142が出土している。

出土遺物 142は6世紀中葉頃のものと考えられる須恵器の坏身である。推定口径は117mm。

時 期 6世紀中頃を上限とする。



第110図 SK021・SP002



第111図 SK019出土遺物

S K019 [第105図] 52次南部に立地する遺物の出土箇所を便宜的に土坑として扱っている。土坑としての規模形状は不明である。包含層中に土坑が存在するものと考えたが、遺構としての実態を掘むには至っていない。旧番号は52次 S K001。

S D017とS D051の間にあって、黒色の包含層が堆積している場所である。ここからまとまった量の土器が出土しているが、流れ込みによって堆積したものではなく、径1mほどの範囲に集中する状況が認められたことから、本来は掘り込みを伴うものと考えられる。

出土遺物 143と144は須恵器、145は土師器である。

143は須恵器の坏身で、口径は144mmを測る。受け部の立ち上がりは厚みがあるものの高さはない。144は壺の頸部で、肩部外面には細かな格子叩き目が遺されている。灰白色の焼きのあまい個体である。145は土師器高杯の軸部。中実で脚端部はスカート状に開く。

時 期 須恵器坏身の形状から、6世紀後葉から末頃のものと考えられる。

東部土坑群 [第112図] 49次東部に位置する土坑の群である。調査当初の旧番号は、この土坑群全城が49次 S K002の扱いであった。北西角に長円形のS K004が位置し、これと重複して南北方向の長方形土坑であるS K016が存在する。S K016の南東角付近は、これを切り込む別の土坑である可能性が考えられることから、S K018として区別している。また、S K016の北東角は、浅く不整形な別の遺構として認識されており、これをS K017としている。

以上のように、この土坑群は少なくとも4基の土坑から構成されている。なお、土坑群は、南の42次から続く官衙の区画溝S D009の北端からさらに北へ延長するように見える湾曲した別の溝と重複している。この溝は、土坑群に比べて新しい段階のものであることが分かっているが、南のS D009本体との関係についてはよくわかっていないものである。

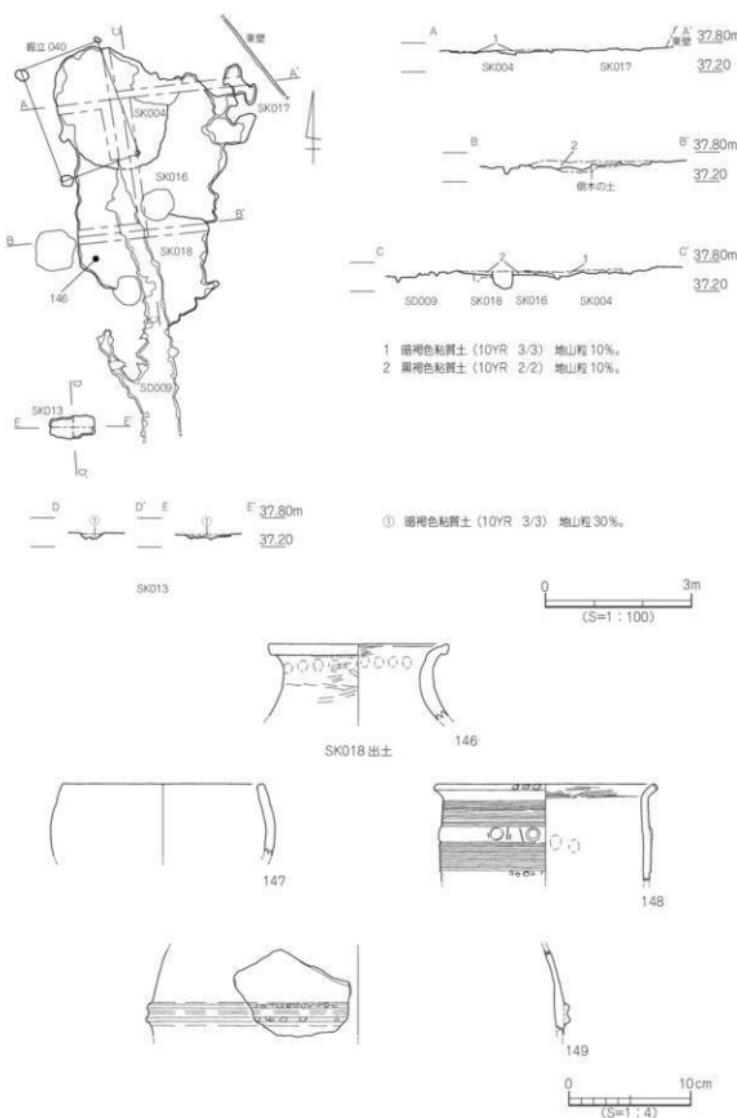
S K004は長径約2.7m、短径約2.1m、深いところで6~7cm程度の極浅い土坑である。掘立040とした小型の4主柱構造の倉と重複しており、これと主軸の方位がよく似ている。

S K016は南北長辺約4.2m、東西短辺約3m、深さ5~6cm程度の極浅い土坑である。検出時の平面観察の結果によると、円形のS K004に切られているようであるが、土層断面では確認が取れなかった。遺存する土層に厚みが無く、直上が現代の水田耕作土であることから、これらの遺構に土壤化の影響が及んでいるためである。

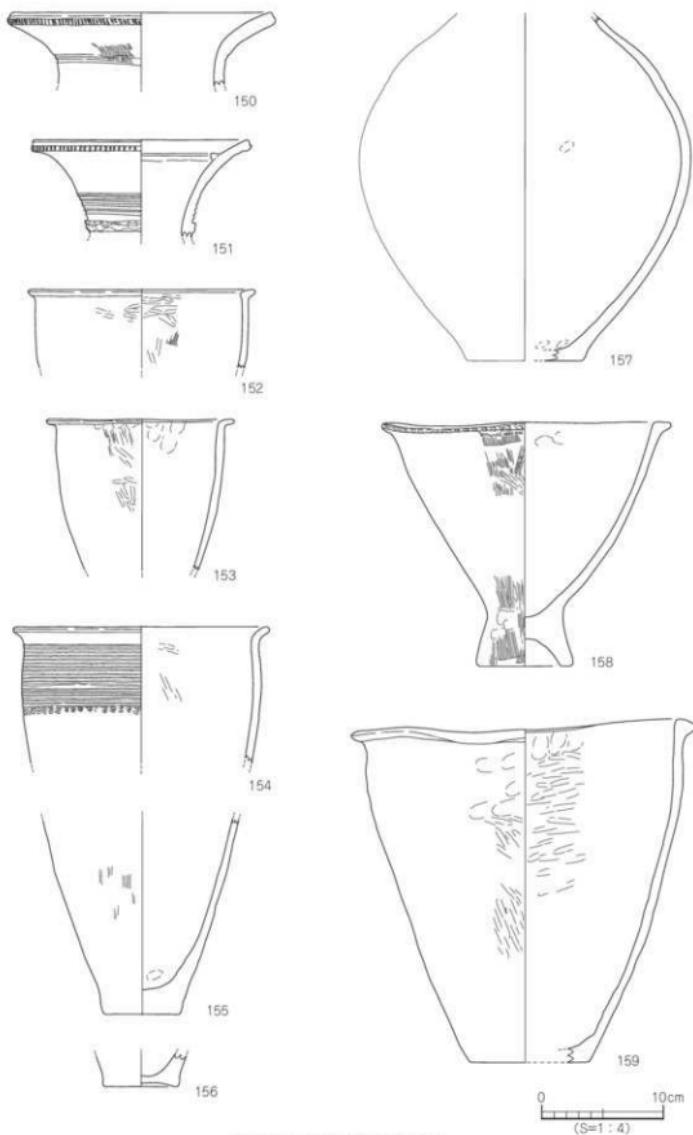
出土遺物 第112図の146~149は出土地点が不明な弥生土器。第113図には、S K004とS K016出土の弥生土器をまとめた。

146は壺の口縁部である。口縁端部の上端から外面は肥厚している。頸部の内外面に指頭圧痕が認められる。S K016の南西角から出土しているが、S K018との関係上、どちらに所属すると考えるか微妙な場所である。147は無文の無頸壺。口縁端部とその内外面は磨きに近い丁寧な撫で調整によって仕上げられている。148は壺である。上下2段の沈線文の帯に挟まれて山形文と円形の浮文が配された特徴的な文様をもつ。くの字に外反する口縁端部には刻み目があり、また、文様帯の最下段には棒状工具による刺突文が施されている。149は弥生時代中期中葉頃の壺の胴部である。胴部に2条平行の突帯を貼り付け、刻み目を施している。

150~159は、S K004とS K016出土の弥生土器である。正確な出土位置が分からぬことから、あわせて提示する。



第112図 東部土坑群



第113図 SK004-016 出土遺物

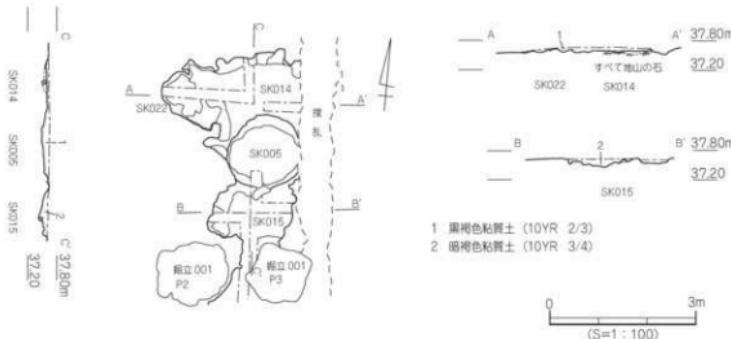
150と151は口縁端部に刻み目が施された壺の口頸部である。151の口縁部内面には断面三角形の突帯が貼り付けられている。152～156は壺型土器。157は壺、158と159は鉢である。152の口縁端部は肥厚気味に作られている。この個体は、壺ではなく鉢に分類すべきかもしれない。158は口縁端部に刻み目が施された壺である。大きく凹む上げ底の底部が特徴的で、外面には刷毛目調整が施されている。底部から胴部下半の破片と口縁部から胴部上半の破片に分かれて出土しており直接接合しないが同一個体を形成することは間違いない。当地におけるこの時期の壺や鉢の底部形態としては極めて異質なものであることから、他地域からの影響も想定されるが詳細は不明である。159は鉢である。胴部外面の下半はミガキ調整で仕上げられている。

時期 弥生時代前期末から中期初頭頃の土坑群と考えられる。

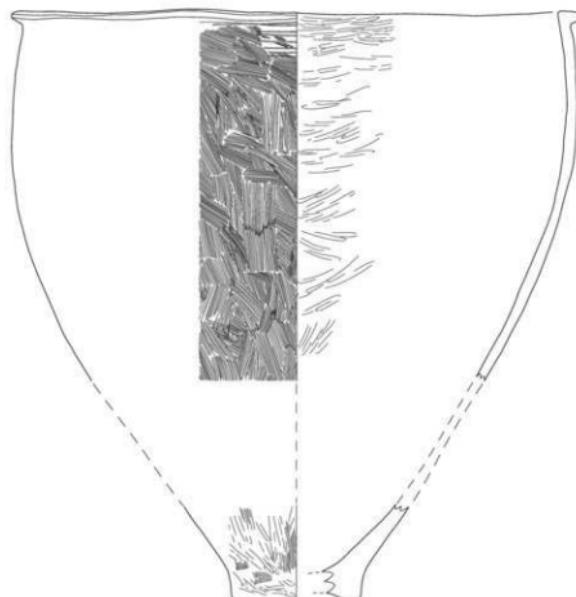
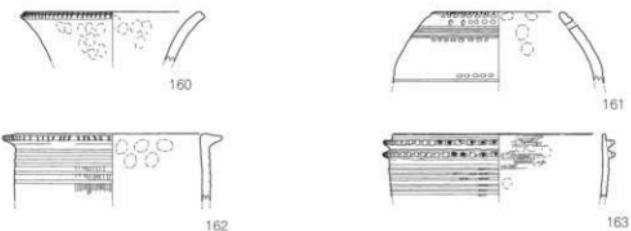
北部土坑群[第114図] 49次北部、官衛の5棟並びの建物群のうち、最も北に位置する掘立001の北辺に接する場所に掘り込まれた4基の土坑で構成される。中央の円形土坑SK005とその南の不整形なSK015のほか、北に位置する不整形のSK014と北西のSK022が該当遺構である。このうちSK005は、直径約1.5m、深さ15cmほどの真円に近い形状の土坑である。まとまった量の弥生土器が出土している。

出土遺物 160～165はいずれも弥生土器である。SK005から出土したことが明らかなものをまとめた。160は壺。161は無頸壺である。口縁部の6分の1ほどの破片から復元した。1cmほどの間隔をあけて小さな穴が2個穿孔されている。口縁端部最上端に刻み目、少し下がった場所に刺突文と4条の沈線文が施されている。胴部にも沈線と刺突の組み合わせによる文様帶が認められる。内面は丁寧な撫で調整によって平滑に仕上げられているが、外面は磨滅が激しい。162は壺、163も壺である。2条平行に貼り付けられた突带上を、布と思われるものを押し当てて圧痕を付けている。また、胎土中には、径2～5mm程度の石英と長石を中心とする砂粒が多く含まれているため、器面は粗い印象を受けるが、内面はミガキ調整が施されている。165は大型無文の壺である。当初は口縁部直下に沈線による文様帶が施されていたが、最終的に刷毛目調整でそのほとんどを撫で消している。

時期 弥生時代前期末から中期初頭頃を上限とする。



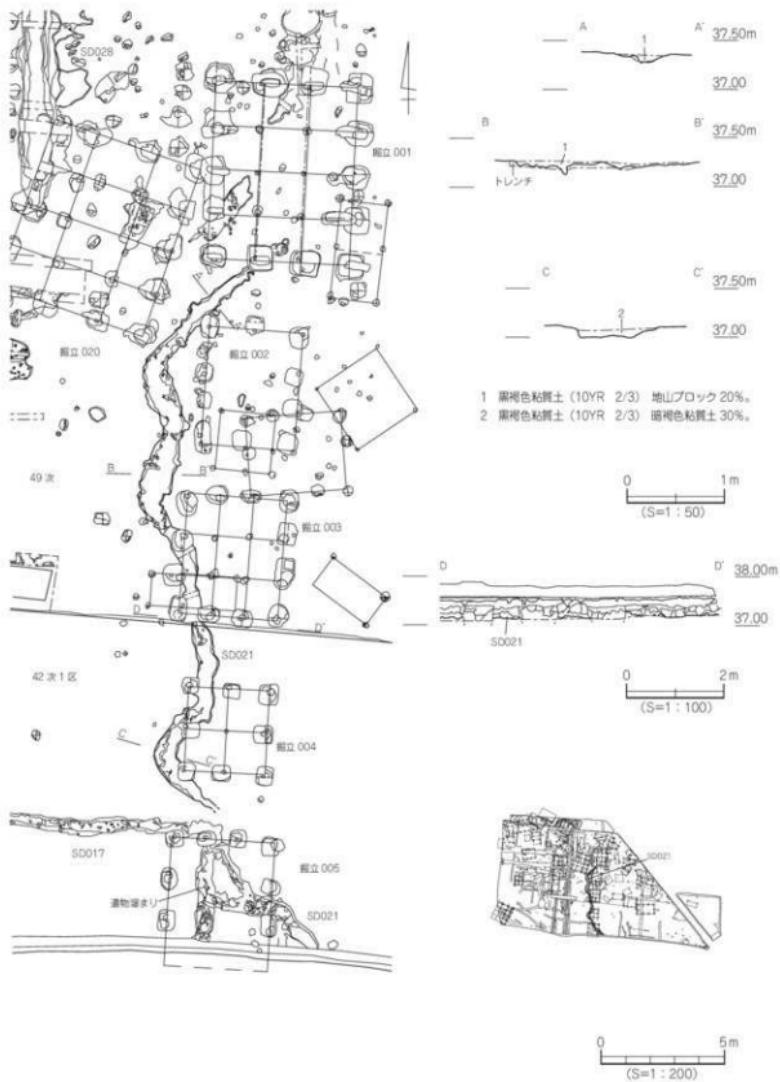
第114図 北部土坑群



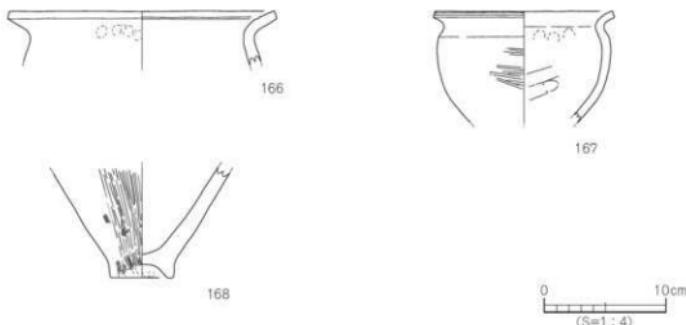
165



第115図 SK005 出土遺物



第117図 SD021



第118図 土器溝よりの遺物

明確でない。この部分を超えてさらに南へ続いている可能性もある。

出土遺物 第118図は、S D017と重複する箇所から出土した弥生土器である。いずれの溝に該当するものか判断に迷う出土状況であった。この溝に属すことが明確なわけではなく、S D017との関係も想定しておく必要のある遺物である。166と167は前期末から中期初頭以降の壺、168は上げ底の壺の底部。胴部から底部外面にかけて縦方向にミガキ調整が施されている。

時 期 168の特徴から、弥生時代中期中頃に求めることが可能であるが、S D021にそのまま当てはめることができるかわからない。

2 西部の溝

S D039 [第120図] 52次中央部東寄りに立地する不整形な溝。西端は2条平行の官衙の溝S D035と重複しており、これから枝分かれしたように見える。東端は平地式住居である可能性を想定しているS B013の北西角柱穴と重複している。

出土遺物 第119図の169は須恵器の壺蓋である。天井部と受け部の境に段が残存しているほか、口縁端部内面に僅かに段が認められる。

時 期 6世紀代を上限とする。

S D047 [第120図] 52次南東部に位置する土坑S K020の北端に合流する幅広の溝。S K020との先後関係は不明である。S D024の途中から枝分かれするように見える。

出土遺物 第119図の170は須恵器の壺身である。口径は110mm。受け部の立ち上がりは短い。

時 期 6世紀末から7世紀初頭頃を上限とする可能性が高い。



第119図 SD039-SD047出土遺物



S D044 [第120図] 52次南東部に位置する斜め方向の直線的な溝。52次南東部で官衙の区画溝 S D 022に切られており、この部分で南に緩やかに湾曲している。北端は前述の S D047とほぼ同じ場所から掘られている。S D027、S D047などと密接な関係にある溝であると考えられる。

出土遺物 図化できるものは出土していない。

時 期 S D047に対する評価に準じる。

S D029 [第120図] 52次東部に位置する緩やかに湾曲した形状の溝。旧番号は52次 S D008。官衙の区画溝である S D040の東部から枝分かれしたように見える。東端は49次南西部の S D055北端に達しているようだが、浅すぎて詳細は不明である。

出土遺物 図化できるものは出土していない。

時 期 不明。

S D055 [第120図] 49次南西部、4主柱構造の平地式住居 S B013の南辺の柱穴2基から、官衙の区画施設群を超えて土坑 S K007・009の南に達する幅広の遺構を溝として扱っている。整理作業の当初は、52次側の S D029の延長部分と考えたこともあるが、全く形状が異なることと、49次側だけで遺物が集中的に出土している状況から、別の遺構と考えるのが妥当と判断するに至った。

平均的な幅が1.5～2m程度、深さは10cm内外の深い不整形な遺構である。西端は別の土坑のように見える。平地式住居 S B013の柱穴に切られている可能性が高い。

出土遺物 171～173は土師器、174は旧石器である。いずれも49次のR 8グリッド、平地式住居南辺の柱穴周辺から出土している。

171と172は土師器の壺である。外傾する口縁部は僅かに内湾し、端部は撫で調整によって面取りされている。器壁外面は丁寧な刷毛目調整によって仕上げられている。それぞれの寸法は次の通り。171の口径は205mm、器高321mm、胴部最大径267mm、172の口径は201mm、器高323mm、胴部最大径286mmを測る。口径と器高の寸法は極めてよく似ているが、171に比べて172の方が若干胴が張っている。

173は弥生後期の直口壺あるいは長頸壺の底部である。ボタン状の底部が特徴的である。174は旧石器のナイフ形石器である。石材は国分台産サヌカイトで、重量75.6g、全長116mm、幅46mm、厚さ13mmを測る。これらの遺物は混入品とみられる。

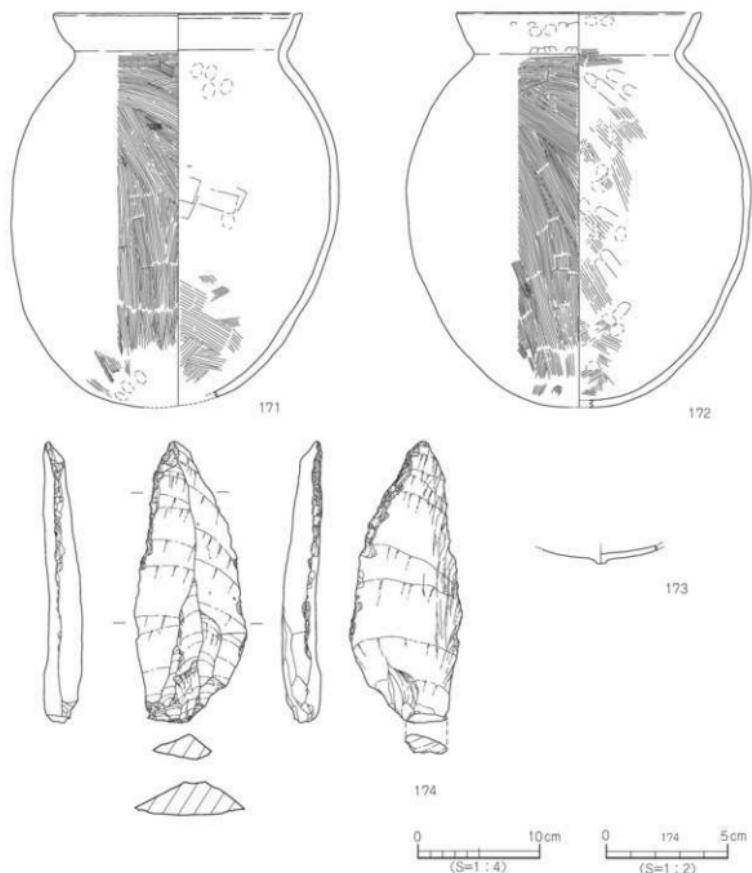
時 期 171と172の形態から、5世紀後半を中心とする時期であろうと考える。

S D024 [第120図] 49次南西部の官衙の区画施設群から南西方向に延び、52次南西部へ至る溝。旧番号は52次 S D013、49次 S D014。幅0.5～0.7m前後、深さ0.2m程度を測る。南西端は包含層との区別がつかず行方は分からぬ。まとまった量の弥生土器が出土している。

出土遺物 第122図の175～182は弥生土器、183は石器である。

175と176は、口頭部内面に断面三角形の突帯が貼り付けられた壺である。弥生時代前期末から中期初頭ころのものである。底部の中で、180と181の2点は、外面に縱方向の丁寧な磨き調整が施されており、中期中葉以降の壺の底部の特徴を示す。182も同じく中期中葉頃の壺の底部である。

183は武器形青銅器を模倣した石器である。おそらく銅戈をまねたものと思われる。後に矢柄研磨器に転用されたと考えられる抉りが左右2箇所にあるほか、研磨による擦痕が密に認められる。石材は凝

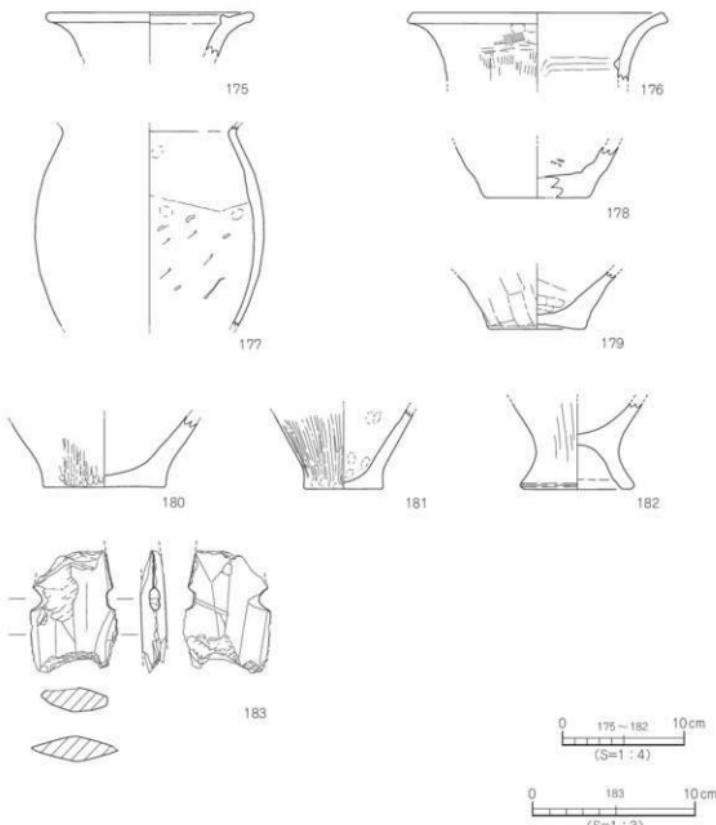


第121図 SD055出土遺物

灰岩系ではないかと思われるが定かではない。比較的黒味の強い灰色(7.5Y 4/1)で、径0.5~1mm程度の砂粒を少量含む石材である。欠損部分の断面を見ると薄く層状に剥離している。

寸法は、残存長75mm、最大幅53mm、最大厚15.5mmを測る。

矢柄研磨器に転用された証拠と考えている2箇所の抉り部分は、それぞれ異なる形態をしている。実測図上で外側の抉りは、矢柄をあてがって削るための刃を付けるために、両面から斜めに棒状に切れ込んでいる(抉り a 類)。一方、内側の抉りは、石器に対して垂直方向に矢柄を前後させて磨いて形を整えるためのもので、矢柄の形状を反映した真円の面で形成されている(抉り b 類)。矢柄を磨いた真円の面が2面合わさった状態が認められ、横から見ると数字の3を崩したような形状を呈している。粗削りの

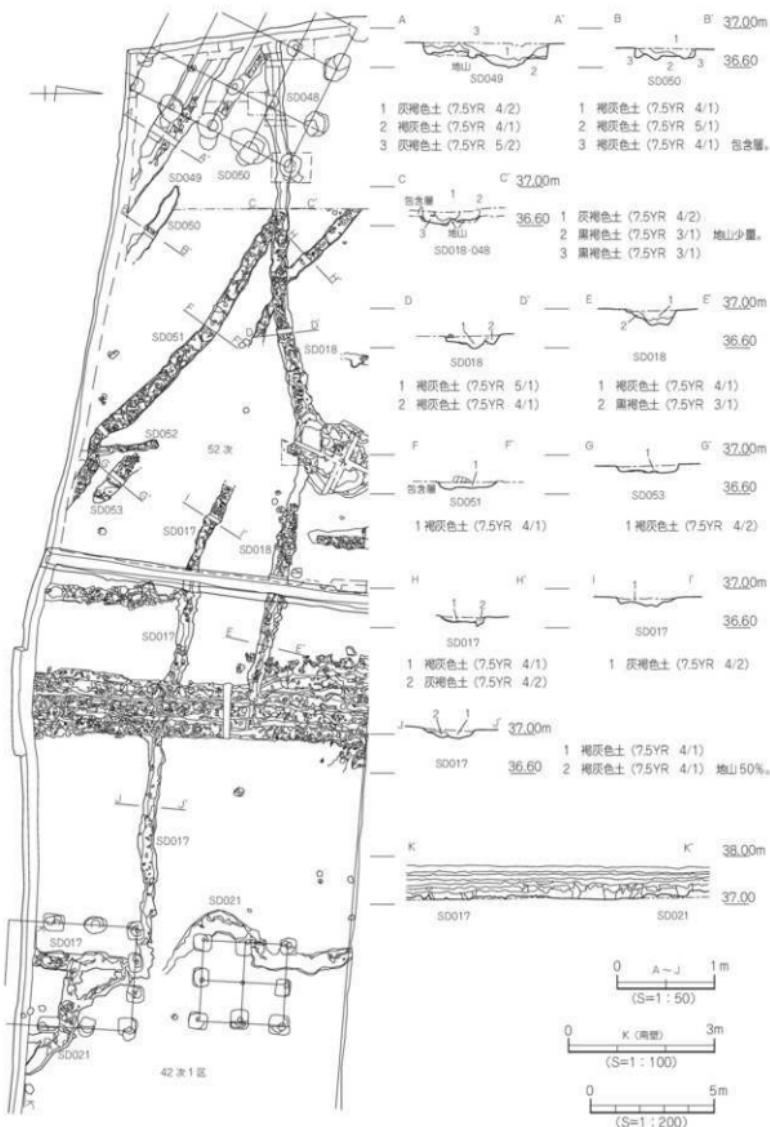


第122図 SD024 出土遺物

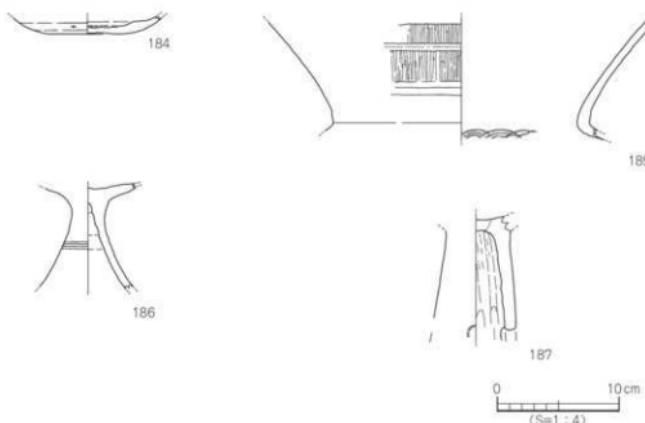
ための抉りと仕上げ用の抉りの使い分けが行われたものとみられる。

なお、この石器と同様のものが、近隣における発掘調査の際に1点出土しているので紹介しておく。

平成9年に遺跡群北東部の久米高畠遺跡37次調査の際に、官衙建物廃絶時の柱抜き取り穴から出土したもので、須恵器の碗の中に入れられ、坏身を蓋にする形で埋納されていた(『第111集』・195)。これも銅戈を模倣した弥生時代の石器であるが、基部に近い部分の一側縁に前述の抉り b 類が穿たれている。残存長117mm、最大幅70mm、最大厚21mmを測り、183に比べてひとまわり大型である。石材は良く似ているが砂粒を含まない全く別のものが使用されている。出土状況から、官衙施設の廃絶時に最寄りの須恵器に入れて納められたことは確かであるが、矢柄研磨器として転用された時期については不明である。古代の役人ないし大工が、妙な石に対して特別な感情を抱いた結果であろうか。建物廃絶時に祭



第123図 南部の溝



第124図 SD018・SD048 出土遺物

祀行為が行われたことを示す重要な遺物として認識されているものである。

183は、弥生時代前期末から中期中葉を中心とする時期の遺物と共伴していることから、矢柄研磨器に転用されたのもこの頃のことと考えられる。

時 期 壺の口頭部は前期末から中期初頭頃のものであるが、底部の中に中期中葉以降のものが複数含まれることから、この時期を上限とするものと考える。

3 南部の溝

SD018-048 [第123図] 42次西部、官衙の区画施設群付近から西に向かい、S K020と重複する地点で屈曲して52次西壁に至る。52次南西部で別の溝 S D051が合流している。この地点から西を便宜上 S D048として区別して扱ったが、基本的に東西に通る溝と理解している。旧番号は42次部分がS D013、52次のS D051合流点以西がS D020である。

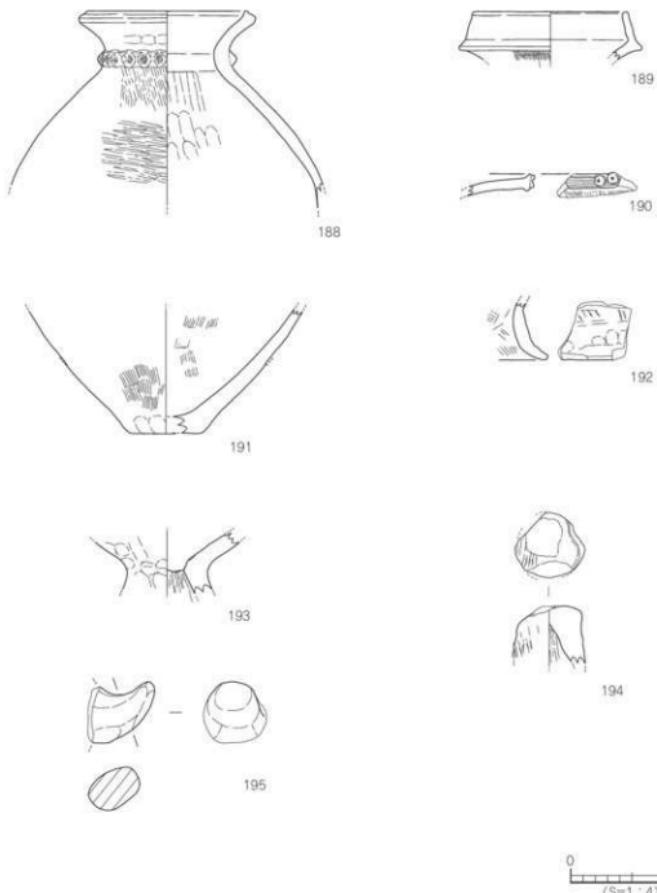
溝幅は0.3～0.8m、平均的な場所で0.7m程度、深さは15cm前後を測る。検出長は約27mに達している。

出土遺物 184～186は須恵器、187は土師器である。

184は壊身か壊蓋の一部、185は大壺の頭部の破片。186は高壺の脚部で、2条平行の沈線が施されている。187は弥生時代後期後葉から終末段階の土師器高壺の軸部である。内面には絞りに伴うわが生じている。円形の透かし孔が開けられており、おそらく4方向の透かしであろうと考えられる。

時 期 S K020と同様、古墳時代後期後半の遺構である。

SD051-053 [第125図] 52次南部に位置する斜め方向の溝。S D051は前述のS D018に合流し、この溝に切られると解釈されているが、この位置で止まるものか、あるいは西へ続くものか判明していない。この付近には、黒色の包含層が厚く堆積しているのだが、52次南西角で検出された掘立021の柱穴を保護するため、Vラインの西2m付近以西の一定区域について、包含層の掘り下げを行わなかつたためである。これと同様の現象は、この溝のすぐ北に平行に位置するS D017においても生じている。



第125図 SD051・053出土遺物

S D051の旧番号は52次S D023、S D053の旧番号は52次S D025である。なお、両溝の間に細くて短い別の溝S D052（旧S D024）が位置している。S D051の検出長は約15m、幅は約0.5～0.7m、深さ6～10cmを測る。一方、S D053は、検出長僅かに27mである。深さは深いところで約8cmである。両溝とともに溝底は地表面を掘り込んでいる。

出土遺物 188～194は、S D051出土の弥生土器もしくは土師器、**195**はS D053出土の土師器頸の把手である。**188**は弥生時代中期中葉頃の壺。頸部に貼り付けた断面三角形の突带上を指頭によって押圧しており、布目が認められる。**189**は複合口縁壺。**190**は器台の坏部の破片で、円形浮文が2個

貼り付けられている。192～194は支脚ではないかと考えている。192と194には、叩き目が残されている。小型であることから、弥生時代終末から古墳時代初頭のものである可能性を想定している。

時 期 S D051の時期は弥生終末から古墳初頭頃、S D053は古墳時代中期を上限とする。

S D017 [第123図] 42次南壁沿いから西へ向かい、52次南西部の包含層地帯へ至る溝。東部では二股に分かれたり、北から南へ蛇行するS D021の行方とも絡んで非常に複雑な様相を呈している。弥生土器を主体とする出土遺物の多くは、この二股に分かれる箇所からまとまって出土しており、この部分を遺物溜まりと呼んでいる。また、52次の南部東寄りの部分では、約6mに渡って溝が検出されていない部分がある。これは、溝埋土と包含層の土の区別がつかなかったことに加えて、溝そのものが浅かったためではないかと考えられる。なお、この溝の旧番号は、42次S D012、52次S D026である。

検出長は途切れ箇所を含めて約40mに達している。深さは10cm内外と浅い。

出土遺物 196～218は、すべて弥生土器である。219は小型の石斧の残片、220～222は擦り石や凹石、223は砥石である。

196～199は複合口縁壺である。様々な形に拡張された口縁部に3～4条の凹線を施している。199の口縁部は、口縁端部外面の下端に粘土を貼り足して行っている。200は口縁部内面の上端面に円形の浮文が貼り付けられた壺の口頭部である。201も壺であろう。202は胴部に突帯を貼り付けられた壺、203の頭部の突带上には布の圧痕が認められる。

204は弥生時代前期末から中期初頭頃の壺の口縁部と思われる。口縁端部を強く撫でたうえで、その下端に刻み目を施している。205はかなり大型の壺の口縁部であるが詳細は不明。206は口縁端部に突帯が貼り付けられた壺もしくは鉢。207は脚部に矢羽根透かしに由来する切れ込みが施された中期後葉の高坏である。脚端部は部分的に水平面で接地している。

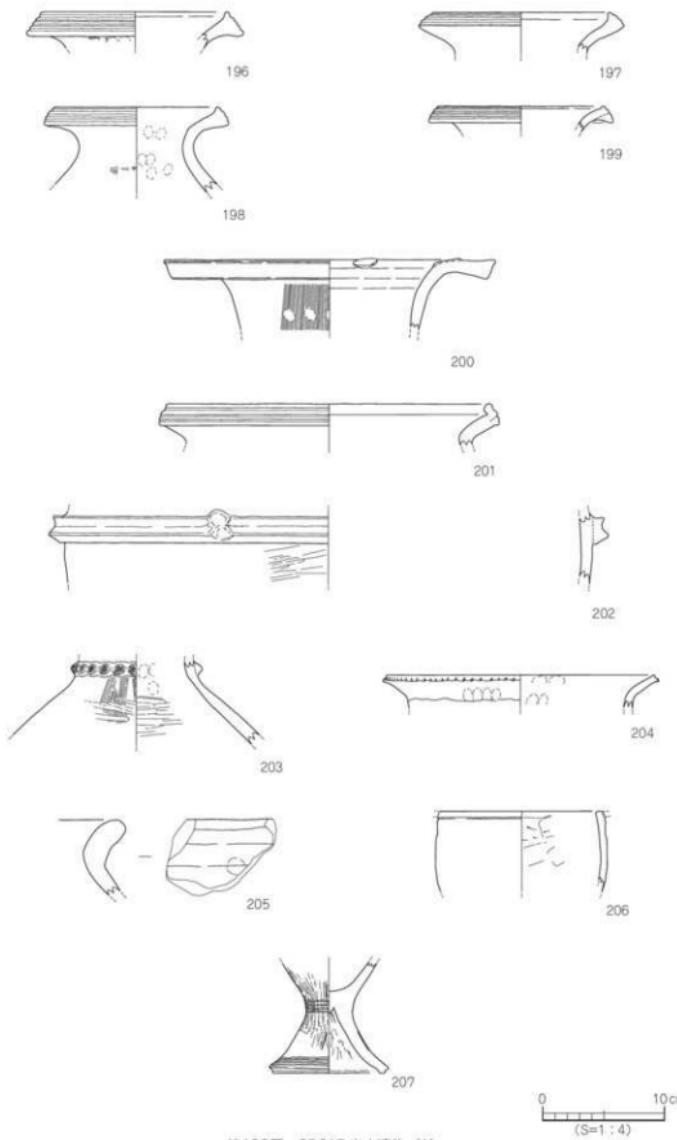
底部の中で、217は弥生時代中期、218は後期中葉頃の壺の底部と考えている。なお、216は縄文時代晚期の深鉢の底部かもしれない。

219は蛇紋岩系と思われる黒色硬質の石材によって作られた小型の石斧の残片である。刃部は割れによって完全に失われている。いわゆる縄文系の石斧である。223は地元産の石英粗面岩と思われる石材の砥石である。上面と側面の一方が使用されたようである。石の目の荒い石材である。

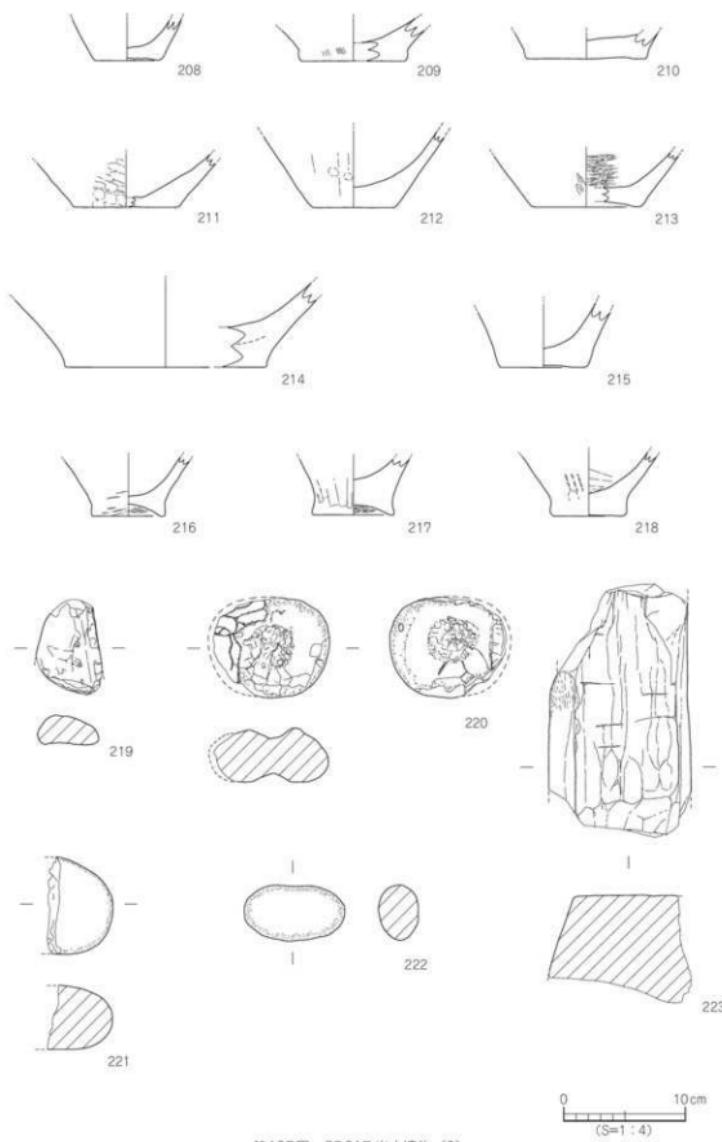
時 期 溝の検出面付近で多少の須恵器等、古墳時代の遺物も出土しているが、特に遺物溜まりにおける弥生土器の出土状況から、弥生時代中期後葉ころの溝ではないかと推測する。

(11) 包含層

西部包含層遺物溜まり [第128図] 52次南西部、W11杭の周辺(W9・W10～X9・X10グリッド付近、第19図)から遺物が集中して出土したことから、西部包含層遺物溜まりと呼んでいる。官衙の建物である掘立007の南西に近接し、S D036、S D024、S D017の各溝の延長線上に該当する場所である。遺物の出土状況を分析することによって、包含層内で行方が分からなくなっている各溝の延長部分や、未確認の掘り込み等が検出されるのではないかと期待したが、全く識別することはできなかった。弥生土器が主体であったが、須恵器も混在する状況であった。やはり古墳時代から官衙の段階の溝も掘り込まれているのであろうと推測する。

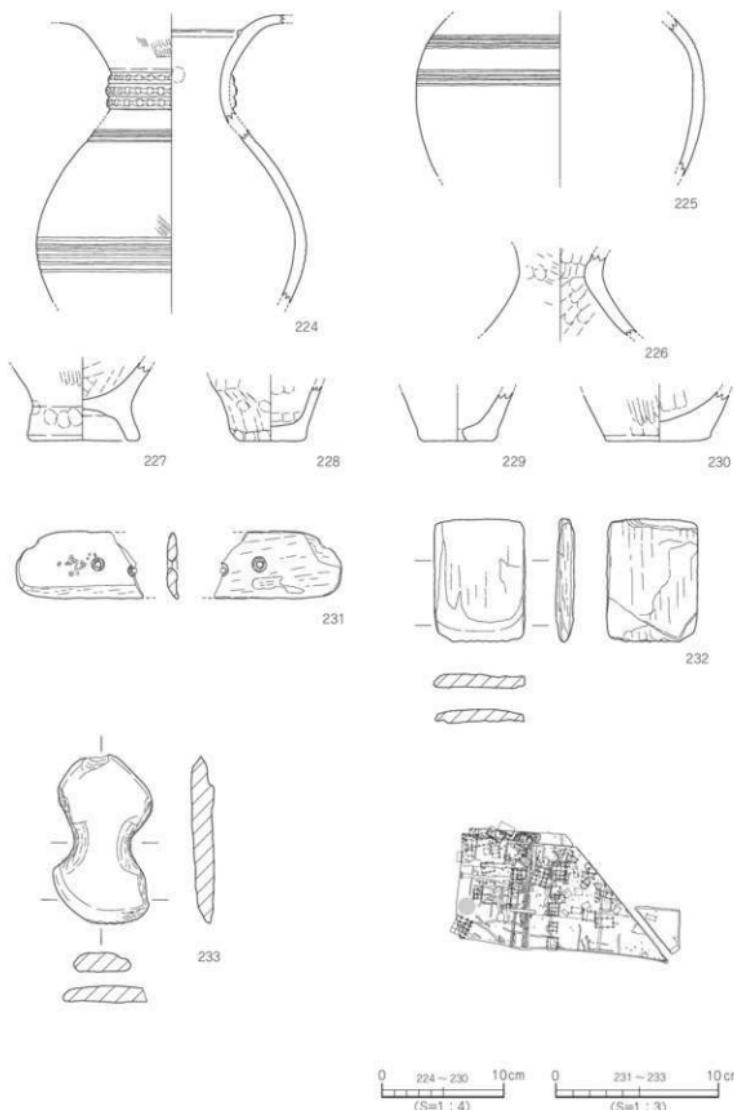


第126図 SD017出土遺物(1)

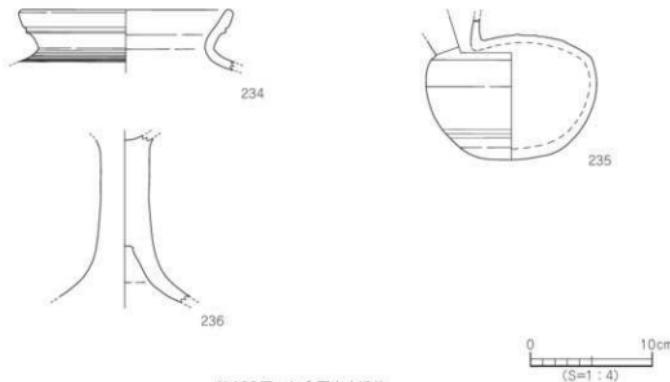


第127図 SD017出土遺物 (2)

0 10 cm
(S=1:4)



第128図 西部包含層遺物溜まり出土遺物



第129図 包含層出土遺物

出土遺物 224～230は弥生土器。231～233は弥生時代の石器である。

224は弥生時代中期前葉頃の壺である。胴部と肩部に沈線による文様帯があるほか、頸部に3条の突帯が貼り付けられ、指頭による押圧が行われている。225も224と同様の個体の胴部である。226は脚台付きの壺や鉢、あるいは大型の高坏の脚部の破片ではないかと考えている。ただし、想定される器は松山周辺では一般的なものではなく、近隣の事例では徳島県下の中期中頃以降に出現するものをイメージするが、詳細は不明である。227～230は底部である。227は中期から後期頃の壺の底部である。230は縦方向に丁寧に施されたミガキ調整の特徴から中期中葉以降の壺の底部であると考えられる。

231は結晶片岩製の石斧丁の破片。刃部の一部は使用により磨滅している。232は扁平片刃石斧である。両側縁は面を成すように磨かれている。当地の同種の石斧としては丁寧な作りであるが、両側縁が完全に磨きによって平滑な面を成しているわけではない。233は結晶片岩製の石錘である。片面は自然面を残している。長軸側にも打ち欠きあるいは欠損に伴う欠けが認められる。石材は地元の砥部川流域で産するものであるが、形態は当地では見かけないものである。

包含層出土遺物【第129図】 4調査地では、特に49次と52次において、大量の包含層遺物が出土しているが、有効な利活用の手法を見出すには至らなかったことから、本書では取り扱っていない。大半が弥生時代の土器で、從来からの周辺遺跡における状況と同様に、前期末から中期初頭頃のものが主体を成すものの、後期段階のものが少ながら量的に若干多い傾向を把握している。当該期の遺構はほとんど確認されていないことから、これらの遺物は、本書でも取り上げた主柱穴しか遺存していない堅穴建物等に伴うものと想定している。

52次南西部に広がる包含層地帶出土遺物の中から、官衙の段階やその出現直前の古墳時代後期後半頃のものと思われる土器を3点挙げておく。234と235は須恵器、236は土師器である。

234は壺の口頸部である。口縁端部外面には断面長方形形状の突帯がめぐり、その下端には沈線が1条施されている。肩部外面は回転カキ目調整によって仕上げられている。235は横瓶である。上面には緑色の自然釉がかかっている。236は土師器の高坏の軸部から脚部にかけての破片である。

第3節 官衙出現直前の集落に対する評価

(1)はじめに

該当区域には、官衙遺跡群出現以前の弥生時代から古墳時代にかけての掘立柱建物と堅穴住居が多数分布している。これらのうち、弥生から古墳前期頃にかけての4主柱あるいは6主柱構造の高床の倉については、第V章第2節にて詳述することから、本節では、これ以外の通常の掘立柱建物と堅穴住居に絞って取りまとめを行うこととした。

4調査地周辺に立地する官衙出現以前の通常の掘立柱建物については、かつて第132集¹において検討した経緯があるが、掘立010をはじめとする5棟については未検討であった。そこで今回、改めて検討することによって、久米官衙遺跡群を生み出すに至った集落の変遷を明らかにしたいと考える。

なお、官衙に先行する古墳時代後期から同終末段階の集落を検討するために、今回は掘立柱建物に加えて堅穴住居についても対象とする。出土遺物の検討から双方の先後関係や併行関係を決定することには困難が伴うが、ある程度の傾向を知ることによって、集落構成の変化をより明確にしたい。

(2)掘立柱建物の分類

対象となる10棟のうち今回初めて検討するのは、No.5、No.7、No.8、No.9、No.10の5棟である(第2表)。

前回の分析の際に、各建物の造営尺の尺長と、柱穴の平面形状が円形か方形のいずれであるのかという視点が有効に機能することを確認しているので、今回も同様の視点から分類し、表中の序列を検討した。分析の結果、4つのグループに区分することができた。No.1～No.5のうち、No.1とNo.2の2棟はよく似た規模形状の倉である。No.3～No.5は、一辺長の比率に対する考え方ではNo.6とNo.7と共通であるが、造営尺が異なる。No.6とNo.7は規模形状が極めてよく似ており、ひとつのグループに区分可能である。No.8～No.10は一辺長の比率が整数で表わされる小型の建物で、尺長が短く柱穴の形状も円形であるなど、No.7までとは様相が異なる一群である。

ところで10棟のうち3棟については、重複関係によって先後関係が明確である。古いものから順にNo.6(掘立014)→No.5(掘立013)→No.3(掘立012)であることが確定している。また、相互の位置関係から、No.4(掘立008)はNo.3と密接な関係にあることが推測されている。さらに、No.7(掘立015)は、No.6と同

No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一辺長の比率	造営尺(m)	柱穴	上限時期	旧遺構番号	旧表番号
1	掘立020	4間(7.23)	3間(6.28)	25:21.75 (100:87)	0.289	方形	6束7初	49次掘立006	19
2	掘立021	4間(7.22)	3間(6.35)	25:22 (100:84)	0.289	方形	6束7初	52次掘立003	18
3	掘立012*	7間(12.10)	3間(4.76)	42:16.5 (28:11)	0.288	円形	6束7初	52次掘立005	15
4	掘立008	3間(5.19)	1間(3.89)	18:13.5 (4:3)	0.288	方形	6束7初	52次掘立002	16
5	掘立013*	3間(6.39)	2間(4.21)	22:14.5 (44:29)	0.290	方形	6束7初	52次掘立008	(新規)
6	掘立014*	6間(6.79)	3間(3.84)	24:13.5 (16:9)	0.284	方形	6世紀末	52次掘立007	14
7	掘立015	6間(6.80)	3間(3.85)	24:13.5 (16:9)	0.284	方形	6世紀末	42次掘立006	(新規)
8	掘立017	3間(5.50)	2間(3.85)	20:14 (10:7)	0.275	円形	6C後葉	49次掘立008	(新規)
9	掘立016	3間(4.00)	2間(3.19)	15:12 (5:4)	0.266	円形	6C後葉	49次掘立004	(新規)
10	掘立010	3間(5.20)	3間(3.86)	20:15 (4:3)	0.289	円形	6C後葉	42-49次005	(新規)

* 建物の重要度別:(古)掘立014→掘立013→掘立012 (新)

第2表 古墳時代の掘立柱建物

規模に復元されており、方位も全く共通であることから、互いに先後関係にあって、いずれか一方が建て替え後の建物であると推測しているものである。

このように、第2表で示した建物の序列は、3棟の先後関係等に照らしても矛盾しない。

(3)周辺の掘立柱建物を含めた分類

第3表は、第132集第V章の第3表に、今回分析対象とした10棟の成果を加味したものである。前回は、官衙出現以前の通常の掘立柱建物を5群に区分している。今回、新規に分析対象とした5棟は、それぞれ次の群に分類される。

まず、No10とNo9の2棟は第2群に含めた。No8(掘立017)については、前回、造営尺の尺長の分布に開きが認められることから画期と認定した第2群と第3群の間に位置付けられる。将来的に類例が増えるようであれば1群増やして6群としなくてはならないかもしれない。続いて、No7(掘立015)は第4群に、No5(掘立013)は第5群に含まれる。なお、新たに加えたものの中に、第1群と第3群に該当する建物は1棟も含まれていない。

以上の分析の結果、新たに加えた5棟についても、前回の分析視点に基づいて矛盾なく分類することができた。大まかにその傾向をまとめると次の通りである。第3群以降に建物規模が大型化するほか、方形柱穴の出現も第3群とみられる。また、表には提示していないが、第1群と第2群は真北を中心とする方位を基準とする一方、第3～5群は斜めに大きく建物方位を振っている点も、No8(掘立017)の前と後における違いとして指摘することができる(第130図)。

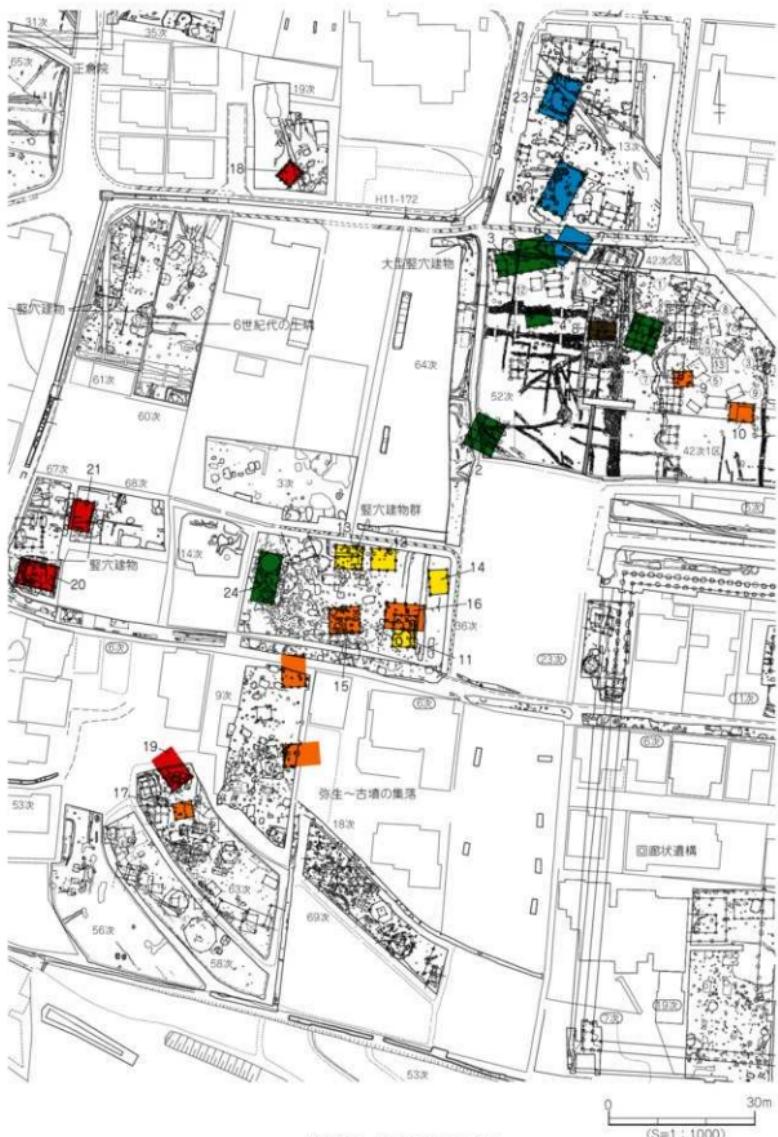
No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一边長の比率	造営尺(m)	柱穴	上限時期	旧表番号
11	K T 36 -掘立002	3間(6.47)	3間(4.46)	26:18	0.249	円形	-	1
12	K T 36 -掘立001	3間(5.06)	2間(4.42)	20:175 (8:7)	0.253	円形	6世紀代~	2
13	K T 36 -掘立005	3間(5.57)	2間(4.83)	22:19	0.254	円形	6世紀代~	3
14	K T 36 -掘立004	3間(4.97)	2間(3.82)	19.5:15 (13:10)	0.255	円形	6世紀代~	4
10	掘立010	3間(5.20)	3間(3.86)	20:15 (4:3)	0.259	円形	6世紀後葉	(新規)
15	K T 36 -掘立006	4間(6.28)	3間(5.50)	24:21 (8:7)	0.262	円形	6世紀後葉	5
16	K T 36 -掘立003	4間(7.94)	3間(5.32)	30:20 (3:2)	0.266	円形	6世紀後葉	6
17	K T 63 -掘立002	2間(3.86)	2間(3.19)	14.5:12	0.266	円形	6世紀後葉	7
9	掘立016	3間(4.00)	2間(3.19)	15:12 (5:4)	0.266	円形	6世紀後葉	(新規)
	掘立017	3間(5.50)	2間(3.85)	20:14 (10:7)	0.272	円形	6世紀後葉	(新規)
18	K T 19 - S B 1	3間(4.19)	3間(3.51)	15:125 (6:5)	0.280	方形	6後葉~末	8
19	K T 63 -掘立001*	4間(7.03)	3間(5.07)	(25):18	0.281	円形	6後葉~末	9
20	K T 67 -掘立 2	5間(7.85)	4間(5.34)	28:19	0.283	方形	6後葉~末	10
21	K T 68 -掘立001	4間(6.20)	3間(4.82)	22:17	0.282	方形	6後葉~末	11
6	掘立014	6間(6.79)	3間(3.84)	24:135 (16:9)	0.284	方形	6世紀末	14
7	掘立015	6間(6.80)	3間(3.85)	24:135 (16:9)	0.284	方形	6世紀末	(新規)
22	K T 13 - S B 8	4間(10.18)	3間(5.97)	36:21 (12:7)	0.284	円形	6世紀末	12
23	K T 13 - S B 7	3間(7.12)	4間(6.52)	25:23	0.285	方形	6世紀末	13
5	掘立012	7間(12.10)	3間(4.76)	42:165 (28:11)	0.288	円形	6末7初	15
4	掘立008	3間(5.19)	1間(3.89)	18:135 (4:3)	0.288	方形	6末7初	16
24	K T 36 -掘立007	5間(10.30)	2間(4.75)	36:165 (24:11)	0.288	円形	6末7初	17
2	掘立021	4間(7.22)	3間(6.35)	25:22 (100:84)	0.288	方形	6末7初	18
3	掘立020	4間(7.23)	3間(6.28)	25:21.75 (100:87)	0.289	方形	6末7初	19
5	掘立013	3間(6.39)	2間(4.21)	22:145 (44:29)	0.290	方形	6末7初	(新規)

No1～No10は第2表と対応している。/ K T は久米高燈籠跡。/*の税糧は概定。

旧表番号とは、「第132集」の第3表にて使用した番号。

旧表で提示した数値について、一部修正した箇所がある。

第3表 掘立柱建物の分類



第130図 宮衙出現以前の建物

(4) 壇穴住居との関係

該当区域で計17棟ほどの壇穴住居と平地式住居の候補を1棟認定している。これらの住居の中には、掘立柱建物と併存するものもあるはずであるが、掘立から年代を特定できる遺物が出土することが稀なため、直接比較することが困難で、これまで両者を合わせて検討したことはない。しかしながら、当該期の集落構造を考える時には、壇穴住居と掘立柱建物の関係に留意することが不可欠であると認識することから分析を行うこととした。両者を比較する際の共通の分析項目は造営尺の寸法において。

対象とした壇穴住居と平地式住居は合わせて13棟である(第130図・第4表)。分析の結果、造営尺のまとまりから、4つのグループに区分することができた。この中で尺長が最も短い③は、古墳時代前期前半頃の特徴を示すことから除外し、残りの3グループについて検討する。なお、時期は目安である。

尺長が長い5棟から成る第1のグループのうち②は平地式住居、③と④は、浅い土坑状の掘り込みであるS K003に伴って住居を構成する可能性を想定しているものである。このグループの典型は①である。次に尺長が中間的なもの3棟を第2のグループとして区分した。いずれも桁と梁の一辺長が9~11尺ほどの小型のもので構成される。第3のグループは、尺長が最も短いもので、主柱穴間の寸法は11尺から15尺の範囲で設定されており、大型から小型までが混在した様相を呈している。

以上の3つのグループの造営尺は、1小尺=0.217m、0.213m、0.211m程度にまとまっており、掘立柱建物の分析結果と照合すると、それぞれ、第1群と第2群の中間(0.260m)、第1群やや長め(0.256m)、第1群(1大尺=0.253m)に対応する²。大尺に換算して明確に第2群以降の領域に該当する壇穴住居は1棟も含まれず、すべてが第2群への移行以前の段階に當てはまることが明らかとなった。

(5) 一般集落から有力者の居宅へ

前項で、壇穴住居が掘立柱建物と併存する下限の時期について、造営尺から見る限りにおいては、掘立柱建物の第1群併行段階ないし第2群冒頭までとする結論が得られた。

造営尺の寸法から見る限りにおいて、第2群に伴う壇穴住居は見当たらぬことから、集落の性質はこの頃から既に変化し始めていたのかもしれないが、掘立柱建物に明確な兆候が認められるようになるのは第3群の成立時である。この段階に至ると方形柱穴が採用されて主流となるほか、布掘りの柱穴

No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一辺長の比率	小尺と大尺(m)	上限時期	旧遺構番号
①	S B001	3.26	3.15~3.26	15:14.5~15	0.217 / 0.261	6C後葉	K T42-49-S B001
②	S B013	4.77	4.11	22:19	0.217 / 0.260	6C後葉	K T49-掘立010
③	S B014	2.77	2.28	13.5:10 (6:5)	0.217 / 0.260	6C後葉	K T49-掘立041
④	S B015	2.93	2.17	12.75:10.5 (17:14)	0.217 / 0.260	6C後葉	K T49-掘立042
⑤	S B019	3.03	3.03	14:14 (1:1)	0.216 / 0.259	6C後葉	K T49-掘立025
⑥	S B012	2.34	1.93	11:9	0.214 / 0.257	6世紀代	K T49-S B009ほか
⑦	S B018	2.45	2.27	11.5:10.5	0.213 / 0.256	6世紀代	K T49-掘立027
⑧	S B009	2.22	2.13	10.5:10 (21:20)	0.213 / 0.256	6世紀代	K T49-S B008
⑨	S B017	2.95	2.54	14:12 (7:6)	0.211 / 0.253	6世紀代	K T49-掘立014
⑩	S B002	8.85*	8.43*	42:40 (21:20)	0.211 / 0.253	6世紀代	K T42-49-S B002
†	S B004	3.17	3.17	15:15 (1:1)	0.211 / 0.253	6世紀代	K T42-S B004
‡	S B010	2.41	2.10	11.5:10 (23:20)	0.210 / 0.252	6世紀代	K T52-S B001
§	S B020	3.09	3.04	15:14.75 (60:59)	0.206 / 0.247	4C前半	K T49-掘立044

*は壁穴と一辺長の数値。／は平地式住居の標準。

第4表 壇穴住居と平地式住居

も複数の建物で確認される。造営尺の尺長で見ると、第2群までの短いものと比較して長尺化が進んだ全く別のものが用いられている。建物規模という視点では、後の第5群で見られるような長大なものは含まれていないが、何らかの社会的な革新がもたらされた段階であろうと推測している。

その後、第4群を経て第5群成立時にさらに大きな変化が認められる。長大な建物が出現するのである。No.3の掘立012とNo.24久米高畠36次の掘立007（旧表No.17）の2棟は、それぞれ桁行寸法が42尺（1207m）と36尺（10.30m）に達し、寺院官衙施設を除くと最大規模の建物である。ともに梁行寸法が16.5尺と共に通ることに加えて、No.24は木製基壇痕跡と考えている素掘溝を伴うなど、第4群以前の建物とは異なる要素が認められることも、この段階の建物が特異な存在と認識される理由となっている。

なお、第5群の建物については、方向性が一定でないことから、複数の段階に細分することができる。長大なNo.3に伴う収納施設は、これと全く方位が異なるNo.1とNo.2ではなく、調査が及んでいない区域に眠っているものと考える。同様に、No.1とNo.2が属すべき中心的な建物についても、これまでに検出されていないのであろう。No.3との関連も予想される36次掘立007であるが、両者の方位が異なっている点も、第5群を細分可能と見る理由のひとつである。

第5群に注目する最大の理由は、造営尺の尺長が1尺=0.288mで、久米官衙政府³におけるそれと全く共通であるからである。政府の造営尺は1尺=0.2883mを小尺とし、これの5分の6倍の大尺によって建物の配置が決められたことが判明している。第5群の建物方位は定まらず、真北に近い方向を基準とする政府とは異なるものの、共通の造営尺を用いることから、両者は時期的にかなり近接しているのではないかと推測する。この第5群のいずれかの建物が実際に機能している段階で政府が建設されたのではないかと考へ、No.3など第5群の長大な掘立柱建物の主が、久米官衙政府の建設あるいは「誘致」に深く関与した人物であったのではないかと想像するのである。

（6）集落の住人と政府出現の関係

問題の時期は大まかに考えて、6世紀末から7世紀初め頃を中心とする6世紀後葉から7世紀第1四半期の間に納まる可能性が高いと考える。政府の出現を7世紀第2四半期の冒頭と予想することから、これの直前までに当たると理解する。その契機となった事柄として、文献⁴に記載されている伊予国に関する記事を参考にできるのではないかと考えているので、最後に簡単に触れておく。

この時期の伊予に関する数少ない記録として、伊予国風土記逸文に見える聖徳太子による道後温泉来訪の記事のほかに、日本書紀卷第二十二推古天皇十年条に見える來目皇子による新羅征討の記述がある。なお、來目皇子（久米王）は厩戸皇子の弟である。この皇子については、その乳母が久米氏出身者である可能性について言及された論考がある。愛媛大学の松原弘宣氏は、その久米氏が伊予の久米氏である可能性を指摘したうえで、聖徳太子の伊予温泉碑に纏わる伝説が生まれた背景には、太子信仰の広まりに加えて、近親者が將軍として九州へ派遣されたという事実が基になっているのではないかと推測する⁵。遠征の途上、皇子は縁の地に立ち寄ったのではないかとも想像されるのである。

なお、來目皇子の遠征は推古天皇10年（西暦602年）から翌年にかけてのことである。遠征は皇子が筑紫にて急逝したため中止されるが、この時の皇子の年齢は25～28歳くらいであったとみられる。皇子の生年は不明であるが、厩戸皇子をはじめ兄弟との関係上、誕生は敏達天皇5年（西暦576年）頃と想定され、乳母が選ばれたのもその頃と考えられる。これはちょうど、本項で問題にしている期間の初め頃

に該当し、掘立柱建物の第2群から第3群への転換が行われる時期に対応していると推測する。乳母の出仕と第3群の成立は、相前後する時期のことであったのではないかと考える。その後、第4群の時期（6世紀後葉から末頃）を経て、7世紀冒頭までに第5群の建物へ移行する。複数段階の設定が可能とみられる第5群併行段階を6世紀末から7世紀第1四半期いっぱい継続可能とみて、この直後に政府の建設が行われたと想像する。同第2四半期の冒頭、つまり推古朝の最終末に近い時期のことである。

遠征時に来目皇子が伊予に立ち寄り、乳母の出里を訪れたと仮定すると、その訪問先は本項で検討した第5群のNo.3やNo.24（旧表No.17）が似つかわしい。ともに当時の当遺跡群としては最大級の建物で、特にNo.3の場合、中央間を持つ東西7間の長大な構造であることから皇子の御在所である可能性が最も高いのではないかと考える。しかも、2棟の梁行規模がともに共通であるにも関わらず、No.3は3間の設定であることも気にかかる（第3表）。No.24では2間としているのに対して異なった扱いがされているのである（第132集第V章）。これが「天皇正宮の梁行は3間」とする考え方と結びつくのか、あるいは考え過ぎなのか分からぬが、いずれにしてもNo.3の存在は極めて重要であると考える。

以上述べた推論は、来目皇子の乳母の出里を当該区域に展開する古墳時代終末段階のこの集落に求めめるという、大胆な仮説に立脚しているのだが、それでは、当時の久米氏の拠点集落の様子を垣間見たと言えるのかというと、そうではなくさうである。堅穴住居群が代々住居として使用された場所であることは遺構の重複状況から明らかではあるが、周辺のものを含めても一段階当たりの棟数は少ない。掘立柱建物に関しても同様で、倉の数も2棟までである。出土遺物にも見るべきものは無く、鉄器も少ない。久米本家の拠点⁶というよりも、人口密度の低い地区に進出したその傍流の家系や配下の集落ではないかという印象すら受けるのである。このことは、後の久米評の成立や近隣における立評のあり方⁷とも無関係ではないと考えているが、紙面も尽きたので機会を改めて論じることとしたい。

我が国で最も古い地方官衙が登場する直前まで營まれていたこの集落の変遷を検証することによって、6世紀後葉から7世紀第1四半期にかけての社会の変動を想定することが可能で、特に7世紀冒頭における変容のあり様は、小規模なこの集落の中にあって、相当に目立つ形で表れていることが判明した。しかし、この変革の契機が来目皇子に直接関係するものであるか証明することは困難で、今後もここで述べたことは仮説の域を出ることはないと思われる。ただ、推古朝に至って顕在化する社会の変革の動きをいち早く反映したものであることに間違いは無いものと評価し、この延長に政府の出現とその後の立評へと続く久米の歴史の方向性を見出したいと考える。

注

- 橋本 雄一 2009 「久米高畠遺跡－67次・68次調査－」平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書2 松山市文化財調査報告書132 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関等を一部省略）
- これまでの分析結果によると、4主柱構造の堅穴住居で大尺を基準とする可能性があるものは、古墳時代中期後半以降のものに少数認められるが、多くは小尺を用いたものとみられる。その一方で、掘立柱建物は同時期以降、一貫して大尺によっている。ただし、ここで言う大尺とは、後の令制下における「小尺」に相当するもので、当時の中国における常用尺としての大尺に由来するものである。
- 橋本 雄一 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 久米高畠遺跡47次・51次調査 政府の発掘調査1 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会ほか
- 伊予国風土記逸文と日本書紀については、次の文献を参考にした（校注・訳者、省略）。
(日本書紀) 1996 『新編日本古典文学全集』3 日本書紀② 小学館
(風土記) 1997 『新編日本古典文学全集』5 風土記 小学館
- 松原 弘宜 1992 『然田津と古代伊予国』 创風社出版
- 久米地区西部の福音小学校構内遺跡周辺と桑原地区の樽味四反地遺跡周辺が有力な候補地である。
- 日野 尚志 2009 「松山平野における5郡境について」「久米高畠遺跡－1次・7次調査－」 政府の発掘調査2 松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか

第V章　まとめと今後の展望

第1節　寺院関連建物の識別

(1)はじめに

第Ⅲ章第2節において寺院官衙関連の施設について報告した際に、7棟確認された掘立柱建物のうち、東に離れて位置する掘立006に関しては、様々な理由から寺院創建以降に建てられたのではないかと推測した。遺跡群Ⅱ期の区画溝に対して後出すること、造営尺がほかの6棟に比べて短く唐尺の範疇で捉えることが可能であること、建物方位が6棟と異なり来住庵寺の方位に対応していること、さらには、柱穴から官衙の瓦がまとまって出土していることなどが、そのように考える理由である。

以上確認した様々な特徴から、この掘立006の建設年代の上限は、来住庵寺が創建される遺跡群Ⅲ-A期に置くことが可能と考えている。この場合、掘立006がほかの6棟に比べてより伽藍地に近い位置に建てられていることから、官衙の施設ではなく寺院の付属施設である可能性も考えておく必要が生じる。なお、本書にて報告した官衙の区画施設群の中に、来住庵寺創建以降も地割として機能した施設が含まれるとの見通しから、これが寺院地の西限にあたる可能性をかねてより指摘しているところである(『第111集』ほか)。掘立006の建設場所は、この区画施設群から東へ約30m離れていることから、空間的には寺院地内に建てられていると評価することは十分に可能と思われる(第131図)。

久米官衙遺跡群の特徴のひとつとして、7世紀後葉以降に寺院が併設されることをあげることができる。寺院を伴う官衙であることを考える時、掘立006のように伽藍地周辺に建てられた建物を官衙の施設と見るか、あるいは寺院の施設と考えるかの違いは、特に8世紀代の当遺跡群の実態を知る上で重要な視点となると考えることから、以下若干の検討を行うこととした。

伽藍地周辺に展開する多くの建物との関係から掘立006の位置付けを試みるものである。

(2)掘立006の建設位置

問題の掘立006が建てられた場所に関しては、区画施設群のSD001(SA001)との位置関係が重要とみている(第131図)。SD001は、遺跡群Ⅱ期の地割であるSD002のすぐ東に造り替えられた閉塞施設の痕跡と考えている構状の遺構である。SA001と一緒にとなって、遺跡群Ⅱ期の回廊北方官衙西限の堀もしくは生垣を形成する。SD001と掘立006西辺との距離は、およそ28mを測る。双方の方位が若干異なることから一定の数値ではないが、これを仮に96小尺(80大尺)と考えた。なお、この場合のSD001の計測位置は、見かけ上の溝の中軸線ではなく、SD001北部の小穴列と、さらに北のSA001とを結ぶ線の南延長線上に置いた。掘立006の西方の場合、SD001の計測位置は溝幅の中で中央よりも西寄りの地点となる。

両者の距離を96小尺あるいは80大尺と考えたが、この建物の桁行寸法は4間で24尺に復元されるこ



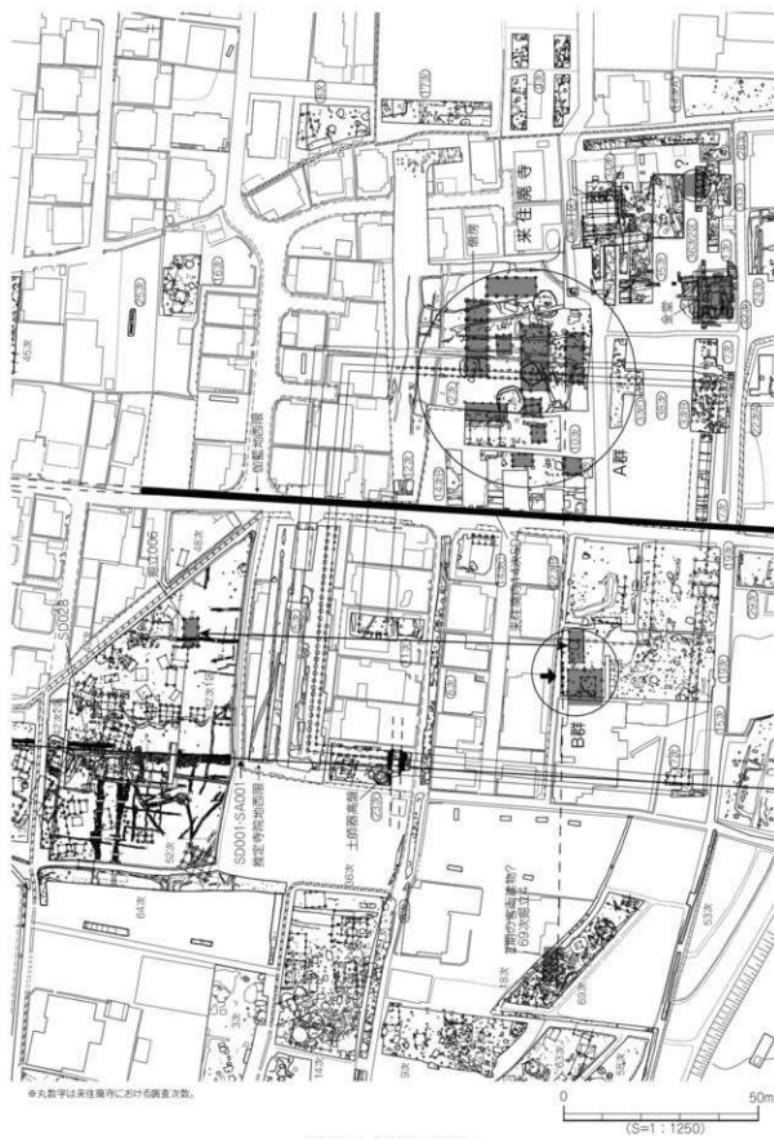
第131図 掘立 006 の位置

とから、建物東辺と S D002との距離は120小尺、つまり、ちょうど100大尺¹に相当するわけである。なお、掘立006の南北の位置については、これの真南約92～103mのところに立地する寺院関連の建物群との関係から決められたのではないかと推測している(第132図のB群)。

(3)周辺の寺院関連建物との関係

掘立006の南方約100m付近に展開する前述の来住庵寺19次調査地²内の建物群は、少なくとも3棟の掘立柱建物と一本柱列1条から構成されることが分かっている。この群を、他から区別してB群と呼ぼう。B群の柱穴の底には、来住庵寺所用の平瓦が礎盤の替わりとして置かれていたことから、寺院関連の建物であることが確実視されている。近年は、回廊状遺構廃絶後に伽藍地西限よりも西に設けられた寺院地に展開する施設であると評価している建物群である。

さらに、来住庵寺僧坊の周辺にこれを含めて合計10棟の建物が分布している。これをA群と呼ぶ。A群については、瓦を礎盤として用いるものと用いないものに区分されることが、1979年刊行の報告書



第132図 寺院関連の建物

『来住庵寺』³において述べられている。これについては、後年、寺院に先行する首長居宅的な施設が重複する結果と捉え、古い段階の一群を指して「来住庵寺下層遺跡」の名称で、寺院官衙の成立過程を説明する論考等⁴にしばしば登場してきた経緯がある。A群については、特に来住庵寺2次⁵の情報が希薄であることから正確な実態を掴むには至っておらず、今後の課題となっているが、前述の名称を用いてこれらの建物を新旧に区分することは、遺跡の実態に照らして適切でない⁶。多くの建物が僧坊や金堂あるいは西のB群と柱筋を揃える様子が読み取れることから、特定の建物だけを抜き出して古い段階に位置付けることは困難で、むしろ伽藍地に展開する寺院の建物と考えの方が、より現実的であると考えられる。また、真北を基準としたA群のあり方は、本書でも主題のひとつとなった官衙出現直前の建物の変遷過程に照らしても整合しない。以上の理由からA群については、基本的に寺院の建物として一括して評価し、僧坊に近接することからB群に対してより中心的な立場にある建物群と考える。

掘立006については、これら2群の建物と方位が共通であること以外には、伽藍地の中心部に比較的近接している程度しか寺院との関連性を裏付ける情報が無い。ただし、伽藍地西限と寺院地西限との間の空間のはば中央に位置することから、南のB群と同様に、伽藍地と寺院地の設定後に建てられた寺院地内の建物と理解するのが現時点での考え方である。

(4)今後の展望

掘立006の位置が大尺の考え方に基づいて決定された可能性があることを指摘したが、これは、この建物が建設された具体的な時期の参考になるとを考えている。小尺と大尺が併用され、距離を計測する際に大尺が用いられるのは、和銅6年(西暦713年)頃までとされていることから、掘立006はそれ以前に建てられたと判断される。来住庵寺の造営、すなわち回廊状構造に代表される遺跡群II期の遺構群の廃絶は、7世紀後葉には始まるものとみられることから、寺院創建当初の施設は大尺を基に位置決定が行われた可能性が高い。大尺と小尺の使い分けの件は、今後、寺院周辺の建物を再評価する際に有効な視点になるのではないかと期待している。

今後、来住庵寺の僧坊周辺に展開するA群を再検討する際には、柱通りの状況や方位に加えて、互いの距離にも注意を払っていく必要がある。前述の通り、来住庵寺2次調査における新たな情報の積み上げは困難な状況にあるが、建物相互の位置関係に留意することによって、ある程度の景観復元が可能ではないかと期待している。伽藍地ないし寺院地の建物の所属を明確にすることが、今後、寺院が併設された地方官衙としての久米官衙遺跡群(Ⅲ期)を考える上で重要なことと認識している。

注

- 1 5棟並びの建物群における位置決定の方法とよく似ている(p.78)。基準線から大尺で一定距離をとって建物の壁の位置を決め、そこから逆向きに平行寸法の距離を設定している。
- 2 宮内 信一 1996 「来住庵寺 - 第19次調査 -」松山市文化財調査報告書56 松山市教育委員会ほか
- 3 小笠原好幸 1979 「来住庵寺」松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化協会
- 4 近年では次の文献で言及されている。
広瀬 和雄 1992 「VI.飛鳥・奈良時代 6.住居と集落」[図解・日本の人類遺跡]日本第四紀学会(小野 昭／春成 秀爾／小田 静夫)編 東京大学出版会
- 5 前掲注3文献参照。
- 6 前掲注3文献の図版9～12や、「第III集」の図版3に示す通り、当該区域の遺跡は極めて浅いところで検出される。厚さ17～20cm程度の現代の耕作土層を剥がすと、遺物包含層と呼べる土層は厚くても15cmほどしか存在しない。しかも包含層は多くの場合、水田耕作による土壤化の影響を強く受けており、その上面や掘り下げ途中での古代以前に遡る遺構の検出は極めて困難である。したがって当遺跡では、通常、上層や下層の区分を行うことはない。

第2節 弥生時代から古墳時代前期の高床倉庫

(1)はじめに

從来から弥生時代中期中葉頃から古墳時代前期頃の高床の倉と考えてきた4主柱あるいは6主柱構造の掘立柱建物について、本書にて報告する際には、個々の建物から割り出した造営尺の寸法に着目し、時期推定のための判断基準のひとつとして活用している。これは、第132集¹にて初めて分析手法を説明し、その後も第135²、136³、139⁴、142集⁵にて継続的に検討を行ってきた着眼点である。

各建物で使用された造営尺は、実際には、ある程度の誤差を含んでいるものと考えられる。したがって、1尺あたり1mm程度の僅かな寸法差をもって先後関係の絶対的指標とすることには無理があると言わざるを得ない。しかしながら、建物構造など複数の属性と組み合わせて評価する過程で、建物の新旧を区別する指標として十分に活用できる見通しが得られたと判断するに至ったことから、本書を締めくくるにあたって検証を行うこととした。

(2)造営尺を基準とした建物の分類

分析は、建物規模を概ね特定することができた14棟を対象とした(第5表)。なお、最下段のNo14(掘立031)については、所属時期が古墳時代中期頃まで下る可能性があるため、今回の分析対象から外すことにした。これについては、13棟に後続する段階の造営尺が抽出されていることから、4世紀から5世紀代の倉を考える際に重要な視点となるものと理解しているが、機会を改めて論じることとしたい。

14棟の造営尺を尺長の昇順に示し、各建物に仮の通し番号を付けた(第5表)。時期は目安である。

この中で、No5とNo6との間に大きな画期を見出したものと考えている。ちょうど尺長が20cmの大台に乗る頃である。ちなみにここで言う尺長とは、中国歴代王朝における実用尺としての大尺の6分の5の寸法のもので、唐代に知られている小尺の考え方には該当するものである。大尺と小尺の使い分けが何

No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一辺長の比率	造営尺(m)	床面積(m ²)	柱穴	上限時期	挿図番号
1	掘立024	4.03※	1.92	21:10	0.192	7.7	円形	前3C末~	103
2	掘立009	3.87※	1.74	20:9	0.198	6.7	方形	前3C末~	102
3	掘立037	3.53※	1.79	18:9(2:1)	0.196	6.3	円形	紀元前後~	104
4	掘立025	4.73※	2.17	24:11	0.197	10.3	円形	紀元前後~	100
5	掘立026	4.76※	1.97	24:10(12:5)	0.198	9.4	円形	紀元前後~	99
6	掘立029	3.22	1.93	16:9(5:3)	0.201	6.2	円形	3C前葉~	97
7	掘立034	3.21	1.77	16:8.8(20:11)	0.201	5.7	円形	3C前葉~	104
8	掘立036	2.32	1.61	11.5:8(23:16)	0.202	3.7	円形	3C前葉~	104
9	掘立018	4.07	1.90	20:9.5(40:19)	0.202	7.7	円形	3C前葉~	95
10	掘立011	4.06	1.83	20:9	0.203	7.4	円形	3C中葉~	96
11	掘立023	4.28	1.94	21:9.45(20:9)	0.204	8.3	円形	3C中葉~	94
12	掘立030	3.31	1.49	16:7.2(20:9)	0.207	4.9	円形	3C後葉~	92
13	掘立022	4.14	2.07	20:10(2:1)	0.207	8.6	円形	3C後葉~	93
14	掘立031	4.19※	2.93	20:14(10:7)	0.209	12.3	円形	5C中葉~	91

※立028、032、035、036、038について、規模が確定できなかったため分析対象から除外した。

本図の6棟は桁行1間の4主柱+2添柱構造もしくは桁行2間の6主柱構造の建物。

No1. 2. 3とNo14は南北棟。このほかは東西棟ないし斜め方向に建てられた建物。

第5表 4主柱・6主柱構造の倉

時まで遡るのか、あるいは、我が国においてどのような経緯で受け入れられたものであるのか、その詳細は未だ明らかになっていないが、これまで一連の検討の際に、便宜上、小尺と呼んできたものである。

注目されるのは、画期と認定した1小尺=0.200mの前と後では、建物の構造や方位に大きな違いが認められる点である(第5表)。No.1~3は、本書にて初めて認定された南北棟で、非常に目立つ存在の建物である。また、※印を付したNo.1~5の5棟については、4主柱構造の平側に添柱柱穴が確認されるものか、添柱柱穴の規模が大きく6主柱構造と呼べる可能性のある建物である。これらの建物の造営尺はいずれも20cmに達しておらず、より古い段階のものであると判断した。さらにこの5棟を詳しく見ると、梁行の寸法がいずれの場合も整数となっており、桁行に対して比率で決定されるため寸単位の寸法に決められることが多い表下半のNo.6~13の状況とは全く異なっている(第5表)。

このように、造営尺の長短に加えて建物の構造等、様々な点において第5表のNo.5とNo.6との間に画期を認定可能と判断するに至った。なお、中国における研究によって、1大尺=0.240m(1小尺=0.200m)に達するのは後漢末期から三国魏の頃と推定されることから、本節では小尺が20cm以下の時期を秦漢併行段階、20cmを確實に超える時期を魏晋併行段階以降に大別して話を進める。

(3) 桁行長を基準とした建物の分類

次に、建物の桁行寸法のメートル法による実長に着目した(第6表)。

桁行寸法を基にして各建物を降順に示すと、大きく5つのグループに区分することができた。まず、No.5とNo.4から成る秦漢併行段階の大型の建物。これに次ぐ規模の4棟は、魏晋併行段階以降に分類されたものの中では大型の部類である(No.11、No.13、No.9、No.10)。さらに、秦漢併行段階で小型に分類される南北棟の3棟(No.1~No.3)。つづくNo.12、No.6、No.7の3棟は、魏晋併行段階以降では小型の建物で、また、No.8の掘立036については、同段階の極小建物として区別した。

以上、5つのグループへの区分はメートル法による桁行の実長を基にしているが、構造上の特徴や方位といった分析視点からも、分類の妥当性を合理的に説明することができる(第133図)。構造等の微細な違いを明確にすることはできただけなく、各時期ごとに大型と小型の使い分けがされた形跡を読み取ることができたと評価している。

No	遺構名称	桁行(m)	梁行(m)	一边長の比率	造営尺(m)	床面積(m ²)	柱穴	上限時期	排図番号
5	掘立026	4.76*	1.97	24:10 (12:5)	0.198	9.4	円形	紀元前後~	99
4	掘立025	4.73*	2.17	24:11	0.197	10.3	円形	紀元前後~	100
11	掘立023	4.28	1.94	21:9.45 (20:9)	0.204	8.3	円形	3C中葉~	94
12	掘立022	4.14	2.07	20:10 (2:1)	0.201	8.6	円形	3C後葉~	93
3	掘立018	4.07	1.90	20:9.5 (40:19)	0.202	7.7	円形	3C前葉~	95
10	掘立011	4.06	1.83	20:9	0.203	7.4	円形	3C中葉~	96
	掘立024	4.03*	1.92	21:10	0.199	7.7	円形	前3C末~	103
	掘立009	3.87*	1.74	20:9	0.193	6.7	方形	前3C末~	102
3	掘立037	3.53*	1.79	18:9 (2:1)	0.196	6.3	円形	紀元前後~	104
	掘立030	3.31	1.49	16:7.2 (20:9)	0.207	4.9	円形	3C後葉~	92
5	掘立029	3.22	1.93	16:9.6 (5:3)	0.201	6.2	円形	3C前葉~	97
7	掘立034	3.21	1.77	16:8.8 (20:11)	0.201	5.7	円形	3C前葉~	104
3	掘立036	2.32	1.61	11.5:8 (23:16)	0.202	3.7	円形	3C前葉~	104

掘立029、032、035、036、039については、規模が確定できないため分類対象から除外した。

※印の5棟は桁行1棟の4主柱+2添柱構造もしくは桁行2棟の6主柱構造の建物である。

No.1、2、3は南北棟、このほかは東西棟ないし斜め方向に建てられた建物。

第6表 桁行規模の違いによる倉の分類



第133図 高床倉庫の分布

(4) 弥生時代前期後半頃の建物の事例

平成21年刊行の報告書にて、久米高畠遺跡1次調査地の掘立031を、尺長の短さを理由として前漢併行段階の建物ではないかと推測した経緯がある(『第136集』p.54 第33図)。桁行2.9m、梁行2.1m⁶を測るこの建物について、一辺長の比を15:11と考え、造営尺を1小尺=0.191~0.193m程度に復元している。本書で扱った建物の場合も同様、通常はこれらの建物から年代がわかる遺物が出土することは稀である。ところがこの建物から、2点の弥生時代前期後半の土器が出土していることから、短い造営尺が当該期のある時点で用いられたものと考えた。前期末中期初頭頃のものと報告したこれらの土器については、前期末を除く前期後半に位置付けを修正する必要があると判断しているのだが、この建物から抽出された0.192m前後の秦漢併行段階でも短めの造営尺が関係する可能性を指摘した点については、特にNa1とNa2を評価する上で重要と考えている。

(5) 今後の展望

今回、秦漢併行段階という漠然とした位置付けを行った5棟のうち、1小尺=0.196~0.198m程度の3棟については後漢の制度を反映しているものと判断し、弥生時代中期・紀元前後を上限とする新しい段階に置く。一方、尺長が短いNa1とNa2については、1大尺=0.233m(1小尺=0.194m)程度とされる前漢の制度か、場合によると秦代あるいは戦国末期に遡ってその起源を考える必要があると考える。前項で例示した久米高畠1次の掘立031についても、これと同様の評価が可能と考えている。

なお、從来、松山周辺でこの種の建物が出現するのは、中期でも中頃以降のことと考えられてきた。それ以前は、平面形状が長方形や円形の穴蔵に簡単な屋根を架けた収納施設が主流で、これに前期末から中期初頭頃の土器が伴うものと理解されてきた。ところが、弥生前期後半にまで遡る可能性を指摘できる建物を見出したことから、今後は穴蔵を中心とする弥生時代前期の遺構にも注意を払う必要が生じたと認識している。『第139集』にて報告した樽味四反地遺跡17次調査のSK001⁷は好事例である。

造営尺による分析の対象となる時期が、從来想定した以上に古い時期に遡る可能性が出てきたと考える。将来的に、弥生時代前期の具体的な暦年代を検討する際に、造営尺の視点に立った考え方方が有効に機能するのではないかと期待している。我が国における「ものさし」の登場とその後の変遷の背景に、漢や秦、あるいはそれ以前の諸王朝⁸の興亡の歴史が反映されている可能性を検討したい。造営尺に着目することは、弥生時代のはじまりの問題を考える上でも十分に有効な視点と理解している。

注

- 橋本 雄一 2009 『久米高畠遺跡-67次・68次調査-』平成18年度国庫補助市内遺跡発掘調査報告書2 松山市文化財調査報告書132 松山市教育委員会ほか(※以下、松山市関係は発行機関等を一部省略)
 - 橋本 雄一 2009 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』3 久米高畠遺跡47次・51次調査 政府の発掘調査1 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会ほか
 - 橋本 雄一 2009 『久米高畠遺跡-1次・7次調査-』松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
 - 橋本 雄一 2010 『樽味四反地遺跡-17次・18次調査-』松山市文化財調査報告書139 松山市教育委員会ほか
 - 橋本 雄一 2010 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』4 来住庵寺22次調査A地区・24次・29次・30次・31次調査 松山市文化財調査報告書142 松山市教育委員会ほか
- 6 前掲注3文献では梁行2.0mと報告したが訂正する。掲載図面を正確に測ると2.1m弱となる。
- 7 2主柱間寸法は0.96m。「前漢時代の小尺に該当する1尺=0.192m」で5尺と考えた。前掲注4文献参照。
- 8 前掲注5文献にて、来住庵寺31次掘立001から抽出された1小尺=0.180mという尺度の起源が、紀元前4世紀後半頃の戦国楚国に求め得るのではないかとの見解を述べた。包山楚簡の寸法から、紀元前316年頃の楚国の大尺が、0.219m(1小尺=0.183m)である可能性を提示している。今後、春秋・戦国時代の各王朝の動向が鍵になるとみる。



写真図版

写真図版データ

1. 遺構は、主な状況については、 4×5 判や 6×7 判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35mm判で補足している。一部の撮影には建築用の足場を使用した。

使用機材：

カ メ ラ	トヨフィールド 45A	レ ン ズ	スーパー・アンギュロン 90mm他
	アサヒペンタックス 67		ペンタックス 67 55mm他
	ニコンニュー FM 2		ズームニッコール 28 ~ 85mm他
フ イ ル ム	白 黒 ネオパン SS・アクロス		
	カ ラー アスティア 100 F		

2. 遺物は、 4×5 判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

カ メ ラ	トヨビュ- 45G
レ ン ズ	ジンマー S 240mmF 5.6 他
ス ト ロ ボ	コメット /CA32・CB2400
ス タ ン ド 等	トヨ無影撮影台・ウェイトスタンド 101
フ イ ル ム	ネオパンアクロス

3. 単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材：

引 伸 機	ラッキー 45MD・90MS
レ ン ズ	エル・ニッコール 135mm F5.6A・50mm F2.8N
印 画 紙	イルフォードマルチグレードIV RC ペーパー

4. 製 版：写真図版 175 線

印 刷：オフセット印刷

用 紙：三菱製紙株式会社 ニューVマット 76.5kg（巻頭カラーには 93.5kg を使用）

製 本：針金平綴じ

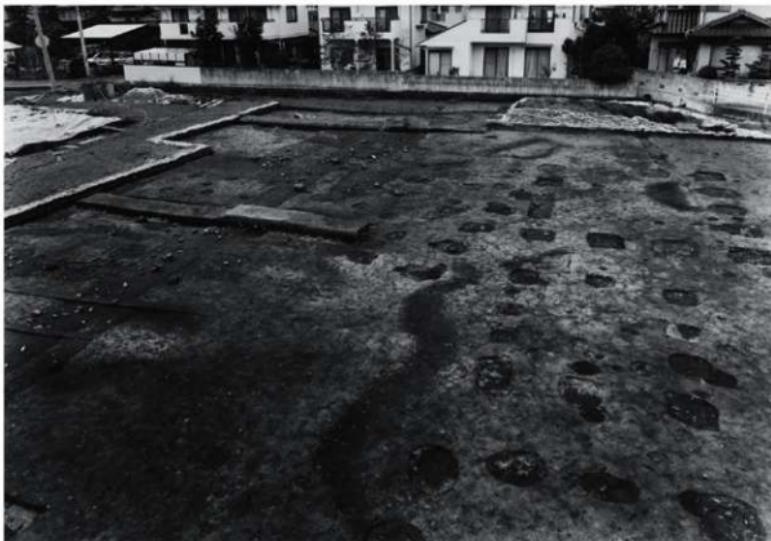
【文献】『埋文写真研究』vol1 ~ 19・『報告書制作ガイド』

〔大西 朋子〕

写真図版1 各調査地全景



1 49次全景（南西より）



2 49次西部の官衙施設（南より）

写真図版2 各調査地全景



1 52次全景（北より）

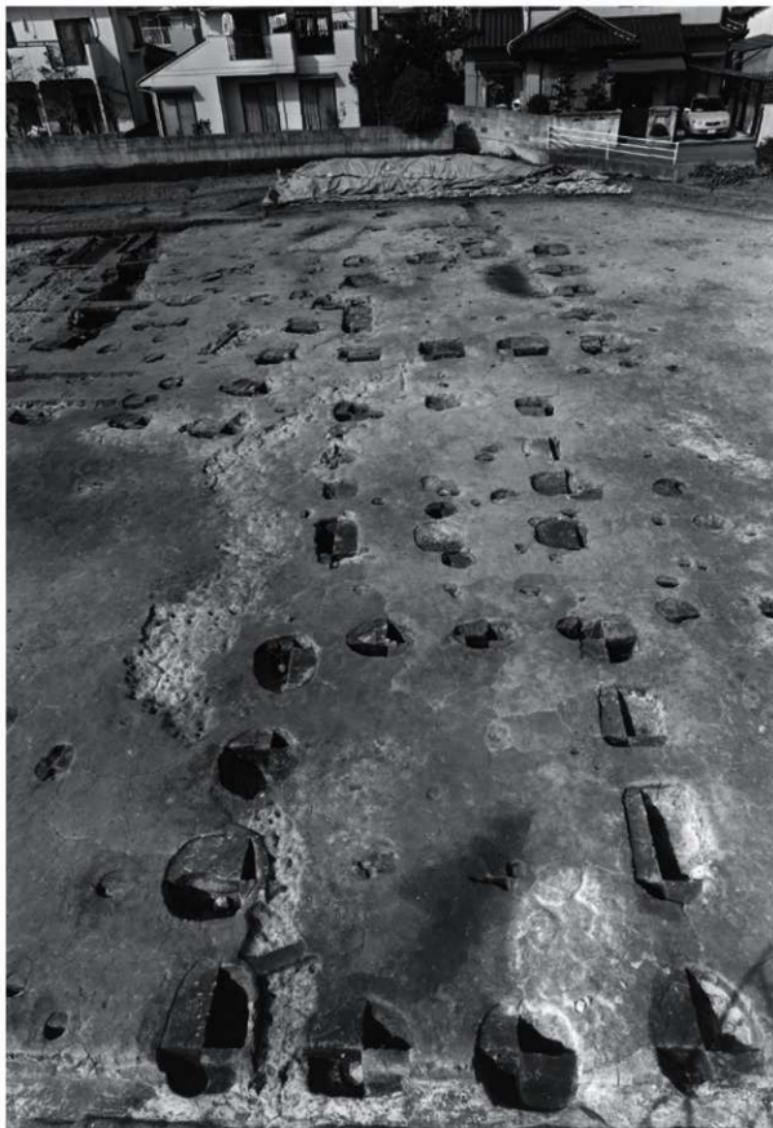


2 42次全景（西より）



3 48次全景（南東より）

写真図版3 官街の建物



1 回廊北方官街の建物群 (49次・南より)

写真図版 4 官衙の建物



1 掘立 001～003 (49次・北東より)



2 掘立 001 の柱抜き取り状況 (49次・東北東より)

写真図版5 宮衙の建物



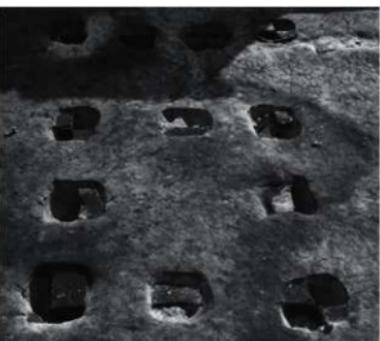
1 挖立 002・003 (49次・北東より)



2 挖立 003 (49次・南より)



3 宮衙の建物と区画施設 (42次・北東より)



4 挖立 004 (42次・北より)



5 挖立 007 (52次・東より)



6 挖立 006 (42次・北より)

写真図版 6 挖立柱建物の柱穴



1 挖立 001・P 7 柱抜き取り穴と瓦片 (49次)



2 挖立 001・P 13 の布掘り柱穴 (49次)



3 挖立 001・P 9 柱抜き取り穴の断面 (49次)



4 挖立 002・P 8 の掘り直し (49次)



5 挖立 005・P 5 柱痕跡 (42次)



6 挖立 020・P 7 柱抜き取り穴と円碟 (49次)

写真図版7 遺跡群Ⅲ期の区画溝



1 SD 028 における遺物出土状況 (49次・北より)

写真図版 8 遺跡群Ⅲ期の区画溝



1 SD 028 と官衙の区画施設群 (49次・北東より)



2 SD 028 瓦出土状況 (49次・北より)

写真図版9 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画溝



1 区画施設群の工具痕跡 (42次・北より)

写真図版 10 遺跡群Ⅱ～Ⅲ期の区画溝



1 2条平行の浅い溝（52次・東より）



2 区画溝東端のSK 008（49次・南西より）



3 遺跡群Ⅱ期の区画施設群（49次・北西より）



4 宮衙の小溝群と掘立 008（52次・北より）



5 瓦の出土状況（49次・南南西より）



6 SD 001 の小穴列（49次・北より）

写真図版 11 穫穴住居址群



1 穫穴住居址群の全景
(42次2区・南東より)

2 西周壁溝の重複状況
(42次2区・南西より)

3 貼床の切り合い関係
(42次2区・北より)

写真図版 12 宮衙出現直前の建物



1 掘立 020 とその周辺 (49 次・西北西より)



2 低地部における掘立 021 (52 次・北東より)

写真図版 13 官衙出現直前の建物



1 挖立 008 検出状況 (52 次・南南東より)



2 挖立 017 (左手前) と S B 013 (中央右上) (49 次・北西より)

写真図版 14 そのほかの遺構



1 掘立 030 と掘立 014 南東角 (52 次・北より)



2 掘立 025 と SK 003 (49 次・北西より)



3 南西部の溝と土坑 (52 次・北東より)



4 SK 020 (52 次・北東より)



5 SK 004 遺物出土状況 (49 次・南東より)



6 SK 002 遺物出土状況 (42 次・北西より)



1 単弁十葉蓮華文軒丸瓦とその細部（子葉・厚みのある瓦当部・カキ目と内側の僅かな粘土充填による接合状況）

写真図版 16 出土遺物



55

56



56

55



57



98



77



50

1 三重弧文軒平瓦と丸平瓦の細部（軒平瓦の頭の剥がれ、細かな叩き目と2種類の叩き目の共存・木骨痕・布縫じ痕）

写真図版 17 出土遺物



1 宮衙の遺物（上段）と古墳時代の遺物（下段）（赤色塗彩土師器・須恵器坏・在地産暗文土師器片ほか）

写真図版 18 出土遺物



1 石 器（石戈軒用矢柄研磨器・有舌尖頭器・ナイフ形石器）

報告書抄録

松山市文化財調査報告書 第149集

史跡久米官衙遺跡群 調査報告書5

久米高畠遺跡

42次・48次・49次・52次調査

平成23年3月25日発行

発行 松山市教育委員会

〒790-0003 松山市三番町6丁目6-1

TEL (089) 948-6605

編集 財團法人松山市文化・スポーツ振興財團

埋蔵文化財センター

〒791-8032 松山市南窟院町乙67-6

TEL (089) 923-6363

印刷 岡田印刷株式会社

〒790-0012 松山市湊町7丁目1-8

TEL (089) 941-9111

